【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年４月30日
【発行者名】	ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ （UBS Asset Management（Europe）S.A.）
【代表者の役職氏名】	メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード ジェフリー・ラヘイ（Geoffrey Lahaye） メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード オリヴァー・アンベール（Olivier Humbert）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ－1855、 J.F.ケネディ通り33Ａ番 （33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　大西　信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士　大西　信治 弁護士　白川　剛士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド
（UBS（Lux）Money Market Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド
－スイス・フラン
　クラスＰ－ａｃｃ受益証券　19億スイス・フラン（約3,806億円）
－ユーロ
　クラスＰ－ａｃｃ受益証券　18億ユーロ（約3,300億円）
－英ポンド
　クラスＰ－ａｃｃ受益証券　15億英ポンド（約3,176億円）
－米ドル
　クラスＰ－ａｃｃ受益証券　20億米ドル（約3,073億円）
　クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券
　　26億カナダドル（約2,956億円）
をそれぞれ上限とします。

（注）円貨換算は、2026年１月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１スイス・フラン＝200.31円、１ユーロ＝183.36円、１英ポンド＝211.74円、１米ドル＝153.66円および１カナダドル＝113.68円）によります。

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド（UBS（Lux）Money Market Fund）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券＊。

ファンドは、現在、

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

の４個のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドです（以下、各サブ・ファンドを「サブ・ファンド」といいます。）。

なお、本書において届出の対象としているのは、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンドおよびＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルのクラスＰ－ａｃｃ受益証券ならびにＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルのクラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券（以下、各受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）です。

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（UBS Asset Management（Europe）S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

（注１）名称の一部に「Ｐ」を含むクラスの受益証券は、すべての投資家に提供されます。
名称に「－ａｃｃ」を含むクラスの受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行いません。

（注２）名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨と異なる参照通貨建てのクラスの受益証券（以下「外貨建クラス受益証券」といいます。）については、サブ・ファンドの会計通貨に対して参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行います。この為替取引は、外貨建クラス受益証券の純資産総額の95%から105%の間とします。ポートフォリオの時価ならびに外貨建クラス受益証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が上記の制限を一時的に超える場合があります。管理会社および投資運用会社は、為替取引を上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じます。上記の為替取引は、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えません。

＊　受益証券は、記名式受益証券のみが発行されます。これは、ファンドの投資家の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの投資主名簿における各投資家の記載に基づくことを意味します。

（３）【発行（売出）価額の総額】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド

－スイス・フラン

クラスＰ－ａｃｃ受益証券　19億スイス・フラン（約3,806億円）

－ユーロ

クラスＰ－ａｃｃ受益証券　18億ユーロ（約3,300億円）

－英ポンド

クラスＰ－ａｃｃ受益証券　15億英ポンド（約3,176億円）

－米ドル

クラスＰ－ａｃｃ受益証券　20億米ドル（約3,073億円）

クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券　26億カナダドル（約2,956億円）

をそれぞれ上限とします。

（注１）円貨換算は、2026年１月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１スイス・フラン＝200.31円、１ユーロ＝183.36円、１英ポンド＝211.74円、１米ドル＝153.66円および１カナダドル＝113.68円）によります。以下、別段の記載がない限り、円金額表示はすべてこれによります。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されますが、ファンド証券は、各サブ・ファンドの基準通貨建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各サブ・ファンドの基準通貨をもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

購入の申込みが営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（以下「締切時間」といいます。）までにノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ（Northern Trust Global Services SE）（以下「管理事務代行会社」という。）に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

（注１）「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいいます。ただし、１月２日、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および／またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。
「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日です。

（注２）発行価格は、下記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

原則として１口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けます。ただし、日本における販売会社（以下に定義します。）は、これと異なる取扱いをする場合があります。詳細については後記「（８）申込取扱場所」にご照会下さい。

（７）【申込期間】

2026年５月１日（金曜日）から2027年４月30日（金曜日）まで

原則として、営業日で、また日本における販売会社（以下に定義します。）および販売取扱会社（以下に定義します。）の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に申込みの取扱いが行われます。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込受付時間は午後４時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）など、後記「（９）払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（後記「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。）において申込みを受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
電話番号　03－5293－3100
ホームページ・アドレス　https://www.ubs-sumitrust.com/
（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」ということがあります。）

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での４営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとします。

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算してファンドの４営業日目（以下「払込日」といいます。）に保管受託銀行であるＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金

申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

① 販売会社は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド受益証券の販売を行います。

② 本書に記載されるとおり、日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぎます。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいいます。

③ 管理会社は、ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS SuMi TRUSTをファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、各サブ・ファンドの各受益証券の表示通貨と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできます。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるＵＢＳヨーロッパＳＥルクセンブルグ支店のファンド口座に基準通貨で払い込まれます。

（ニ）日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除きます。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して、各申込日の翌営業日に計算される発行価格（受益証券１口当たりの純資産価格に、販売会社のための純資産価格の最大３％の発行手数料を加算した額に基づきます。）でファンド証券の販売が行われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド（UBS（Lux）Money Market Fund）（以下「ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）の規定に基づき、ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（UBS Asset Management（Europe）S.A.）（以下「管理会社」といいます。）および保管受託銀行であるＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」といいます。）との間の契約（以下「約款」といいます。）（注１）によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型（契約型）投資信託です。ファンドのサブ・ファンド（注２）であるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンドおよびＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルのクラスＰ－ａｃｃ受益証券ならびにＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルのクラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券（以下、各サブ・ファンドを「サブ・ファンド」といい、各受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）（注３）は、管理会社により、いつでもその時の純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、またファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で約款に従い買い戻される仕組みとなっています。

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドです。ファンドは、現在、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドーユーロ、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンドおよびＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルの４個のサブ・ファンドで構成されています。管理会社は、随時、他のサブ・ファンドを追加設定することができます。

ファンドは、投資された資金の価値を維持し、市場金利に沿って価値を高めることを主な投資目的とします。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができます。

（注１）「約款」は、受益証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものです。

（注２）ファンドのサブ・ファンドであるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドルは、2026年２月20日にＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルに併合されました。

（注３）サブ・ファンドには上記以外の受益証券も存在し、そのうち、米ドルのクラスF-acc受益証券およびクラス（豪ドル・ヘッジ）P-acc受益証券は日本で販売されていますが、以下、サブ・ファンドについて「ファンド証券」または「受益証券」というときは、上記の受益証券を指すものとします。

（２）【ファンドの沿革】

1988年８月25日	ファンドの管理会社であったイントラグ・インターナショナル・マネー・マーケット・インベスト（カンパニー・フォー・ファンド・マネジメント）エス・エイの設立
1988年10月20日	ファンド約款締結
1988年11月21日	ファンドの運用開始
1998年10月１日	イントラグ・インターナショナル・マネー・マーケット・インベスト（カンパニー・フォー・ファンド・マネジメント）エス・エイからＵＢＳマネー・マーケット・インベスト・マネジメント・カンパニー・エス・エイへファンドの管理会社としての機能の承継
1999年５月１日	ＵＢＳマネー・マーケット・インベスト・マネジメント・カンパニー・エス・エイの名称をＵＢＳマネー・マーケット・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更 ファンド約款変更
1999年10月８日	ファンド約款変更
2000年７月１日	ファンド約款変更
2001年３月30日	ファンド約款変更
2002年10月31日	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－日本円解散
2004年２月23日	ファンド約款変更
2009年11月６日	ファンド約款変更
2010年９月15日	ＵＢＳマネー・マーケット・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへファンドの管理会社としての機能の承継 ファンド約款変更
2011年12月20日	ファンド約款変更
2012年８月１日	ファンド約款変更
2015年２月13日	ファンド約款変更
2016年７月６日	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－カナダ・ドルをＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルに併合
2016年８月４日	ファンド約款変更
2017年５月26日	ファンド約款変更
2018年９月12日	ファンド約款変更
2019年３月20日	ファンド約款変更
2022年６月10日	ファンド約款変更
2026年２月20日	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドルをＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルに併合

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

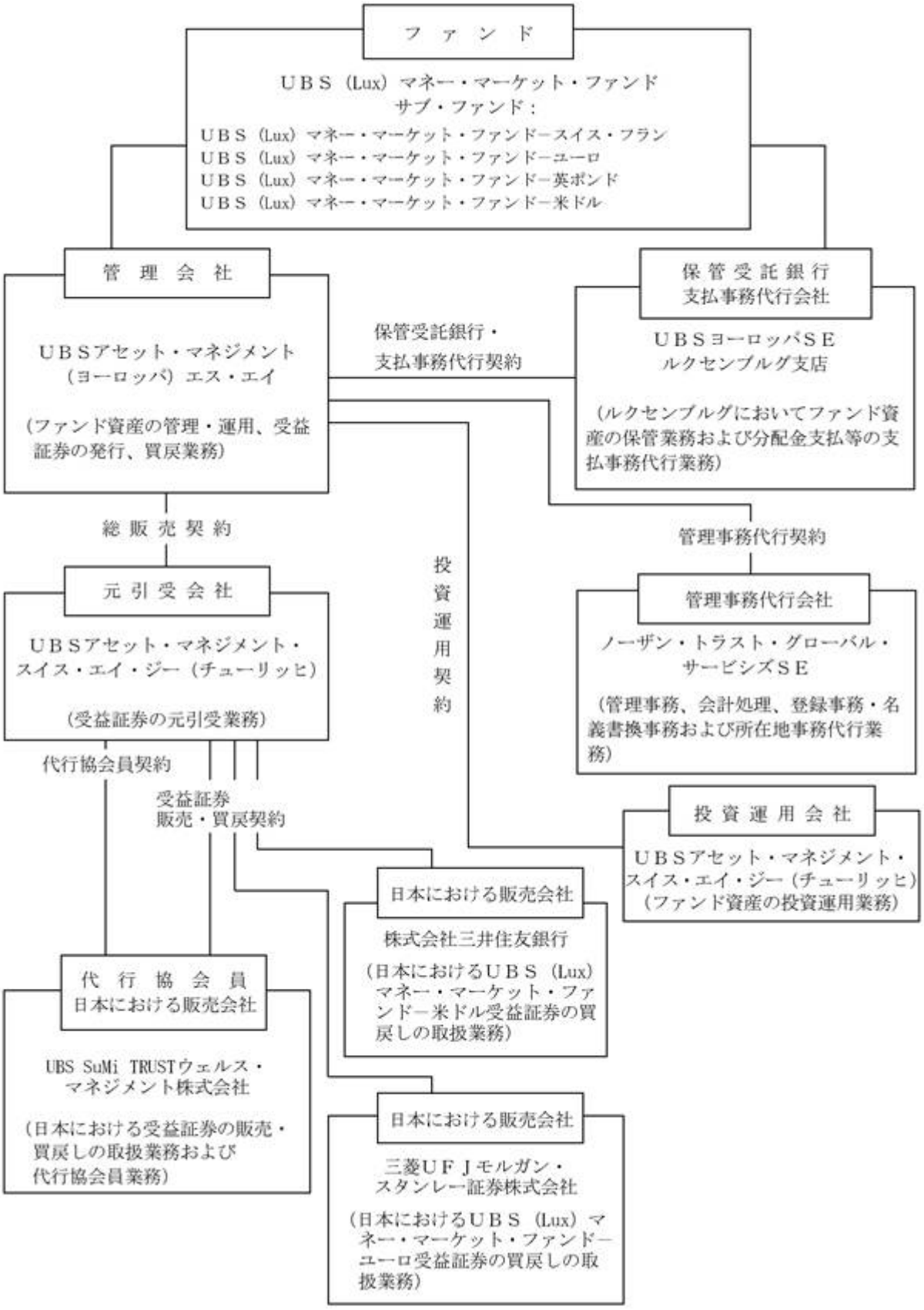

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会社名	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（UBS Asset Management（Europe）S.A.）	管理会社	2022年５月23日付（2022年６月10日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行、買戻業務について規定しています。
ＵＢＳヨーロッパＳＥルクセンブルグ支店（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行 支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管受託銀行・支払事務代行契約（注１）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務代行業務について規定しています。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ（Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	2017年10月１日付で管理会社との間で管理事務代行契約（注２）を締結。ファンド証券の登録事務・名義書換事務、所在地事務および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務について規定しています。
ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約（注３）を締結（2014年７月22日効力発生）（改訂済）。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。
	元引受会社	2014年８月22日付で管理会社との間で総販売契約を締結。ファンド証券の元引受業務について規定しています。
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員	2003年７月１日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注４）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 株式会社三井住友銀行（注６） 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（注６）	日本における販売会社	2001年３月16日付でUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（2009年10月19日付改訂契約により改訂済）（注５）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻業務について規定しています。

		1998年12月１日付で株式会社三井住友銀行と元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（2001年２月15日付改訂契約により改訂済）（注５）を締結。日本におけるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル受益証券の販売・買戻業務について規定しています。 2001年４月20日付で三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社と元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（注５）を締結。日本におけるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ受益証券の販売・買戻業務について規定しています。

（注１）保管受託銀行・支払事務代行契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行および支払事務代行会社が、ファンド資産の保管業務および支払事務代行業務を行うことを約する契約です。
（注２）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された代行会社が、ファンドのための集中管理事務代行機関として行為することを約する契約です。
（注３）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドの資産運用業務を行うことを約する契約です。
（注４）代行協会員契約とは、元引受会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約です。
（注５）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で元引受会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
（注６）株式会社三井住友銀行は、日本におけるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル受益証券の買戻し業務を行います。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、日本におけるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ受益証券の買戻し業務を行います。

③　管理会社の概要

（ｉ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年７月１日に設立されました。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

（ⅱ）事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（ＵＣＩ）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年７月12日法（以下「2013年法」といいます。）の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（ＡＩＦ）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該ＵＣＩまたはＡＩＦの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することです。

（ⅲ）資本金の額

株式資本の13,746千ユーロ（約25億2,047万円）は、１株2,000ユーロ（約366,720円）の株式6,873株によって表象されます。2026年２月末日現在、全ての株式は全額払込済みです。

（ⅳ）会社の沿革

2010年７月１日に設立。

2024年10月１日にＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイに名称変更。

（ｖ）大株主の状況

（2026年２月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ＵＢＳアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス、チューリッヒＣＨ－8001、バンホフストラス45	6,873株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ｉ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは、2010年法、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「ＣＳＳＦ」といいます。）の通達等の規則に従っています。

（ii）準拠法の内容

①　民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体です。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有します。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っています。

②　2010年法

（イ）2010年法は、５つのパートから構成されています。

パートⅠ　ＵＣＩＴＳ（以下「パートⅠ」といいます。）
パートⅡ　その他のＵＣＩ（以下「パートⅡ」といいます。）
パートⅢ　外国のＵＣＩ（以下「パートⅢ」といいます。）
パートⅣ　管理会社（以下「パートⅣ」といいます。）
パートⅤ　ＵＣＩＴＳおよびその他のＵＣＩに適用される一般規定（以下「パートⅤ」といいます。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（ＵＣＩＴＳ）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（ＵＣＩ）を区分して取り扱っています。2010年法パートⅡに基づくＵＣＩは、2013年法に規定するＡＩＦとしての資格を有するのに対して、ＵＣＩＴＳは、2013年法の範囲から除外されています。

（ロ）欧州連合（以下「ＥＵ」といいます。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートⅠファンド」といいます。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のＥＵ加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

（ハ）2010年法第２条第２項は、同法第３条に従い、パートⅠファンドとみなされるファンドを、以下のように定義しています。

－　公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第１項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
－　その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのＵＣＩＴＳの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされます。）。

（ニ）2010年法第３条は、同法第２条第２項のＵＣＩＴＳの定義に該当しますが、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙しています。

ａ）クローズド・エンド型のＵＣＩＴＳ

ｂ）ＥＵまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するＵＣＩＴＳ

ｃ）約款または設立文書に基づき、ＥＵ加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるＵＣＩＴＳ

ｄ）2010年法第５章によりパートＩファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとＣＳＳＦが判断する種類のＵＣＩＴＳ

（ホ）上記ｄ）の分類は、2003年１月22日付ＣＳＳＦ通達03／88（投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」といいます。）に関連して示達されたものですが、2010年法に関しても有効です。）によって予め以下のとおり定義されています。

ａ）2002年法第41条第１項（現在は2010年法第41条第１項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

ｂ）純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味します。

ｃ）投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」といいます。）

ｄ）複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパートＩ（現在は2010年法のパートＩ）の条項を充足していない投資信託

（ヘ）2010年法は、他の条項と共にＵＣＩＴＳの投資方針および投資制限について特別の要件を規定していますが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートＩファンドおよびパートⅡファンドのいずれについても同じです。

投資信託には以下の形態があります。

１）契約型投資信託（fonds commun de placement（FCP）, common fund）

２）投資法人（investment companies）、これは

－ 変動資本を有する投資法人（以下「ＳＩＣＡＶ」といいます。）である場合と、

－ 固定資本を有する投資法人（以下「ＳＩＣＡＦ」といいます。）である場合があります。

上記の種類の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年８月10日法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されています。

税法上の主な規定は2010年法に記載されています。

投資信託の監督は、ＣＳＳＦが行っています。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）ＣＳＳＦに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、ＣＳＳＦへの登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をＣＳＳＦに提出しなければなりません。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要 ④ 財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べるように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、ＣＳＳＦにより承認されなければなりません。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative）です。更に、ファンドは、金融庁（現在のＣＳＳＦ）の1997年６月13日付ＩＭＬ通達

97／136（随時改正済）に基づき、ＣＳＳＦに対して月次報告書を提出することを要求されています。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができます。約款は、管理会社の登記上の事務所において入手することができます。

受益者宛の通知は、ウェブサイト（www.ubs.com/ame-investornotifications）上で公告され、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付されます。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知を登録名簿に記載されている住所地に送付します。また、ルクセンブルグの法律もしくはルクセンブルグの管轄当局による定めがある場合、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者の登録名簿に記載されている受益者の住所宛にかかる通知を郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別の媒体により公告するか、その両方を行います。

②　日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ｉ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において一億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「ＥＤＩＮＥＴ」といいます。）等においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができます。

（ⅱ）投資信託および投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は、販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社または販売取扱会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員のホームページにおいて提供されます。ただし、いずれかの受益者が書面で交付することを求める場合、日本における販売会社または販売取扱会社より当該受益者に交付するものとします。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、ＣＳＳＦの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければなりません。

（ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「ＵＣＩＴＳ」といいます。）で、欧州連合（以下「ＥＵ」といいます。）加盟国で設立され、かつ2009年７月13日のＥＣ通達2009／65／ＥＣの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。かかるＵＣＩＴＳは、当該国の監督当局がＣＳＳＦに事前に通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつＣＳＳＦが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に異議を述べない場合は、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。

（ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグ国内において、またはルクセンブルグから国外の公衆に対して、その投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要します。

（ニ）ファンドは、2010年法パートⅠに従い設定されています。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令・通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびＣＳＳＦに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、ＣＳＳＦの要求する専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有していない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

③ 目論見書等の提出および電子識別

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、事前にＣＳＳＦに提出されなければなりません。ＣＳＳＦは、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに報告する義務を負います。監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含みます。）をＣＳＳＦに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドは、投資された資金の価値を維持し、市場金利に沿って価値を高めることを主な投資目的とします。かかる投資目的が達成されるという保証はありません。

（2）【投資対象】

各サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019／2088（以下「SFDR」といいます。）第８条を遵守しています。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載されます（SFDRの細則（RTS）第14条（２））。

サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年６月14日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2017／1131（以下「マネー・マーケット・ファンド（ＭＭＦ）規則」といいます。）により定義されているマネー・マーケット・ファンドです。

サブ・ファンドは、ＵＢＳの社内の信用の質に関する評価が高い最高格付けの発行体の金融商品にのみ投資します。

サブ・ファンドは、リスク分散の原則に従って、自身の資産を以下にのみ投資します。

（ａ）短期金融商品（欧州連合（ＥＵ）、ＥＵ加盟国の政府および地方自治体、またはＥＵ加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定化基金、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国（以下「第三国」といいます。）の政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数の加盟国が帰属するその他のあらゆる国際金融機関もしくは組織によって個別にもしくは共同で発行されたまたは保証されている金融商品を含みます。）

（ｂ）適格証券化商品およびアセット・バック・コマーシャル・ペーパー（ＡＢＣＰ）、ただし、これらが社内の信用評価手続きにより良好な評価を得ていること、およびＭＭＦ規則の第11条に記載されている該当する条件を満たしていることを条件とします。

（ｃ）ＭＭＦ規則の第12条に記載されている条件を満たす金融機関への預金

（ｄ）ＭＭＦ規則の第13条に記載されている条件を満たす金融派生商品

（ｅ）ＭＭＦ規則の第14条に記載されている条件を満たすレポ契約

（ｆ）ＭＭＦ規則の第15条に記載されている条件を満たすリバースレポ契約

（ｇ）ＭＭＦ規則の第16条に記載されている条件を満たす他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券

（ｈ）ＭＭＦ規則（特に第17条）に記載されている条件を満たす社債

以下の条件を満たす場合は、短期金融商品は、サブ・ファンドによる投資に適しているとみなされます。

（ａ）短期金融商品がＵＣＩＴＳ通達の第50条（１）（ａ）、（ｂ）、（ｃ）または（ｈ）において記載されている短期金融商品のカテゴリーの一つに該当していること。

（ｂ）短期金融商品が以下のいずれかであること。（ｉ）発行時の法定満期までの期間が397日以内である、または（ii）残存期間が397日以内であること。

上記にかかわらず、サブ・ファンドは、次の金利更改日までの残存期間が397日以内であることを条件として、法定償還日までの残存期間が２年以内の短期金融商品にも投資することができます。かかる目的上、スワップ契約によってヘッジされている変動利付き短期金融商品および固定利付き短期金融商品は、短期市場金利または指数にリセットされます。

（ｃ）短期金融商品の発行体および短期金融商品の格付けがＭＭＦ規則の第19条から第22条までの規定に従って良好な評価を受けていること。

上記は、欧州連合、加盟国の政府または中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定化基金によって発行されたまたは保証されている短期金融商品には適用されません。

サブ・ファンドは、変動純資産価額を有する標準マネー・マーケット・ファンドであり、ＶＮＡＶマネー・マーケット・ファンドとしても知られています。

ＭＭＦ規則に従って、サブ・ファンドのすべてのポートフォリオ（金融派生商品および銀行の要求払い預金および定期預金を含みます。）は、継続的に以下のすべての要件を満たさなければならず、かつ以下の投資原則に従わなくてはなりません。

- **各サブ・ファンドのポートフォリオの加重平均満期（ＷＡＭ）は、いかなる時も６か月を超えてはならないこと。**
- **各サブ・ファンドのポートフォリオの加重平均償還期間（ＷＡＬ）は、いかなる時も12か月を超えてはならないこと。**
- **各サブ・ファンドの資産の少なくとも7.5%がデイリー満期資産、１営業日前までに通知することにより解除することができるリバースレポ契約、または１営業日前までに通知することにより引き出すことのできる現金により構成されなければならないこと。各サブ・ファンドは、その取得により、デイリー満期資産への投資が自身のポートフォリオの7.5%を下回ることになる場合、デイリー満期資産以外の資産を取得することはできません。**
- **各サブ・ファンドの資産の少なくとも15%がウィークリー満期資産、５営業日前までに通知することにより解除することができるリバースレポ契約、または５営業日前までに通知することにより引き出すことのできる現金により構成されなければならないこと。各サブ・ファンドは、その取得により、ウィークリー満期資産への投資が自身のポートフォリオの15%を下回ることになる場合、ウィークリー満期資産以外の資産を取得することはできません。**
- **上記の目的上、短期金融商品または他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券もしくは投資証券は、５営業日以内に買戻され、かつ清算されることを条件に、7.5%を上限としてウィークリー満期資産に含むことができます。**

有価証券（仕組み商品を含みます。）のＷＡＬ（加重平均償還期間）を計算する際、サブ・ファンドは、金融商品の法定償還日までの残存期間に基づき期間の計算を行います。しかしながら、金融商品にプット・オプションが付されている場合は、サブ・ファンドは、残存期間の代わりにプット・オプションの行使日に基づき期間の計算を行います。ただし、いかなる時も、以下のすべての条件が満たされている場合に限られるものとします。

- **プット・オプションがその行使日にサブ・ファンドによって自由に行使され得るものであること。**
- **行使日において、プット・オプションのストライク価格が金融商品の期待値に近いこと。**
- **各サブ・ファンドの投資戦略にオプションが行使日に行使される可能性が高いことが含まれていること。**

上記の特例として、証券化商品およびＡＢＣＰのＷＡＬを計算する際、サブ・ファンドは、アモチゼーション対象証券の場合は、以下のいずれかに基づき期間の計算を行います。

- **かかる金融商品の契約上の償却方法**
- **かかる金融商品の償還のためのキャッシュフローの源泉となる対象資産の償却方法**

各サブ・ファンドは、自身がコントロールできない理由により、または買付申込みもしくは買戻請求の権利の行使により本セクションに記載されている制限を超えた場合は、自身の受益者または投資主の利益を十分に配慮し、かかる状況を是正することを優先します。

サブ・ファンドは、以下の業務を行うことはできません。上記以外の資産への投資、短期金融商品、証券化商品、ＡＢＣＰおよび他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券の空売り、エクイティーまたはコモディティー（デリバティブ（金融派生商品）を介するもの、これらを表象する

証書、これらに基づく指数、またはこれらへの投資となるその他のあらゆる手段もしくは金融商品を含みます。）への直接的もしくは間接的投資、証券貸付契約または証券借入契約またはマネー・マーケット・ファンドの資産に負担を負わせるその他のあらゆる契約の締結、現金の借入れおよび貸付け

上記の金融商品は、以下に詳述される投資制限の条項に基づき要求される場合、ＭＭＦ規則に定義されている金融商品とします。

さらに、各サブ・ファンドは、上記の規定および下記の投資原則に従って、ヘッジ目的で、先物および金融商品のオプションの売買を行うことができ、またオプションおよび短期金融商品に関する取引を行うことができます。オプションおよび先物の市場は、ボラティリティが高く、サブ・ファンドは、価格変動を少なくするためだけにかかる金融商品を利用します。しかし、ヘッジ取引としてかかる金融商品を利用しても、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす価格変動リスクを排除することはできません。かかるヘッジ取引に関する費用および被った損失は、サブ・ファンドの成果を減少させます。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針に適合し、またその品質を悪化させない場合にのみ活用されます。

各サブ・ファンドは、各サブ・ファンドの純資産額の少なくとも３分の２をその名称中に列挙される通貨建てのものに投資します。各サブ・ファンドは、最大でその純資産額の３分の１まで他の通貨建てのものに投資することができますが、各勘定通貨に投資されていない組入部分は、通貨リスクに対してヘッジされなければなりません。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針に別段の規定がある場合を除き、自身の純資産額の10%を上限として、既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、以下のベンチマークを使用します。

サブ・ファンド	ベンチマーク
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン	FTSE CHF 3M Eurodeposits
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ	FTSE EUR 3M Eurodeposits
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド	FTSE GBP 3M Eurodeposits
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル	FTSE USD 3M Eurodeposits

名称に「ヘッジ」を含むクラスに関しては、関連するベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が使用されます。サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがあります。

社内の信用の質に関する評価

ＭＭＦ規則および委任規則に従って、管理会社は、短期金融商品、証券化商品およびＡＢＣＰの発行体およびこれらの金融商品の性質を考慮し、短期金融商品、証券化商品およびＡＢＣＰの信用の質を決定するために、社内の信用の質に関する評価手続きを確立しました。

管理会社は、ＵＢＳアセット・マネジメントのグローバル信用調査チーム（以下「ＧＣＲＴ」といいます。）の信用リスクに関する専門知識およびデータへのアクセス権を利用するため、かかる専門チームに社内の信用の質に関する評価活動を移管しています。社内の信用の質に関する評価活動が管理会社からＧＣＲＴに外部委託される場合であっても、管理会社は、マネー・マーケット・ファンドの管理会社としての責任を免れません。ＧＣＲＴが業務活動に専念する一方、管理会社は、継続的なリスク管理につき責任を負い、確認義務、監視義務、評価義務および文書化義務を有し続けます。

信用の質に関する評価は、発行体の信用力および金融商品の信用の質に影響を及ぼすあらゆる要素を考慮し、入手可能な関連情報の慎重で、システマティックで、継続的かつ詳細な分析に基づき行われます。発行体および金融商品の信用の質の評価および関連するデフォルト・リスクの算定に関して用いられる手法および基準は、ＭＭＦ規則の第20条および委任規則の第４条から第６条までに掲載されている定量指標および定性指標を考慮するものとなります。これにより以下のような特殊な結果となります。各サブ・ファンドによる投資に適したプラスの信用評価を有する発行体が信用調査のためのデータベースとなるリストに含まれることになります。アナリストは、特定の信用リスク・テスト・プログラムの基準および基礎的信用力データに影響を及ぼすトップ・ダウンおよびボトム・アップ・ファクターを用いて適格発行体を定めます。これらの方法は、外部の格付け機関の格付けに匹敵する社内の格付けによって補完されます。アナリストの評価の結果が個々の満期に反映され、短期金融商品の許可された期限が定められます。

ＧＣＲＴは、異なる地理的地域およびセクターにまたがって必要な専門知識を得るため、ＵＢＳアセット・マネジメントの様々な地域会社に所属する数名の信用調査アナリストで構成されています。信用調査アナリストは、あらゆる投資判断から独立して評価を行い、その職務および報告系統は、ポートフォリオ管理から独立しています。チームを代表するのは、地域調査部門のヘッドであり、地域調査部門のヘッドは、信用評価および推奨内容をチェックします。社内の信用の質に関する評価手続きに関連して、ＧＣＲＴは、以下の事項につき責任および説明責任を負います。

- **発行体の信用の質の評価を導き出すために内部データおよび外部データに基づき信用分析を行うこと。**

－　初期信用評価に基づき社内格付けおよび推奨を示すこと。
－　部門内審査を行い、確認書を提出すること。
－　データの情報源およびアナリストが発行した審査書を含む信用調査データベースを更新すること。
－　管理会社が監督責任を果たすために要求した情報に関する報告書を作成すること、短期金融市場監視報告書により毎週データを提出すること、関連する委員会からの報告書を都度提出すること。

社内の信用の質に関する評価で用いられる情報は、質の高い情報であり、信頼性のある情報源（一般に公開されている財務報告書、関連する企業の経営陣、セクターへの接触およびその他の情報源を含みます。）から得られたものです。

信用の質に関する評価手続きおよびこのプロセスで用いられる基準は、少なくとも年１回見直しを行います。信用アナリストの推奨によって、ポートフォリオ・マネージャーが投資ガイドラインに従ってその時点でポートフォリオ管理のために取引を行うことができる投資ユニバースが定められます。

ⅰ．短期金融商品の短期性
短期金融商品の短期性は、短期金融商品のための投資基準を用いて検証します。アナリストは、検討中の有価証券または有価証券の種類の発行体の基本目論見書をチェックすることにより適格性を評価します。アナリストは、借り手および／または保証人、プログラムの規模ならびに販売店契約を把握します。

ⅱ．商品の資産クラス
上記のとおり、商品の資産クラスおよび特徴が、短期金融市場への投資の適格性検証における基本的要素となります。

ⅲ．発行体の種類
投資の適格性検証では、以下の種類の発行体が区別されます。投資の適格性検証では、国、地域または地方の監督機関と金融機関および非金融機関が区別されます。

ⅳ．仕組金融取引に内在するオペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティー・リスク
これは、発行体または保証人の財務状況に関するファンダメンタルズ分析の不可欠な部分を構成するものであり、かかるファンダメンタルズ分析には、直近の財務諸表、キャッシュ・フローの動向、収益、支出、収益性、短期債務返済能力比率、総債務返済能力比率およびレバレッジ（財務レバレッジおよび営業レバレッジを含みます。）の審査が含まれます。

ⅴ．商品の流動性特性
許可される投資ユニバースにおける流動性の高い有価証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、変動利付債または財務省短期証券等）の満期は毎日繰り返し到来することが、短期金融商品の性質の特徴です。この商品特有の流動性は、ポートフォリオ・マネージャーおよび信用アナリストが密接に協力して継続的に評価する数多くの特徴のうちの一つです。

また、日々の市場の出来事すべておよび発行体または保証人の流動性（信用供与枠および代替の流動性の源泉の利用可能性を含みます。）についても考慮します。

ある発行体または保証人についてファンダメンタルズ調査が完了すると、アナリストは、当該企業に長期の社内格付けを付与します。社内格付けの尺度は、スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチがその長期格付けに用いる尺度に相当します。ただし、社内格付けは、アナリストによる検証のみに基づいており、外部の格付け機関が行う評価から独立しています。

適格発行体の確立には、特定のプログラムの信用リスク検証ならびに信用のファンダメンタルズのデータを左右するトップ・ダウンの要素およびボトム・アップの要素が含まれます。適格発行体の確立は、４つの基準に基づきます。

（ⅰ）適格性
（ⅱ）信用のファンダメンタルズの調査

（iii）社内格付けの割当て、格付機関の評価およびファンダメンタルズの展開

（iv）満期制限の割当て

アナリストは、発行体の適格性を判断し、ファンダメンタルズ調査を実施し、信用調査データベースを管理し、事業戦略および財務戦略（該当する場合）の見直しのために発行体の経営陣に接触し、信用調査データベース内でまたは物理的なファイルとして発行体ごとに信用ファイルを作成します。アナリストは、信用審査書を作成しますが、かかる審査書は、信用審査委員会がチェックし、ポートフォリオ・マネージャーに回付した上で、ポートフォリオ・マネージャーおよびその他の者が利用できるように信用調査データベースにおいて公開します。信用審査は、少なくとも年１回行わなければなりません。

有利な信用の質に関する評価は、正式に文書化されます。審査書は、信用審査委員会の定例会議でチェックされます。アナリストは、ポートフォリオ・マネージャーからの短期的要請により付与される特別承認に関する書面による記録を維持します。

アナリストは、適格発行体、証券または証券カテゴリーの財務力が低下した場合、またはこれらに影響を及ぼすその他の事象が発生した場合、有利な信用評価の推奨を制限する、一時的に停止する、または取り消すべく努めなければなりません。

方法、モデルまたは主たる前提が変更された場合、可能な限り早急に新たな社内の信用の質に関する評価が実行されます。管理会社は、社内の信用の質に関する評価が一貫して適用されていることおよび独立したリスク管理手続きが用意されていることを確保するため、社内の信用の質に関する評価を継続的に監視します。また、管理会社は、毎年、社内の信用の質に関する評価手続きをチェックし、このチェックの結果を管轄政府機関が入手することができるようにします。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産を保有することができます。20%の上限は一時的に超えることができますが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が受益者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られるます。かかる制約は、デリバティブ金融商品のエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されません。2010年法第41（１）条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41（２）ｂ）条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しません。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金（経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等）または2010年法第41（１）条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければなりません。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできません。

ＥＳＧインテグレーション

投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指します。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ＥＳＧ）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」といいます。）と定義しています。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えています。ＥＳＧ統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ＥＳＧ特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためＥＳＧの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっています。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに取り込まれています。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説されます。

ＥＳＧインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なＥＳＧリスクを検討することにより行われます。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するＥＳＧ重大問題の枠組みを利用します。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保されます。また、ＥＳＧインテグレーションにより、企業のＥＳＧリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してＥＳＧ上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができます。投資運用会社は、重大なＥＳＧリスクがある企業を識別するために、複数のＥＳＧのデータ・ソースを組み合わせた独自のＥＳＧリスク・ダッシュボードを用いています。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにＥＳＧリスクが組み入れられるようにするため、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してＥＳＧリスクを明確に示します。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なＥＳＧ要因に関するデータを統合した定性的または定量的なＥＳＧリスク評価を適用することができます。重大なサステナビリティ／ＥＳＧに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができます。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を定めたものです。

https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html

サステナビリティに関する年次報告

「ＵＢＳのサステナビリティ報告書」はＵＢＳによるサステナビリティ情報開示を行うための手段です。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってＵＢＳのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、ＵＢＳの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用しています。

https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html

一般的リスク情報

ＥＳＧリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいいます。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがあります。

他のマネー・マーケット・ファンドへの投資

サブ・ファンドは、販売目論見書に記載されている条件および制限に従って、ＭＭＦ規則に基づき投資適格であるとみなされる他のマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

既存のマネー・マーケット・ファンドに投資する際、特定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資が行われるマネー・マーケット・ファンドの発行／買戻し手数料）が何重にも発生することがあります。かかる手数料および費用は、対象ファンドおよび取得するマネー・マーケット・ファンドのレベルで請求されます。

また、サブ・ファンドは、ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイまたは同社との共同経営もしくは支配を通じ、または実質的な直接もしくは間接保有を通じ関係する会社が運用するマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。この場合、発行または買戻し手数料は、マ

ネー・マーケット・ファンドの受益証券の買付または買戻しについて請求されません。もっとも、マネー・マーケット・ファンドに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生します。

既存のファンドに投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「４　手数料等及び税金」の項に記載されます。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引とは、それ自体は投資商品ではありませんが、その評価額が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および予測に基づく権利のことです。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを負います。

ただし、金融派生商品取引の特定の特徴により、上記のリスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、投資先の商品への投資に伴うリスクよりも高くなることがあります。

そのため、金融派生商品取引の利用には、投資先の商品への理解だけではなく、金融派生商品取引そのものに関する深い知識が必要です。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなります。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済機関が維持する日払制度に支えられ、この制度において、保証を求められる資産が計算されます。公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品の場合には、これに相当する決済機関の保証がないため、管理会社は、潜在的な不履行リスクを評価するために、各取引相手方の信用力を考慮しなければなりません。

一定の金融派生商品の売買が困難となる可能性があるため、流動性リスクも存在します。金融派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合等）、一定の状況下で、取引の完全な履行が必ずしも可能ではないか、または追加費用の発生によってしかポジションを清算できないことがあります。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることです。また、金融派生商品がその対象資産、金利または指数に完全に連動しない可能性があります。金融派生商品取引の多くは複雑であり、主観的に評価されることが多いです。不適切な評価により、取引相手方から求められる現金需要が上昇したり、各サブ・ファンドの評価額が損失を被ることがあります。金融派生商品取引と、その源泉となる資産の金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限りません。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、常にファンドのヘッジ目的を達成するための効果的な方法であるとは限りません。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（すなわち、通貨、金利および外国為替レートならびにこれらの投資先の資産を表象する指数）に関するスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含みます。）を締結することができます。その他の投資先の資産は対象外です。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約です。サブ・ファンドは、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができます。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができます。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーをヘッジすることができます。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができます（その逆の交換を行うこともできます。）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができます。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいています。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができます。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいています。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、必要要件（最低信用格付要件を含みます（該当ある場合。）。）を満たす機関との間でしか、締結することができません。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、トータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有しています。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有します。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっていますが、かかる条項に効果があるとは限りません。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減されます。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含みます。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限りません。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合があります。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがあります。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがありますが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがあります。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限　５．短期金融商品を対象資産とする特別の技法および金融商品」の項に記載される条件および制限に従い、また販売目論見書に記載された制限に従って、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の金融商品および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の金融商品の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがあります。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（金融商品の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含みます。）を被るおそれがあります。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約およびリバースレポ契約を利用します。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは後記「（５）投資制限　５．短期金融商品を対象資産とする特別の技法および金融商品」の項に定める規定を常に遵守します。レポ契約およびリバースレポ契約の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含みます。）が採用されます。レポ契約およびリバースレポ契約は、ヘッジ目的での

み利用されます。かかるヘッジ取引に関する費用および被った損失は、サブ・ファンドの成果を減少させます。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップおよびレポ契約／リバースレポ契約のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りです。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバースレポ契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド	0％	0％	0-10%	10%	0-10%	15%
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル	0％	0％	0-10%	10%	0-10%	15%
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ	0％	0％	0-10%	10%	0-10%	15%
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン	0％	0％	0-10%	10%	0-10%	15%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、コミットメント手法やバリュー・アット・リスク手法により行われます。また、（上場投資信託（ＥＴＦ）およびその他のＵＣＩＴＳ銘柄に関するＥＳＭＡガイドラインに関する）ＣＳＳＦ通達14／592に従い、リスク管理手続は、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（後記「（５）投資制限　５．短期金融商品を対象資産とする特別の技法および金融商品」の項参照のこと。）の範囲内でも適用されます。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「ＶａＲ」といいます。）手法を用いるＵＣＩＴＳのレバレッジは、ＣＳＳＦ通達11／512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定されます。受益者は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを反映していないことに留意するべきです。

- **ヘッジ目的で利用されている派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。**
- **金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなります。**

ＶａＲ手法に従うＵＣＩＴＳの経済的リスクには、ＵＣＩＴＳのリスク管理プロセスの一部として決定されます。かかる手法は、とりわけ、ＶａＲの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴います。ＶａＲは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足されます。

ＶａＲ手法を用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測されます。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示されます。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがあります。

サブ・ファンド	リスク計算法	予想されるレバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン	コミットメント手法	該当なし	該当なし

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ	コミットメント手法	該当なし	該当なし
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド	コミットメント手法	該当なし	該当なし
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル	コミットメント手法	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドが店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがあります。ファンドはまた、先物契約およびオプションを行うか、または派生商品技法を利用する場合、店頭取引相手方が一または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがあります。

取引相手方リスクは、担保を預託することにより軽減することができます（「担保」については、上記を参照のこと。）。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合があります。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認めます。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければなりません。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければなりません。ただし、かかる評価額が、２回続く評価の間で、変更する場合があります。

もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければなりません（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断します。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなります。

管理会社は、上記の要件および評価額の詳細（特に、認められる担保の種類、各担保への追加額または各担保からの控除額、担保として預託された流動資産に関する投資方針）を決定する社内規定を設けます。この枠組み合意は、定期的に、管理会社により精査され、適切な場合に調整されます。

管理会社は、以下の資産クラスの商品を、店頭派生商品取引からの担保として承認しており、また、当該商品に関して利用される以下の元本削減（ヘアカット）につき定めています。

資産クラス	最小ヘアカット率（時価に対する控除率（%））
固定および変動利付商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	０%
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のうちのいずれか１か国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がＡ格以上の短期商品（残存期間１年以内）	１%

証券貸付の担保として利用されるヘアカットについては、該当する場合、「５．短期金融商品を対象資産とする特別の技法および金融商品」に記載されます。

担保として預託された金融商品は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性があります。担保として預託された金融商品は、ファンドに代わり保管受託銀行が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができません。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保します。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する短期金融商品が、ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされます。

上記の段落にかかわらず、かつ、2014年８月１日付のＥＴＦおよびその他のＵＣＩＴＳ銘柄に関するＥＳＭＡガイドライン（ＥＳＭＡ／2014／937）の改正後の第43条（ｅ）に従い、ファンドは、ＥＵ加盟国、その一もしくは複数の現地当局、ＥＵ非加盟国または一もしくは複数のＥＵ加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な短期金融商品により完全な担保を設定することができます。この場合、ファンドは、少なくとも６つの異なる銘柄の金融商品を受領することを確保しなければなりませんが、一銘柄の金融商品は各サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはなりません。

管理会社は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産の50%を上限として、オーストリア、イタリア、フランス、オランダ、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定しました。

ファンドは、流動性のある資金として預託される担保に投資することができます。投資対象は、後記「（５）投資制限　１．ファンドが認可している投資　第1.1（ｆ）項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「５．短期金融商品を対象資産とする特別の技法および金融商品」に規定されるレポ取引（当該取引の相手方が、「１．ファンドが認可している投資　第1.1（ｆ）項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含みます。）の返還を請求する権利を有することを条件とします。）、ならびに欧州のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するＣＥＳＲガイドライン10－049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定されます。

前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用されます。保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワーク内の破産および支払不能事由またはその他の信用事由により、担保に関連するファンドの権利行使が遅延またはその他の方法で制限されることがあります。ファンドが当該契約に基づき店頭取引相手方から担保を提供されている場合、当該担保は、ファンドと店頭取引相手方との合意により店頭取引相手方に移転されることになります。店頭取引相手方、保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由により、担保に関連するファンドの請求の権利または認定が遅延、制限または削減され、担保が当該債務をカバーするためにあらかじめ提供されていたかにかかわらず、ファンドは、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなることもあります。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるファンドは、一流の短期金融商品および残存期間が短いかまたは高い流動性を有する変動利付証券からなる分散されたポートフォリオへの投資を望む投資家に適しています。本サブ・ファンドは、環境面および／または社会面の特性を促進します。

（３）【運用体制】

（ｉ）投資運用体制

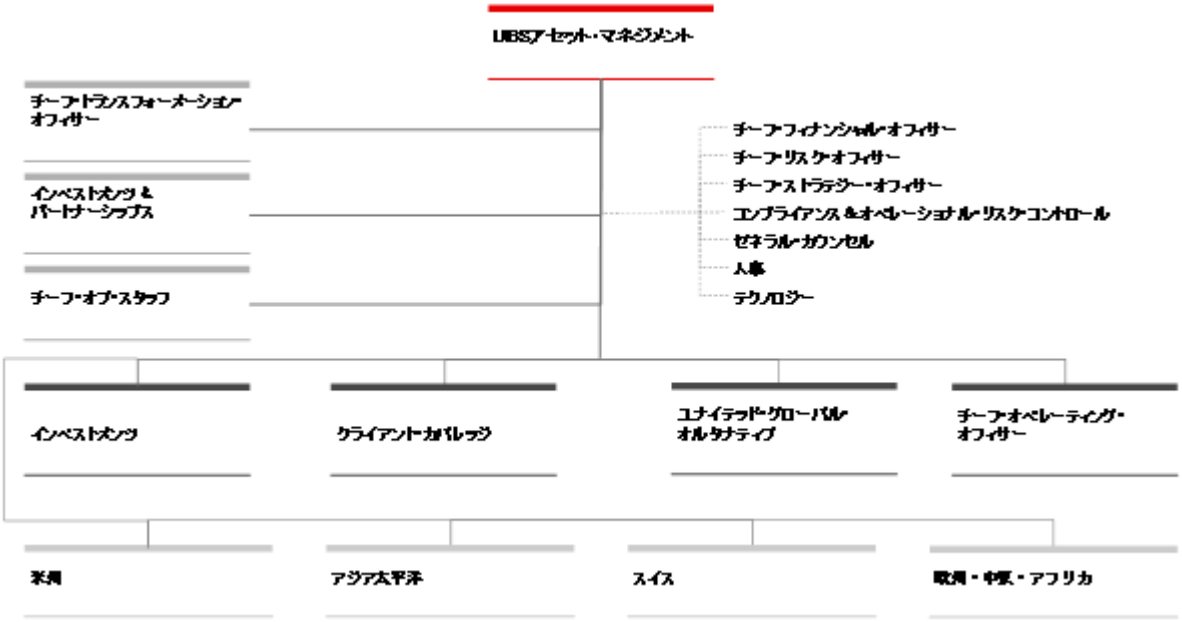

2026年２月現在

2025年12月末現在、ＵＢＳアセット・マネジメントは世界各地に約700名の運用のプロフェッショナルを配しています。

ＵＢＳアセット・マネジメントは、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることを目標として、統制された厳格なプロセスを設けています。運用の成功は、この成果を反復させることに基づきます。そのため、すべてのポートフォリオは、チームで一括管理されています。このアプローチについて、投資チームの集積された経験に加え、グローバル・リサーチ・プラットフォームを最大限に活用するため、顧客の最善の利益に資するものであると考えています。

（ⅱ）投資プロセス

ＵＢＳアセット・マネジメントの投資プロセスは、投資価値を特定し定量化するための継続的な取り組みを基盤としています。ＵＢＳアセット・マネジメントは、以下の各段階において、トップ・ダウンの判断とボトム・アップの選択基準を組み合わせたアプローチを採用しています。

１．ＵＢＳアセット・マネジメントの債券投資フォーラム（ＦＩＩＦ）およびマネー・マーケット・チームが、トップ・ダウンの市場見通しを策定します。後者のグループは、イールドカーブの短期部分に対するマクロ経済的な影響に明確に焦点を当てます。

２．ボトム・アップの信用分析では、投資可能なユニバースを精査し、承認された発行体リストに絞り込みます。

３．ポートフォリオ・マネジャーは、最終的なポートフォリオの構造、満期の決定および銘柄選択について責任を負います。

４．リスク管理はプロセス全体に統合され、独立したポートフォリオ・リスク管理および監視が行われます。

マネー・マーケット投資プロセスの概要

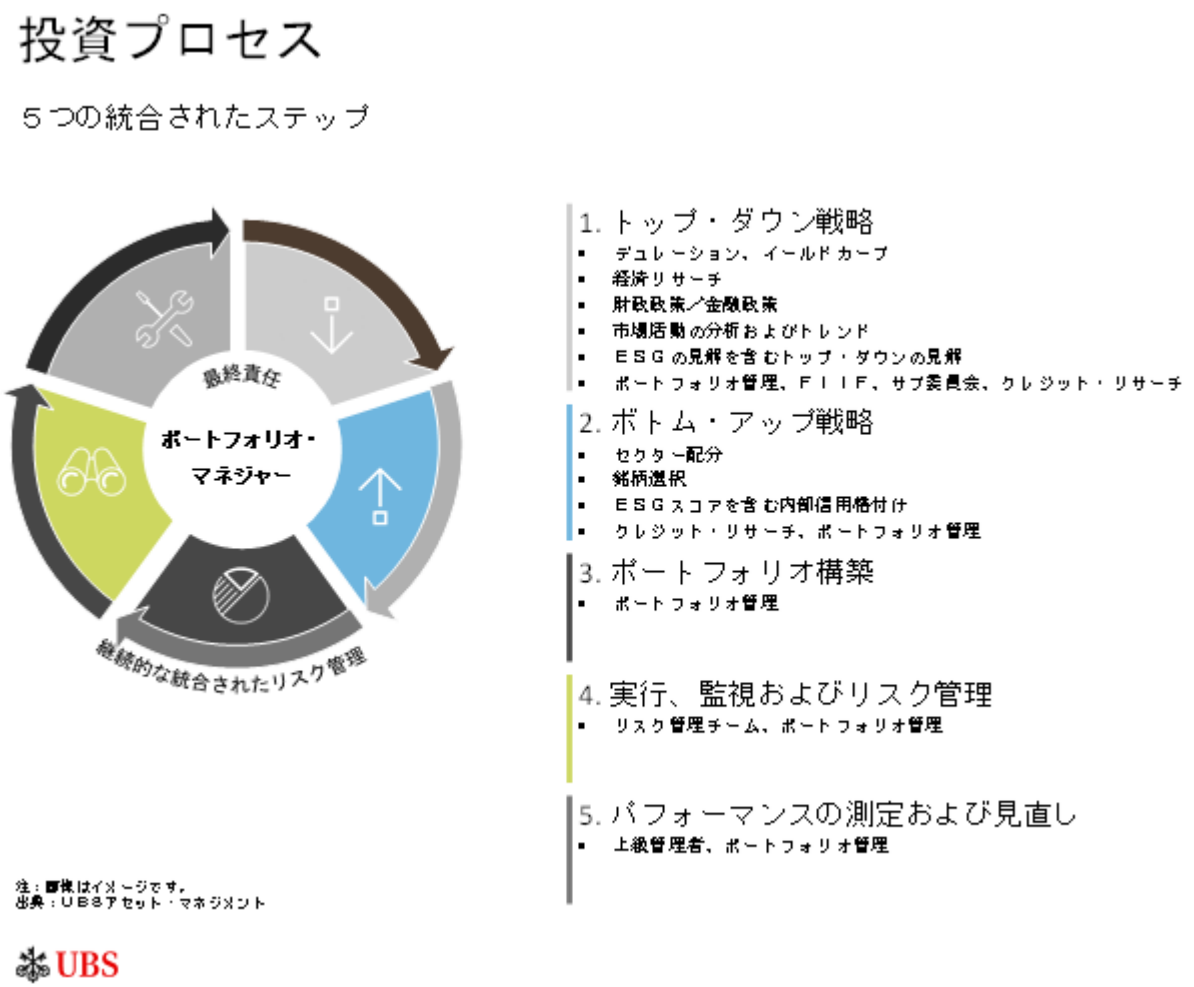

決定プロセスは、世界各地のシニア投資リーダーの定期的な会議である債券投資フォーラム（ＦＩＩＦ）から始まります。ＦＩＩＦは毎月開催され、世界経済成長、インフレ、金融政策の評価や市場の動向の評価を含む戦略的な投資見通しを策定します。ＦＩＩＦは、四半期毎に、経済成長、インフレおよび各国の金融政策に関する見通しを策定します。これらのマクロ経済予測は、詳細なセクター別予測によってさらに補完されます。ＦＩＩＦはすべての予測を検討し、グループとして最も確信度の高い要因について投票を行い、全体的なトップ・ダウン戦略を確立します。

投資見通しが策定された後、マネー・マーケット・チームは、会議を開き、この見通しに合わせてポートフォリオ戦略を調整します。この検討では、特に、イールドカーブの短期部分において債券市場に影響を及ぼす要因に焦点が当てられます。チームは、金利の方向性、イールドカーブの形状およびボラティリティに関する見通しを精査し、ポートフォリオのポジションの微調整を行います。

この検討により、デュレーション／イールドカーブのポジショニングおよびセクターの組入比率に関する決定が行われます。これらの要素は、以下の通り構成されています。

トップ・ダウン

・**デュレーション／イールドカーブ：**マネー・マーケット・ポートフォリオを管理する上での重要な要素は、デュレーションのポジショニングです。市場が割安な時期には追加リターンを生み出し、市場が割高な時期には価格下落による損失を軽減することを目指します。デュレーションは、マネー・マーケット戦略チームが定量的および定性的な見解に基づき絶対値として設定します。設定されたデュレーションに関して、最適なイールドカーブ・エクスポージャーを追求します。

・セクター選択：セクター戦略の目的は、マネー・マーケットの様々なセグメントへの最適な配分を行うことにあります。セクター戦略は、現在の市場利回りスプレッドと均衡利回りスプレッドの予測を比較するファンダメンタル・バリュー分析に基づき実施されます。価格とファンダメンタルズ価値の間に有意な乖離が生じた場合、各セクターへの配分を積極的に調整します。

マネー・マーケット投資の専門家は、特定のセクターおよび銘柄を分析し、一時的な価格の不均衡と見なされる状況を利用します。

ボトム・アップ

・銘柄選択：銘柄選択は、投資プロセスにおける意思決定の最終段階に当たります。各銘柄には企業固有のリスクが伴うため、ポートフォリオの適切な分散投資が極めて重要です。
・ボトム・アップの観点から、チームは独自のファンダメンタルズ・クレジット調査に基づき、発行体および銘柄の選定を行います。
・クレジット調査チームは、投資対象銘柄の中から適切な銘柄を選別します。
・各銘柄について、クレジット・アナリストが決定し、クレジット委員会が承認したテナー（期間）の推奨を付与します。
・発行体には、ＥＳＧ分析に基づき、ＥＳＧリスク推奨事項が割り当てられます。
・各発行体から提供される詳細情報は、ＵＢＳアセット・マネジメントが遵守する規制当局および格付機関のコンプライアンス基準の判断に活用されます。
・承認されたリストに掲載されている発行体の銘柄のみを購入します。
・分散投資を通じて、適切なリスク／リターンの関係を確保するよう努めます。

定量分析に加え、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット調査スタッフは、クレジット市場の最新動向について定期的に協議を行っています。個々の発行体については、クレジット見通し（経営陣、イベント・リスクなど）、テクニカル要因（流動性、供給状況など）およびバリュエーション（絶対的および相対的な利回りスプレッド）から成る３つの要素の観点から分析を行います。

これに基づき、銘柄選択プロセスを監視し、運用担当者のポートフォリオ構築プロセスを支援します。マネー・マーケット・カバレッジ・リストは、顧客の投資ガイドラインおよび投資制限ならびにパフォーマンス目標に関してポートフォリオ・マネジャーが行う銘柄選択の基準となります。

信用調査

ＵＢＳアセット・マネジメントは、世界中の主要金融センターに拠点を置くすべてのリサーチ・アナリストが共有するグローバルなリサーチ・プラットフォームを運用しています。業界別および地域別に分かれた30名以上のクレジット・リサーチ・アナリストからなるチームを擁しています。

（iii）リスク・コントロールならびにコンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール

リスク・コントロールは、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとっては特に重要な要素となります。リスクの特定、管理、および統制において最高水準を維持することは、ＵＢＳアセット・マネジメントグループの成功、評判、そして持続的な強靭さにとって不可欠であり、そのため経営陣および従業員は、あらゆるリスク管理活動において市場におけるベスト・プラクティスを策定し、適用することに尽力しています。

ＵＢＳアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいています。ＵＢＳアセット・マネジメントのリスク管理および統制は、投資運用・リサーチ部門およびすべての事業部門によって行われ、ポートフォリオ・ガイドラインは独立して監視されています。ＵＢＳグループ・ファンクションズの事業グループ内で権限を有するリスク統制部門が、グループ最高リスク責任者と緊密に連携し、ＵＢＳアセット・マネジメントのファンドに関連する投資リスクの特定、評価、監視、および報告を担当します。

コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール（Ｃ＆ＯＲＣ）は、ＵＢＳグループ・ファンクションの一部を構成しており、現在は部門および機能ごとに配置されています。当該チームは、社内のコンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよびオペレーショナル・リスク（いわゆる「派生的」リスク）について、独立した監視を行っています。この責任には、オペレーショナル・リスクの全分類にわたって必要なリスク・フレームワークが適切に設計され、効果的に運用されていることを確保すること、リスクを積極的に特定し、分析すること、リスクとリターンの適切なバランスを実現するために建設的な提言を行うことが含まれます。

管理会社の管理体制

管理会社

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

2019年３月20日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結しています。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行、買戻業務について規定しています。

保管受託銀行および支払事務代行会社

ＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店

2016年10月13日付で管理会社との間で保管受託銀行・支払事務代行契約を締結しています。ファンド資産の保管業務および支払事務代行業務について規定しています。

管理事務代行会社

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ

2017年10月１日付で管理会社との間で管理事務代行契約を締結しています。ファンド証券の登録事務・名義書換事務、所在地事務および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務について規定しています。

投資運用会社

ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約を締結しています。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。

（４）【分配方針】

約款第10条に従い、年次決算の終了後に、管理会社は、各サブ・ファンドおよび各クラス受益証券毎に分配金の支払を行うか、およびその金額を決定します。分配は、収益（配当収益および利息収益等）または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがあります。

一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合があります。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券、－mdistクラス受益証券）より成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の購入を選好する場合があります。成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券）の場合に比べ、遅くなる場合があります。投資者は、個々の状況に関する税務面の助言のために、資格を有する専門家に相談すべきです。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格から直ちに控除されます。分配の支払により、ファンドの純資産が法律に規定されるファンド資産の最低額を下回ることはできません。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から４か月以内に行われます。

管理会社は、中間分配金の支払を行うか、および分配金の支払を停止するかを決定する権限を有しています。

支払日から５年以内に請求されない分配金および分配受益証券は、その請求権が消滅し、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券に帰属します。当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券が既に清算されている場合、分配金および分配受益証券は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残存するクラス受益証券に帰属します。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償で受益証券の発行を決定することができます。分配が実際の収益を受ける権利に一致するよう収益平準化額が計算されます。

「－acc」を名称に含むクラス受益証券は、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行いません。

受益証券が券面による場合、分配は、利札と引換えに行われます。支払方法は、管理会社が決定します。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の条件が適用されます。

１．ファンドが認可している投資

1.1　サブ・ファンドの投資は、主として、以下のものより構成されなければなりません。

（ａ）金融商品市場に関する2014年５月14日付の欧州議会および理事会通達2014／65／ＥＵにより定義される規制ある市場に上場されているか、またはかかる市場で取引されている短期金融商品

（ｂ）ＥＵ加盟国において、公認および公開されており、規制されており、定期的に取引が行われている他の市場で取引されている短期金融商品。「ＥＵ加盟国」とは、欧州連合の加盟国をいいます。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるがＥＵ加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内において、ＥＵ加盟国に相当するとみなされます。

（ｃ）ＥＵ非加盟国の証券取引所への上場が認められている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカもしくはオーストラレイシア諸国（以下「承認国」といいます。）の別の市場で取引される短期金融商品

（ｄ）他の対象マネー・マーケット・ファンドの受益証券。ただし、以下の要件が満たされていることを条件とします。

- **総額で、対象マネー・マーケット・ファンドの資産の10%を超えて他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券に投資することは許可されていないこと**
- **対象マネー・マーケット・ファンドは、取得する側のサブ・ファンドの受益証券を保有しておらず、また、取得する側のサブ・ファンドがその受益証券を保有している期間中は、取得する側のサブ・ファンドに投資することはできないこと**
- **サブ・ファンドは、その資産の５%を超えて単一マネー・マーケット・ファンドの受益証券に投資することはできないこと**
- **サブ・ファンドは、総額で、その資産の17.5%を超えて他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券に投資することはできないこと**
- **対象マネー・マーケット・ファンドがＭＭＦ規則に基づき許可されていること**

対象マネー・マーケット・ファンドが、取得する側のサブ・ファンドの管理会社と同一の管理会社、または取得する側のサブ・ファンドの管理会社が共同管理もしくはコントロール、または多額の直接的もしくは間接的保有により関連している他の会社によって直接的または間接的に管理されている場合は、対象マネー・マーケット・ファンドの管理会社またはかかる他の会社は、取得する側のサブ・ファンドの対象マネー・マーケット・ファンドの受益証券への投資に関し、申込手数料または買戻手数料を請求することを禁止されています。

（ｅ）満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がＥＵ加盟国にあるか、または当該金融機関の登記上の事務所がＥＵ非加盟国にある場合には、金融機関および投資会社の健全性規制に関する欧州議会および理事会規則（ＥＵ）Ｎｏ 575／2013の第107条（４）に定められている手続きに従って、欧州連合法に基づく監督規制と同等とみなされる監督規制に服していなければならないものとします。

（ｆ）現金決済商品を含む金融派生商品（以下「金融派生商品」といいます。）で上記（ａ）、（ｂ）および（ｃ）に掲げる規制ある市場で取引されるもの、および／または証券取引所もしくは規制ある市場で取引されない金融派生商品（以下「ＯＴＣ派生商品」といいます。）。ただし、

- **金融派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること**
- **金融派生商品がサブ・ファンドの他の投資対象に内在する金利または為替リスクをヘッジするためのみに使用されること**

－ 金融派生商品の裏付が金利、外国為替レート、通貨またはこれらのいずれかのカテゴリーを示す指数からなること
－ サブ・ファンドが、対象資産の適切な分散を通じて、後記「２．リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること
－ ＯＴＣ派生商品に関する取引を行う相手方当事者が健全性監督に服しておりかつＣＳＳＦにより承認された範疇に属する機関であり、かつ取締役会により明示的に承認されていること。取締役会による承認手続が、ＵＢＳアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくもので、取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること
－ ＯＴＣ派生商品は、毎日、信頼できる検証可能な評価が行われ、ファンドの先導により適切な公正価額で、バック・ツー・バック・ローン取引によりいつでも売却、清算、または決済できること、および
－ 取引相手方が、該当するサブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合）、または該当するＯＴＣ派生商品の対象資産の構成につき裁量権を付与されていないこと

を条件とします。

（ｇ）規制ある市場で取引されない、前記「（２）投資対象」に定義されている短期金融商品。ただし、かかる金融商品の発行または発行体は、投資者および投資対象を保護する規定に従っており、かつ、当該金融商品は、以下を条件とします。

－ 政府、地域政府機関もしくは地方機関またはＥＵ加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、ＥＵもしくは欧州投資銀行、ＥＵ非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、もしくは最低一加盟国が所属する公的国際機関より発行または保証されていること
－ 1.1項（ａ）、（ｂ）および（ｃ）に記載された規制ある市場で有価証券が取引される企業により発行されていること
－ 欧州共同体の法律が規定する基準に従った健全性監督に服する機関もしくは欧州共同体の法律による規定と少なくとも同等に厳格であるとＣＳＳＦが判断する監督に服し、かつこれを遵守する機関により発行または保証されていること、または
－ ＣＳＳＦにより許可された範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。

ただし、当該金融商品への投資に対し、上記の第１、第２または第３の箇条書きに挙げたものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株式資本を有し、第４回理事会通達78／660／ＥＥＣの規定に基づき年次決算書を作成し、公表する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に責任を有するグループ内の法主体、または銀行が提供する与信枠を利用して債務の証券化による資金調達を行う予定の法主体であるものとします。

1.2 管理会社は、金融派生商品に関連する全般的リスクがファンドの組入資産の純資産総額を超えないことを確保しなければなりません。各サブ・ファンドは、自己の投資戦略の一部として、2.2項および2.3項に記載される制限内において、金融派生商品に投資することができます。ただし、裏付商品の全般的リスクは以下の２．に規定される投資制限を超えないものとします。

1.3 各サブ・ファンドは、付随的流動資産を保有することができます。

２．リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産の５％を超えて単一発行体の短期金融商品、証券化商品およびＡＢＣＰに投資することはできません。上記の特例として、サブ・ファンドは、その資産の５％を超えて投資する単一発行体のサブ・ファンドが保有する短期金

融商品、証券化商品およびＡＢＣＰの総額がサブ・ファンドの資産価額の40%を超えないことを条件に、その資産の10%までを短期金融商品、証券化商品およびＡＢＣＰに投資することができます。管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産の10%を超えて単一機関に預金することはできません。ただし、ファンドの所在国であるルクセンブルグの銀行業界において、かかる分散要件を満たすための有望な銀行が不足しており、かつファンドが他の加盟国に預金することが経済的に可能でない場合は、その資産の15%までを単一銀行に預金することができます。一つのサブ・ファンドによるＯＴＣ派生商品の取引においては、カウンターパーティー・リスクは、当該サブ・ファンドの資産の５%を超えてはいけません。

2.2　2.1項に記載された上限にかかわらず、各サブ・ファンドは、その純資産額の15%を超えて以下を組み合せて単一発行体に投資することができません。

－　かかる機関が発行した短期金融商品、証券化商品およびＡＢＣＰ
－　かかる機関への預金、ならびに／または
－　かかる機関とのＯＴＣ派生商品契約

また、ＭＭＦ規則の第11条（４）に記載されている委任法の施行日まで、サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの資産の15%を超えて、証券化商品およびＡＢＣＰに投資することはできません。上記の委任法の施行日以降、サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの資産の20%を超えて、証券化商品およびＡＢＣＰに投資することはできません。また、サブ・ファンドは、その資産の15%を上限として、シンプルで透明性があり標準化された（ＳＴＳ）証券化商品およびＳＴＳ－ＡＢＣＰの識別基準を満たさない証券化商品およびＡＢＣＰに投資することができます。

上記の分散要件の特例として、ファンドの所在国であるルクセンブルグの金融市場において、かかる分散要件を満たすための有望な金融機関が不足しており、かつサブ・ファンドが他の加盟国の金融機関を利用することが経済的に可能でない場合は、サブ・ファンドは上記の投資対象を組み合わせることができるものとしますが、かかる場合、サブ・ファンドは、その資産の20%を上限として、単一機関に投資することができます。

2.3　上記の特例として、以下が適用されます。

（ａ）2.1項に定める最大５%の制限は、欧州議会／理事会指令 （ＥＵ）2019／2162の第３条（１）に定義されるカバードボンドおよびＥＵ加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年７月８日より前に発行した債券については、10%まで引き上げることができます。特に、かかる2022年７月８日より前に発行された債券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中に生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資されなければなりません。一つのサブ・ファンドが単一発行体が発行する当該債務証書にその純資産額の５%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えることができません。

（ｂ）理事会通達2013／34／ＥＵの規則に基づきまたは公認の国際会計原則に従い連結財務書類を作成するという点から同一のグループ会社に属する会社は、本セクションに規定される投資制限の計算において単一発行体とみなされなければなりません。

上記の個別の上限にかかわらず、サブ・ファンドは、その資産の20%を上限として、規則（ＥＵ）Ｎｏ 575／2013を補足する2014年10月10日付の委任規則（ＥＵ）2015／61の第10条（１）（ｆ）または第11条（１）（ｃ）に基づく要件が満たされていることを条件に、単一金融機関によって発行された債務証券に投資することができます（上記2.1項および2.2項における意味の範囲内の資産への投資を含みます。）。サブ・ファンドがその資産の５%を超えて、単一機関によって発行された前文において定義されている債務証券に投資する場合、かかる投資対象（上記2.1項および2.2項における意味の範囲内の資産への投資（かかる項に定められている上

限を遵守します。）を含みます。）の総額は、サブ・ファンドの資産価額の60%を超えてはならないものとします。

（ｃ）管理会社は、リスク分散に配慮し、また、管轄監督機関の承認を得て、サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、ＥＵ、ＥＵ加盟国の国、地域および地方の機関、またはかかる国の中央政府、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定化基金、第三国の中央監督機関もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数の加盟国が帰属するその他のあらゆる国際金融機関もしくは組織によって個別にもしくは共同で発行または保証された様々な短期金融商品に投資する権限を有します。

上記の特例は、以下の要件が満たされた場合にのみ適用されます。（ｉ）サブ・ファンドが、発行体の６銘柄以上の短期金融商品を保有すること、かつ（ii）サブ・ファンドが、単一銘柄短期金融商品への投資をその資産の30%までに制限すること。

（ｄ）レポ契約の一部としてサブ・ファンドが受け取る現金は、その資産の10%を超えることができません。リバースレポ契約の一部として単一発行体から受け取る現金は、サブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることができません。

（ｅ）サブ・ファンドは、単一発行体の短期金融商品、証券化商品およびＡＢＣＰの10%超を保有することはできません。上記の制限は、ＥＵ、ＥＵ加盟国の国、地域および地方の機関、またはかかる国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定化基金、第三国の中央監督機関もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数の加盟国が帰属するその他のあらゆる国際金融機関もしくは組織によって発行または保証された短期金融商品には適用されません。

2.4　その他のマネー・マーケット・ファンドへの投資に関しては、以下の規定が適用されます。

管理会社は、以下の条件に従って、サブ・ファンドのために他の対象マネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券を取得することができます。

－　総額で、対象マネー・マーケット・ファンドの資産の10%を超えて、他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券に投資することは許可されていないこと

－　対象マネー・マーケット・ファンドは、取得する側のマネー・マーケット・ファンドの受益証券を保有しておらず、また、取得する側のマネー・マーケット・ファンドがその受益証券を保有している期間中は、取得する側のマネー・マーケット・ファンドに投資することはできないこと

－　サブ・ファンドは、その資産の５%を超えて単一マネー・マーケット・ファンドの受益証券に投資することはできないこと

－　サブ・ファンドは、総額で、その資産の17.5%を超えて他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券に投資することはできないこと

－　対象マネー・マーケット・ファンドがMMＦ規則に基づき許可されていること

対象マネー・マーケット・ファンドが、取得する側のサブ・ファンドの管理会社と同一の管理会社、または取得する側のサブ・ファンドの管理会社が共同管理もしくはコントロール、または多額の直接的もしくは間接的保有により関連している他の会社によって直接的または間接的に管理されている場合は、対象マネー・マーケット・ファンドの管理会社またはかかる他の会社は、取得する側のサブ・ファンドの対象マネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券への投資に関し、申込手数料または買戻手数料を請求することを禁止されています。

３．投資制限

ファンドは、以下の行為を禁じられています。

3.1　上記1. に記載されている投資対象以外への投資を行うこと。
3.2　短期金融商品、証券化商品、ＡＢＣＰおよびその他のマネー・マーケット・ファンドの空売りを行うこと。
3.3　エクイティまたはコモディティへの直接的もしくは間接的投資を行うこと。（金融派生商品、それらを表象する証書、それらに基づく指数またはそれらへの投資となるその他の手段または金融商品を介した投資を含みます。）
3.4　証券貸付契約または証券借入契約またはサブ・ファンドの資産にとって負担となるその他の契約を締結すること。
3.5　借入れまたは貸付けを行うこと。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守することを確保するため必要である場合には、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有します。

４．資産のプール

取締役会は、効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができます。かかる場合、様々なサブ・ファンドの資産を一括して管理します。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して活用されます。プールは公式のファンドではなく、受益者は直接、プールを利用することができません。

プール

管理会社は、２つ以上のサブ・ファンド（かかる文脈上、「参加サブ・ファンド」といいます。）の組入資産の全部または一部をプール形式で投資し、運用することができます。こうした資産プールは、特定の参加サブ・ファンドから現金およびその他の資産（これらの資産が該当するプールの投資方針に合致している場合に限ります。）を資産プールに移し替えることによって設定されます。それ以降、管理会社は、当該資産プールへの移し替えを行うことができます。資産プール内における参加額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできます。

特定の資産プール内での参加サブ・ファンドの持分は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして算出されます。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を（取締役会が適当と判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）に相当する参加サブ・ファンドの帰属受益証券に割り当てなければなりません。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が算出されます。

追加の現金または資産が資産プールに拠出されるか、または資産プールから引き出された場合、関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数は、資産プールに拠出されるか、または引き出された現金または資産を参加サブ・ファンドの資産プールにおける持分の現在価値で除して計算された口数だけ増減します。現金を資産プールに拠出する場合、計算上、かかる現金の投資に関連する税務費用、クロージング手数料および取得費用に充当するために取締役会が適当と判断する金額が減額されます。現金を引き出す場合、資産プールの資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行われることがあります。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息および収益と同様のその他の配当は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになります。ファンドが清算された場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分されます。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は、一または複数のサブ・ファンドの資産の全部または一部をその他のサブ・ファンドまたはその他の投資信託の資産と一括して管理することを決定できます。以下の項で「共同管理ファンド」とは、ファンドおよびその各サブ・ファンドならびに共同管理契約が存在し得る一切のファンドをいいます。「共同管理資産」とは、共同管理契約に従って管理が行われる共同管理ファンドのすべての資産をいいます。

共同管理契約の一環として、各投資運用会社は、共同管理ファンドに関して統一的に、ファンドおよび各サブ・ファンドの組入証券の構成に影響を与える投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有します。それぞれの共同管理ファンドは、共同管理資産における持分を有し、その持分は共同管理資産の総評価額に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当します。この保有比率（かかる文脈において「持分割合」といいます。）は、共同管理の下で保有または取得したすべての資産クラスに適用されます。投資および／または売却に関する決定は共同管理ファンドの持分割合には影響しませんが、将来の投資分は当該割合により割り当てられます。資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する割合に応じて共同管理資産より差し引かれます。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込代金は、申込みが行われる共同管理ファンドの純資産の増加に対応した調整後の持分割合を考慮した上で各共同管理ファンドに配分されます。共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、各共同管理ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動します。同様に、ある共同管理ファンドに買戻し請求があった場合、買戻しが適用される共同管理ファンドの純資産の減少額を調整した持分割合に基づき、共同管理ファンドの準備金から必要な現金が引き出されます。この場合も、各共同管理ファンドの純資産総額は、調整後の持分割合に応じて変動します。

取締役会または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する事態に影響される点について、受益者に注意喚起します。従って、その他の点がすべて等しければ、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになります。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになります。しかし、購入申込みおよび買戻しは、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドのために開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことも可能です。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打切りをいつでも決定できるため、ファンドと受益者の利益に悪影響が及ぶおそれがある場合、サブ・ファンドは組入証券の再編成を回避することができます。

（該当するサブ・ファンドに帰属するとはみなされない）別の共同管理ファンドに関する買戻しまたは報酬および費用の支払によって、特定のサブ・ファンドの組入証券の構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前にサブ・ファンドの資産を共同管理契約の対象外とすることで、特定のサブ・ファンドの資産が上記調整の影響を受けないようにすることができます。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理されます。これは、投資決定が該当するサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致することを確保するためです。また、共同管理資産は、同じ投資運用会社が投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ、保管受託銀行が受託機関を務める資産に限り共同で管理されます。これにより、保管受託銀行が、2010年法およびその他の法定要件に従って、ファンドおよびそのサブ・ファンドに対する自身の債務を完全に履行できることを確保することができます。保管受託銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理ファンドの資産と分別しなければなりません。これによって保管受託銀行は、いつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができます。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はありませんが、共同管理ファンドの投資方針がサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になることがあります。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約の終了を決定することができます。

受益者はいつでも、当該時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登記上の事務所に問合せを行うことができます。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければなりません。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（ｉ）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（ii）各共同管理ファンドに、ルクセンブルグ籍以外のファンドの破産管財人および債権者に対して資産の利用を禁じ、かかる資産の凍結を認めない権限を有することを条件に許可されます。

５．短期金融商品を対象資産とする特別の技法および金融商品

ＭＭＦ規則に定められている条件および制限に従って、また、ＣＳＳＦによって定められている要件および販売目論見書に記載された制限に従って、ファンドおよびそのサブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために、短期金融商品を対象資産とするレポ契約およびリバースレポ契約（以下「技法」といいます。）を採用することができます。このような技法および商品の利用は、投資家の最善の利益に一致するものでなければなりません。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引です。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引です。

以下の条件がレポ契約およびリバースレポ契約に適用されます。

（ｉ）レポ契約およびリバースレポ契約の取引相手方は、基本的に第三国の法域に所在する、法人格を有する事業体です。このような取引相手方は、信用評価の対象となります。取引相手方が、ＥＳＭＡにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮します。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をＡ２またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施します。

（ii）管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含みます。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも（すなわち、最長で２営業日以内に）行えることを徹底しなければなりません。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければなりません。リバースレポ契約の一部として受け取る資産の市場価額は、いかなる時も、払込み済み現金の金額と同等以上でなければなりません。

リバースレポ契約の一部としてマネー・マーケット・ファンドが受け取る資産は、前記「（２）投資対象」の項に記載された「短期金融商品」の定義に従う短期金融商品でなければなりません。上記の特例として、マネー・マーケット・ファンドは、リバースレポ契約の一部として、かかる資産が以下の条件のいずれか一つを満たすことを条件として、上記の条件を満たしている流動性を有する譲渡性有価証券または短期金融商品以外の流動性を有する譲渡性有価証券または短期金融商品を受け取ることができます。

（ａ）かかる資産が、ＥＵ、ＥＵ加盟国の政府または中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定化基金によって発行されたか、または保証されていること。（ただし、ＭＭＦ規則の第19条から第22条までの規定に従って良好な評価を受けていることを条件とします。）

（ｂ）かかる資産が、第三国の政府または中央銀行によって発行されたかまたは保証されていること。（ただし、ＭＭＦ規則の第19条から第22条までの規定に従って良好な評価を受けていることを条件とします。）

リバースレポ契約の一部としてマネー・マーケット・ファンドが受け取る資産は、売却、再投資、質権設定またはその他の方法により譲渡することはできません。マネー・マーケット・ファンドは、リバースレポ契約の一部として、証券化商品およびＡＢＣＰを受け取ることはできません。

リバースレポ契約の一部としてマネー・マーケット・ファンドが受け取る資産は、カウンターパーティーから独立した法的主体によって発行されたものでなければならず、また、カウンターパーティーのパフォーマンスと高い相関関係を有するものではないと予想されます。

（iii）レポ契約は、流動性管理のため、および以下の投資目的のために限り、一時的（即ち、７営業日以下の期間）にのみ、締結されます。レポ契約の一部として、マネー・マーケット・ファンドが受け取った現金は、（ａ）ＵＣＩＴＳ通達の第50条（１）（ｆ）に従って、預金されるか、または（ｂ）ＭＭＦ規則の第15条（６）に記載されている資産に投資することができますが、前記「（２）投資対象」に記載されている投資適格資産に投資すること、譲渡すること、またはその他の方法により再利用することはできません。

管理会社がレポ契約を締結する場合、管理会社は、レポ契約に基づくいずれかの資産のリコール、または締結したレポ契約の終了をいつでも（すなわち、最長で２営業日以内に）行えることを確保しなければなりません。マネー・マーケット・ファンドは、レポ契約に基づき、担保として、マネー・マーケット・ファンドが譲渡した資産を受け取ったカウンターパーティーが、かかる資産をマネー・マーケット・ファンドの事前の同意を得ることなく、売却、質権設定またはその他の方法により譲渡することを契約上、禁止することを確保します。

（iv）レポ契約およびリバースレポ契約は、ＵＣＩＴＳ通達の目的上の借入または貸付を構成するものではありません。

（ｖ）効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却されます。

（vi）効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではなりません。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとします。

原則として、トータル・リターン・スワップには以下が適用されます。

（ｉ）直接的および間接的な業務コスト／報酬を控除した、トータル・リターン・スワップによって達成されたグロス・リターンの100%がサブ・ファンドに送金されます。

（ii）トータル・リターン・スワップに関連して生じるすべての直接的および間接的な業務コスト／手数料は、ファンドの年次および中間財務書類に記載されている会社に支払われます。

（iii）トータル・リターン・スワップに関しては、報酬シェア契約は締結されていません。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはなりません。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準から大幅に上昇させてはなりません。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、前記「（２）投資対象　効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底します。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施されます。また、管理会社は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底します。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンド証券の買付申込者は、慎重に投資判断を行うためにファンドの投資目的およびリスクを認識することが必要です。ファンドは、主に短期金融商品を投資対象としており、組入証券の値動き等により上下するので、１口当たりの純資産価格は変動します。

したがって、元金が保証されているものではありません。信託財産に生じた損益はすべて受益者に帰属します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇する場合には債券価格は下落し、ファンド証券の１口当たりの純資産価格の下落要因となります。また、金利が下落する場合には、短期金融商品からの収益（受取利息）の減少要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合、債券および短期金融商品の価格は下落し、１口当たりの純資産価格の下落要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、証券の価格が変動するリクスもあります。

③ 為替変動リスク

外国通貨建の各サブ・ファンドを円貨により購入する場合には、外国為替リスクが発生し、円貨換算した投資元本を割り込むことがあります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合や、規制・税制上の変更が生じた場合は、１口当たりの純資産価格や運用方針に大きく影響することがあります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの主たる目的である証券の元本とファンド資産の流動性を確保しつつ、一定の高い収益を達成するために、商品部門および商品部門から独立したコンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部においてリスク管理を行っています。

リスク管理体制は、ポートフォリオ構築の初期段階から取り込まれています。

ファンドは、その積極的運用戦略のリスク部分の特徴および投資戦略変更による影響を、常に商品部門でモニターされています。

商品部においては、各リスク特性に対する自社開発のリスク・モデルを活用し、継続的リスク管理を行います。市場エクスポージャー、デュレーション、イールドカーブ、セクターおよび格付け等のエクスポージャーをアクティブにモニターし、管理します。

また、ファンドは、ヘッジ目的に限定されず、それ以外の目的でもデリバティブ取引等を行っています。

管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを2010年法の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理しています。

（3）リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年2月～2026年1月の5年間における各サブ・ファンドの受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。
（注）年間騰落率（右軸）は、割合が大変小さいためにグラフでは明確に表示できない場合があります。

1.UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン クラスP-acc

2.UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド－ユーロ クラスP-acc

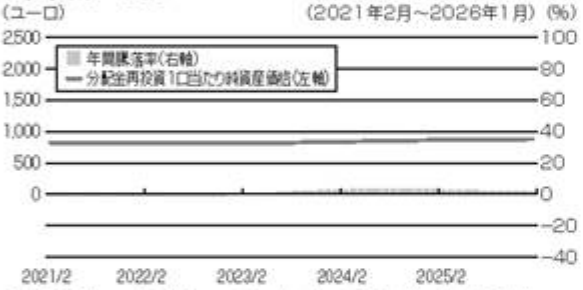

3.UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド－英ポンド クラスP-acc

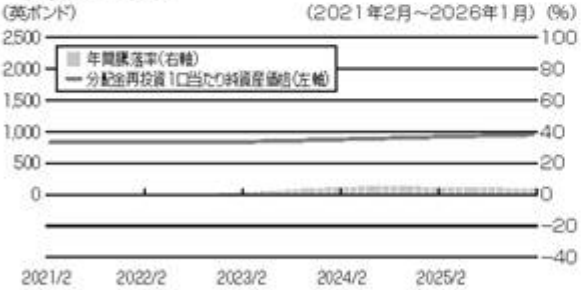

4.UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド－米ドル クラスP-acc

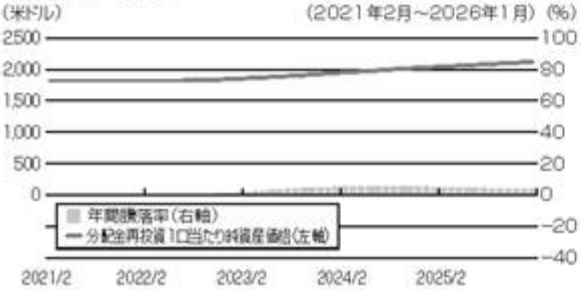

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2021年2月～2026年1月の5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、各サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、各サブ・ファンドの受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

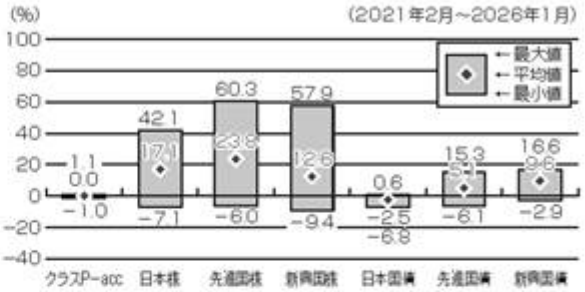

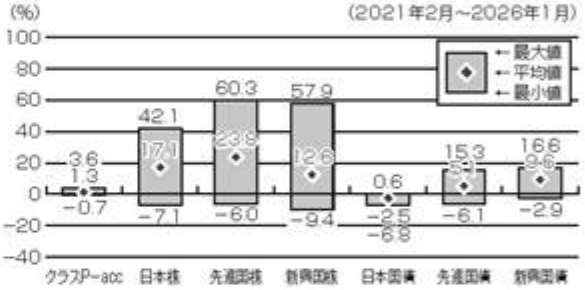

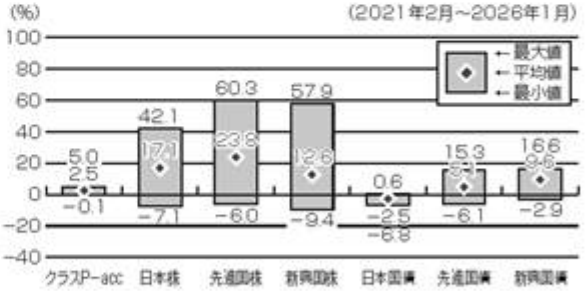

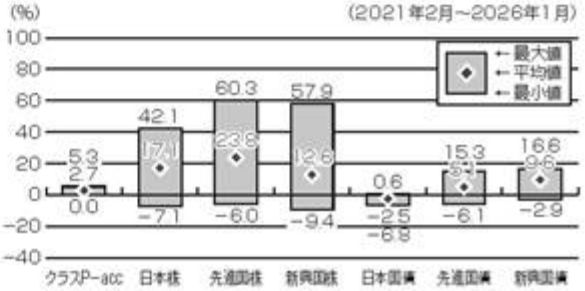

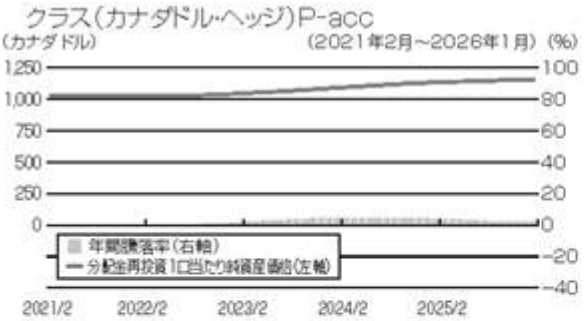

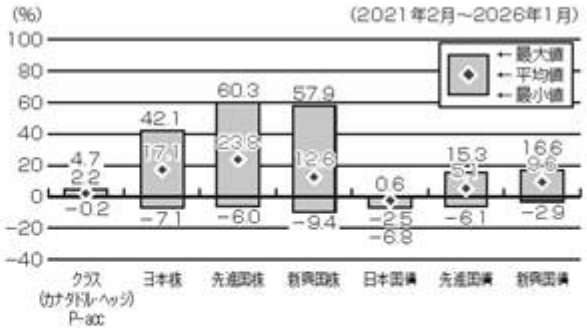

出所：Bloomberg L.Pおよび指数提供会社のデータを基に森濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)
- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドの受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。なお、クラスP-accおよびクラス(カナダドル・ヘッジ)P-accでは分配金の支払いが行われていません。
- 各サブ・ファンドの受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 各サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- 各サブ・ファンドの受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 各サブ・ファンドの受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
  日 本 株…TOPIX(配当込み)
  先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
  新興国株…S&P新興国総合指数
  日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数
  先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
  新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
  (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.Pで円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料
純資産価格の３％を上限とします。

② 日本国内における申込手数料
日本における申込手数料はありません。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料
買戻し手数料は課されません。

② 日本国内における買戻し手数料
買戻し手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、クラスＰ－ａｃｃ受益証券およびクラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づき計算される月次上限報酬を支払います。

ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬が支払われます。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われます（上限報酬）。名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬は、通貨リスクをヘッジするための手数料を含むことがあります。

有効に適用される上限報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができます。

クラスＰ－ａｃｃ受益証券の上限報酬は、年率0.50%、クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券の上限報酬は、年率0.55%です。

2025年10月31日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下の報酬を支払いました。

サブ・ファンド名	報酬
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン	553,265.88スイス・フラン
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ	9,110,925.87ユーロ
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド	558,922.98英ポンド
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル	12,348,285.95米ドル

（４）【その他の手数料等】

上限報酬には、ファンドの資産から控除される以下の報酬および追加の費用は含まれません。

ａ）資産の売買のためのファンド資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算されます。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、後記「第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要（１）資産の評価」に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされます。

ｂ）ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。

ｃ）ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供するサービスに対して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。

ｄ）ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。

ｅ）ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含みます。）。

ｆ）ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、ＫＩＤ（パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。

ｇ）外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）（外国の監査当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含みます。）。

ｈ）ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含みます。）。

ｉ）ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。

ｊ）管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。

ｋ）管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができます。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができます。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（ＴＥＲ）の開示において考慮されます。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができます。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合があります。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものです。

リベートは、以下の場合に許可されます。

- 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し（例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能

性が低下し、および／またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など）、
かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりです。

・　リベートの対象となるサブ・ファンドの受益証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もあります。

・　投資者が保有するＵＢＳ集団投資スキームの資産総額、および／または

・　投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとします。

ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金（特に年次税）も、ファンドが負担します。

上限報酬を採用していない各ファンドの運用会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」という用語を用いています。上限管理報酬は、上限報酬の80%と定められています。

特定のサブ・ファンドに割り当てられるすべての費用は、当該サブ・ファンドが負担します。

クラス受益証券に割り当てられる費用は、当該クラス受益証券が負担します。複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関する費用は、当該サブ・ファンド／クラス受益証券の純資産価額に按分して負担されます。

各サブ・ファンドの投資方針の条項に基づき他の既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除きます。）の上限は、全ての販売手数料を考慮し３%です。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、対象ファンドのサブ・ファンドの持分に対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがあります。

運営費用（または運営手数料）の詳細は、ＫＩＤに記載されています。

2025年10月31日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下のその他費用を支払いました。

サブ・ファンド名	その他の費用
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン	137,978.97スイス・フラン
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ	436,542.91ユーロ
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド	49,652.69英ポンド
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル	577,655.52米ドル

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限額等を表示することができません。

管理会社の報酬方針

取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（ｉ）ＵＣＩＴＳ通達2014／91／ＥＵ、2016年３月31日付で公表されたＵＣＩＴＳ通達およびＡＩＦＭＤに基づく健全な報酬方針に関するＥＳＭＡの最終報告書、（ii）オルタナティブ投資ファンド運用者（ＡＩＦＭ）指令2011／61／ＥＵ（2013年７月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行されました。）、2013年２月11日付で公表されたＡＩＦＭに基づく健全な報酬方針に関するＥＳＭＡのガイドラ

イン、ならびに（iii）2010年２月１日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するＣＳＳＦ通達10／437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、ＵＢＳグループ・エイ・ジーの報酬方針のガイドラインも遵守することを目的とする報酬方針を採用しています。かかる報酬方針は、少なくとも年１回、検証されます。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組の形成を促し、受益者の利益を守り、かつＵＣＩＴＳ／ＡＩＦのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止します。報酬方針は、また、利益相反を防止する措置を含む管理会社およびＵＣＩＴＳ／ＡＩＦの戦略、方針、価値および利益を守ることを確保します。

さらに、この手法は、以下を目的とします。

- **サブ・ファンドにおける受益者の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、ファンドの長期的なパフォーマンスおよび投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり実際に支払われることを徹底するためです。**
- **固定報酬部分および変動報酬部分を組み合わせたバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にします。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれます。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含みます。）により決定されます。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきです。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成します。**

関連する情報は、ＵＣＩＴＳ通達2014／91／ＥＵの規定に従い、管理会社の年次報告書において開示されます。

受益者は、現行の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含みますが、それらに限りません。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができます。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能です。

（５）【課税上の取扱い】

2026年３月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

Ⅰ．ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年１月１日以後は15%の税率となります。）。

⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能です。

⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。

⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

Ⅱ．ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了さ

せることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年１月１日以後は15%の税率となります。）。

⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能です。

⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。

⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

Ⅲ. ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

Ⅳ. 税制等の変更により上記Ⅰないし Ⅲに記載されている取扱いは変更されることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

情報自動交換－ＦＡＴＣＡおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の投資信託として、ファンドは、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っています。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局に送信することがあります。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「ＦＡＴＣＡ」と総称します。）に基づき、ファンドは、徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならず、米国財務省は、これらの義務の履行により、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「ＩＧＡ」といいます。）に定義される特定米国人が所有する金融口座の報告を受けます。ファンドは、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年１月１日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなります。ＩＧＡに基づき、ファンドは「遵守（Ｃｏｍｐｌｉａｎｔ）」に分類され、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に通知した場合には源泉徴収税が課されません。ルクセンブルグの税務当局は、かかる通知を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供します。

世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）は、ＦＡＴＣＡの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「ＣＲＳ」といいます。）を策定しました。ＣＲＳの下では、参加ＣＲＳ法域の居住者である金融機関（ファンド等）は、その投

資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加ＣＲＳ法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負います。参加ＣＲＳ法域の税務当局は、年に１回、かかる情報の交換を行います。ルクセンブルグは、ＣＲＳを導入するための法律を制定しました。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるＣＲＳ上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければなりません。

投資予定者は、ファンドがＦＡＴＣＡおよびＣＲＳに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供する義務を負います。これらの情報は、常に最新の状態に維持されなければなりません。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要があります。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しなかった場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者のファンドにおける持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要があります。また、上記には、投資者が、ＦＡＴＣＡもしくはＣＲＳに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および／または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もあります。

投資予定者は、ＦＡＴＣＡおよびＣＲＳ、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、自らの税務アドバイザーに相談する必要があります。

ＦＡＴＣＡにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ｉ）米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または（ii）一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関してすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは法人の形態で設立された会社または信託を指します。本項は、米国内国歳入法に従わなければなりません。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

すべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法（InvStG）の意味における「その他のファンド」とみなされるため、ドイツ投資税法の第20条に基づく部分的課税免除はされません。

ＤＡＣ６－報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年６月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（ＥＵ）2018／822（以下「ＤＡＣ６」といいます。）が発効しました。ＤＡＣ６の目的は、ＥＵ加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることです。

ＤＡＣ６により課される要請は2020年７月１日までは適用されず、2018年６月25日から2020年６月30日の間に実施された一切のアレンジメントを報告しなければなりません。同通達はＥＵの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含みます。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けています。その後、現地の税務当局は他のＥＵ加盟国の税務当局と当該情報を交換します。そのため、ファンドは報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関し

て所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性があります。これらの法規定は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能です。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（スイス・フラン）　　（2026年１月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（スイス・フラン）	投資比率（%）
短期金融商品	スイス	105,000,500.00	19.62
	オランダ	35,006,866.00	6.54
	フランス	32,004,535.90	5.98
	デンマーク	16,003,603.20	2.99
	ルクセンブルグ	15,004,726.50	2.80
	イギリス	10,002,277.00	1.87
	ドイツ	10,000,600.00	1.87
	オーストラリア	3,000,540.00	0.56
	小計	226,023,648.60	42.24
債券	カナダ	34,713,378.00	6.49
	フィンランド	31,612,533.50	5.91
	ドイツ	26,562,542.00	4.96
	オーストラリア	25,831,755.00	4.83
	国際機関	25,022,004.00	4.68
	フランス	16,608,670.00	3.10
	オランダ	15,748,200.00	2.94
	イギリス	15,254,928.00	2.85
	大韓民国	14,223,995.00	2.66
	スイス	11,551,020.00	2.16
	スウェーデン	3,433,626.00	0.64
	デンマーク	2,730,240.00	0.51
	小計	223,292,891.50	41.73
ポートフォリオ合計		449,316,540.10	83.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		85,834,059.06	16.04
合計（純資産総額）		535,150,599.16 （約107,196百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（ユーロ）　　（2026年１月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
短期金融商品	ドイツ	588,191,452.80	15.83
	スウェーデン	532,987,031.80	14.34
	オランダ	382,529,039.10	10.30
	フランス	332,743,602.80	8.96
	イギリス	243,070,070.40	6.54
	フィンランド	198,398,223.50	5.34
	オーストラリア	180,896,096.60	4.87
	ノルウェー	142,191,718.30	3.83
	ルクセンブルグ	137,680,089.60	3.71
	ベルギー	128,801,368.00	3.47
	日本	119,493,837.60	3.22
	オーストリア	102,907,824.60	2.77
	アメリカ合衆国	40,343,084.45	1.09
	カナダ	34,976,536.00	0.94
	国際機関	15,943,139.20	0.43
	小計	3,181,153,114.75	85.61
投資信託	アイルランド	143,967,500.00	3.87
	小計	143,967,500.00	3.87
債券	カナダ	39,999,057.90	1.08
	小計	39,999,057.90	1.08
ポートフォリオ合計		3,365,119,672.65	90.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		350,542,797.26	9.43
合計（純資産総額）		3,715,662,469.91 （約681,304百万円）	100.00

（英ポンド）　　（2026年１月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（英ポンド）	投資比率（%）
短期金融商品	イギリス	54,594,322.30	35.18
	フランス	9,968,671.20	6.42
	オランダ	8,878,754.60	5.72
	ベルギー	6,996,951.80	4.51
	スウェーデン	5,966,466.40	3.84
	オーストラリア	5,893,705.80	3.80
	フィンランド	5,887,551.90	3.79
	ルクセンブルグ	3,995,823.60	2.57
	大韓民国	3,995,676.00	2.57
	ノルウェー	3,990,386.40	2.57
	スペイン	2,481,982.75	1.60
	カナダ	2,000,440.00	1.29
	日本	1,999,373.00	1.29
	小計	116,650,105.75	75.16
債券	フランス	5,871,301.59	3.78
	アメリカ合衆国	4,029,760.00	2.60
	オーストラリア	4,000,145.86	2.58
	カナダ	2,904,454.21	1.87
	ドイツ	2,818,391.52	1.82
	スウェーデン	2,001,230.80	1.29
	オーストリア	1,000,170.00	0.64
	小計	22,625,453.98	14.58
投資信託	アイルランド	4,485,480.00	2.89
	小計	4,485,480.00	2.89
ポートフォリオ合計		143,761,039.73	92.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,431,207.29	7.37
合計（純資産総額）		155,192,247.02 （約32,860百万円）	100.00

（米ドル）　　（2026年１月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 （米ドル）	投資比率 （%）
短期金融商品	イギリス	1,531,729,516.05	31.87
	フランス	627,494,082.10	13.05
	ドイツ	461,932,707.50	9.61
	オーストラリア	288,654,182.40	6.01
	スウェーデン	255,040,897.20	5.31
	オランダ	229,608,659.30	4.78
	ベルギー	159,657,365.50	3.32
	国際機関	139,270,012.00	2.90
	ルクセンブルグ	119,575,800.00	2.49
	日本	117,353,118.90	2.44
	ノルウェー	107,741,344.80	2.24
	カナダ	99,383,261.50	2.07
	アメリカ合衆国	74,944,335.00	1.56
	フィンランド	9,643,079.00	0.20
	小計	4,222,028,361.25	87.84
投資信託	アイルランド	185,618,290.00	3.86
	小計	185,618,290.00	3.86
債券	ドイツ	30,062,682.60	0.63
	フランス	24,546,313.18	0.51
	小計	54,608,995.78	1.14
ポートフォリオ合計		4,462,255,647.03	92.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		344,477,632.54	7.17
合計（純資産総額）		4,806,733,279.57 （約738,603百万円）	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

（スイス・フラン）

＜短期金融商品＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期	数量／額面（1,000）	取得金額（スイス・フラン）		時価（スイス・フラン）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	
1	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 27.11.25-26.02.26	スイス	短期金融商品	0.0000	2026年2月26日	40,000.00	1.00	40,006,000.00	1.00	40,000,000.00	7.47
2	SWISS NATIONAL BANK BILL-REG-S 0.00000% 01.12.25-23.02.26	スイス	短期金融商品	0.0000	2026年2月23日	20,000.00	1.00	20,004,400.00	1.00	19,999,619.00	3.74
3	AGENCE CENTRALE DES-REG-S ECP 0.00000% 17.11.25-18.05.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年5月18日	17,000.00	1.00	16,999,570.27	1.00	17,002,867.90	3.18
4	DZ PRIVATBANK AG/LUXEMB-REG-S ECP 0.00000% 21.11.25-21.04.26	ルクセンブルグ	短期金融商品	0.0000	2026年4月21日	15,000.00	1.00	15,004,090.70	1.00	15,004,726.50	2.80
5	ING BANK NV ECP 0.00000% 30.09.25-30.06.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年6月30日	15,000.00	1.00	15,000,000.00	1.00	15,002,100.00	2.80
6	COOPERATVE RABOBANK UA-REG-S ECP 0.00000% 05.08.25-05.05.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年5月５日	10,000.00	1.00	10,003,034.25	1.00	10,003,285.00	1.87
7	GOLDMAN SACHS INTL-REG-S ECD 0.00000% 08.12.25-08.05.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年5月８日	10,000.00	1.00	9,999,790.00	1.00	10,002,277.00	1.87
8	ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 12.09.25-12.03.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年3月12日	10,000.00	1.00	10,002,766.04	1.00	10,001,481.00	1.87
9	BANQUE FEDERATIVE DU-REG-S ECP 0.00000% 30.12.25-05.05.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年5月５日	10,000.00	1.00	10,000,166.67	1.00	10,001,136.00	1.87
10	COMMERZBANK AG ECP 0.00000% 19.06.25-19.03.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年3月19日	10,000.00	1.00	10,002,275.52	1.00	10,000,600.00	1.87
11	SWITZERLAND TB-REG-S 0.00000% 13.11.25-12.02.26	スイス	短期金融商品	0.0000	2026年2月12日	10,000.00	1.00	10,002,600.00	1.00	10,000,000.00	1.87
12	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 05.01.26-02.04.26	スイス	短期金融商品	0.0000	2026年4月２日	10,000.00	1.00	10,001,000.00	1.00	10,000,000.00	1.87
13	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 25.09.25-26.03.26	スイス	短期金融商品	0.0000	2026年3月26日	10,000.00	1.00	10,005,700.00	1.00	10,000,000.00	1.87
14	JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 26.11.25-26.03.26	デンマーク	短期金融商品	0.0000	2026年3月26日	8,000.00	1.00	8,003,468.17	1.00	8,002,236.00	1.50
15	JYSKE BANK ECP 0.00000% 10.09.25-10.06.26	デンマーク	短期金融商品	0.0000	2026年6月10日	8,000.00	1.00	8,000,000.00	1.00	8,001,367.20	1.50

＜債券＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期	数量／額面（1,000）	取得金額（スイス・フラン）		時価（スイス・フラン）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	
1	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 0.40000% 17-25.09.26	オーストラリア	債券	0.4000	2026年9月25日	18,050.00	1.00	18,107,267.30	1.00	18,087,905.00	3.38
2	EUROPEAN INVESTMNT BANK-REG-S 1.62500% 12-02.04.26	国際機関	債券	1.6250	2026年4月２日	16,150.00	1.01	16,385,573.00	1.00	16,188,760.00	3.03
3	SANTANDER UK PLC-REG-S 2.01000% 23-12.09.26	イギリス	債券	2.0100	2026年9月12日	15,080.00	1.02	15,319,865.00	1.01	15,254,928.00	2.85
4	NORDEA BANK ABP-REG-S 0.12500% 20-02.06.26	フィンランド	債券	0.1250	2026年6月２日	14,870.00	1.00	14,871,810.70	1.00	14,865,539.00	2.78
5	CANADIAN IMPERIAL BK OF COMMERCE-REG-S 0.05000% 19-15.10.26	カナダ	債券	0.0500	2026年10月15日	14,125.00	1.00	14,116,646.25	1.00	14,108,050.00	2.64
6	ROYAL BANK OF CANADA-REG-S 0.40000% 22-05.10.26	カナダ	債券	0.4000	2026年10月５日	12,540.00	1.00	12,576,359.00	1.00	12,550,032.00	2.35
7	MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 2.37500% 11-30.03.26	フィンランド	債券	2.3750	2026年3月30日	12,210.00	1.02	12,463,996.90	1.00	12,250,293.00	2.29
8	MUENCHENER HYPOTHEKENBANK-REG-S 0.40000% 22-25.02.26	ドイツ	債券	0.4000	2026年2月25日	10,000.00	1.00	10,008,600.00	1.00	10,000,000.00	1.87
9	TOYOTA MOTOR FINANCE NETHERLANDS BV 2.01000% 23-26.10.26	オランダ	債券	2.0100	2026年10月26日	8,000.00	1.02	8,140,250.00	1.01	8,107,200.00	1.51
10	COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 3.12500% 06-15.09.26	オランダ	債券	3.1250	2026年9月15日	7,500.00	1.03	7,727,300.00	1.02	7,641,000.00	1.43

11	KOREA DEVELOPMENT BANK/THE 2.22250% 23-24.07.26	大韓民国	債券	2.2225	2026年7月24日	7,500.00	1.02	7,617,880.00	1.01	7,572,000.00	1.41
12	KOREA HOUSING FINANCE CORP 1.81500% 23-10.02.26	大韓民国	債券	1.8150	2026年2月10日	6,650.00	1.01	6,730,590.00	1.00	6,651,995.00	1.24
13	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG 2.12500% 23-27.02.26	ドイツ	債券	2.1250	2026年2月27日	6,535.00	1.01	6,627,413.50	1.00	6,542,842.00	1.22
14	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG-REG-S 0.96750% 22-04.08.26	ドイツ	債券	0.9675	2026年8月4日	6,500.00	1.01	6,551,023.00	1.00	6,521,450.00	1.22
15	BANK OF NOVA SCOTIA/THE-REG-S 2.04250% 23-04.05.26	カナダ	債券	2.0425	2026年5月4日	5,280.00	1.02	5,374,462.80	1.00	5,304,288.00	0.99

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年１月末日現在）

種類	投資比率（%）
短期金融商品	42.24
債券	41.73

（ユーロ）

＜短期金融商品＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期	数量／額面（1,000）	取得金額（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	
1	SUMITOMO MITSUI BKNG BRUSSELS ECD 0.00000% 24.11.25-24.02.26	ベルギー	短期金融商品	0.0000	2026年２月24日	95,000.00	0.99	94,502,496.86	1.00	94,869,660.00	2.55
2	SKANDINAVISKA ENSKILDA-REG-S ECP 0.00000% 02.12.25-02.09.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年９月２日	91,000.00	0.98	89,534,861.51	0.99	89,871,964.00	2.42
3	MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 10.11.25-10.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年４月10日	89,000.00	0.99	88,222,903.26	1.00	88,635,197.90	2.39
4	SWEDEN, KINGDOM OF ECP 0.00000% 28.11.25-27.02.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年２月27日	88,000.00	0.99	87,556,247.89	1.00	87,863,661.60	2.36
5	AGENCE CENTRALE ORGANIS-REG-S ECP 0.00000% 01.12.25-02.02.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年２月２日	87,000.00	1.00	86,679,934.34	1.00	86,985,610.20	2.34
6	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 07.01.26-08.04.26	日本	短期金融商品	0.0000	2026年４月８日	81,000.00	0.99	80,568,243.68	1.00	80,682,496.20	2.17
7	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 25.09.25-25.03.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年３月25日	77,000.00	0.99	76,210,669.16	1.00	76,750,181.20	2.07
8	BANQUE FED DU CREDIT-REG-S ECP 0.00000% 29.07.25-16.06.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年６月16日	72,000.00	0.98	70,680,628.22	0.99	71,419,420.80	1.92
9	TORONTO-DOMINION BANK/LONDON ECP 0.00000% 12.09.25-12.03.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年３月12日	70,000.00	0.99	69,278,979.03	1.00	69,837,747.00	1.88
10	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 08.10.25-21.04.26	オーストラリア	短期金融商品	0.0000	2026年４月21日	70,000.00	0.99	69,227,536.07	1.00	69,690,313.00	1.88
11	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 04.11.25-06.07.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年７月６日	70,000.00	0.99	69,059,183.72	0.99	69,398,490.00	1.87
12	SWEDEN, KINGDOM OF ECP 0.00000% 26.11.25-26.02.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年２月26日	68,000.00	0.99	67,653,351.71	1.00	67,898,408.00	1.83
13	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 05.09.26-05.03.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年３月５日	68,000.00	0.99	67,296,230.97	1.00	67,869,718.80	1.83
14	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 14.08.25-13.08.26	フィンランド	短期金融商品	0.0000	2026年８月13日	68,000.00	0.98	66,586,154.00	0.99	67,216,198.00	1.81
15	ING BANK NV ECP 0.00000% 26.01.26-27.07.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年７月27日	65,000.00	0.99	64,304,298.94	0.99	64,310,220.00	1.73
16	DNB BANK ASA ECD 0.00000% 14.01.26-14.10.26	ノルウェー	短期金融商品	0.0000	2026年10月14日	62,000.00	0.98	60,996,255.78	0.99	61,083,051.00	1.64
17	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 28.11.25-31.03.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年３月31日	55,000.00	0.99	54,610,038.81	1.00	54,815,909.50	1.48
18	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 07.01.26-07.07.26	ノルウェー	短期金融商品	0.0000	2026年７月７日	55,000.00	0.99	54,419,943.86	0.99	54,511,253.50	1.47
19	CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 05.01.26-05.03.26	ルクセンブルグ	短期金融商品	0.0000	2026年３月５日	53,000.00	1.00	52,827,707.60	1.00	52,891,599.10	1.42
20	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 16.05.25-15.05.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年５月15日	53,000.00	0.98	51,880,053.75	0.99	52,677,028.60	1.42
21	CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 05.01.26-05.02.26	ルクセンブルグ	短期金融商品	0.0000	2026年２月５日	50,000.00	1.00	49,914,895.00	1.00	49,981,925.00	1.35
22	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 05.05.25-05.03.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年３月５日	50,000.00	0.98	49,249,317.28	1.00	49,904,205.00	1.34
23	SWEDBANK AB ECP 0.00000% 07.11.25-07.05.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年５月７日	50,000.00	0.99	49,480,060.00	0.99	49,729,735.00	1.34
24	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 06.08.25-06.05.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年５月６日	50,000.00	0.98	49,223,580.07	0.99	49,729,340.00	1.34
25	DEUTSCHE BANK AG ECP 0.00000% 18.11.25-18.05.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年５月18日	50,000.00	0.99	49,462,833.63	0.99	49,694,155.00	1.34
26	SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 07.01.26-07.07.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年７月７日	50,000.00	0.99	49,467,755.00	0.99	49,548,115.00	1.33
27	ING BANK NV ECP 0.00000% 30.01.26-02.11.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年11月２日	50,000.00	0.98	49,178,070.52	0.98	49,165,035.00	1.32
28	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 10.09.25-10.02.26	オーストリア	短期金融商品	0.0000	2026年２月10日	45,000.00	0.99	44,617,903.43	1.00	44,972,586.00	1.21
29	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 04.12.25-09.03.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年３月９日	45,000.00	0.99	44,763,511.88	1.00	44,905,068.00	1.21

＜投資信託＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	数量／口数（1,000）	取得金額（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	合計	単価	合計	
1	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	アイルランド	投資信託	14.40	10,023.93	144,312,008.78	10,000.00	143,967,500.00	3.87

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年１月末日現在）

種類	投資比率（%）
短期金融商品	85.61
投資信託	3.87
債券	1.08

（英ポンド）

＜短期金融商品＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期	数量／額面（1,000）	取得金額（英ポンド）		時価（英ポンド）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	
1	EUROCLEAR BANK SA ECD 0.00000% 04.08.25-02.02.26	ベルギー	短期金融商品	0.0000	2026年２月２日	5,000.00	0.99	4,962,291.16	1.00	4,998,414.00	3.22
2	AGENCE CENTRALE ORGANIS-REG-S ECP 0.00000% 05.11.25-05.02.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年２月５日	4,000.00	0.99	3,958,641.42	1.00	3,997,537.20	2.58
3	BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 08.08.25-09.02.26	ルクセンブルグ	短期金融商品	0.0000	2026年２月９日	4,000.00	0.98	3,918,374.36	1.00	3,995,823.60	2.57
4	KOREA DEVELOPMENT BANK ECD 0.00000% 07.08.25-09.02.26	大韓民国	短期金融商品	0.0000	2026年２月９日	4,000.00	1.00	3,983,824.58	1.00	3,995,676.00	2.57
5	SOCIETE NATIONALE SNCF SACA ECP 0.00000% 26.01.26-26.02.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年２月26日	4,000.00	1.00	3,987,216.33	1.00	3,988,611.20	2.57
6	CITIBANK NA/LONDON ECD 0.00000% 29.09.25-30.03.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年３月30日	4,000.00	0.98	3,918,331.24	0.99	3,974,814.00	2.56
7	SANTANDER UK PLC-REG-S ECP 0.00000% 10.09.25-10.02.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年２月10日	3,000.00	0.98	2,949,312.23	1.00	2,996,532.30	1.93
8	NORDEA BANK LONDON PLC ECD 0.00000% 26.02.25-25.02.26	フィンランド	短期金融商品	0.0000	2026年２月25日	3,000.00	0.97	2,909,244.95	1.00	2,991,774.00	1.93
9	CREDIT AGRICOLE CIB/LONDON ECD 0.00000% 11.11.25-11.03.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年３月11日	3,000.00	0.99	2,960,099.48	1.00	2,987,167.50	1.92
10	TORONTO DOMINION BANK/LONDON ECP 0.00000% 01.10.25-01.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年４月１日	3,000.00	0.98	2,939,179.12	0.99	2,980,766.10	1.92
11	BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 03.10.25-07.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年４月７日	3,000.00	0.98	2,937,870.08	0.99	2,978,739.30	1.92
12	NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC ECD 0.00000% 03.10.25-09.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年４月９日	3,000.00	0.98	2,937,216.00	0.99	2,977,842.90	1.92
13	MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 13.01.26-13.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年４月13日	3,000.00	0.99	2,971,135.23	0.99	2,976,907.20	1.92
14	ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 05.11.25-05.05.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年５月５日	3,000.00	0.98	2,941,397.69	0.99	2,969,690.40	1.91
15	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK GP ECP 0.00000% 08.01.26-08.10.26	オーストラリア	短期金融商品	0.0000	2026年10月８日	3,000.00	0.97	2,915,394.45	0.97	2,922,231.00	1.88
16	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 07.01.26-06.01.27	フィンランド	短期金融商品	0.0000	2027年１月６日	3,000.00	0.96	2,889,075.34	0.97	2,895,777.90	1.87
17	BANCO SANTANDER SA ECD 0.00000% 09.01.26-09.04.26	スペイン	短期金融商品	0.0000	2026年４月９日	2,500.00	0.99	2,478,649.66	0.99	2,481,982.75	1.60
18	BANK OF NOVA SCOTIA ECD 4.01000% 11.12.25-01.07.26	カナダ	短期金融商品	4.0100	2026年７月１日	2,000.00	1.00	2,000,000.00	1.00	2,000,440.00	1.29
19	MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 3.98000% 06.01.26-21.04.26	イギリス	短期金融商品	3.9800	2026年４月21日	2,000.00	1.00	2,000,000.00	1.00	2,000,377.80	1.29
20	DNB BANK ASA ECD 0.00000% 15.07.25-15.04.26	ノルウェー	短期金融商品	0.0000	2026年４月15日	2,000.00	1.00	2,000,000.00	1.00	2,000,026.80	1.29
21	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 01.09.25-02.02.26	日本	短期金融商品	0.0000	2026年２月２日	2,000.00	0.98	1,965,664.95	1.00	1,999,373.00	1.29
22	LLOYDS TSB BANK PLC ECP 0.00000% 31.07.25-02.02.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年２月２日	2,000.00	0.98	1,958,580.00	1.00	1,999,350.80	1.29
23	SUMITOMO MITSUI BANKING/BRU ECD 0.00000% 05.11.25-06.02.26	ベルギー	短期金融商品	0.0000	2026年２月６日	2,000.00	0.99	1,979,592.00	1.00	1,998,537.80	1.29

＜債券＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期	数量／額面（1,000）	取得金額（英ポンド）		時価（英ポンド）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	
1	NESTLE HOLDINGS INC-REG-S 5.25000% 23-21.09.26	アメリカ合衆国	債券	5.2500	2026年９月21日	4,000.00	1.01	4,035,063.50	1.01	4,029,760.00	2.60
2	DEXIA SA-REG-S 0.25000% 21-10.12.26	フランス	債券	0.2500	2026年12月10日	4,000.00	0.97	3,880,720.00	0.97	3,883,914.68	2.50
3	NRW BANK-REG-S 5.37500% 23-22.07.26	ドイツ	債券	5.3750	2026年７月22日	2,800.00	1.01	2,821,980.00	1.01	2,818,391.52	1.82
4	SVENSK EXPORTKREDIT AB-REG-S 4.50000% 23-11.03.26	スウェーデン	債券	4.5000	2026年３月11日	2,000.00	1.00	2,003,900.00	1.00	2,001,230.80	1.29
5	AUSTRALIA & NEW ZEAL-REG-S OVR NT SONION+34BP 25-26.06.26	オーストラリア	債券	4.0721	2026年６月26日	2,000.00	1.00	2,000,000.00	1.00	2,000,340.00	1.29
6	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRLIA OVR NT SONION+30BP 25-15.04.26	オーストラリア	債券	4.0282	2026年４月15日	2,000.00	1.00	2,000,000.00	1.00	1,999,805.86	1.29

＜投資信託＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	数量／口数（1,000）	取得金額（英ポンド）		時価（英ポンド）		投資比率（%）
					単価	合計	単価	合計	
1	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-GBP-S-DIST	アイルランド	投資信託	0.45	10,000.00	4,485,480.00	10,000.00	4,485,480.00	2.89

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年１月末日現在）

種類	投資比率（%）
短期金融商品	75.16
債券	14.58
投資信託	2.89

（米ドル）

＜短期金融商品＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（%）	満期	数量／額面（1,000）	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	
1	BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 04.11.25-04.03.26	ルクセンブルグ	短期金融商品	0.0000	2026年3月４日	120,000.00	0.99	118,413,262.32	1.00	119,575,800.00	2.49
2	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 23.10.25-23.02.26	ノルウェー	短期金融商品	0.0000	2026年2月23日	100,000.00	0.99	98,685,022.08	1.00	99,761,240.00	2.08
3	DEUTSCHE BANK AG LONDON ECP 0.00000% 03.11.25-04.05.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年5月４日	100,000.00	0.98	98,003,291.80	0.99	99,041,270.00	2.06
4	NATIONAL AUSTRALIA BK LONDON ECD 0.00000% 06.11.25-06.08.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年8月６日	100,000.00	0.97	97,113,149.77	0.98	98,057,760.00	2.04
5	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 01.12.25-02.03.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年3月２日	95,000.00	0.99	94,060,828.75	1.00	94,693,815.00	1.97
6	SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 22.10.25-23.02.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年2月23日	93,000.00	0.99	91,767,259.81	1.00	92,773,628.70	1.93
7	ING BANK NV-REG-S ECP 0.00000% 08.01.26-09.11.26	オランダ	短期金融商品	0.0000	2026年11月９日	95,000.00	0.97	92,089,833.37	0.97	92,281,451.50	1.92
8	MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 17.10.25-17.02.26	オーストラリア	短期金融商品	0.0000	2026年2月17日	92,000.00	0.99	90,777,529.21	1.00	91,822,780.40	1.91
9	KBC BANK SA ECD 0.00000% 03.11.25-03.02.26	ベルギー	短期金融商品	0.0000	2026年2月３日	90,000.00	0.99	89,078,042.26	1.00	89,963,613.00	1.87
10	ANZ GROUP HOLDINGS LTD ECP 0.00000% 14.07.25-16.03.26	オーストラリア	短期金融商品	0.0000	2026年3月16日	90,000.00	0.97	87,418,011.89	1.00	89,579,673.00	1.86
11	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 15.09.25-18.03.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年3月18日	90,000.00	0.98	88,179,197.54	1.00	89,565,327.00	1.86
12	AGENCE CENTRALE ORG SS ECP 0.00000% 02.02.26-02.07.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年7月２日	90,000.00	0.98	88,589,943.41	0.98	88,589,970.00	1.84
13	LLOYDS BANK PLC-144A-REG-S ECD 0.00000% 29.01.26-01.09.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年9月１日	90,000.00	0.98	88,002,824.79	0.98	88,029,873.00	1.83
14	LA BANQUE POSTALE SA ECP 0.00000% 28.11.25-27.02.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年2月27日	85,000.00	0.99	84,161,795.27	1.00	84,757,733.00	1.76
15	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COM ECD 0.00000% 13.06.25-13.03.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年3月13日	85,000.00	0.97	82,237,306.20	1.00	84,630,726.00	1.76
16	GOLDMAN SACHS INTL BANK-REG-S ECD 0.00000% 04.12.25-04.06.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年6月４日	85,000.00	0.98	83,337,895.13	0.99	83,897,711.50	1.75
17	SANTANDER UK PLC ECD 0.00000% 01.12.25-01.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年4月１日	80,000.00	0.99	78,964,901.76	0.99	79,496,256.00	1.65
18	CREDIT AGRICOLE SA/LONDON ECD 0.00000% 05.01.25-07.04.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年4月７日	80,000.00	0.99	79,228,577.74	0.99	79,436,456.00	1.65
19	BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 07.01.26-07.01.27	イギリス	短期金融商品	0.0000	2027年1月７日	82,000.00	0.96	79,015,782.41	0.97	79,144,694.40	1.65
20	COLLATERALIZED COMMER-REG-S ECP 0.00000% 06.08.25-06.02.26	アメリカ合衆国	短期金融商品	0.0000	2026年2月６日	75,000.00	0.98	73,376,105.26	1.00	74,944,335.00	1.56
21	MUFG BANK LTD/LONDON ECP 0.00000% 14.11.25-17.02.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年2月17日	75,000.00	0.99	74,212,726.66	1.00	74,861,130.00	1.56
22	SKANDINAVISKA ENSKILDA-REG-S ECP 0.00000% 22.01.26-08.12.26	スウェーデン	短期金融商品	0.0000	2026年12月８日	75,000.00	0.97	72,574,402.20	0.97	72,637,237.50	1.51
23	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALI ECD 0.00000% 20.01.26-20.01.27	オーストラリア	短期金融商品	0.0000	2027年1月20日	75,000.00	0.96	72,295,254.00	0.96	72,316,867.50	1.50
24	DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 04.06.25-04.02.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年2月４日	70,000.00	0.97	67,946,872.00	1.00	69,964,146.00	1.46
25	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT ECP 0.00000% 11.11.25-04.03.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年3月４日	70,000.00	0.99	69,149,290.85	1.00	69,765,157.00	1.45
26	CORP ANDINA DE FOMENTO-REG-S ECP 0.00000% 03.12.25-03.03.26	国際機関	短期金融商品	0.0000	2026年3月３日	70,000.00	0.99	69,305,215.21	1.00	69,763,113.00	1.45
27	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 10.10.25-10.03.26	イギリス	短期金融商品	0.0000	2026年3月10日	70,000.00	0.98	68,844,934.98	1.00	69,718,908.00	1.45
28	CORP ANDINA DE FOMENTO-REG-S ECP 0.00000% 07.11.25-07.04.26	国際機関	短期金融商品	0.0000	2026年4月７日	70,000.00	0.98	68,842,095.08	0.99	69,506,899.00	1.45
29	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 14.11.25-14.05.26	ドイツ	短期金融商品	0.0000	2026年5月14日	70,000.00	0.98	68,619,976.60	0.99	69,262,809.00	1.44

＜投資信託＞

（2026年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	数量／口数（1,000）	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	合計	単価	合計	
1	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	アイルランド	投資信託	18.56	10,000.00	185,618,290.00	10,000.00	185,618,290.00	3.86

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年１月末日現在）

種類	投資比率（%）
短期金融商品	87.84
投資信託	3.86
債券	1.14

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2026年１月末日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2026年１月末日現在）

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年１月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は以下のとおりです。

（スイス・フラン）

	純資産総額		クラスＰ－ａｃｃ受益証券 １口当たりの純資産価格	
	千スイス・フラン	百万円	スイス・フラン	円
第28会計年度末（2016年10月31日）	879,422.37	176,157	1,153.07	230,971
第29会計年度末（2017年10月31日）	550,138.65	110,198	1,143.06	228,966
第30会計年度末（2018年10月31日）	502,271.20	100,610	1,133.39	227,029
第31会計年度末（2019年10月31日）	414,935.93	83,116	1,123.46	225,040
第32会計年度末（2020年10月31日）	391,532.19	78,428	1,115.01	223,348
第33会計年度末（2021年10月31日）	369,119.83	73,938	1,105.39	221,421
第34会計年度末（2022年10月31日）	455,401.42	91,221	1,097.46	219,832
第35会計年度末（2023年10月31日）	580,710.10	116,322	1,104.99	221,341
第36会計年度末（2024年10月31日）	814,606.69	163,174	1,115.18	223,382
第37会計年度末（2025年10月31日）	502,749.37	100,706	1,116.90	223,726
2025年２月末日	670,659.67	134,340	1,116.72	223,690
３月末日	634,938.24	127,184	1,116.98	223,742
４月末日	608,516.15	121,892	1,117.43	223,832
５月末日	710,201.39	142,260	1,117.68	223,882
６月末日	704,533.44	141,125	1,117.55	223,856
７月末日	753,213.35	150,876	1,117.45	223,836
８月末日	523,532.03	104,869	1,117.29	223,804
９月末日	528,043.43	105,772	1,117.12	223,770
10月末日	502,749.37	100,706	1,116.90	223,726
11月末日	570,827.25	114,342	1,116.78	223,702
12月末日	571,053.62	114,388	1,116.52	223,650
2026年１月末日	535,150.60	107,196	1,116.71	223,688

（注１）スイス・フランは、1991年９月18日から運用を開始しました。

（注２）2008年４月以降の各取引日に使用された１口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合があります。以下同じです。

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

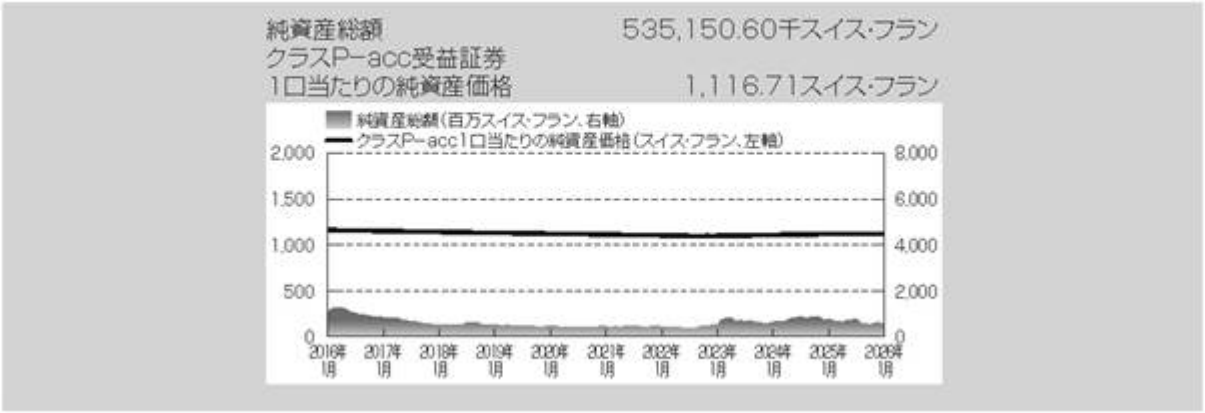

（ユーロ）

	純資産総額		クラスＰ－ａｃｃ受益証券 １口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第28会計年度末 (2016年10月31日)	2,381,517.65	436,675	835.16	153,135
第29会計年度末 (2017年10月31日)	1,589,020.00	291,363	831.37	152,440
第30会計年度末 (2018年10月31日)	1,731,219.04	317,436	827.41	151,714
第31会計年度末 (2019年10月31日)	1,730,165.74	317,243	823.63	151,021
第32会計年度末 (2020年10月31日)	1,724,889.19	316,276	819.85	150,328
第33会計年度末 (2021年10月31日)	1,256,998.83	230,483	814.46	149,339
第34会計年度末 (2022年10月31日)	1,430,853.60	262,361	809.88	148,500
第35会計年度末 (2023年10月31日)	2,512,376.54	460,669	829.54	152,104
第36会計年度末 (2024年10月31日)	3,271,406.79	599,845	858.51	157,416
第37会計年度末 (2025年10月31日)	3,505,448.70	642,759	875.87	160,600
2025年２月末日	3,203,810.31	587,451	865.84	158,760
３月末日	3,105,620.24	569,447	867.37	159,041
４月末日	3,364,906.30	616,989	868.94	159,329
５月末日	3,484,747.19	638,963	870.17	159,554
６月末日	3,523,119.13	645,999	871.40	159,780
７月末日	3,555,563.57	651,948	872.44	159,971
８月末日	3,522,652.61	645,914	873.45	160,156
９月末日	3,508,601.99	643,337	874.51	160,350
10月末日	3,505,448.70	642,759	875.87	160,600

11月末日	3,602,316.26	660,521	876.87	160,783
12月末日	3,715,818.58	681,332	878.04	160,997
2026年１月末日	3,715,662.47	681,304	879.30	161,228

（注）ユーロは、1989年10月11日から運用を開始しました。

＜参考情報＞

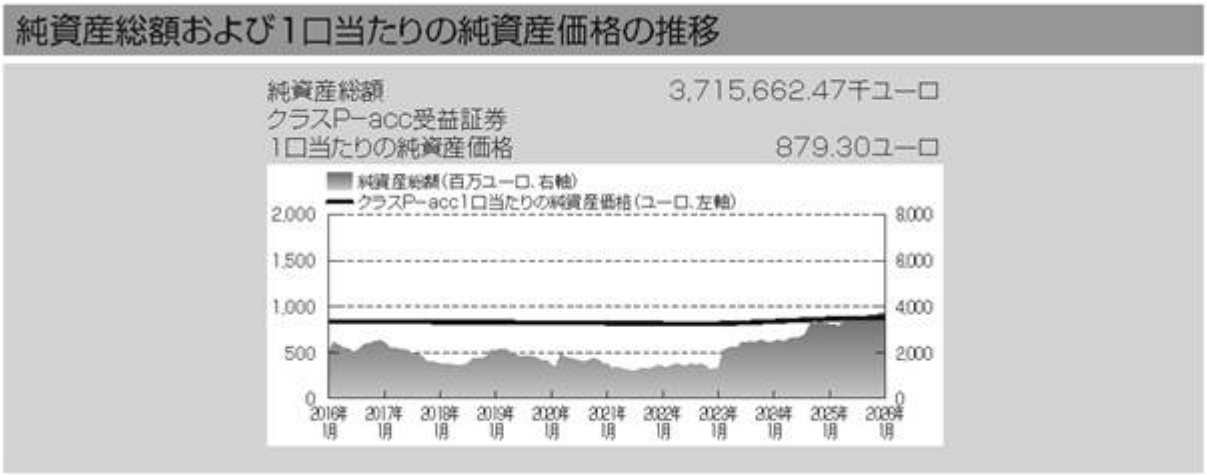

（英ポンド）

	純資産総額		クラスＰ－ａｃｃ受益証券 １口当たりの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第28会計年度末 (2016年10月31日)	170,639.88	36,131	826.34	174,969
第29会計年度末 (2017年10月31日)	175,479.39	37,156	827.03	175,115
第30会計年度末 (2018年10月31日)	112,154.45	23,748	827.45	175,204
第31会計年度末 (2019年10月31日)	99,543.91	21,077	830.13	175,772
第32会計年度末 (2020年10月31日)	82,706.16	17,512	832.28	176,227
第33会計年度末 (2021年10月31日)	88,321.62	18,701	831.86	176,138
第34会計年度末 (2022年10月31日)	68,998.54	14,610	835.78	176,968
第35会計年度末 (2023年10月31日)	117,927.46	24,970	868.10	183,811
第36会計年度末 (2024年10月31日)	111,760.30	23,664	910.40	192,768
第37会計年度末 (2025年10月31日)	153,454.12	32,492	947.42	200,607
2025年２月末日	129,107.20	27,337	923.52	195,546
３月末日	127,498.71	26,997	926.32	196,139
４月末日	133,678.43	28,305	929.58	196,829
５月末日	139,741.82	29,589	932.35	197,416
６月末日	144,276.02	30,549	935.79	198,144

7月末日	207,209.17	43,874	938.69	198,758
8月末日	184,038.84	38,968	941.29	199,309
9月末日	158,936.99	33,653	944.10	199,904
10月末日	153,454.12	32,492	947.42	200,607
11月末日	152,574.98	32,306	950.02	201,157
12月末日	151,737.13	32,129	952.94	201,776
2026年１月末日	155,192.25	32,860	955.57	202,332

（注）英ポンドは、1988年11月29日から運用を開始しました。

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

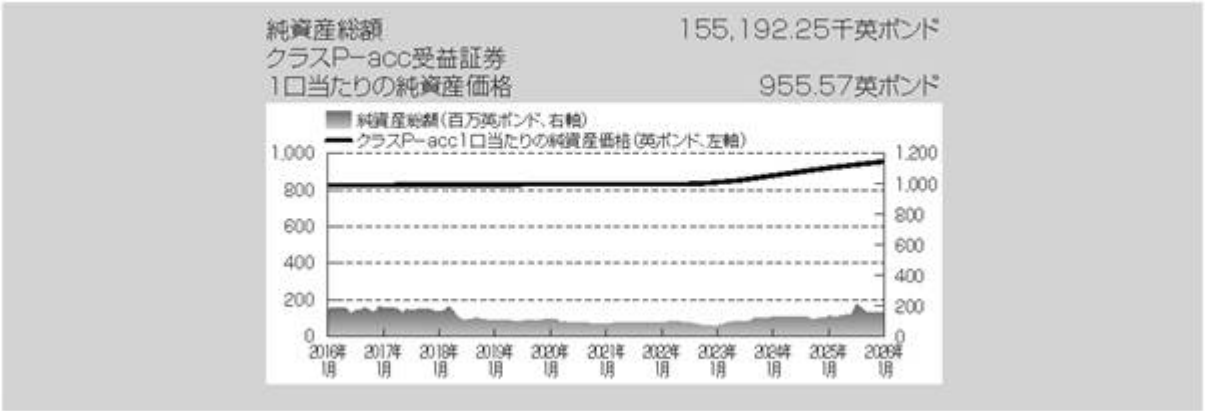

（米ドル）

	純資産総額		クラスＰ－ａｃｃ受益証券１口当たりの純資産価格		クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円	カナダドル	円
第28会計年度末（2016年10月31日）	4,112,506.31	631,928	1,736.36	266,809	1,001.40	113,839
第29会計年度末（2017年10月31日）	3,758,633.84	577,552	1,745.50	268,214	1,005.30	114,283
第30会計年度末（2018年10月31日）	2,940,273.02	451,802	1,767.38	271,576	1,011.88	115,031
第31会計年度末（2019年10月31日）	3,108,030.84	477,580	1,803.78	277,169	1,024.04	116,413
第32会計年度末（2020年10月31日）	3,651,859.56	561,145	1,820.49	279,736	1,031.33	117,242
第33会計年度末（2021年10月31日）	3,636,388.04	558,767	1,821.11	279,832	1,029.90	117,079
第34会計年度末（2022年10月31日）	2,764,096.88	424,731	1,832.37	281,562	1,037.22	117,911
第35会計年度末（2023年10月31日）	3,454,235.94	530,778	1,916.87	294,546	1,079.81	122,753
第36会計年度末（2024年10月31日）	3,938,020.71	605,116	2,016.50	309,855	1,127.64	128,190

第37会計年度末 （2025年10月31日）	4,561,694.06	700,950	2,099.62	322,628	1,155.00	131,300
2025年２月末日	3,787,211.09	581,943	2,044.44	314,149	1,138.58	129,434
３月末日	3,737,723.55	574,339	2,051.07	315,167	1,140.60	129,663
４月末日	3,994,214.57	613,751	2,057.17	316,105	1,142.14	129,838
５月末日	4,173,910.86	641,363	2,063.17	317,027	1,143.43	129,985
６月末日	4,242,589.60	651,916	2,071.12	318,248	1,146.36	130,318
７月末日	4,533,773.46	696,660	2,077.23	319,187	1,147.86	130,489
８月末日	4,629,695.18	711,399	2,084.04	320,234	1,149.88	130,718
９月末日	4,527,394.48	695,679	2,091.61	321,397	1,152.47	131,013
10月末日	4,561,694.06	700,950	2,099.62	322,628	1,155.00	131,300
11月末日	4,841,415.69	743,932	2,105.52	323,534	1,156.73	131,497
12月末日	4,767,880.62	732,633	2,112.23	324,565	1,158.05	131,647
2026年１月末日	4,806,733.28	738,603	2,117.93	325,441	1,159.39	131,799

（注１）米ドルは、1988年11月29日から運用を開始しました。
（注２）クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券は、2016年７月５日から運用を開始しました。

＜参考情報＞

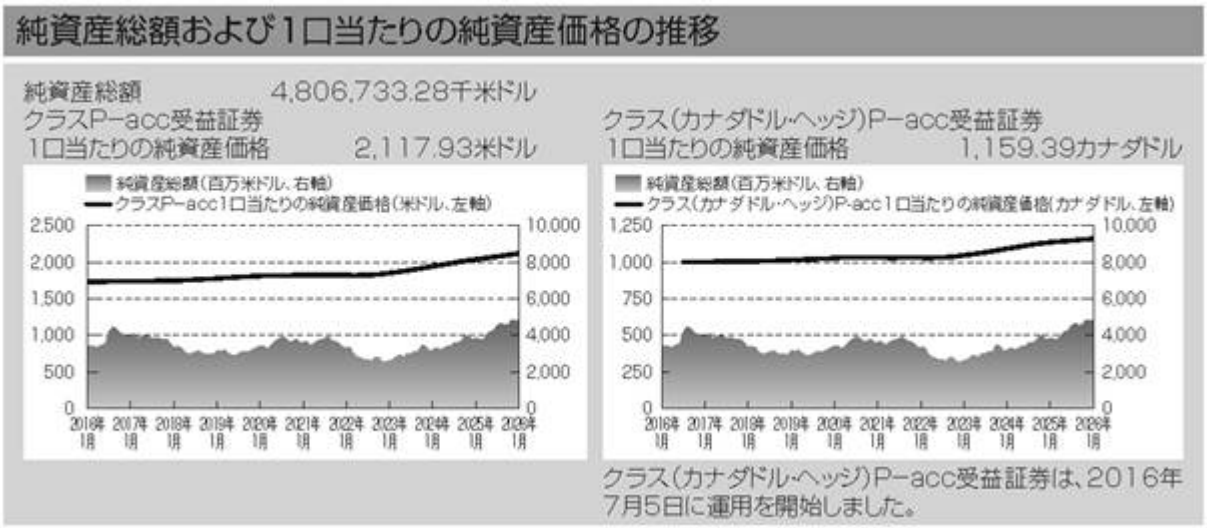

ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

データは、2026年１月末日現在のものです。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

（スイス・フラン）

会計年度	クラスＰ－ａｃｃ受益証券 収益率（％）
第28会計年度（2015年11月１日～2016年10月31日）	－0.93
第29会計年度（2016年11月１日～2017年10月31日）	－0.87
第30会計年度（2017年11月１日～2018年10月31日）	－0.85
第31会計年度（2018年11月１日～2019年10月31日）	－0.88
第32会計年度（2019年11月１日～2020年10月31日）	－0.75
第33会計年度（2020年11月１日～2021年10月31日）	－0.86
第34会計年度（2021年11月１日～2022年10月31日）	－0.72
第35会計年度（2022年11月１日～2023年10月31日）	0.69
第36会計年度（2023年11月１日～2024年10月31日）	0.92
第37会計年度（2024年11月１日～2025年10月31日）	0.15

（ユーロ）

会計年度	クラスＰ－ａｃｃ受益証券 収益率（％）
第28会計年度（2015年11月１日～2016年10月31日）	－0.22
第29会計年度（2016年11月１日～2017年10月31日）	－0.45
第30会計年度（2017年11月１日～2018年10月31日）	－0.48
第31会計年度（2018年11月１日～2019年10月31日）	－0.46
第32会計年度（2019年11月１日～2020年10月31日）	－0.46
第33会計年度（2020年11月１日～2021年10月31日）	－0.66
第34会計年度（2021年11月１日～2022年10月31日）	－0.56
第35会計年度（2022年11月１日～2023年10月31日）	2.43
第36会計年度（2023年11月１日～2024年10月31日）	3.49
第37会計年度（2024年11月１日～2025年10月31日）	2.02

（英ポンド）

会計年度	クラスＰ－ａｃｃ受益証券 収益率（％）
第28会計年度（2015年11月１日～2016年10月31日）	0.17
第29会計年度（2016年11月１日～2017年10月31日）	0.08
第30会計年度（2017年11月１日～2018年10月31日）	0.05
第31会計年度（2018年11月１日～2019年10月31日）	0.32
第32会計年度（2019年11月１日～2020年10月31日）	0.26
第33会計年度（2020年11月１日～2021年10月31日）	－0.05
第34会計年度（2021年11月１日～2022年10月31日）	0.47
第35会計年度（2022年11月１日～2023年10月31日）	3.87
第36会計年度（2023年11月１日～2024年10月31日）	4.87
第37会計年度（2024年11月１日～2025年10月31日）	4.07

（米ドル）

会計年度	クラスＰ－ａｃｃ 受益証券 収益率（％）	クラス （カナダドル・ ヘッジ） Ｐ－ａｃｃ受益証券 収益率（％）
第28会計年度（2015年11月１日～2016年10月31日）	0.21	0.14
第29会計年度（2016年11月１日～2017年10月31日）	0.53	0.39
第30会計年度（2017年11月１日～2018年10月31日）	1.25	0.65
第31会計年度（2018年11月１日～2019年10月31日）	2.06	1.20
第32会計年度（2019年11月１日～2020年10月31日）	0.93	0.71
第33会計年度（2020年11月１日～2021年10月31日）	0.03	－0.14
第34会計年度（2021年11月１日～2022年10月31日）	0.62	0.71
第35会計年度（2022年11月１日～2023年10月31日）	4.61	4.11
第36会計年度（2023年11月１日～2024年10月31日）	5.20	4.43
第37会計年度（2024年11月１日～2025年10月31日）	4.12	2.43

（注１）収益率（％）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝会計年度末の１口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）
ｂ＝当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たりの純資産価格（分配落の額）
ただし、米ドルのクラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券の第28会計年度については当初発行価格
（注２）ベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績および下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

（スイス・フラン）（クラスＰ－ａｃｃ受益証券）

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第28会計年度（11/１/15－10/31/16）	236,528.907	461.003	368,421.630	7,411.430	573,318.822	3,062.271
第29会計年度（11/１/16－10/31/17）	113,390.606	0.000	333,509.039	2,601.268	353,200.389	461.003
第30会計年度（11/１/17－10/31/18）	155,876.395	0.000	182,842.365	0.000	326,234.419	461.003
第31会計年度（11/１/18－10/31/19）	115,326.144	0.000	212,336.397	0.000	229,224.166	701.003
第32会計年度（11/１/19－10/31/20）	89,578.040	0.000	123,781.745	0.000	195,020.461	701.003
第33会計年度（11/１/20－10/31/21）	119,091.865	0.000	147,580.508	0.000	166,531.818	701.003
第34会計年度（11/１/21－10/31/22）	128,327.228	23.103	79,930.191	0.000	214,928.855	724.106
第35会計年度（11/１/22－10/31/23）	174,743.270	194.530	150,246.129	57.732	239,425.996	860.904
第36会計年度（11/１/23－10/31/24）	93,542.947	827.406	108,504.280	546.991	224,464.663	1,141.319
第37会計年度（11/１/24－10/31/25）	79,590.998	526.795	110,397.001	1,064.010	193,658.660	604.104

（注１）スイス・フラン受益証券は、日本国内において、2001年４月２日から販売を開始しました。

（注２）販売口数、買戻し口数および発行済口数は、約定日を基準として算出しています。本邦内における販売口数、本邦内における買戻し口数および本邦内における発行済口数は、受渡日基準で記載しています。また、本邦内において販売会社に外国証券取引口座約款に基づき保管を委託しているファンド証券以外の口数は含まれていません。以下同じです。

（注３）第31会計年度中に海外で販売された口数のうち240.000口がUBS SuMi TRUSTに移管されています。

（ユーロ）（クラスＰ－ａｃｃ受益証券）

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第28会計年度（11/１/15－10/31/16）	1,589,527.538	5,149.187	1,256,216.888	8,090.212	1,686,856.691	8,849.963
第29会計年度（11/１/16－10/31/17）	929,319.525	17.119	1,674,796.512	1,088.257	941,379.704	7,778.825
第30会計年度（11/１/17－10/31/18）	1,004,423.623	3,099.279	932,249.719	3,244.858	1,013,553.608	7,633.246
第31会計年度（11/１/18－10/31/19）	1,181,802.036	2,967.043	1,000,519.539	5,014.990	1,194,836.105	5,585.299
第32会計年度（11/１/19－10/31/20）	1,151,998.597	11,094.050	1,375,710.590	12,258.326	971,124.112	4,421.023
第33会計年度（11/１/20－10/31/21）	912,646.718	1,571.068	1,086,699.340	931.167	797,071.490	5,060.924
第34会計年度（11/１/21－10/31/22）	2,275,346.811	892.752	2,170,110.256	4,117.073	902,308.045	1,836.603
第35会計年度（11/１/22－10/31/23）	1,726,930.586	4,539.058	1,183,281.774	97.934	1,445,956.857	6,277.727
第36会計年度（11/１/23－10/31/24）	1,741,507.058	9,245.637	1,510,757.463	8,917.343	1,676,706.452	6,606.021
第37会計年度（11/１/24－10/31/25）	1,217,140.353	17,932.130	1,494,953.921	9,676.085	1,398,892.884	14,862.066

（注）ユーロ受益証券は、日本国内において、1998年12月１日から販売を開始しました。

（英ポンド）（クラスＰ－ａｃｃ受益証券）

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第28会計年度（11/１/15－10/31/16）	139,346.627	10,645.532	132,364.399	9,445.487	166,507.717	12,376.580
第29会計年度（11/１/16－10/31/17）	46,017.661	12,882.724	86,464.795	4,084.546	126,060.583	21,174.758
第30会計年度（11/１/17－10/31/18）	45,413.189	3,994.789	81,135.901	18,296.214	90,337.871	6,873.333
第31会計年度（11/１/18－10/31/19）	24,744.532	2,642.113	36,353.362	2,828.316	78,729.041	6,687.130
第32会計年度（11/１/19－10/31/20）	36,113.501	5,563.700	45,866.937	7,127.539	68,975.605	5,123.291
第33会計年度（11/１/20－10/31/21）	18,433.333	828.762	25,984.794	760.463	61,424.144	5,191.590
第34会計年度（11/１/21－10/31/22）	25,152.409	6,383.622	32,052.580	1,376.800	54,523.973	10,198.412
第35会計年度（11/１/22－10/31/23）	51,624.220	2,589.671	22,177.290	8,638.665	83,970.903	4,149.418
第36会計年度（11/１/23－10/31/24）	32,232.048	1,653.419	26,530.504	2,007.635	89,672.447	3,795.202
第37会計年度（11/１/24－10/31/25）	47,917.685	2,429.112	27,250.102	951.330	110,340.030	5,272.984

（注）英ポンド受益証券は、日本国内において、2001年４月２日から販売を開始しました。

（米ドル）（クラスＰ－ａｃｃ受益証券）

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第28会計年度（11/１/15－10/31/16）	1,034,126.232	298,286.846	1,053,728.496	275,965.035	1,711,018.227	178,983.427
第29会計年度（11/１/16－10/31/17）	679,099.511	127,254.211	910,198.656	102,713.968	1,479,919.082	203,523.670
第30会計年度（11/１/17－10/31/18）	642,316.690	64,216.056	918,393.981	110,847.566	1,203,841.791	155,732.744
第31会計年度（11/１/18－10/31/19）	762,887.097	280,516.754	856,176.308	312,868.788	1,110,552.580	122,701.100
第32会計年度（11/１/19－10/31/20）	884,969.859	302,913.610	751,805.639	185,266.942	1,243,716.800	240,347.768
第33会計年度（11/１/20－10/31/21）	493,903.274	172,666.760	756,182.958	256,378.574	981,437.116	156,635.954
第34会計年度（11/１/21－10/31/22）	387,300.156	143,597.611	629,740.404	142,205.781	738,996.868	158,027.784
第35会計年度（11/１/22－10/31/23）	431,536.158	130,752.884	414,014.890	96,815.421	756,518.136	191,965.247
第36会計年度（11/１/23－10/31/24）	540,184.820	158,039.429	483,207.231	131,492.162	813,495.725	218,509.565
第37会計年度（11/１/24－10/31/25）	761,007.933	164,406.189	678,969.916	152,708.521	895,533.742	230,055.262

（注１）米ドル受益証券は、日本国内において、1998年12月１日から販売を開始しました。
（注２）第30会計年度中に本邦内における発行済口数のうち1,159.416口が海外の口座に移管されています。
（注３）第31会計年度中に本邦内における発行済口数のうち679.610口が海外の口座に移管されています。
（注４）第36会計年度中に本邦内における発行済口数のうち2.949口が海外の口座に移管されています。
（注５）第37会計年度中に本邦内における発行済口数のうち151.971口が海外の口座に移管されています。

（米ドル）（クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券）

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第28会計年度（11/１/15－10/31/16）	121,552.739	515.838	13,150.460	0.000	108,402.279	2,045.075
第29会計年度（11/１/16－10/31/17）	8,195.204	1,922.068	32,622.837	760.944	83,974.646	3,206.199
第30会計年度（11/１/17－10/31/18）	4,065.736	56.508	22,920.367	199.675	65,120.015	3,063.032
第31会計年度（11/１/18－10/31/19）	1,832.295	47.227	8,218.970	216.231	58,733.340	2,894.028
第32会計年度（11/１/19－10/31/20）	7,706.169	1,093.411	7,194.213	0.000	59,245.296	3,987.439
第33会計年度（11/１/20－10/31/21）	9,341.823	1,378.471	13,259.859	141.858	55,327.260	5,224.052
第34会計年度（11/１/21－10/31/22）	5,266.813	0.000	9,211.801	2,411.702	51,382.272	2,812.350
第35会計年度（11/１/22－10/31/23）	56,265.684	0.000	53,189.586	943.263	54,458.370	1,869.087
第36会計年度（11/１/23－10/31/24）	40,178.004	267.661	24,451.693	264.692	70,184.681	1,872.056
第37会計年度（11/１/24－10/31/25）	25,494.855	90.669	18,157.885	119.800	77,521.651	1,842.925

（注１）クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券は、日本国内において、2016年８月15日から販売を開始しました。
（注２）第28会計年度中に海外で販売された口数のうち1,529.237口がUBS SuMi TRUSTに移管されています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（イ）海外における申込（販売）手続等

（受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件）

以下の記載は、受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件です。

サブ・ファンドの受益証券は、毎営業日に発行および買戻しが行われます。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいいます。ただし、１月２日、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および／またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日です。

管理会社が、後記「４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ⅱ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」に記載のとおり純資産価額の計算を行わない旨決定した日には受益証券の発行および買戻しは行われません。

また、管理会社は、その裁量により、購入申込みを拒絶することができます。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引を含む受益者の利益に悪影響を及ぼしうると判断される取引を禁止します。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有します。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有します。

営業日の中央ヨーロッパ標準時間15時（以下「締切時間」といいます。）までに管理事務代行会社に登録された購入申込みおよび買戻請求（以下、購入申込みおよび買戻請求を「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」といいます。）は、その日の締切時間後に計算される純資産価額に基づき取り扱われます（以下、当該計算を行った日を「評価日」といいます。）。

ファクシミリにより送付される注文はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも１時間前までに管理事務代行会社により受領されなければなりません。しかしながら、管理事務代行会社への注文を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関は、各顧客に対し上記より早い締切時間を適用することができます。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、各販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができます。

営業日の各締切時間後に管理事務代行会社に登録された注文の場合、注文日は翌営業日とみなされます。

上記は、各サブ・ファンドの純資産価額に基づき行われる、サブ・ファンドの受益証券のファンドの他のサブ・ファンドの受益証券への乗換えにも、同様に適用されます。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では知りえないということを意味します（将来価格）。当該純資産価格は、最新の知れている市場価格（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値）に基づいて計算されます。適用される個々の評価原則は、後記「４　資産管理等の概要（１）資産の評価」に記載のとおりです。

適用法令または規則に別段の定めがある場合を除き、注文を請け負う販売会社は、書面による同意書、注文書または電子的注文を含む同等の方法に基づく投資家からの申し込み、買戻しおよび／または転換の注文を請求ならびに受け付けることができます。書面と同等の手段を使用するには、管理会社および／またはＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーの裁量により、あらかじめ書面で承認を受けなければなりません。

（マネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止）

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）の条項ならびにルクセンブルグの監督官庁であるＣＳＳＦの関連法規および該当通達を遵守しなければなりません。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売会社または販売代理人に対して、身元を証明できるものを提示しなければなりません。販売会社または販売代理人は、申込者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければなりません。自然人は、パスポート／身分証明書の認証付謄本（販売会社もしく販売代理人は、または現地行政官庁によって認証されたもの）を提示しなければならず、法人またはその他の法主体は、基本定款の認証付謄本、商業・法人登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写しおよび実質的所有者の姓名を提示しなければなりません。販売会社または販売代理人は、状況に応じて、申込みまたは買戻しを要求する投資者に対し追加の書類または情報を求めます。

販売会社は、販売代理人が上記の身元確認の手続を厳守することを確保しなければなりません。管理事務代行会社および管理会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売会社に求めることができます。管理事務代行会社は、マネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止に関するルクセンブルグ法またはＥＵ法と同等の要件に従わない国々の販売代理人または販売会社から受領するすべての購入申込および買戻請求に対して、上記規定の遵守について監視します。

さらに、販売会社とその販売代理人は、各国で効力のあるマネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止のためのすべての規則に従わなければなりません。

（海外における申込（販売）手続等）

別途規定されない限り、各販売会社が事前に手法を投資家に示した上で、３％を上限とする購入時手数料が投資者の出資額から控除され（または追加で徴収され）あるいは純資産価格に追加され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および／または金融機関に支払われることがあります。

販売が行われる国々で発生する税金、手数料およびその他の報酬も請求されます。より詳細な情報については、該当する現地の募集書類をご参照ください。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家のためにノミニー・ベースで、必要な取引業務を行います。支払事務代行会社の業務にかかる費用は、投資家に請求される場合があります。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行ならびにその他の販売会社において受諾されます。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払を受領することができます。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定されます。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担します。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできます。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できます。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日後２営業日以内（以下「決済日」といいます。）にサブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれます。

該当する受益証券クラスの通貨の国の銀行が、決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または該当する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済はその翌日（かかる銀行が営業しているか、または該当する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日）に行われます。

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物または受益証券による全部または一部の購入申込みを受諾することができます。かかる場合、現物で購入された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる現物払いは、管理会社により選ばれた監査人により評価されます。発生した費用は、関連する投資者によって支払われます。

受益証券は、記名式受益証券のみが発行されます。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味します。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換請求はできません。また、記名式受益証券は、クリアストリームのような認可された外部決済機関を通じて決済されることがあることを受益者は念頭に置いてください。

発行済受益証券は、すべて同一の権利を有します。しかし、約款は、サブ・ファンド内の固有の内容をもつ多様なクラス受益証券の発行の可能性を規定しています。

すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券について、端数の受益証券の発行も可能です。受益証券の端数は、小数第３位まで表記されますが、当該端数には受益者集会における議決権を付与されません。関連するサブ・ファンドまたは受益証券クラスが解散される場合、端数受益証券の保有者は、清算手取金の按分が認められます。

（ロ）日本における申込（販売）手続等

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されないことが、合意および承解されています。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を口座約款（以下に定義します。）に基づき継続して保有することはできますが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできません。

「米国人」とは、次に掲げるものを意味します。（ａ）米国連邦所得税法上の米国市民または住民、（ｂ）米国またはその下部組織の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップ、または、法主体、（ｃ）所得の源泉にかかわらず、米国連邦所得税の対象となる資産またはトラストをいいます。本定義上、「米国」とは、アメリカ合衆国、その州、領域、属領、またはコロンビア特別区を意味します。

日本においては、申込期間中の営業日で、また日本における販売会社および販売取扱会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に申込みの取扱いが行われます。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込受付時間は午後４時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）など、有価証券届出書「第一部　証券情報、（９）払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部　証券情報、（８）申込取扱場所」をご参照下さい。）において申込みを受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。販売の単位は、原則として１口以上0.001口単位とします。また金額単位の申込みも受け付けます。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合があります。詳細については有価証券届出書「第一部　証券情報、（８）申込取扱場所」にご照会下さい。

各サブ・ファンドのファンド証券１口当たりの販売価格は、原則として、締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格です。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して４営業日目（通常、申込日から起算して５営業日目）に、受渡しを行うものとします（申込者が販売会社と別途取り決める場合を除きます。）。日本国内において申込手数料は、課せられません。

買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

前記「（イ）海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における申込（販売）手続等にも適用されることがあります。

２【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻手続等

券面を添付して行われた買戻請求は、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行またはその他適切に授権された販売会社もしくは支払事務代行会社により受け付けられます。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買戻しのために提出されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、決済日に支払われます。

決済日または注文日と決済日までの期間のいずれかの日において、該当する受益証券クラスの表示通貨を使用している国の銀行が営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間決済システム上で行われていない場合、決済は、その翌日（かかる銀行が営業している日または該当する通貨建ての取引のためにかかる決済システムが利用可能になる日）に行われます。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役会が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買戻しを決定することができます。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとします。適用ある場合、後記「４　資産管理等の概要（１）資産の評価」に記載されるスイング・プライシングの原則が適用される場合があります。

異なる通貨で表示される複数のクラスを有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として該当するクラスの通貨または該当するサブ・ファンドの勘定通貨でのみ受益者の買戻しに相当する価額を受領することができます。

適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができます。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定されます。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担します。これらの手数料と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の費用（例えば、関連する銀行により課される費用）は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除されます。

販売が行われる国で発生する税金、手数料およびその他の費用（関連する銀行により課される費用を含みます。）も請求されます。

買戻し手数料は課されません。

純資産価格の動向により、買戻価格が、投資家が支払った発行価格よりも高いかまたは低いかが決定されます。

管理会社は、いずれかの注文日にサブ・ファンドの純資産総額の10%超が流出することになる場合、当該注文日に買戻しおよび乗り換えの注文のすべてを執行しない（買戻しを一時停止する）権利（買戻しゲート）を有します。かかる場合、管理会社は、買戻しおよび乗り換えの注文の一部のみを執行し、当該注文日に執行されなかった買戻しおよび乗り換えの注文に優先権を与え、かかる注文を通常、20営業日を超えない期間、延期することを決定することができます。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、これに相当するファンド資産が（不必要に遅れることなく）売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることができます。かかる処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理されます。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家のためにノミニー・ベースで、必要な取引業務を行います。支払事務代行会社の業務費用および関連する銀行により課される費用は、投資家に請求される場合があります。

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物または受益証券による全部または一部の買戻しを投資家に提供することができます。その場合、現物で買い戻された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる現物払いは、管理会社により選ばれた監査人により評価されるものとし、各サブ・ファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼしてはなりません。発生した費用は、関連する投資者によって支払われます。

なお、受益証券の販売および買戻しに共通して適用される条件については、前記「１　申込（販売）手続等（イ）海外における申込（販売）手続等」をご参照下さい。

（ロ）日本における買戻手続等

日本における受益者は、原則として、営業日で、また日本における販売会社および販売取扱会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に買戻請求をすることができます。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の買戻請求の受付時間は午後４時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）など、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部　証券情報、（８）申込取扱場所」をご参照下さい。）において買戻請求を受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

ファンド証券１口当たりの買戻価格は、原則として、締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格です。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後日本における４営業日目に支払われます（申込者が販売会社と別途取り決める場合を除きます。）。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社が応じ得る場合は、当該受益者の希望する通貨で支払うこともできます。ファンド証券の買戻しは原則として１口以上0.001口単位とします。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取り扱いをする場合があります。

前記「（イ）海外における買戻手続等」の記載は、適宜、日本における買戻手続等にも適用されることがあります。

３【ファンド証券の乗換え（スイッチング）】

（イ）海外における乗換え

受益者は、いつでも、同一サブ・ファンド内の別のクラス受益証券へおよび／または別のサブ・ファンドのクラス受益証券に乗換えることができます。

受益証券の発行および買戻しに関するものと同様の手続が、乗換請求にも適用されます。

受益者が、既存の受益証券の乗換えの結果得られる受益証券の口数は、以下の算式に従って計算されます。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

－A　乗換えを要求される新サブ・ファンドまたはクラスの受益証券の口数。

－B　乗換えを要求される元のサブ・ファンドまたはクラスの受益証券の口数。

－C　乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。

－D　当該サブ・ファンド間またはクラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたはクラスが同一通貨建で評価される場合、かかる係数は１となります。

－E　乗換えが行われる新サブ・ファンドまたはクラスの受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

各販売会社が事前に手法を投資家に示した上で、最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が投資者の出資額から控除され（または追加で徴収され）あるいは純資産価格に追加され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および／または金融機関に支払われることがあります。かかる場合、前記「２　買戻し手続等（イ）海外における買戻手続等」に記載のとおり、買戻手数料は課されません。

サブ・ファンドの乗換時に個々の国で発生することがある手数料、税金および印紙税は、受益者に請求されます。

（ロ）日本における乗換え

サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは、日本における受益者について認められていません。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（ｉ）純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券１口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスの参照通貨で表示され、各営業日に各受益証券クラスに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を各サブ・ファンドの各受益証券クラスの発行済口数で除することにより計算されます。純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて、各営業日に公表されます。ただし、受益証券１口当たりの純資産価格は、以下のセクションに記載されているとおり、受益証券が発行または買い戻されなかった日にも計算されます。受益証券が発行されなかった日に計算された純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて公表される可能性がありますが、これは、パフォーマンス、統計または手数料を計算するためにのみ使用することができます。いかなる場合も、かかる純資産価格は、買付および買戻しの注文の基準として使用されてはなりません。

サブ・ファンドの各受益証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、受益証券が発行または買い戻されるたびに変動します。この割合は、各受益証券クラスに請求される手数料を考慮して、サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数に対する各クラスの発行済受益証券口数の比率により決定されます。

各サブ・ファンドの資産の価額は、以下のとおり、約款の規定に従って、時価評価法またはこれが可能でない場合は、マーク・ツー・モデル法を採用し、各営業日に計算されます。

（ａ）証券取引所に上場されている金融派生商品およびその他の資産は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。かかる金融派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所の入手可能な直近の価格に基づき評価されます。

金融派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われていないものの、市況に応じて価格を決定する証券ディーラー間に流通市場が存在している場合、管理会社は、かかる価格に基づき、金融派生商品および投資対象を評価することができます。証券取引所に上場されていないが他の公認で公開の定期的に取引が行われている他の規制ある市場で取引されている金融派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における入手可能な直近の価格で評価されます。

（ｂ）証券取引所に上場されていないまたは別の規制ある市場で取引されていない資産は、適切な価格を入手できない場合、管理会社により、誠実に選定した他の基準に従い、予想市場価格に基づき評価されます。この基準は、常にMMＦ規則に一致するものとします。

（ｃ）証券取引所に上場されていない金融派生商品（ＯＴＣ派生商品）の評価は、独立の価格決定機関の価格決定に基づき行われます。ある金融派生商品について、独立の価格決定機関の一つの情報しか入手することができない場合、入手された評価の信頼性は、管理会社およびファンドの監査人により認められた計算方法により、かかる金融派生商品の裏付証券の市場価格に基づき確認されます。この評価は、ＵＢＳグローバル評価委員会の専門家のサポートを受けた管理会社の評価専門家による評価に基づいて、管理会社の決定により確定されます。このプロセスで用いられる基準は、常にMMＦ規則に一致するものとします。

（ｄ）その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります。（評価額の見積もり）。

（ｅ）証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価されます。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出されます。この過程で以下の原則が適用されます。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれます。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換されます。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われます。
関連する注文日から決済日までの間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれます。そのため、特定の評価日における一口当たり資産価格は、推定利息収益を含みます。

（ｆ）外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての短期金融商品、金融派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨の最も代表的な市場における仲値で評価されます。

（ｇ）定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価されます。

（ｈ）スワップの価値は、外部のサービス・プロバイダーにより計算され、さらに２次的な独立の評価が他の外部のサービス・プロバイダーにより提供されます。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいています。特定の場合、（ブルームバーグにより提供されるモデルおよび市場データに基づく）内部計算および／またはブローカーの説明書による評価が利用されることがあります。評価方法は、当該有価証券に依拠し、適用されるＵＢＳ評価ポリシーに従い決定されます。

管理会社は、異常な状況において、上記の規定に基づく評価が実行不可能であるか、または正確でないことが判明した場合、純資産の適正な評価を行うために、一般に認められ、かつ検証可能な他の評価基準を誠意を持って適用する権限を有します。

異常な状況下では、当該日に、追加評価を行うことができます。かかる新たな評価は、受益証券の追加発行および買戻しに関しても適用されます。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券１口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがあります。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称されます。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券１口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができます（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である１口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻されます。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券１口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整されます。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われます。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券１口当たり純資産価格が適用されます。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有しています。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右されます。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができます。希薄化調整は、以下の場合に行われることがあります。

（ａ）サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。

（ｂ）サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。

（ｃ）サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、

（ｄ）受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券１口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券１口当たり純資産価格から価値が控除されます。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとします。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、（ｉ）見積もり税金費用、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整されます。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがあります。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券１口当たり純資産価格の最大１％に制限されるものとします。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある１口当たり純資産価格の１％を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができます。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とします。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとします。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとします。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算されます。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼします。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連しますが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しません。

（ii）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しならびに個々のサブ・ファンド間の乗換えのほか、純資産価格の計算を一または複数の営業日にわたり一時的に停止することができます。

- **純資産の大部分を評価するために利用する一もしくは複数の証券取引所、または純資産価格もしくは純資産の大部分の表示通貨の外国為替市場が通常の公休日以外に閉鎖されている場合、または取引が停止されているか、かかる証券取引所および市場が制限されているかまたは短期的に大幅な価格変動にさらされている場合。**
- **管理会社の管理、責任または影響力を超える事象により、受益者の利益を害することなく通常の条件で資産を取得することが不可能である場合。**
- **通信網の混乱、またはその他の事由により、純資産の相当部分の価額の計算を行うことができない場合。**
- **通常の為替レートにより、管理会社が当該サブ・ファンドの買戻請求の支払のための本国送金をすることが不可能である場合または投資対象の売却もしくは取得または受益証券の買戻しによる支払に伴い送金することができないと管理会社が判断する場合。**
- **管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況により、受益者の利益を著しく損なうことなくファンドの資産の通常の処分を行うことが不可能である場合。**
- **その他の理由により、サブ・ファンドが保有する資産の評価が迅速または正確に決定されない場合。**
- **ファンドの清算に関する管理会社の決定が公告された場合。**
- **管理会社が一または複数のサブ・ファンドの合併を決定したことが公告された後、受益者の保護のために当該停止が正当であると判断される場合。**
- **外国為替および資本移動に関する制限により、ファンドの取引の決済ができない場合。**

純資産価格の計算、受益証券の発行および買戻しまたはサブ・ファンド間の乗換えが停止される場合、ファンドの受益証券の公衆への販売が承認されている国々のすべての監督官庁へ遅滞なく報告され、前記「第１　ファンドの状況　１　ファンドの性格（５）開示制度の概要　①ルクセンブルグにおける開示（ロ）受益者に対する開示」に記載する方法でも公告されます。

投資家がクラス受益証券の要件を満たさない場合、管理会社は、さらに当該投資家に以下の事項を行うよう要求する義務を負います。

ａ）受益証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその受益証券を返還すること。

ｂ）クラス受益証券の取得に関する上記の要件を満たす者に対してその受益証券を譲渡すること。

ｃ）その受益証券から、当該投資家が満たすことの可能な取得要件を有する各サブ・ファンドの他のクラス受益証券に乗り換えること。

管理会社は、さらに、

ａ）裁量により、受益証券の購入申込みを拒絶し、

ｂ）排除条項にかかわらず申込みまたは購入された受益証券をいつでも買い戻す

権限を授与されています。

（２）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外において、受益証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資家に販売される受益証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本の販売会社の名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定されています。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年10月31日です。

（５）【その他】

（イ）ファンドおよびサブ・ファンドの清算および合併

ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの清算

受益者、その相続人およびその他の利害関係者は、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または清算を請求することができません。ただし、管理会社は、清算することが管理会社もしくはファンドの保護のためにまたは投資方針上、合理的または必要と考えられる場合には、受益者の利益を考慮に入れた上で、ファンド、サブ・ファンドおよび受益証券クラスを清算する権限を与えられます。

一つのサブ・ファンドまたは一つのサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要である最低額まで減少した場合、またはそれに満たない場合、または政治、経済および金融環境に著しい変化があった場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または有効な決定が行われた時点の純資産価額にて（実際の投資の換金率および費用を考慮して）、該当する受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻す旨の決定を行うことができます。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを清算する旨の決定は、前記「第１　ファンドの状況　１　ファンドの性格（５）開示制度の概要　①ルクセンブルグにおける開示（ロ）受益者に対する開示」に記載する方法で公告されます。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、またサブ・

ファンド／受益証券クラスへの乗換えは中止されます。受益証券の買戻しまたは関連サブ・ファンド／受益証券クラスからの乗換えは、かかる決定が実行された後でも可能です。これにより、清算費用は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスによって考慮されることが確保されます。このため、清算する旨の決定がなされた時点でサブ・ファンド／受益証券クラスの受益証券を保有する者がかかる費用を負担することとなります。清算の場合には、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの清算によって生じた純手取金を各々の保有口数に応じてかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に配分するよう保管受託銀行に指示します。清算手続（最大９か月間継続する可能性があります。）の終了時に受益者に配分できない清算手取金は、直ちにルクセンブルグの「供託機関」に預託されます。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければなりません。かかる清算の通知は、「会社公告集」（以下「ＲＥＳＡ」といいます。）およびルクセンブルグの日刊新聞において公告され、必要に応じて個々の販売国の公式刊行物において公告されます。

ファンドまたはサブ・ファンドと他の投資信託（以下「ＵＣＩ」といいます。）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンド間の合併

「合併」とは、以下の取引です。

（ａ）一もしくは複数のＵＣＩＴＳまたは当該ＵＣＩＴＳのサブ・ファンド（「吸収対象ＵＣＩＴＳ」）が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のＵＣＩＴＳまたは当該ＵＣＩＴＳのサブ・ファンド（「吸収ＵＣＩＴＳ」）に移転し、かつ、引き換えに吸収対象ＵＣＩＴＳの受益者が吸収ＵＣＩＴＳの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払を受領する取引。

（ｂ）二つ以上のＵＣＩＴＳまたは当該ＵＣＩＴＳのサブ・ファンド（「吸収対象ＵＣＩＴＳ」）が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を自らまたは当該ＵＣＩＴＳのサブ・ファンドが設立した別のＵＣＩＴＳ（「吸収ＵＣＩＴＳ」）に移転し、かつ、吸収対象ＵＣＩＴＳの受益者が引き換えに吸収ＵＣＩＴＳの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。

（ｃ）一もしくは複数のＵＣＩＴＳまたは当該ＵＣＩＴＳのサブ・ファンド（「吸収対象ＵＣＩＴＳ」）が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、その純資産のすべてを同一ＵＣＩＴＳの別のサブ・ファンド、当該ＵＣＩＴＳが設立した別のＵＣＩＴＳまたは別の既存のＵＣＩＴＳもしくは当該ＵＣＩＴＳのサブ・ファンド（「吸収ＵＣＩＴＳ」）に移転する取引。

合併は、2010年法に規定された条件で行われます。合併の法律上の効果は、2010年法により規定されます。

「ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたは受益証券クラスの資産を、ファンドの他の既存のサブ・ファンドもしくは受益証券クラスまたは2010年法パートⅠに基づく他のルクセンブルグのＵＣＩもしくは2010年法に基づく外国のＵＣＩＴＳに配分することを決定することができます。

また、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を（必要な場合、分割または統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）別のサブ・ファンドの受益証券または別のクラス受益証券として指定変更することを決定することができます。

受益者は、前記「第１ ファンドの状況　１ ファンドの性格（５）開示制度の概要　①ルクセンブルグにおける開示（ロ）受益者に対する開示」に記載する方法で管理会社の決定を通知されます。

管理会社がかかる合併の決定をした場合には、かかる合併は、当該決定が公告された日から起算して30日間、関連するサブ・ファンドのすべての受益者を拘束します。この期間内に、受益者は、買戻し手数料または事務費用を支払わずに、受益証券の買戻請求を行うことができます。買戻しのために提出されなかった受益証券は、合併が効力を有する日に計算した、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換されます。

（ロ）約款の変更

法令遵守の下、ファンドの約款は変更することができます。約款の変更は、保管通知により「ＲＥＳＡ」に告知され、前記「第１　ファンドの状況　１　ファンドの性格（５）開示制度の概要　①ルクセンブルグにおける開示（ロ）受益者に対する開示」に記載する方法でも通知されます。

新約款は、管理会社および保管受託銀行によって署名された日に発効します。

統合約款は、商業および法人登記所で閲覧することができます。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知されます。

（ハ）ワラント・新持分引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えません。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

（ｉ）投資運用契約

投資運用契約は、契約期間を無期限として締結されており、３か月の書面通知を他方当事者に対し行うことによっていつでも解約することができます。

同契約またはその添付書類へのあらゆる変更および追加は、両当事者が合意した書面により行われることが要求されます。

同契約はルクセンブルグ法に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ⅱ）保管受託銀行・支払事務代行契約

保管受託銀行・支払事務代行契約は、契約期間を無期限として締結されており、いずれかの当事者が他方当事者宛の書留書状による３か月の事前通知を行うことによっていつでも終了できます。

同契約にはルクセンブルグ法が適用されます。

（ⅲ）管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとしますが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から３か月を経過した後に、効力を有するものとします。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができます。

－　清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。

－　他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。

－　同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

（ⅳ）代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が３か月前に他の当事者に対し契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されます。

（ⅴ）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を３か月前になすことによりこれを解約するまで有効に存続します。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとします。

（ホ）苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載します。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

（ヘ）指数提供者

FTSE

出典：London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業（以下、総称して「LSE Group」といいます。）。LSE Group 2020の知的財産です。FTSE Russellは、LSEグループ企業の一つの商号です。「FTSE®」は、関連するLSEグループ企業の商標であり、LSEグループの他のすべての会社がライセンスに基づき使用しています。FTSEラッセル指数またはデータに関するすべての権利は、指数またはデータを所有するそれぞれのLSEグループ企業に帰属します。LSEグループおよび権利者のいずれにおいても、指数またはデータの誤謬または欠落から生じるいかなる損害についても、責任を負いません。また、いかなる者も本記載の指数またはデータに依拠することはできません。LSEグループからのデータは、関連するLSEグループ企業の事前の同意なしに渡されてはなりません。LSEグループは、本記載の内容を奨励、保証または裏付けるものではありません。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016／1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下すべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供します。

（ｉ）ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、https://registers.esma.europa.eu/で入手可能です。

（ⅱ）ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿（この登録簿はhttps://register.fca.org.uk/BenchmarksRegisterで入手可能である。）に記載されている英国の2019年ベンチマーク（変更および移行規定）（ＥＵ離脱）規則（以下「英国ベンチマーク規則」という。）に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。

（ⅲ）ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマーク登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則の条項に基づく管理者として認可または登録を申請しなければならない期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によってきまります。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（２）で要求されるとおり、かかる場合に取るべき措置を含む書面による危機管理計画を有しています。受益者は、管理会社の登記上の事務所において請求することにより危機管理計画について無料で相談することができます。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（イ）分配請求権

分配が行われる場合、受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

（ロ）買戻請求権

受益者は、いつでもファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。

（ハ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ニ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効します。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（イ）管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

（ロ）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、を委任されています。なお日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する代理人は、

弁護士　　大　西　信　治
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所

東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

ａ．　ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものです。

ｂ．　ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

ｃ．　ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されています。

１）ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド＝米ドル
２）ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン＝スイス・フラン
３）ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ＝ユーロ
４）ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド＝英ポンド
５）ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル＝米ドル

日本文の財務書類には、以下に掲げた各通貨の、2026年１月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

１米ドル	＝	153.66円
１スイス・フラン	＝	200.31円
１ユーロ	＝	183.36円
１英ポンド	＝	211.74円

ｄ．　ファンドの監査人は、2025年10月31日に終了した会計年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブに変更されています。

ｅ．　ファンドのサブ・ファンドであるＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドルは、2026年２月20日にＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドルに併合されました。

（１）【2025年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド

2025年10月31日現在の年次報告書

連結純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2025年10月31日	
投資有価証券、取得原価	8,615,136,384.12	1,323,801,857
投資有価証券、未実現評価損益	59,306,019.84	9,112,963
投資有価証券合計（注１）	8,674,442,403.96	1,332,914,820
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	98,975,243.50	15,208,536
定期預金および信託預金（注１）	1,229,325,013.32	188,898,082
受益証券発行未収金	23,804,673.57	3,657,826
有価証券にかかる未収利息	5,563,156.82	854,835
流動資産にかかる未収利息	410,059.89	63,010
その他の資産	82,827.26	12,727
資産合計	10,032,603,378.32	1,541,609,835
負債		
先渡為替契約にかかる未実現損失（注１）	(1,182,811.27)	(181,751)
当座借越	(43.08)	(7)
当座借越にかかる未払利息	(0.27)	(0)
有価証券購入未払金（注１）	(355,267,322.47)	(54,590,377)
受益証券買戻未払金	(37,399,490.35)	(5,746,806)
報酬引当金（注２）	(2,430,929.07)	(373,537)
年次税引当金（注３）	(96,469.75)	(14,824)
その他の手数料および報酬にかかる引当金（注２）	(169,465.89)	(26,040)
引当金合計	(2,696,864.71)	(414,400)
負債合計	(396,546,532.15)	(60,933,340)
期末現在純資産	9,636,056,846.17	1,480,676,495

注記は、財務書類と不可分なものです。

②【損益計算書】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド

2025年10月31日現在の年次報告書

連結運用計算書

	米ドル	千円
収益	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	33,897,041.62	5,208,619
有価証券にかかる受取利息	16,091,680.31	2,472,648
分配金	11,416,629.07	1,754,279
収益合計	61,405,351.00	9,435,546
費用		
報酬（注２）	(24,956,319.61)	(3,834,788)
年次税（注３）	(910,582.63)	(139,920)
その他の手数料および報酬（注２）	(230,678.49)	(35,446)
現金および当座借越にかかる利息	(238,624.15)	(36,667)
費用合計	(26,336,204.88)	(4,046,821)
投資純損益	35,069,146.12	5,388,725
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	1,438,281.20	221,006
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	251,978,517.06	38,719,019
先渡為替契約にかかる実現損益	(6,922,563.90)	(1,063,721)
外国為替にかかる実現損益	1,145,677.14	176,045
実現損益合計	247,639,911.50	38,052,349
当期実現純損益	282,709,057.62	43,441,074
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	(395,106.73)	(60,712)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	(9,784,923.98)	(1,503,551)
先渡為替契約にかかる未実現評価損益	(496,990.87)	(76,368)
未実現評価損益の変動合計	(10,677,021.58)	(1,640,631)
運用の結果生じた純資産の純増減	272,032,036.04	41,800,443

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド

2025年10月31日現在の年次報告書

連結純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
期首現在純資産	8,995,884,327.49*	1,382,307,586
受益証券発行	13,568,987,622.47	2,085,010,638
受益証券買戻し	(13,198,096,670.61)	(2,028,019,534)
純発行（買戻し）合計	370,890,951.86	56,991,104
支払分配金（注４）	(2,750,469.22)	(422,637)
投資純損益	35,069,146.12	5,388,725
実現損益合計	247,639,911.50	38,052,349
未実現評価損益の変動合計	(10,677,021.58)	(1,640,631)
運用の結果生じた純資産の純増減	272,032,036.04	41,800,443
期末現在純資産	9,636,056,846.17	1,480,676,495

* 2025年10月31日の為替レートを使用して換算されています。2024年10月31日の為替レート使用の場合、期首現在連結純資産は8,695,841,327.13米ドルでした。

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

３年度の比較

日付	ISINコード	2025年10月31日	2024年10月31日	2023年10月31日
純資産（スイス・フラン）		502 749 366.75	814 606 686.15	580 710 097.56
クラスＦ－ａｃｃ	LU0454362921			
発行済受益証券口数		506 650.2660	3 244 274.7280	2 229 391.7110
１口当たり純資産価格（スイス・フラン）		96.01	95.82	94.56
クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ[1]	LU2736384749			
発行済受益証券口数		11 491.5820	11 425.9550	－
１口当たり純資産価格（スイス・フラン）		1 010.38	1 008.55	－
クラスＰ－ａｃｃ	LU0033502740			
発行済受益証券口数		193 658.6600	224 464.6630	239 425.9960
１口当たり純資産価格（スイス・フラン）		1 116.90	1 115.18	1 104.99
クラスＱ－ａｃｃ	LU0395198954			
発行済受益証券口数		369 703.3990	491 850.7040	662 483.4630
１口当たり純資産価格（スイス・フラン）		96.28	96.10	94.97
クラスＱＬ－ａｃｃ	LU2630463748			
発行済受益証券口数		197 349.6940	220 998.9280	75 706.9380
１口当たり純資産価格（スイス・フラン）		102.10	101.90	100.57
クラスＵ－Ｘ－ａｃｃ	LU0395200107			
発行済受益証券口数		17 541.0030	17 762.0030	3 641.7960
１口当たり純資産価格（スイス・フラン）		9 717.48	9 690.00	9 553.57

[1] 初回純資産価額：2024年２月12日

パフォーマンス

	通貨	2024年／2025年	2023年／2024年	2022年／2023年
クラスＦ－ａｃｃ	スイス・フラン	0.2%	1.3%	0.9%
クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	スイス・フラン	0.2%	－	－
クラスＰ－ａｃｃ	スイス・フラン	0.2%	0.9%	0.7%
クラスＱ－ａｃｃ	スイス・フラン	0.2%	1.2%	0.8%
クラスＱＬ－ａｃｃ	スイス・フラン	0.2%	1.3%	－
クラスＵ－Ｘ－ａｃｃ	スイス・フラン	0.3%	1.4%	1.0%
ベンチマーク：[1]				
FTSE CHF 3M Eurodeposits	スイス・フラン	0.2%	1.4%	1.1%

[1] 当該ファンドは、アクティブ運用されています。当該インデックスは、当該ファンドの運用成績測定に対する評価基準です。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはなりません。
実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していません。
実績データは、監査の対象ではありませんでした。

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

投資有価証券の構成

地域別分類（対純資産割合（%））	
スイス	19.51
オランダ	8.49
ドイツ	8.22
オーストラリア	8.05
フランス	7.77
カナダ	7.06
フィンランド	6.01
国際	5.00
英国	4.47
スウェーデン	3.94
ルクセンブルグ	2.98
韓国	1.73
シンガポール	1.63
デンマーク	1.59
ノルウェー	1.00
合計	87.45

産業別分類（対純資産割合（%））	
銀行および金融機関	65.78
国および中央政府	5.97
国際機関	5.00
公共、非営利機関	4.00
不動産	3.26
モーゲージおよび貸付機関	2.60
信販会社および持株会社	0.84
合計	87.45

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	スイス・フラン	千円
資産	2025年10月31日	
投資有価証券、取得原価	440,426,285.45	88,221,789
投資有価証券、未実現評価損益	(792,362.12)	(158,718)
投資有価証券合計（注１）	439,633,923.33	88,063,071
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	42,989,655.86	8,611,258
定期預金および信託預金（注１）	30,000,000.00	6,009,300
受益証券発行未収金	145,710.06	29,187
有価証券にかかる未収利息	1,393,787.74	279,190
流動資産にかかる未収利息	375.00	75
資産合計	514,163,451.99	102,992,081
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(10,000,630.00)	(2,003,226)
受益証券買戻未払金	(1,242,833.30)	(248,952)
報酬引当金（注２）	(29,103.82)	(5,830)
年次税引当金（注３）	(5,479.38)	(1,098)
その他の手数料および報酬にかかる引当金（注２）	(136,038.74)	(27,250)
引当金合計	(170,621.94)	(34,177)
負債合計	(11,414,085.24)	(2,286,355)
期末現在純資産	502,749,366.75	100,705,726

運用計算書

	スイス・フラン	千円
収益	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	112,797.16	22,594
有価証券にかかる受取利息	2,360,652.53	472,862
収益合計	2,473,449.69	495,457
費用		
報酬（注２）	(553,265.88)	(110,825)
年次税（注３）	(60,138.52)	(12,046)
その他の手数料および報酬（注２）	(37,437.90)	(7,499)
現金および当座借越にかかる利息	(40,402.55)	(8,093)
費用合計	(691,244.85)	(138,463)
投資純損益	1,782,204.84	356,993
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	(477,948.35)	(95,738)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	2,114,096.77	423,475
外国為替にかかる実現損益	1,768.73	354
実現損益合計	1,637,917.15	328,091
当期実現純損益	3,420,121.99	685,085
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	(1,001,951.41)	(200,701)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	(877,909.88)	(175,854)
未実現評価損益の変動合計	(1,879,861.29)	(376,555)
運用の結果生じた純資産の純増減	1,540,260.70	308,530

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産変動計算書

	スイス・フラン	千円
	自2024年11月１日	至2025年10月31日
期首現在純資産	814,606,686.15	163,173,865
受益証券発行	1,031,203,818.05	206,560,437
受益証券買戻し	(1,344,601,398.15)	(269,337,106)
純発行（買戻し）合計	(313,397,580.10)	(62,776,669)
投資純損益	1,782,204.84	356,993
実現損益合計	1,637,917.15	328,091
未実現評価損益の変動合計	(1,879,861.29)	(376,555)
運用の結果生じた純資産の純増減	1,540,260.70	308,530
期末現在純資産	502,749,366.75	100,705,726

発行済受益証券口数の変動

	自2024年11月１日	至2025年10月31日
クラス		Ｆ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数		3,244,274.7280
発行受益証券口数		3,753,548.9520
買戻受益証券口数		(6,491,173.4140)
期末現在発行済受益証券口数		506,650.2660
クラス		ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数		11,425.9550
発行受益証券口数		415.0000
買戻受益証券口数		(349.3730)
期末現在発行済受益証券口数		11,491.5820
クラス		Ｐ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数		224,464.6630
発行受益証券口数		79,590.9980
買戻受益証券口数		(110,397.0010)
期末現在発行済受益証券口数		193,658.6600
クラス		Ｑ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数		491,850.7040
発行受益証券口数		115,131.8790
買戻受益証券口数		(237,279.1840)
期末現在発行済受益証券口数		369,703.3990
クラス		ＱＬ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数		220,998.9280
発行受益証券口数		252,247.7930
買戻受益証券口数		(275,897.0270)
期末現在発行済受益証券口数		197,349.6940
クラス		Ｕ－Ｘ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数		17,762.0030
発行受益証券口数		56,079.0000
買戻受益証券口数		(56,300.0000)
期末現在発行済受益証券口数		17,541.0030

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

2025年10月31日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	スイス・フランでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
固定利付債			
スイス・フラン			
スイス・フラン　MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 1.60000% 23-04.08.26	3 000 000.00	3 032 400.00	0.60
スイス・フラン合計		3 032 400.00	0.60
固定利付債合計		3 032 400.00	0.60
ゼロ・クーポン債			
スイス・フラン			
スイス・フラン　PFANDBRIEFBK SCHWEIZERISCHER HYPO-REG-S 0.00000% 19-30.03.26	4 850 000.00	4 848 060.00	0.97
スイス・フラン合計		4 848 060.00	0.97
ゼロ・クーポン債合計		4 848 060.00	0.97
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
スイス・フラン			
スイス・フラン　AKADEMISKA HUS AB-REG-S 0.25000% 15-17.11.25	16 370 000.00	16 370 000.00	3.26
スイス・フラン　BANK OF NOVA SCOTIA-REG-S 0.20000% 18-19.11.25	11 750 000.00	11 748 825.00	2.34
スイス・フラン　BANK OF NOVA SCOTIA/THE-REG-S 2.04250% 23-04.05.26	5 280 000.00	5 325 408.00	1.06
スイス・フラン　BANQUE FEDER DU CREDIT MUTUEL-REG-S 0.20000% 19-12.06.26	5 100 000.00	5 094 390.00	1.01
スイス・フラン　BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT-REG-S 0.40000% 17-19.12.25	1 000 000.00	999 800.00	0.20
スイス・フラン　CAISSE D ' AMORTIS DE LA DETE SOCLE-REG-S 2.50000% 11-09.12.25	13 425 000.00	13 450 507.50	2.67
スイス・フラン　CANADIAN IMPERIAL BK OF COMMERCE-REG-S 0.05000% 19-15.10.26	7 500 000.00	7 482 750.00	1.49
スイス・フラン　COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 0.40000% 17-25.09.26	9 450 000.00	9 479 295.00	1.88
スイス・フラン　CORPORACION ANDINA DE FOMENTO-REG-S 0.50000% 15-26.02.26	2 800 000.00	2 800 840.00	0.56
スイス・フラン　CORPORACION ANDINA DE FOMENTO 0.51000% 16-16.09.26	1 495 000.00	1 497 392.00	0.30
スイス・フラン　CREDIT AGRICOLE HOME LOAN SFH SA-REG-S 0.25000% 15-18.06.26	5 300 000.00	5 301 590.00	1.05
スイス・フラン　KOREA DEVELOPMENT BANK/THE 2.22250% 23-24.07.26	2 000 000.00	2 028 200.00	0.40
スイス・フラン　LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG-REG-S 0.96750% 22-04.08.26	6 500 000.00	6 533 150.00	1.30
スイス・フラン　LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG 2.12500% 23-27.02.26	6 535 000.00	6 570 289.00	1.31
スイス・フラン　LANSFORSAKRINGAR HYPOTEK AB-REG-S 0.20000% 18-17.04.26	3 435 000.00	3 432 252.00	0.68
スイス・フラン　MUENCHENER HYPOTHEKENBANK EG-REG-S 0.10000% 20-17.12.25	3 200 000.00	3 199 680.00	0.64
スイス・フラン　MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 2.37500% 11-30.03.26	12 210 000.00	12 319 890.00	2.45
スイス・フラン　NORDEA BANK ABP-REG-S 0.12500% 20-02.06.26	14 870 000.00	14 864 052.00	2.96
スイス・フラン　ROYAL BANK OF CANADA-REG-S 0.40000% 22-05.10.26	7 140 000.00	7 154 280.00	1.42
スイス・フラン　ROYAL BANK OF CANADA-REG-S 1.47500% 23-30.01.26	1 000 000.00	1 002 700.00	0.20
スイス・フラン　SANTANDER UK PLC-REG-S 2.01000% 23-12.09.26	4 100 000.00	4 168 060.00	0.83
スイス・フラン　TORONTO-DOMINION BANK-REG-S 1.97000% 23-18.09.26	2 720 000.00	2 763 248.00	0.55
スイス・フラン　TOTALENERGIES CAPITAL INTL SA-REG-S 0.28800% 18-13.07.26	4 200 000.00	4 202 520.00	0.84
スイス・フラン　WESTPAC BANKING CORP-REG-S 0.30000% 17-28.11.25	14 250 000.00	14 248 575.00	2.83
スイス・フラン合計		162 037 693.50	32.23
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		162 037 693.50	32.23

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

銘柄		数量／額面	スイス・フランでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
固定利付長期債				
スイス・フラン				
スイス・フラン	COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 3.12500% 06-15.09.26	7 500 000.00	7 698 000.00	1.53
スイス・フラン	DBS BANK LTD-REG-S 1.51500% 22-12.12.25	8 200 000.00	8 209 020.00	1.63
スイス・フラン	EUROFMA EUROPEAN RALRADMAT FIN CO-REG-S 3.00000% 06-15.05.26	4 500 000.00	4 570 200.00	0.91
スイス・フラン	EUROPEAN INVESTMNT BANK-REG-S 1.62500% 12-02.04.26	16 150 000.00	16 251 745.00	3.23
スイス・フラン	KOREA HOUSING FINANCE CORP 1.81500% 23-10.02.26	6 650 000.00	6 671 280.00	1.33
スイス・フラン	NATIONWIDE BUILDING SOCIETY REG-S 0.91940% 22-17.12.25	6 800 000.00	6 803 400.00	1.35
スイス・フラン	NATIONWIDE BUILDING SOCIETY-REG-S 1.75750% 23-23.01.26	1 500 000.00	1 504 500.00	0.30
スイス・フラン	PFANDBRIEFBK SCHWEIZERISCHER HYPO-REG-S 0.37500% 15-26.01.26	1 550 000.00	1 550 775.00	0.31
スイス・フラン	PFANDBRIEFZENTR SCHWEIZ KANTON-REG-S 0.12500% 15-25.02.26	5 000 000.00	4 999 500.00	0.99
スイス・フラン	PFANDBRIEFZENTR SCHWEIZ KANTON-REG-S 0.25000% 17-12.05.26	1 700 000.00	1 701 020.00	0.34
スイス・フラン	WESTPAC BANKING CORP-REG-S 1.48000% 22-21.09.26	3 700 000.00	3 742 550.00	0.75
スイス・フラン合計			63 701 990.00	12.67
固定利付長期債合計			63 701 990.00	12.67
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			233 620 143.50	46.47
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品				
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン				
スイス・フラン				
スイス・フラン	ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 12.09.25-12.03.26	10 000 000.00	10 002 860.00	1.99
スイス・フラン	BASLER KANTONALBANK ECD 0.00000% 04.09.25-08.06.26	5 000 000.00	4 999 226.05	0.99
スイス・フラン	BASLER KANTONALBANK ECD 0.00000% 07.10.25-07.01.26	10 000 000.00	10 002 657.00	1.99
スイス・フラン	GOLDMAN SACHS INTL ECD 0.00000% 26.03.25-08.12.25	10 000 000.00	10 001 681.00	1.99
スイス・フラン合計			35 006 424.05	6.96
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計			35 006 424.05	6.96
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン				
スイス・フラン				
スイス・フラン	BANQUE FEDERATIVE DU-REG-S ECP 0.00000% 27.02.25-05.01.26	10 000 000.00	10 002 512.00	1.99
スイス・フラン	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 28.02.25-28.11.25	15 000 000.00	15 001 866.00	2.98
スイス・フラン	COMMERZBANK AG ECP 0.00000% 19.06.25-19.03.26	10 000 000.00	10 000 700.00	1.99
スイス・フラン	COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA ECP 0.00000% 26.02.25-26.11.25	10 000 000.00	10 002 167.00	1.99
スイス・フラン	COOPERATVE RABOBANK UA-REG-S ECP 0.00000% 05.08.25-05.05.26	10 000 000.00	10 001 343.00	1.99
スイス・フラン	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 11.03.25-11.12.25	5 000 000.00	5 001 976.50	1.00
スイス・フラン	DZ PRIVATBANK SA-REG-S ECP 0.00000% 02.05.25-03.11.25	15 000 000.00	15 000 225.00	2.98
スイス・フラン	ING BANK NV ECP 0.00000% 30.09.25-30.06.26	15 000 000.00	15 000 150.00	2.98
スイス・フラン	JYSKE BANK ECP 0.00000% 10.09.25-10.06.26	8 000 000.00	7 998 707.68	1.59
スイス・フラン	WESTPAC BANKING CORP ECP 0.00000% 08.08.25-07.08.26	3 000 000.00	2 999 520.00	0.60
スイス・フラン合計			101 009 167.18	20.09
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計			101 009 167.18	20.09

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

2025年10月31日現在の年次報告書

銘柄		数量／額面	スイス・フランでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
短期割引国債、ゼロ・クーポン				
スイス・フラン				
スイス・フラン	SWISS NATIONAL BANK BILL-REG-S TB 0.00000% 27.10.25-24.11.25	20 000 000.00	19 999 780.80	3.98
スイス・フラン	SWISS NATIONAL BANK BILL-REG-S TB 0.00000% 03.11.25-01.12.25	10 000 000.00	9 999 889.00	1.99
スイス・フラン	SWISS NATIONAL BANK-REG-S TB 0.00000% 13.10.25-10.11.25	10 000 000.00	9 999 968.80	1.99
スイス・フラン	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 25.09.25-26.03.26	10 000 000.00	9 999 100.00	1.99
スイス・フラン	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 09.10.25-08.01.26	5 000 000.00	4 999 900.00	1.00
スイス・フラン	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 30.10.25-29.01.26	15 000 000.00	14 999 550.00	2.98
スイス・フラン合計			69 998 188.60	13.93
短期割引国債、ゼロ・クーポン合計			69 998 188.60	13.93
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品合計			206 013 779.83	40.98
投資有価証券合計			439 633 923.33	87.45
現金預金、要求払預金および預託金勘定ならびにその他の流動資産			42 989 655.86	8.55
定期預金および信託預金			30 000 000.00	5.97
その他の資産および負債			-9 874 212.44	-1.97
純資産総額			502 749 366.75	100.00

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

３年度の比較

日付	ISINコード	2025年10月31日	2024年10月31日	2023年10月31日
純資産（ユーロ）		3 505 448 696.81	3 271 406 787.94	2 512 376 535.20
クラスＦ－ａｃｃ	LU0454363739			
発行済受益証券口数		1 280 656.0560	1 023 841.5890	1 060 971.5520
１口当たり純資産価格（ユーロ）		885.46	864.46	831.95
クラスＦ－ｄｉｓｔ[1]	LU2779842538			
発行済受益証券口数		1 055 540.5230	886 129.1700	－
１口当たり純資産価格（ユーロ）		102.47	102.34	－
クラスＩ－Ｂ－ａｃｃ	LU0395206641			
発行済受益証券口数		103 206.9600	9 171.8970	6 060.0000
１口当たり純資産価格（ユーロ）		536.42	523.35	503.33
クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	LU0395206054			
発行済受益証券口数		151 447.9630	171 937.9090	88 081.0100
１口当たり純資産価格（ユーロ）		528.26	516.15	497.14
クラスＩ－Ｘ－ａｃｃ[2]	LU0395206724			
発行済受益証券口数		－	－	33 989.0000
１口当たり純資産価格（ユーロ）		－	－	501.21
クラスＫ－１－ａｃｃ[3]	LU0395205759			
発行済受益証券口数		25.7050	21.0590	2.3370
１口当たり純資産価格（ユーロ）		3 213 953.20	3 142 104.41	3 028 220.26
クラスＰ－ａｃｃ	LU0006344922			
発行済受益証券口数		1 398 892.8840	1 676 706.4520	1 445 956.8570
１口当たり純資産価格（ユーロ）		875.87	858.51	829.54
クラスＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ	LU0395206484			
発行済受益証券口数		73 379.7970	120 978.0020	44 402.7000
１口当たり純資産価格（ユーロ）		542.46	529.59	509.68
クラスＰ－ｄｉｓｔ[4]	LU2856147595			
発行済受益証券口数		29 003.0900	19 607.2250	－
１口当たり純資産価格（ユーロ）		510.11	502.47	－
クラスＱ－ａｃｃ	LU0357613495			
発行済受益証券口数		3 215 200.3340	2 152 254.2120	1 836 241.3060
１口当たり純資産価格（ユーロ）		111.02	108.54	104.60
クラスＱＬ－ａｃｃ	LU2630463821			
発行済受益証券口数		676 004.3050	404 763.1600	190 490.1660
１口当たり純資産価格（ユーロ）		107.88	105.32	101.36
クラスＵ－Ｘ－ａｃｃ	LU0395216871			
発行済受益証券口数		30 315.7640	32 072.8460	12 065.9790
１口当たり純資産価格（ユーロ）		11 070.44	10 797.20	10 380.94

[1] 初回純資産価額：2024年３月21日

[2] 受益証券クラスＩ－Ｘ－ａｃｃは、2023年12月28日まで流通していました。

[3] 受益証券クラスＫ－１－ａｃｃは、2022年11月30日まで流通しており、2023年７月26日に再稼働されました。

[4] 初回純資産価額：2024年９月５日

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

パフォーマンス

	通貨	2024年／2025年	2023年／2024年	2022年／2023年
クラスＦ－ａｃｃ	ユーロ	2.4%	3.9%	2.7%
クラスＦ－ｄｉｓｔ	ユーロ	2.4%	－	－
クラスＩ－Ｂ－ａｃｃ	ユーロ	2.5%	4.0%	2.8%
クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	ユーロ	2.3%	3.8%	2.6%
クラスＩ－Ｘ－ａｃｃ[1]	ユーロ	－	－	2.8%
クラスＫ－１－ａｃｃ	ユーロ	2.3%	3.8%	－
クラスＰ－ａｃｃ	ユーロ	2.0%	3.5%	2.4%
クラスＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ	ユーロ	2.4%	3.9%	2.7%
クラスＰ－ｄｉｓｔ[1]	ユーロ	2.0%	－	－
クラスＱ－ａｃｃ	ユーロ	2.3%	3.8%	2.6%
クラスＱＬ－ａｃｃ[2]	ユーロ	2.4%	3.9%	－
クラスＵ－Ｘ－ａｃｃ	ユーロ	2.5%	4.0%	2.8%
ベンチマーク：[2]				
FTSE EUR 3M Eurodeposits	ユーロ	2.5%	3.9%	2.8%

[1] 受益証券クラスＩ－Ｘ－ａｃｃは、2023年12月28日まで流通していました。そのため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していません。

[2] 当該ファンドは、アクティブ運用されています。当該インデックスは、当該ファンドの運用成績測定に対する評価基準です。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはなりません。
実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していません。
実績データは、監査の対象ではありませんでした。

投資有価証券の構成

地域別分類（対純資産割合（%））	
ドイツ	18.29
英国	10.95
フランス	10.22
オランダ	7.26
フィンランド	6.93
スウェーデン	6.33
ベルギー	5.69
アイルランド	3.94
オーストリア	3.39
アメリカ合衆国	3.28
オーストラリア	2.96
ルクセンブルグ	2.41
カナダ	2.13
デンマーク	1.68
ノルウェー	1.57
日本	0.57
国際	0.57
合計	88.17

産業別分類（対純資産割合（%））	
銀行および金融機関	72.07
投資信託	3.93
保険	3.83
その他の消費財	3.28
ヘルスケア・社会福祉	2.05
国際機関	1.19
信販会社および持株会社	1.11
公共、非営利機関	0.71
合計	88.17

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	ユーロ	千円
資産	2025年10月31日	
投資有価証券、取得原価	3,078,109,488.07	564,402,156
投資有価証券、未実現評価損益	12,666,778.81	2,322,581
投資有価証券合計（注１）	3,090,776,266.88	566,724,736
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	10,991,585.92	2,015,417
定期預金および信託預金（注１）	440,000,000.00	80,678,400
受益証券発行未収金	8,664,094.05	1,588,648
有価証券にかかる未収利息	91,998.67	16,869
流動資産にかかる未収利息	96,185.98	17,637
その他の資産	52,642.43	9,653
資産合計	3,550,672,773.93	651,051,360
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(28,949,306.55)	(5,308,145)
受益証券買戻未払金	(15,440,804.72)	(2,831,226)
報酬引当金（注２）	(799,486.03)	(146,594)
年次税引当金（注３）	(34,479.82)	(6,322)
引当金合計	(833,965.85)	(152,916)
負債合計	(45,224,077.12)	(8,292,287)
期末現在純資産	3,505,448,696.81	642,759,073

運用計算書

	ユーロ	千円
収益	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	9,697,376.11	1,778,111
有価証券にかかる受取利息	948,478.53	173,913
分配金	3,520,538.60	645,526
収益合計	14,166,393.24	2,597,550
費用		
報酬（注２）	(9,110,925.87)	(1,670,579)
年次税（注３）	(333,252.66)	(61,105)
その他の手数料および報酬（注２）	(48,516.17)	(8,896)
現金および当座借越にかかる利息	(54,774.08)	(10,043)
費用合計	(9,547,468.78)	(1,750,624)
投資純損益	4,618,924.46	846,926
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	94,800.47	17,383
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	78,122,796.73	14,324,596
実現損益合計	78,217,597.20	14,341,979
当期実現純損益	82,836,521.66	15,188,905
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	1,513.91	278
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	(8,033,435.49)	(1,473,011)
未実現評価損益の変動合計	(8,031,921.58)	(1,472,733)
運用の結果生じた純資産の純増減	74,804,600.08	13,716,171

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産変動計算書

	ユーロ	千円
	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
期首現在純資産	3,271,406,787.94	599,845,149
受益証券発行	4,254,306,889.07	780,069,711
受益証券買戻し	(4,092,907,813.24)	(750,475,577)
純発行（買戻し）合計	161,399,075.83	29,594,135
支払分配金（注４）	(2,161,767.04)	(396,382)
投資純損益	4,618,924.46	846,926
実現損益合計	78,217,597.20	14,341,979
未実現評価損益の変動合計	(8,031,921.58)	(1,472,733)
運用の結果生じた純資産の純増減	74,804,600.08	13,716,171
期末現在純資産	3,505,448,696.81	642,759,073

発行済受益証券口数の変動

	自2024年11月１日　至2025年10月31日
クラス	Ｆ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	1,023,841.5890
発行受益証券口数	2,283,808.7720
買戻受益証券口数	(2,026,994.3050)
期末現在発行済受益証券口数	1,280,656.0560
クラス	Ｆ－ｄｉｓｔ
期首現在発行済受益証券口数	886,129.1700
発行受益証券口数	636,485.1970
買戻受益証券口数	(467,073.8440)
期末現在発行済受益証券口数	1,055,540.5230
クラス	Ｉ－Ｂ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	9,171.8970
発行受益証券口数	157,926.9600
買戻受益証券口数	(63,891.8970)
期末現在発行済受益証券口数	103,206.9600
クラス	ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	171,937.9090
発行受益証券口数	130,096.3530
買戻受益証券口数	(150,586.2990)
期末現在発行済受益証券口数	151,447.9630
クラス	Ｋ－１－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	21.0590
発行受益証券口数	43.4890
買戻受益証券口数	(38.8430)
期末現在発行済受益証券口数	25.7050
クラス	Ｐ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	1,676,706.4520
発行受益証券口数	1,217,140.3530
買戻受益証券口数	(1,494,953.9210)
期末現在発行済受益証券口数	1,398,892.8840
クラス	ＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	120,978.0020
発行受益証券口数	78,416.1010
買戻受益証券口数	(126,014.3060)
期末現在発行済受益証券口数	73,379.7970
クラス	Ｐ－ｄｉｓｔ
期首現在発行済受益証券口数	19,607.2250
発行受益証券口数	14,884.9470
買戻受益証券口数	(5,489.0820)
期末現在発行済受益証券口数	29,003.0900

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

クラス	**Ｑ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	2,152,254.2120
発行受益証券口数	3,484,235.7430
買戻受益証券口数	(2,421,289.6210)
期末現在発行済受益証券口数	3,215,200.3340
クラス	**ＱＬ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	404,763.1600
発行受益証券口数	854,014.9550
買戻受益証券口数	(582,773.8100)
期末現在発行済受益証券口数	676,004.3050
クラス	**Ｕ－Ｘ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	32,072.8460
発行受益証券口数	29,105.6030
買戻受益証券口数	(30,862.6850)
期末現在発行済受益証券口数	30,315.7640

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

2024年10月31日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	ユーロでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
変動利付ミディアム・ターム・ノート			
ユーロ			
ユーロ ROYAL BANK OF CANADA/LONDO-REG-S OVRNT ESTR+27BP 25-20.03.26	25 000 000.00	24 997 936.75	0.71
ユーロ ROYAL BANK OF CANADA-REG-S OVRNT ESTR+28BP 25-09.04.26	15 000 000.00	15 000 000.00	0.43
ユーロ合計		39 997 936.75	1.14
変動利付ミディアム・ターム・ノート合計		39 997 936.75	1.14
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		39 997 936.75	1.14
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品			
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン			
ユーロ			
ユーロ ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 06.10.25-07.04.26	20 000 000.00	19 817 315.60	0.57
ユーロ CREDIT AGRICOLE SA ECD 0.00000% 09.06.25-09.12.25	7 000 000.00	6 984 337.64	0.20
ユーロ KBC BANK SA ECD 0.00000% 31.07.25-01.12.25	70 000 000.00	69 879 391.40	1.99
ユーロ KBC BANK SA ECD 0.00000% 03.09.25-05.01.26	30 000 000.00	29 895 000.00	0.85
ユーロ MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 07.10.25-06.01.26	65 000 000.00	64 754 370.20	1.85
ユーロ MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 29.10.25-29.01.26	20 000 000.00	19 897 280.20	0.57
ユーロ MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 08.07.25-10.11.25	93 000 000.00	92 946 298.08	2.65
ユーロ MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 13.08.25-13.11.25	10 000 000.00	9 992 494.50	0.29
ユーロ MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 08.09.25-08.12.25	4 000 000.00	3 991 237.00	0.11
ユーロ MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 20.10.25-20.01.26	13 000 000.00	12 938 834.87	0.37
ユーロ NATIONAL AUSTRALIA BNK/LONDON ECD 0.00000% 10.10.25-10.04.26	35 000 000.00	34 689 166.05	0.99
ユーロ NESTLE FINANCE INTERNATIONAL ECD 0.00000% 17.06.25-30.01.26	23 000 000.00	22 879 505.99	0.65
ユーロ NORDEA BANK AB ECD 0.00000% 04.06.25-04.12.25	14 000 000.00	13 972 551.74	0.40
ユーロ NORDEA BANK AB ECD 0.00000% 14.10.25-14.05.26	20 000 000.00	19 773 152.60	0.56
ユーロ ROYAL BANK OF CANADA/LONDON ECD 0.00000% 14.10.25-14.05.26	30 000 000.00	29 666 004.00	0.85
ユーロ SUMITOMO MITSUI TRUST BANK LT ECD 0.00000% 04.09.25-05.01.26	46 000 000.00	45 823 360.00	1.31
ユーロ SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 15.10.25-16.01.26	19 500 000.00	19 414 878.02	0.55
ユーロ合計		517 315 177.89	14.76
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計		517 315 177.89	14.76
変動利付ユーロ譲渡性預金証書			
ユーロ			
ユーロ DNB BANK ASA ECD VAR 16.04.25-16.01.26	23 000 000.00	23 003 493.70	0.66
ユーロ合計		23 003 493.70	0.66
変動利付ユーロ譲渡性預金証書合計		23 003 493.70	0.66
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン			
ユーロ			
ユーロ ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 08.05.25-10.11.25	20 000 000.00	19 988 506.60	0.57
ユーロ ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 11.07.25-11.11.25	13 000 000.00	12 991 782.70	0.37

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

	銘柄	数量／額面	ユーロでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
ユーロ	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 05.09.26-05.03.26	68 000 000.00	67 513 613.00	1.93
ユーロ	AGENCE CENTRALE ORGANIS-REG-S ECP 0.00000% 29.08.25-28.11.25	25 000 000.00	24 961 656.00	0.71
ユーロ	AGENCE CENTRALE ORGANIS-REG-S ECP 0.00000% 24.10.25-01.12.25	47 000 000.00	46 920 060.52	1.34
ユーロ	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 16.06.25-17.11.25	39 000 000.00	38 961 547.17	1.11
ユーロ	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 22.09.25-23.03.26	19 000 000.00	18 843 561.79	0.54
ユーロ	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 25.09.25-25.03.26	77 000 000.00	76 357 220.94	2.18
ユーロ	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 08.10.25-21.04.26	70 000 000.00	69 315 310.40	1.98
ユーロ	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 17.10.25-01.07.26	35 000 000.00	34 508 903.10	0.98
ユーロ	BANQUE FED DU CREDIT-REG-S ECP 0.00000% 29.07.25-16.06.26	72 000 000.00	71 036 853.84	2.03
ユーロ	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 11.09.25-11.03.26	25 000 000.00	24 813 005.75	0.71
ユーロ	BAYERISCHE LANDESBANK ECP 0.00000% 02.06.25-02.12.25	49 000 000.00	48 914 721.87	1.39
ユーロ	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 06.08.25-06.05.26	50 000 000.00	49 454 615.50	1.41
ユーロ	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 18.09.25-18.03.26	15 000 000.00	14 881 459.20	0.42
ユーロ	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 03.06.25-08.12.25	42 000 000.00	41 911 490.88	1.20
ユーロ	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 28.08.25-02.03.26	37 000 000.00	36 742 211.75	1.05
ユーロ	CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 25.08.25-25.11.25	25 000 000.00	24 963 767.75	0.71
ユーロ	CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 29.09.25-28.11.25	15 000 000.00	14 975 656.20	0.43
ユーロ	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 19.05.25-19.11.25	29 000 000.00	28 967 283.07	0.83
ユーロ	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 22.05.25-23.02.26	38 000 000.00	37 743 288.72	1.08
ユーロ	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 25.08.25-25.05.26	28 000 000.00	27 667 121.72	0.79
ユーロ	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 23.09.25-23.03.26	24 000 000.00	23 799 930.96	0.68
ユーロ	CREDIT AGRICOLE SA ECP 0.00000% 30.05.25-28.11.25	80 000 000.00	79 871 407.20	2.28
ユーロ	CREDIT AGRICOLE SA ECP 0.00000% 30.07.25-01.12.25	20 000 000.00	19 964 413.40	0.57
ユーロ	CREDIT AGRICOLE SAECP 0.00000% 20.08.25-20.02.26	5 000 000.00	4 968 084.90	0.14
ユーロ	DEKABANK DEUTSCHE GIROZENTRA ECP 0.00000% 07.05.25-07.11.25	18 000 000.00	17 992 992.24	0.51
ユーロ	DEUTSCHE BANK AG ECP 0.00000% 01.10.25-05.01.26	15 000 000.00	14 944 709.55	0.43
ユーロ	DEUTSCHE BANK AG ECP 0.00000% 21.10.25-21.04.26	45 000 000.00	44 541 214.20	1.27
ユーロ	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 18.07.25-18.11.25	32 000 000.00	31 969 309.44	0.91
ユーロ	DZ BANK AG DEUTSCHE ZTR-REG-S ECP 0.00000% 05.08.25-05.01.26	12 000 000.00	11 956 243.68	0.34
ユーロ	DZ BANK AG DEUTSCHE ZTR-REG-S ECP 0.00000% 29.08.25-27.02.26	30 000 000.00	29 798 536.50	0.85
ユーロ	EUROPEAN INVESTMENT BK-REG-S ECP 0.00000% 11.09.25-11.02.26	20 000 000.00	19 886 995.00	0.57
ユーロ	EUROPEAN INVESTMENT BK-REG-S ECP 0.00000% 02.10.25-02.12.25	6 000 000.00	5 989 724.28	0.17
ユーロ	EUROPEAN INVESTMENT BK-REG-S ECP 0.00000% 03.10.25-07.04.26	16 000 000.00	15 859 949.60	0.45
ユーロ	JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 28.05.25-02.12.25	56 000 000.00	55 901 656.16	1.59
ユーロ	JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 11.09.25-12.01.26	3 000 000.00	2 987 743.68	0.08
ユーロ	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFB ECP 0.00000% 15.07.25-15.12.25	61 000 000.00	60 859 718.30	1.74
ユーロ	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 12.08.25-12.02.26	30 000 000.00	29 825 081.10	0.85
ユーロ	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 15.09.25-16.02.26	35 000 000.00	34 787 766.65	0.99
ユーロ	LANDESKREDITBK B-WUERT-REG-S ECP 0.00000% 18.09.25-18.03.26	9 000 000.00	8 932 496.85	0.25
ユーロ	LANDESKREDITBK B-WUERT-REG-S ECP 0.00000% 29.09.25-29.01.26	9 000 000.00	8 956 337.85	0.25
ユーロ	MUNICIPALITY FINANC PLC ECP 0.00000% 03.11.25-05.12.25	29 000 000.00	28 944 563.02	0.83
ユーロ	NATIONAL BANK OF CANADA ECP 0.00000% 11.08.25-11.02.26	35 000 000.00	34 792 089.15	0.99
ユーロ	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 14.08.25-13.08.26	68 000 000.00	66 836 520.00	1.91
ユーロ	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 25.09.25-27.04.26	15 000 000.00	14 845 172.55	0.42
ユーロ	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 29.09.25-30.03.26	17 000 000.00	16 852 540.30	0.48
ユーロ	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 01.08.25-04.11.25	75 000 000.00	74 985 086.25	2.14
ユーロ	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 26.09.25-26.03.26	13 500 000.00	13 395 440.61	0.38
ユーロ	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 26.09.25-02.04.26	18 000 000.00	17 853 255.18	0.51
ユーロ	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 29.07.25-28.11.25	49 500 000.00	49 424 078.88	1.41
ユーロ	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 04.09.25-04.02.26	25 000 000.00	24 859 949.00	0.71
ユーロ	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 10.09.25-10.02.26	45 000 000.00	44 731 918.80	1.28
ユーロ	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 09.05.25-09.12.25	8 000 000.00	7 982 013.84	0.23

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

2025年10月31日現在の年次報告書

銘柄	数量／額面	ユーロでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
ユーロ OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 12.05.25-12.12.25	30 000 000.00	29 927 376.30	0.85
ユーロ OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 19.06.25-19.02.26	20 000 000.00	19 872 124.60	0.57
ユーロ OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 20.06.25-20.02.26	18 000 000.00	17 883 863.46	0.51
ユーロ OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 02.09.25-02.06.26	6 000 000.00	5 925 044.82	0.17
ユーロ PROCTER & GAMBLE CO ECP 0.00000% 01.10.25-05.01.26	52 000 000.00	51 821 767.92	1.48
ユーロ PROCTER & GAMBLE CO ECP 0.00000% 09.10.25-12.01.26	58 500 000.00	58 276 105.29	1.66
ユーロ PROCTER & GAMBLE CO ECP 0.00000% 10.10.25-13.01.26	5 000 000.00	4 980 575.40	0.14
ユーロ SUMITOMO MITSUI BANKING-REG-S ECP 0.00000% 22.07.25-24.11.25	100 000 000.00	99 867 509.00	2.85
ユーロ SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 12.03.25-11.03.26	17 000 000.00	16 872 330.00	0.48
ユーロ SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 16.05.25-15.05.26	53 000 000.00	52 393 851.19	1.49
ユーロ SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 04.06.25-03.06.26	32 000 000.00	31 597 456.32	0.90
ユーロ SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 05.05.25-05.03.26	50 000 000.00	49 642 362.50	1.42
ユーロ SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 14.07.25-15.06.26	17 000 000.00	16 773 828.60	0.48
ユーロ SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 07.05.25-07.11.25	35 000 000.00	34 986 734.30	1.00
ユーロ SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 30.10.25-30.04.26	20 000 000.00	19 791 499.20	0.56
ユーロ TORONTO-DOMINION BANK/LONDON ECP 0.00000% 12.09.25-12.03.26	70 000 000.00	69 473 208.00	1.98
ユーロ TOYOTA MOTOR FINANCE BV ECP 0.00000% 24.07.25-22.01.26	16 000 000.00	15 923 868.80	0.45
ユーロ UNEDIC ASSEO ECP 0.00000% 01.08.25-24.04.26	25 000 000.00	24 752 075.25	0.71
ユーロ合計		2 372 492 158.54	67.67
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計		2 372 492 158.54	67.67
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品合計		2 912 810 830.13	83.09
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたＵＣＩＴＳ/その他のＵＣＩｓ			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
ユーロ UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	13 796.75	137 967 500.00	3.94
アイルランド合計		137 967 500.00	3.94
投資信託、オープン・エンド型合計		137 967 500.00	3.94
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたＵＣＩＴＳ/その他のＵＣＩｓ合計		137 967 500.00	3.94
投資有価証券合計		3 090 776 266.88	88.17
現金預金、要求払預金および預託金勘定ならびにその他の流動資産		10 991 585.92	0.31
定期預金および信託預金		440 000 000.00	12.55
その他の資産および負債		-36 319 155.99	-1.03
純資産総額		3 505 448 696.81	100.00

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

３年度の比較

日付	ISINコード	2025年10月31日	2024年10月31日	2023年10月31日
純資産（英ポンド）		153 454 120.16	111 760 301.07	117 927 457.75
クラスＦ－ａｃｃ	LU0454364034			
発行済受益証券口数		61 744.1720	68 729.3380	56 971.8810
１口当たり純資産価格（英ポンド）		123.16	117.87	111.95
クラスＫ－１－ａｃｃ	LU0395207458			
発行済受益証券口数		2.1300	2.2000	2.2000
１口当たり純資産価格（英ポンド）		2 987 763.32	2 863 562.56	2 723 393.74
クラスＰ－ａｃｃ	LU0006277635			
発行済受益証券口数		110 340.0300	89 672.4470	83 970.9030
１口当たり純資産価格（英ポンド）		947.42	910.40	868.10
クラスＱ－ａｃｃ	LU0395207615			
発行済受益証券口数		257 318.2930	109 291.5730	147 477.6230
１口当たり純資産価格（英ポンド）		117.39	112.52	107.01
クラスＱＬ－ａｃｃ	LU2630464043			
発行済受益証券口数		42 236.4020	31 875.0320	165 483.8870
１口当たり純資産価格（英ポンド）		112.23	107.42	102.02

パフォーマンス

	通貨	2024年／2025年	2023年／2024年	2022年／2023年
クラスＦ－ａｃｃ	英ポンド	4.5%	5.3%	4.3%
クラスＫ－１－ａｃｃ	英ポンド	4.3%	5.1%	4.1%
クラスＰ－ａｃｃ	英ポンド	4.1%	4.9%	3.9%
クラスＱ－ａｃｃ	英ポンド	4.3%	5.1%	4.1%
クラスＱＬ－ａｃｃ	英ポンド	4.5%	5.3%	－
ベンチマーク：[1]				
FTSE GBP 3M Eurodeposits	英ポンド	4.5%	5.3%	4.5%

[1] 当該ファンドは、アクティブ運用されています。当該インデックスは、当該ファンドの運用成績測定に対する評価基準です。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはなりません。
実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していません。
実績データは、監査の対象ではありませんでした。

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

投資有価証券の構成

地域別分類（対純資産割合（%））	
英国	27.71
フィンランド	7.15
オランダ	6.48
ベルギー	6.48
デンマーク	5.18
スウェーデン	5.15
ルクセンブルグ	4.52
オーストラリア	4.52
ドイツ	3.90
オーストリア	3.26
フランス	3.24
アイルランド	2.92
ノルウェー	2.59
日本	2.26
カナダ	2.23
アメリカ合衆国	1.95
国際	1.30
合計	90.84

産業別分類（対純資産割合（%））	
銀行および金融機関	74.32
信販会社および持株会社	7.77
投資信託	2.93
食品・清涼飲料	1.95
公共、非営利機関	1.30
国際機関	1.30
宿泊、ケータリングおよび娯楽施設	1.27
合計	90.84

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	英ポンド	千円
資産	2025年10月31日	
投資有価証券、取得原価	138,051,346.47	29,230,992
投資有価証券、未実現評価損益	1,346,561.16	285,121
投資有価証券合計（注１）	139,397,907.63	29,516,113
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	2,554,238.25	540,834
定期預金および信託預金（注１）	14,000,000.00	2,964,360
受益証券発行未収金	8,661.26	1,834
有価証券にかかる未収利息	585,212.66	123,913
流動資産にかかる未収利息	13,683.61	2,897
その他の資産	2,766.50	586
資産合計	156,562,469.91	33,150,537
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(2,969,497.97)	(628,762)
受益証券買戻未払金	(79,218.23)	(16,774)
報酬引当金（注２）	(58,039.95)	(12,289)
年次税引当金（注３）	(1,593.60)	(337)
引当金合計	(59,633.55)	(12,627)
負債合計	(3,108,349.75)	(658,162)
期末現在純資産	153,454,120.16	32,492,375

運用計算書

	英ポンド	千円
収益	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	756,979.44	160,283
有価証券にかかる受取利息	1,002,361.82	212,240
分配金	202,224.91	42,819
収益合計	1,961,566.17	415,342
費用		
報酬（注２）	(558,922.98)	(118,346)
年次税（注３）	(14,297.11)	(3,027)
その他の手数料および報酬（注２）	(28,043.85)	(5,938)
現金および当座借越にかかる利息	(7,311.73)	(1,548)
費用合計	(608,575.67)	(128,860)
投資純損益	1,352,990.50	286,482
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	468,235.76	99,144
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	3,802,436.63	805,128
外国為替にかかる実現損益	307.36	65
実現損益合計	4,270,979.75	904,337
当期実現純損益	5,623,970.25	1,190,819
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	74,004.73	15,670
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	183,824.32	38,923
未実現評価損益の変動合計	257,829.05	54,593
運用の結果生じた純資産の純増減	5,881,799.30	1,245,412

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産変動計算書

	英ポンド	千円
	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
期首現在純資産	111,760,301.07	23,664,126
受益証券発行	154,002,121.36	32,608,409
受益証券買戻し	(118,190,101.57)	(25,025,572)
純発行（買戻し）合計	35,812,019.79	7,582,837
投資純損益	1,352,990.50	286,482
実現損益合計	4,270,979.75	904,337
未実現評価損益の変動合計	257,829.05	54,593
運用の結果生じた純資産の純増減	5,881,799.30	1,245,412
期末現在純資産	153,454,120.16	32,492,375

発行済受益証券口数の変動

	自2024年11月１日　至2025年10月31日
クラス	Ｆ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	68,729.3380
発行受益証券口数	609,222.6310
買戻受益証券口数	(616,207.7970)
期末現在発行済受益証券口数	61,744.1720
クラス	Ｋ－１－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	2.2000
発行受益証券口数	1.7270
買戻受益証券口数	(1.7970)
期末現在発行済受益証券口数	2.1300
クラス	Ｐ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	89,672.4470
発行受益証券口数	47,917.6850
買戻受益証券口数	(27,250.1020)
期末現在発行済受益証券口数	110,340.0300
クラス	Ｑ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	109,291.5730
発行受益証券口数	216,640.0610
買戻受益証券口数	(68,613.3410)
期末現在発行済受益証券口数	257,318.2930
クラス	ＱＬ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	31,875.0320
発行受益証券口数	51,367.9850
買戻受益証券口数	(41,006.6150)
期末現在発行済受益証券口数	42,236.4020

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

2024年10月31日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	英ポンドでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
英ポンド			
英ポンド BANK OF NOVA SCOTIA-REG-S 1.25000% 21-17.12.25	2 000 000.00	1 992 133.64	1.30
英ポンド KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 1.37500% 19-15.12.25	2 000 000.00	1 993 967.44	1.30
英ポンド MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 5.00000% 23-02.01.26	5 000 000.00	5 007 234.00	3.26
英ポンド NESTLE HOLDINGS INC-REG-S 0.62500% 21-18.12.25	3 000 000.00	2 987 205.48	1.95
英ポンド OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG-REG-S 4.25000% 23-17.03.26	5 000 000.00	5 004 296.00	3.26
英ポンド OP CORPORATE BANK PLC-REG-S 3.37500% 22-14.01.26	2 000 000.00	1 996 957.30	1.30
英ポンド SVENSK EXPORTKREDIT AB-REG-S 4.50000% 23-11.03.26	2 000 000.00	2 002 964.80	1.30
英ポンド合計		20 984 758.66	13.67
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		20 984 758.66	13.67
変動利付ミディアム・ターム・ノート			
英ポンド			
英ポンド AUSTRALIA & NEW ZEAL-REG-S OVR NT SONION+34BP 25-26.06.26	2 000 000.00	1 999 144.26	1.30
英ポンド COMMONWEALTH BANK OF AUSTRLIA OVR NT SONION+30BP 25-15.04.26	2 000 000.00	1 999 609.62	1.31
英ポンド ROYAL BANK OF CANADA-REG-S OVR NT SONION+30BP 25-04.02.26	1 430 000.00	1 430 100.10	0.93
英ポンド合計		5 428 853.98	3.54
変動利付ミディアム・ターム・ノート合計		5 428 853.98	3.54
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		26 413 612.64	17.21
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
英ポンド			
英ポンド CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 0.25000% 21-25.02.26	1 000 000.00	988 368.70	0.65
英ポンド合計		988 368.70	0.65
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		988 368.70	0.65
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		988 368.70	0.65
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品			
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン			
英ポンド			
英ポンド BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 03.10.25-07.04.26	3 000 000.00	2 948 562.54	1.92
英ポンド CITIBANK NA/LONDON ECD 0.00000% 29.09.25-30.03.26	4 000 000.00	3 933 910.32	2.56
英ポンド COMMONWEALTH BK OF AUST LDN ECD 0.00000% 13.03.25-13.03.26	1 000 000.00	985 810.72	0.64
英ポンド CREDIT AGRICOLE SA LONDON ECD 0.00000% 11.08.25-11.11.25	2 000 000.00	1 997 537.82	1.30
英ポンド DNB BANK ASA ECD 0.00000% 15.07.25-15.04.26	2 000 000.00	1 999 954.62	1.30
英ポンド EUROCLEAR BANK SA ECD 0.00000% 04.08.25-02.02.26	3 000 000.00	2 969 246.49	1.94

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

	銘柄	数量／額面	英ポンドでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
英ポンド	HSBC UK BANK PLC ECD 0.00000% 12.09.25-08.01.26	2 000 000.00	1 984 766.78	1.29
英ポンド	JYSKE BANK A/S ECD 0.00000% 30.05.25-28.11.25	2 000 000.00	1 993 881.78	1.30
英ポンド	JYSKE BANK A/S ECD 0.00000% 04.06.25-04.12.25	2 000 000.00	1 992 555.88	1.30
英ポンド	KBC BANK SA ECD 0.00000% 04.08.25-05.01.26	4 000 000.00	3 970 135.88	2.59
英ポンド	LLOYDS BANK PLC-144A-REG-S ECD 0.00000% 24.09.25-24.04.26	2 000 000.00	1 962 154.82	1.28
英ポンド	MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 13.08.25-13.11.25	5 000 000.00	4 992 744.80	3.25
英ポンド	NATIONAL AUSTRALIA BK LTD/LDN ECD 0.00000% 31.07.25-30.04.26	2 000 000.00	1 960 481.68	1.28
英ポンド	NATIONAL BANK OF CANADA/LONDO ECD 0.00000% 11.08.25-11.02.26	2 000 000.00	1 977 110.42	1.29
英ポンド	NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC ECD 0.00000% 03.10.25-09.04.26	3 000 000.00	2 947 500.00	1.92
英ポンド	NORDEA BANK LONDON PLC ECD 0.00000% 26.02.25-25.02.26	3 000 000.00	2 961 724.08	1.93
英ポンド	SOCIETE GENERALE SA-REG-S ECD 0.00000% 01.08.25-03.11.25	2 000 000.00	1 999 326.26	1.30
英ポンド	SOCIETE GENERALE/LONDON ECD 0.00000% 04.06.25-04.03.26	2 000 000.00	1 972 708.90	1.29
英ポンド	SUMITOMO MITSUI BANKING/BRU ECD 0.00000% 06.05.25-06.11.25	3 000 000.00	2 998 022.28	1.96
英ポンド	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 01.09.25-02.02.26	2 000 000.00	1 978 600.00	1.29
英ポンド	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 08.09.25-07.01.26	1 500 000.00	1 488 360.00	0.97
英ポンド合計			52 015 096.07	33.90
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計			52 015 096.07	33.90
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン				
英ポンド				
英ポンド	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 06.05.25-06.11.25	2 000 000.00	1 998 681.52	1.30
英ポンド	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 09.05.25-10.11.25	1 000 000.00	998 901.76	0.65
英ポンド	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 05.09.25-05.12.25	3 000 000.00	2 988 662.73	1.95
英ポンド	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 27.05.25-27.11.25	1 000 000.00	997 082.92	0.65
英ポンド	BELFIUS FINANCING CO ECP 0.00000% 06.06.25-08.12.25	3 000 000.00	2 987 540.70	1.95
英ポンド	BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 08.08.25-09.02.26	4 000 000.00	3 954 692.20	2.58
英ポンド	BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 07.07.25-07.01.26	1 000 000.00	992 387.99	0.65
英ポンド	CORP ANDINA DE FOMENTO-REG-S ECP 0.00000% 08.08.25-12.11.25	2 000 000.00	1 997 300.00	1.30
英ポンド	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 19.09.25-19.03.26	2 000 000.00	1 969 951.96	1.28
英ポンド	ING BANK NV-REG-S ECP 0.00000% 09.10.25-09.02.26	2 000 000.00	1 977 971.28	1.29
英ポンド	KOMMUNINVEST I SVERIGE AB ECP 0.00000% 11.03.25-10.03.26	2 000 000.00	1 972 472.74	1.29
英ポンド	KOREA DEVELOPMENT BANK LONDON ECP 0.00000% 19.08.25-20.11.25	3 000 000.00	2 993 177.19	1.95
英ポンド	LA BANQUE POSTALE SA ECP 0.00000% 16.09.25-17.11.25	1 000 000.00	998 140.45	0.65
英ポンド	LLOYDS TSB BANK PLC ECP 0.00000% 31.07.25-02.02.26	2 000 000.00	1 979 265.60	1.29
英ポンド	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 09.01.25-10.11.25	1 000 000.00	998 924.45	0.65
英ポンド	NYKREDIT BANK A/S ECP 0.00000% 08.10.25-08.01.26	2 000 000.00	1 985 113.12	1.29
英ポンド	NYKREDIT BANK A/S-REG-S ECP 0.00000% 16.09.25-16.01.26	2 000 000.00	1 983 401.42	1.29
英ポンド	SANTANDER UK PLC-REG-S ECP 0.00000% 10.09.25-10.02.26	3 000 000.00	2 966 990.61	1.93
英ポンド	SKANDINAVISKA ENSKILDA-REG-S ECP 0.00000% 04.04.25-02.04.26	2 000 000.00	1 966 708.22	1.28
英ポンド	SWEDBANK AB ECP 0.00000% 03.04.25-02.04.26	2 000 000.00	1 966 708.22	1.28
英ポンド	TORONTO DOMINION BANK/LONDON ECP 0.00000% 01.10.25-01.04.26	3 000 000.00	2 950 888.08	1.92
英ポンド	TOYOTA MOTOR FINANCE ECP 0.00000% 15.07.25-02.01.26	5 000 000.00	4 964 778.30	3.24
英ポンド	TRANSPORT FOR LONDON-REG-S ECP 0.00000% 31.07.25-03.11.25	2 000 000.00	1 999 332.82	1.30
英ポンド	WESTPAC BANKING CORP ECP 0.00000% 27.05.25-26.05.26	2 000 000.00	1 955 151.88	1.28
英ポンド合計			52 544 226.16	34.24
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計			52 544 226.16	34.24

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド

2025年10月31日現在の年次報告書

銘柄	数量／額面	英ポンドでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
国内譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン			
英ポンド			
英ポンド　CORAL GROUP LTD CD 0.00000% 22.09.25-22.06.26	2 000 000.00	1 950 314.06	1.27
英ポンド合計		1 950 314.06	1.27
国内譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計		1 950 314.06	1.27
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品合計		107 510 446.29	70.06
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたＵＣＩＴＳ/その他のＵＣＩｓ			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
英ポンド　UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-GBP-S-DIST	448.55	4 485 480.00	2.92
アイルランド合計		4 485 480.00	2.92
投資信託、オープン・エンド型合計		4 485 480.00	2.92
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたＵＣＩＴＳ/その他のＵＣＩｓ合計		4 485 480.00	2.92
投資有価証券合計		139 397 907.63	90.84
現金預金、要求払預金および預託金勘定ならびにその他の流動資産		2 554 238.25	1.66
定期預金および信託預金		14 000 000.00	9.12
その他の資産および負債		-2 498 025.72	-1.62
純資産総額		153 454 120.16	100.00

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

３年度の比較

日付	ISINコード	2025年10月31日	2024年10月31日	2023年10月31日
純資産（米ドル）		4 561 694 058.79	3 938 020 710.81	3 454 235 935.54
クラスＦ－ａｃｃ	LU0454364208			
発行済受益証券口数		711 014.7910	564 875.1350	502 310.2410
１口当たり純資産価格（米ドル）		2 186.11	2 091.20	1 979.93
クラスＦ－ｄｉｓｔ[1]	LU0454364117			
発行済受益証券口数		149 650.2380	71 303.7190	－
１口当たり純資産価格（米ドル）		104.57	103.35	－
クラスＩ－Ｂ－ａｃｃ	LU0395210163			
発行済受益証券口数		23 715.0600	3 000.0000	13 009.4320
１口当たり純資産価格（米ドル）		1 179.51	1 127.59	1 066.83
クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	LU0395209405			
発行済受益証券口数		6 208.4850	8 253.9670	36 611.3940
１口当たり純資産価格（米ドル）		1 289.31	1 234.12	1 169.35
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	LU2645238184			
発行済受益証券口数		57 578.0390	51 378.0390	51 378.0390
１口当たり純資産価格（カナダ・ドル）		1 093.56	1 064.04	1 015.00
クラスＩ－Ｘ－ａｃｃ	LU0395210247			
発行済受益証券口数		25 446.0170	43 724.9030	44 494.2080
１口当たり純資産価格（米ドル）		1 306.10	1 248.14	1 180.56
クラスＫ－１－ａｃｃ	LU0395209157			
発行済受益証券口数		29.1920	22.8880	24.0610
１口当たり純資産価格（米ドル）		6 406 218.36	6 136 672.30	5 818 327.47
クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	LU2617975342			
発行済受益証券口数		26.7000	4.4250	0.0790
１口当たり純資産価格（香港ドル）		43 775 215.99	42 573 824.91	40 775 833.80
クラス（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ[2]	LU2837250575			
発行済受益証券口数		－	1.5510	－
１口当たり純資産価格（オフショア人民元）		－	35 212 684.95	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ[3]	LU2617975771			
発行済受益証券口数		－	－	0.0900
１口当たり純資産価格（シンガポール・ドル）		－	－	5 083 793.67
クラスＰ－ａｃｃ	LU0006277684			
発行済受益証券口数		895 533.7420	813 495.7250	756 518.1360
１口当たり純資産価格（米ドル）		2 099.62	2 016.50	1 916.87
クラスＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ	LU2498540348			
発行済受益証券口数		84 051.5270	271 776.2280	297 644.1230
１口当たり純資産価格（米ドル）		1 166.72	1 116.48	1 057.51
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	LU1397021822			
発行済受益証券口数		77 521.6510	70 184.6810	54 458.3700
１口当たり純資産価格（カナダ・ドル）		1 155.00	1 127.64	1 079.81
クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	LU2617975268			
発行済受益証券口数		22 827.6240	16 007.4180	7 113.3610
１口当たり純資産価格（香港ドル）		10 868.12	10 599.39	10 179.95
クラス（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ[4]	LU2837250658			
発行済受益証券口数		1 940.5890	91.9530	－
１口当たり純資産価格（オフショア人民元）		10 207.04	10 052.20	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	LU2617975698			
発行済受益証券口数		3 339.4420	4 711.6210	2 578.3270
１口当たり純資産価格（シンガポール・ドル）		1 068.52	1 048.94	1 015.46
クラスＱ－ａｃｃ	LU0357617645			
発行済受益証券口数		1 461 598.7690	1 930 749.3100	2 209 883.2760
１口当たり純資産価格（米ドル）		124.50	119.26	113.08
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	LU1397022127			
発行済受益証券口数		38 743.5310	23 244.9960	60 295.6390
１口当たり純資産価格（カナダ・ドル）		117.89	114.80	109.64

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

日付	ISINコード	2025年10月31日	2024年10月31日	2023年10月31日
クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ[5]	LU2617975185			
発行済受益証券口数		－	16 027.1910	54 781.5420
１口当たり純資産価格（香港ドル）		－	1 063.76	1 019.03
クラス（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ[6]	LU2837250732			
発行済受益証券口数		－	73.0000	－
１口当たり純資産価格（オフショア人民元）		－	1 006.13	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	LU2617975425			
発行済受益証券口数		35 185.5360	46 574.8730	47 799.1380
１口当たり純資産価格（シンガポール・ドル）		107.54	105.30	101.67
クラスＱＬ－ａｃｃ	LU2630463664			
発行済受益証券口数		1 119 715.8600	1 098 145.2870	363 971.1070
１口当たり純資産価格（米ドル）		112.72	107.83	102.09
クラス（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	LU2654104483			
発行済受益証券口数		167 778.7380	169 863.0470	14 471.5400
１口当たり純資産価格（香港ドル）		1 087.80	1 056.68	1 010.83
クラス（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ[4]	LU2837250815			
発行済受益証券口数		9 197.2730	73.0000	－
１口当たり純資産価格（オフショア人民元）		1 026.22	1 006.58	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	LU2654104566			
発行済受益証券口数		198 808.4530	96 435.3190	71 243.6890
１口当たり純資産価格（シンガポール・ドル）		107.09	104.70	100.96
クラスＵ－Ｘ－ａｃｃ	LU0395210593			
発行済受益証券口数		7 957.1340	4 453.6340	3 701.6340
１口当たり純資産価格（米ドル）		13 187.86	12 602.63	11 920.34

[1] 初回純資産価額：2024年３月21日

[2] 受益証券クラス（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃは、2025年９月４日まで流通していました。

[3] 受益証券クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃは、2023年５月23日から2024年３月26日まで流通していました。

[4] 初回純資産価額：2024年７月16日

[5] 受益証券クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃは、2025年７月17日まで流通していました。

[6] 受益証券クラス（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃは、2024年７月16日から2025年２月６日まで流通していました。

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

パフォーマンス

	通貨	2024年／2025年	2023年／2024年	2022年／2023年
クラスＦ－ａｃｃ	米ドル	4.5%	5.6%	5.0%
クラスＦ－ｄｉｓｔ	米ドル	4.5%	－	－
クラスＩ－Ｂ－ａｃｃ	米ドル	4.6%	5.7%	5.1%
クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	米ドル	4.5%	5.5%	5.0%
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	カナダ・ドル	2.8%	4.8%	－
クラスＩ－Ｘ－ａｃｃ	米ドル	4.6%	5.7%	5.1%
クラスＫ－１－ａｃｃ	米ドル	4.4%	5.5%	4.9%
クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	香港ドル	2.8%	4.4%	－
クラス（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ[1]	オフショア人民元	－	－	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ[2]	シンガポール・ドル	－	－	－
クラスＰ－ａｃｃ	米ドル	4.1%	5.2%	4.6%
クラスＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ	米ドル	4.5%	5.6%	5.0%
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	カナダ・ドル	2.4%	4.4%	4.1%
クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	香港ドル	2.5%	4.1%	－
クラス（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	オフショア人民元	1.5%	－	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	シンガポール・ドル	1.9%	3.3%	－
クラスＱ－ａｃｃ	米ドル	4.4%	5.5%	4.9%
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	カナダ・ドル	2.7%	4.7%	4.4%
クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ[3]	香港ドル	－	4.4%	－
クラス（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ[4]	オフショア人民元	－	－	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	シンガポール・ドル	2.1%	3.6%	－
クラスＱＬ－ａｃｃ	米ドル	4.5%	5.6%	－
クラス（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	香港ドル	2.9%	4.5%	－
クラス（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	オフショア人民元	2.0%	－	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	シンガポール・ドル	2.3%	3.7%	－
クラスＵ－Ｘ－ａｃｃ	米ドル	4.6%	5.7%	5.1%
ベンチマーク：[5]				
FTSE USD 3M Eurodeposits	米ドル	4.5%	5.5%	5.1%

[1] 受益証券クラス（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃは、2025年９月４日まで流通していました。そのため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していません。

[2] 受益証券クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃは、2023年５月23日から2024年３月26日まで流通していました。そのため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していません。

[3] 受益証券クラス（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃは、2025年７月17日まで流通していました。そのため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していません。

[4] 受益証券クラス（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃは、2024年７月16日から2025年２月６日まで流通していました。そのため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していません。

[5] 当該ファンドは、アクティブ運用されています。当該インデックスは、当該ファンドの運用成績測定に対する評価基準です。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはなりません。
実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していません。
実績データは、監査の対象ではありませんでした。

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

投資有価証券の構成

地域別分類（対純資産割合（%））	
英国	21.06
フランス	10.99
ドイツ	10.96
オーストラリア	10.03
ベルギー	5.32
アイルランド	4.50
スウェーデン	4.40
オランダ	4.24
カナダ	4.13
オーストリア	3.17
フィンランド	2.84
日本	2.76
ルクセンブルグ	2.60
ノルウェー	2.34
アメリカ合衆国	1.63
国際	0.54
韓国	0.43
合計	91.94

産業別分類（対純資産割合（%））	
銀行および金融機関	79.70
投資信託	3.41
ヘルスケア・社会福祉	2.13
公共、非営利機関	1.85
その他の非分類会社	1.63
国および中央政府	1.59
信販会社および持株会社	1.09
国際機関	0.54
合計	91.94

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2025年10月31日	
投資有価証券、取得原価	4,150,736,736.33	637,802,207
投資有価証券、未実現評価損益	43,277,969.55	6,650,093
投資有価証券合計（注１）	4,194,014,705.88	644,452,300
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	27,805,360.48	4,272,572
定期預金および信託預金（注１）	650,000,000.00	99,879,000
受益証券発行未収金	13,551,184.24	2,082,275
有価証券にかかる未収利息	1,968,989.56	302,555
流動資産にかかる未収利息	270,471.85	41,561
その他の資産	11,005.61	1,691
資産合計	4,887,621,717.62	751,031,953
負債		
先渡為替契約にかかる未実現損失（注１）	(1,182,811.27)	(181,751)
当座借越	(43.08)	(7)
当座借越にかかる未払利息	(0.27)	(0)
有価証券購入未払金（注１）	(305,494,596.38)	(46,942,300)
受益証券買戻未払金	(17,882,687.89)	(2,747,854)
報酬引当金（注２）	(1,321,820.55)	(203,111)
年次税引当金（注３）	(45,699.39)	(7,022)
引当金合計	(1,367,519.94)	(210,133)
負債合計	(325,927,658.83)	(50,082,044)
期末現在純資産	4,561,694,058.79	700,949,909

運用計算書

	米ドル	千円
収益	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	20,813,517.35	3,198,205
有価証券にかかる受取利息	7,542,894.77	1,159,041
分配金	7,087,530.40	1,089,070
収益合計	35,443,942.52	5,446,316
費用		
報酬（注２）	(12,348,285.95)	(1,897,438)
年次税（注３）	(413,819.51)	(63,588)
その他の手数料および報酬（注２）	(65,092.39)	(10,002)
現金および当座借越にかかる利息	(98,743.62)	(15,173)
費用合計	(12,925,941.47)	(1,986,200)
投資純損益	22,518,001.05	3,460,116
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	395,950.11	60,842
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	152,201,758.91	23,387,322
先渡為替契約にかかる実現損益	(6,922,563.90)	(1,063,721)
外国為替にかかる実現損益	1,142,362.10	175,535
実現損益合計	146,817,507.22	22,559,978
当期実現純損益	169,335,508.27	26,020,094
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	976,924.96	150,114
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	126,589.66	19,452
先渡為替契約にかかる未実現評価損益	(496,990.87)	(76,368)
未実現評価損益の変動合計	606,523.75	93,198
運用の結果生じた純資産の純増減	169,942,032.02	26,113,293

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2024年11月１日　至2025年10月31日	
期首現在純資産	3,938,020,710.81	605,116,262
受益証券発行	6,937,355,379.23	1,065,994,028
受益証券買戻し	(6,483,368,705.49)	(996,234,435)
純発行（買戻し）合計	453,986,673.74	69,759,592
支払分配金（注４）	(255,357.78)	(39,238)
投資純損益	22,518,001.05	3,460,116
実現損益合計	146,817,507.22	22,559,978
未実現評価損益の変動合計	606,523.75	93,198
運用の結果生じた純資産の純増減	169,942,032.02	26,113,293
期末現在純資産	4,561,694,058.79	700,949,909

発行済受益証券口数の変動

	自2024年11月１日　至2025年10月31日
クラス	Ｆ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	564,875.1350
発行受益証券口数	1,967,873.4490
買戻受益証券口数	(1,821,733.7930)
期末現在発行済受益証券口数	711,014.7910
クラス	Ｆ－ｄｉｓｔ
期首現在発行済受益証券口数	71,303.7190
発行受益証券口数	205,116.6180
買戻受益証券口数	(126,770.0990)
期末現在発行済受益証券口数	149,650.2380
クラス	Ｉ－Ｂ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	3,000.0000
発行受益証券口数	24,265.0600
買戻受益証券口数	(3,550.0000)
期末現在発行済受益証券口数	23,715.0600
クラス	ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	8,253.9670
発行受益証券口数	38,392.6760
買戻受益証券口数	(40,438.1580)
期末現在発行済受益証券口数	6,208.4850
クラス	（カナダ・ドル・ヘッジ） ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	51,378.0390
発行受益証券口数	6,200.0000
買戻受益証券口数	0.0000
期末現在発行済受益証券口数	57,578.0390
クラス	Ｉ－Ｘ－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	43,724.9030
発行受益証券口数	3,754.1140
買戻受益証券口数	(22,033.0000)
期末現在発行済受益証券口数	25,446.0170
クラス	Ｋ－１－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	22.8880
発行受益証券口数	20.0850
買戻受益証券口数	(13.7810)
期末現在発行済受益証券口数	29.1920
クラス	（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	4.4250
発行受益証券口数	48.9710
買戻受益証券口数	(26.6960)
期末現在発行済受益証券口数	26.7000
クラス	（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ
期首現在発行済受益証券口数	1.5510
発行受益証券口数	0.0190
買戻受益証券口数	(1.5700)
期末現在発行済受益証券口数	0.0000

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

クラス	**Ｐ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	813,495.7250
発行受益証券口数	761,007.9330
買戻受益証券口数	(678,969.9160)
期末現在発行済受益証券口数	895,533.7420
クラス	**ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	271,776.2280
発行受益証券口数	65,272.6720
買戻受益証券口数	(252,997.3730)
期末現在発行済受益証券口数	84,051.5270
クラス	**（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	70,184.6810
発行受益証券口数	25,494.8550
買戻受益証券口数	(18,157.8850)
期末現在発行済受益証券口数	77,521.6510
クラス	**（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	16,007.4180
発行受益証券口数	59,970.3770
買戻受益証券口数	(53,150.1710)
期末現在発行済受益証券口数	22,827.6240
クラス	**（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	91.9530
発行受益証券口数	2,125.9950
買戻受益証券口数	(277.3590)
期末現在発行済受益証券口数	1,940.5890
クラス	**（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	4,711.6210
発行受益証券口数	4,570.2830
買戻受益証券口数	(5,942.4620)
期末現在発行済受益証券口数	3,339.4420
クラス	**Ｑ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	1,930,749.3100
発行受益証券口数	580,625.5400
買戻受益証券口数	(1,049,776.0810)
期末現在発行済受益証券口数	1,461,598.7690
クラス	**（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	23,244.9960
発行受益証券口数	49,849.8680
買戻受益証券口数	(34,351.3330)
期末現在発行済受益証券口数	38,743.5310
クラス	**（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	16,027.1910
発行受益証券口数	2,480.7320
買戻受益証券口数	(18,507.9230)
期末現在発行済受益証券口数	0.0000
クラス	**（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	73.0000
発行受益証券口数	0.0000
買戻受益証券口数	(73.0000)
期末現在発行済受益証券口数	0.0000
クラス	**（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	46,574.8730
発行受益証券口数	0.0000
買戻受益証券口数	(11,389.3370)
期末現在発行済受益証券口数	35,185.5360
クラス	**ＱＬ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	1,098,145.2870
発行受益証券口数	1,567,103.8730
買戻受益証券口数	(1,545,533.3000)
期末現在発行済受益証券口数	1,119,715.8600
クラス	**（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	169,863.0470
発行受益証券口数	511,247.9020
買戻受益証券口数	(513,332.2110)
期末現在発行済受益証券口数	167,778.7380

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

クラス	**（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	73.0000
発行受益証券口数	22,614.4670
買戻受益証券口数	(13,490.1940)
期末現在発行済受益証券口数	9,197.2730
クラス	**（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	96,435.3190
発行受益証券口数	218,656.4060
買戻受益証券口数	(116,283.2720)
期末現在発行済受益証券口数	198,808.4530
クラス	**Ｕ－Ｘ－ａｃｃ**
期首現在発行済受益証券口数	4,453.6340
発行受益証券口数	9,914.0000
買戻受益証券口数	(6,410.5000)
期末現在発行済受益証券口数	7,957.1340

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

2025年10月31日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	米ドルでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
固定利付債			
米ドル			
米ドル CAISSE D'AMORTISSEMENT DE LA-REG-S 0.62500% 21-18.02.26	25 500 000.00	25 242 183.27	0.55
米ドル OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG 4.62500% 22-03.11.25	23 000 000.00	23 000 000.00	0.51
米ドル合計		48 242 183.27	1.06
固定利付債合計		48 242 183.27	1.06
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
米ドル			
米ドル CAISSE D'AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 4.00000% 23-25.01.26	21 249 000.00	21 239 713.34	0.47
米ドル LANDESKREDITBANK B-WUERTT FOER BK-REG-S 0.50000% 20-08.12.25	60 000 000.00	59 788 617.60	1.31
米ドル NORDIC INVESTMENT BANK 0.50000% 21-21.01.26	25 000 000.00	24 810 058.75	0.54
米ドル合計		105 838 389.69	2.32
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		105 838 389.69	2.32
変動利付ミディアム・ターム・ノート			
米ドル			
米ドル LANDESKREDITBANK BADEN-REG-S SOFRIX+100BP 24-08.05.26	40 000 000.00	40 160 800.00	0.88
米ドル合計		40 160 800.00	0.88
変動利付ミディアム・ターム・ノート合計		40 160 800.00	0.88
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		194 241 372.96	4.26

ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品

固定利付ユーロ譲渡性預金証書			
米ドル			
米ドル ROYAL BANK OF CANADA/LONDON ECD 4.00500% 16.09.25-20.03.26	60 000 000.00	59 994 008.40	1.32
米ドル合計		59 994 008.40	1.32
固定利付ユーロ譲渡性預金証書合計		59 994 008.40	1.32
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン			
米ドル			
米ドル BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 03.07.25-05.01.26	60 000 000.00	59 558 433.60	1.31
米ドル BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 07.08.25-09.02.26	40 000 000.00	39 554 984.40	0.87
米ドル BANK OF NOVA SCOTIA ECD 0.00000% 29.09.25-30.03.26	55 000 000.00	54 134 524.40	1.19
米ドル CANADIAN IMPERIAL BANK OF COM ECD 0.00000% 13.06.25-13.03.26	85 000 000.00	83 758 725.45	1.84
米ドル COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALI ECD 0.00000% 04.12.24-04.12.25	40 000 000.00	39 844 209.20	0.87
米ドル COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALI ECD 0.00000% 01.07.25-07.01.26	70 000 000.00	69 456 847.60	1.52
米ドル CREDIT AGRICOLE SA/LONDON ECD 0.00000% 06.01.25-06.11.25	75 000 000.00	74 949 034.50	1.64
米ドル CREDIT AGRICOLE SA/LONDON ECD 0.00000% 26.08.25-26.02.26	50 000 000.00	49 346 308.00	1.08
米ドル KBC BANK SA ECD 0.00000% 02.10.25-02.02.26	25 000 000.00	24 743 394.00	0.54

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

銘柄	数量／額面	米ドルでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（％）
米ドル KBC BANK SA ECD 0.00000% 03.11.25-03.02.26	90 000 000.00	89 066 420.10	1.95
米ドル KOREA DEVELOPMENT BANK ECD 0.00000% 07.07.25-20.01.26	20 000 000.00	19 821 163.60	0.44
米ドル MITSUBISHI UFJ TRUST & BANK ECD 0.00000% 29.09.25-27.02.26	20 000 000.00	19 736 158.40	0.43
米ドル MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 22.09.25-22.01.26	25 000 000.00	24 769 250.00	0.54
米ドル MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 17.10.25-17.02.26	92 000 000.00	90 887 754.96	1.99
米ドル MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 21.10.25-23.02.26	33 000 000.00	32 579 628.51	0.71
米ドル MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 24.07.25-14.11.25	75 000 000.00	74 881 188.75	1.64
米ドル MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 04.08.25-04.02.26	50 000 000.00	49 462 820.50	1.09
米ドル NATIONAL AUSTRALIA BK LONDON ECD 0.00000% 14.05.25-17.02.26	25 500 000.00	25 193 694.00	0.55
米ドル NORDEA BANK ABP LDN ECD 0.00000% 08.01.25-10.11.25	60 000 000.00	59 936 400.60	1.31
米ドル ROYAL BANK OF CANADA/LONDON ECD 0.00000% 04.08.25-03.08.26	20 000 000.00	19 411 009.20	0.43
米ドル SUMITOMO MITSUI BANK CORP ECD 0.00000% 07.07.25-05.01.26	45 000 000.00	44 667 638.55	0.98
米ドル SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 10.10.25-10.03.26	70 000 000.00	69 001 484.30	1.51
米ドル SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 14.10.25-22.01.26	10 000 000.00	9 907 384.00	0.22
米ドル SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 14.10.25-14.04.26	65 000 000.00	63 839 412.65	1.40
米ドル合計		1 188 507 869.27	26.05
ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計		1 188 507 869.27	26.05
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン			
米ドル			
米ドル ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 04.09.25-04.02.26	25 000 000.00	24 733 132.75	0.54
米ドル ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 10.09.25-10.03.26	50 000 000.00	49 286 774.50	1.08
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 17.10.25-02.02.26	56 000 000.00	55 406 180.48	1.21
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 20.10.25-02.02.26	24 000 000.00	23 745 505.92	0.52
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 24.08.25-01.12.25	18 000 000.00	17 938 018.80	0.39
米ドル ANZ GROUP HOLDINGS LTD ECP 0.00000% 14.07.25-16.03.26	90 000 000.00	88 643 376.90	1.94
米ドル AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 17.07.25-17.02.26	35 000 000.00	34 574 870.75	0.76
米ドル AUSTRIA, REPUBLIC OF ECP 0.00000% 16.10.25-16.01.26	10 000 000.00	9 916 761.50	0.22
米ドル AUSTRIA, REPUBLIC OF ECP 0.00000% 27.10.25-28.11.25	63 000 000.00	62 804 121.03	1.38
米ドル BANQUE FED DU CRE MUTU-REG-S ECP 0.00000% 08.05.25-12.11.25	40 000 000.00	39 946 152.40	0.88
米ドル BANQUE FED DU CRE MUTU-REG-S ECP 0.00000% 21.08.25-25.03.26	45 000 000.00	44 286 507.00	0.97
米ドル BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 07.02.25-07.11.25	35 000 000.00	34 973 206.80	0.77
米ドル BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 18.02.25-18.11.25	60 000 000.00	59 882 032.20	1.31
米ドル BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 04.11.25-04.03.26	120 000 000.00	118 413 240.00	2.60
米ドル BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 04.08.25-04.11.25	60 000 000.00	59 973 711.60	1.31
米ドル BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 05.06.25-05.11.25	25 000 000.00	24 985 841.25	0.55
米ドル CAISSE DES DEPOTS ET CONSNATECP 0.00000% 02.10.25-02.01.26	20 000 000.00	19 862 906.20	0.43
米ドル COLLATERALIZED COMMER-REG-S ECP 0.00000% 06.08.25-06.02.26	75 000 000.00	74 182 914.00	1.63
米ドル COMMERZBANK AG ECP 0.00000% 09.09.25-09.06.26	70 000 000.00	68 332 761.70	1.50
米ドル COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 02.12.24-01.12.25	40 000 000.00	39 861 326.80	0.87
米ドル COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 27.01.25-26.01.26	50 000 000.00	49 516 553.50	1.09
米ドル COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 08.05.25-10.11.25	30 000 000.00	29 966 371.20	0.66
米ドル DEUTSCHE BANK AG LONDON ECP 0.00000% 07.08.25-07.11.25	20 000 000.00	19 984 223.60	0.44
米ドル DEUTSCHE BANK AG LONDON ECP 0.00000% 03.11.25-04.05.26	100 000 000.00	98 009 000.00	2.15
米ドル DNB BANK ASA ECP 0.00000% 23.10.25-23.02.26	100 000 000.00	98 753 658.00	2.16
米ドル DNB BANK ASA ECP 0.00000% 24.10.25-24.02.26	8 000 000.00	7 899 425.60	0.17
米ドル DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 10.02.25-10.11.25	5 000 000.00	4 994 395.20	0.11
米ドル DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 27.05.25-27.02.26	40 000 000.00	39 479 309.60	0.87
米ドル DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 04.06.25-04.02.26	70 000 000.00	69 263 334.00	1.52
米ドル DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK-REG-S ECP 0.00000% 31.10.25-27.02.26	35 000 000.00	34 550 272.40	0.76
米ドル FEDERATION DES CAISSES ECP 0.00000% 07.08.25-04.11.25	90 000 000.00	89 960 837.40	1.97
米ドル HSBC CONTINENTAL EUROPE SA ECP 0.00000% 30.07.25-30.01.26	40 000 000.00	39 602 497.20	0.87
米ドル HSBC CONTINENTAL EUROPE SA ECP 0.00000% 28.08.25-03.03.26	60 000 000.00	59 184 393.00	1.30

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

2025年10月31日現在の年次報告書

銘柄	数量／額面	米ドルでの評価額 先物／先渡し契約／スワップにかかる未実現損益（注１）	純資産割合（%）
米ドル ING BANK NV/SYDNEY-REG-S ECP 0.00000% 09.07.25-08.01.26	110 000 000.00	109 156 854.40	2.39
米ドル KOREA DEVELOPMENT BANK LONDON ECP 0.00000% 30.07.25-27.03.26	50 000 000.00	49 200 688.00	1.08
米ドル LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 15.09.25-18.03.26	90 000 000.00	88 638 498.00	1.94
米ドル LLOYDS BANK PLC ECP 0.00000% 18.07.25-18.11.25	117 000 000.00	116 764 718.85	2.56
米ドル NATIONAL BANK OF CANAD/LONDON ECP 0.00000% 18.09.25-18.06.26	35 000 000.00	34 132 167.65	0.75
米ドル OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 28.10.25-28.11.25	49 000 000.00	48 846 361.97	1.07
米ドル OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 13.03.25-13.01.26	70 000 000.00	69 409 798.50	1.52
米ドル SKANDINAVISKA ENS BANK-REG-S ECP 0.00000% 08.05.25-10.12.25	70 000 000.00	69 690 008.50	1.53
米ドル SOCIETE GENERALE SA-REG-S ECP 0.00000% 10.07.25-14.11.25	70 000 000.00	69 888 295.40	1.53
米ドル SUMITOMO MITSUI BANKING-REG-S ECP 0.00000% 29.10.25-29.01.26	85 000 000.00	84 147 376.90	1.84
米ドル SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 14.10.25-15.04.26	40 000 000.00	39 278 298.80	0.86
米ドル SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 22.10.25-23.02.26	93 000 000.00	91 834 480.29	2.01
米ドル TORONTO-DOMINION BANK/THE ECP 0.00000% 03.10.25-01.04.26	45 000 000.00	44 252 867.25	0.97
米ドル TRANSPORT FOR LONDON-REG-S ECP 0.00000% 02.10.25-05.01.26	38 000 000.00	37 717 732.96	0.83
米ドル ZURICH FINANCE IRELAND DESIGN ECP 0.00000% 03.10.25-08.12.25	50 000 000.00	49 781 404.50	1.09
米ドル合計		2 595 653 165.25	56.90
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計		2 595 653 165.25	56.90
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品合計		3 844 155 042.92	84.27
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたＵＣＩＴＳ/その他のＵＣＩｓ			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
米ドル UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	15 561.83	155 618 290.00	3.41
アイルランド合計		155 618 290.00	3.41
投資信託、オープン・エンド型合計		155 618 290.00	3.41
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたＵＣＩＴＳ/その他のＵＣＩｓ合計		155 618 290.00	3.41
投資有価証券合計		4 194 014 705.88	91.94
先渡為替契約			

購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日

香港ドル	1 589 349 900.00 米ドル	204 674 870.40	28.11.2025	-76 168.33	0.00
CNH	28 940 100.00 米ドル	4 086 234.21	28.11.2025	-15 333.34	0.00
カナダ・ドル	155 567 100.00 米ドル	112 120 755.66	28.11.2025	-944 971.65	-0.02
シンガポール・ドル	28 482 500.00 米ドル	22 076 000.50	28.11.2025	-146 360.92	-0.01
米ドル	101 514.54 香港ドル	788 400.00	28.11.2025	22.97	0.00
先渡為替契約合計				-1 182 811.27	-0.03
現金預金、要求払預金および預託金勘定ならびにその他の流動資産				27 805 360.48	0.61
定期預金および信託預金				650 000 000.00	14.25
当座借越およびその他の短期負債				-43.08	0.00
その他の資産および負債				-308 943 153.22	-6.77
純資産総額				4 561 694 058.79	100.00

注記は、財務書類と不可分なものです。

財務書類に対する注記
2025年10月31日現在

注１　重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されています。重要な会計方針は、以下のとおりに要約されます。

ａ）純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券１口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、毎営業日に各クラス受益証券に帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を各サブ・ファンドの各クラス受益証券の発行済受益証券の口数で除することにより計算されます。純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて、各営業日に公表されます。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがあります。受益証券が発行されなかった日に計算された純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて公表されることがありますが、運用実績、統計数値または報酬を算出する目的のためのみに利用することができます。いかなる状況においても購入申込みまたは買戻請求のための根拠として利用されることはありません。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいいます。ただし、１月２日、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日ならびに／またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日です。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、受益証券が発行または買い戻されるたびに変動します。この割合は、各クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数に対する各クラス受益証券の発行済受益証券口数の比率により決定されます。

ｂ）評価原則

－証券取引所に上場されているデリバティブおよびその他の資産は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。これらのデリバティブまたはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主たる市場である証券取引所の入手可能な直近の価格が適用されます。
証券取引所における取引が通常行われない、また、証券ディーラー間に流通市場が存在し、市場と同水準のプライシングがなされている場合、管理会社は、かかるデリバティブおよびその他の資産をかかる価格で評価することができるものとします。証券取引所に上場されていないが公認かつ公開で定期的に運営されているその他の規制ある市場において取引されているデリバティブおよびその他の投資対象証券は、同市場における入手可能な直近の価格で評価されます。

－証券取引所には上場されておらず、その他の規制ある市場においても取引されておらず、また、その適正価格を取得することができない資産は、管理会社により、推定市場価格を基準とし誠実に選定されるその他の原則に従い評価されます。これらの基準は、常にMMＦ規則に一致するものとします。

－証券取引所に上場されていないデリバティブ（店頭デリバティブ）は、独立した価格情報源に基づき評価されます。デリバティブに関して一つの価格情報源しか存在しない場合、取得した評価の信頼性は、デリバティブの由来する裏付商品の市場価値に基づき、管理会社が認める計算方法を用いて検証されます。

この評価は、ＵＢＳグローバル評価委員会の専門家のサポートを受けた管理会社の評価専門家による評価に基づいて、管理会社の決定により確定されます。このプロセスで用いられる基準は、常にMMＦ規則に一致するものとします。

－その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります（評価額の見積もり）。

－証券取引所または公開されているその他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連する利回り曲線に基づき評価されます。利回り曲線に基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出されます。このプロセスには以下の原則が適用されます。各短期金融商品について、残余期間に最も近い金利が補間されます。このように計算された金利は、対象となる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加算することによって市場価格に換算されます。この信用スプレッドは、借主の信用格付に重大な変更があった場合に調整されます。

注文日から決済日までの間のサブ・ファンドの受取利息は、関連するサブ・ファンドの資産評価に含まれます。従って、当該評価日における受益証券１口当たりの資産価格は、見積り利子収益を含むものとします。

－該当する各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建てで、かつ為替取引によりヘッジされていない短期金融商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）または入手できない場合には、当該通貨の代表市場における仲値で評価されます。

－定期預金および信託資産は、額面価格に経過累積利息を加算した額で評価されます。

－スワップの評価額は、外部のサービス・プロバイダーによって計算され、さらに二つめの第三者による評価額は、その他の外部サービス・プロバイダーから提供されます。当該計算は、イン・フローおよびアウト・フローを含むすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいて行われます。ある特定の場合に限り、（ブルームバーグから入手されたモデルおよび市場データに基づく）内部計算および／またはブローカーによって提示された評価額が使用されることがあります。評価手法は、それぞれの投資対象証券に応じて決定され、また適用されるＵＢＳの評価方針に従って決定されます。

異常事態により前記の規定に従った評価が実行不可能または不正確となる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を行うため、誠実にその他の一般に認められかつ検証可能な評価基準を適用する権限を有します。

異常事態においては、当該日にわたり追加的な評価が行われることがあります。これらの新たな評価は、その後に行われる受益証券の発行および買戻しに適用されます。

報酬および手数料ならびに投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買にかかる実際の費用は、直近で取得可能な価格または該当する場合には受益証券１口当たり純資産価格の計算に使用される純資産価額と異なる場合があります。これらの費用は、サブ・ファンドの価額にマイナスの影響を与え、「希薄化」と呼ばれます。取締役会は、希薄化の影響を軽減するため、自らの裁量により、受益証券１口当たり純資産価格に対して希薄化の調整を行うことができます（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一価格すなわち受益証券１口当たり純資産価格に基づき発行され、買い戻されます。それにもかかわらず、希薄化の影響を軽減するために、受益証券１口当たり純資産価格は、以下に述べる通り、評価日に調整されます。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味発行または正味買戻ポジションにあるかどうかにかかわらず行われます。特定の評価日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスで取引が行われていない場合、未調整の受益証券１口当たり純資産価格が適用されます。取締役会は、そのような状況で希薄化の調整を行うべきかどうかを決定する裁量権を有しています。希薄化の調整を行うための要件は、一般的に、関連するサブ・ファンドの受益証券の発行または買戻しの規模に依拠します。取締役会は、その見解において、既存の受益者（発行の場合）または残り

の受益者（買戻しの場合）が、希薄化の調整をしなければ不利になる可能性がある場合、希薄化の調整を適用する可能性があります。希薄化の調整は、以下の場合に行われる可能性があります。

（ａ）サブ・ファンドが、一定して下落（すなわち、買戻しによる純流出）を記録する場合
（ｂ）サブ・ファンドが、その規模に比して相当量の正味発行を記録する場合
（ｃ）サブ・ファンドが、特定の評価日における正味発行ポジションまたは正味買戻ポジションを示す場合
（ｄ）取締役会が受益者の利益のために希薄化の調整が必要であると考えるその他すべての場合

評価の調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味発行ポジションまたは正味買戻ポジションにあるかどうかに応じて、受益証券１口当たり純資産価格は増額または減額されます。評価の調整の範囲は、取締役会の意見により、報酬および手数料ならびに売買スプレッドを適切にカバーするものとします。特に、それぞれのサブ・ファンドの純資産価格は、（ｉ）見積税金費用を反映した金額、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性のある取引費用、および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の見積買値・売値スプレッドを反映した金額が（上方または下方に）調整されます。株式市場および国によっては、買い手側と売り手側に異なる報酬体系を示すことがあり、純流入と純流出の調整が異なる可能性があります。調整は、通常、その時点での受益証券１口当たりの純資産価格の１％を上限とします。例外的な状況（例：市場のボラティリティーが高い場合および／または流動性が低い場合、異常な市況、市場の混乱など）の下では、取締役会は、いずれかのサブ・ファンドおよび／または評価日に関して、その時点での受益証券１口当たりの純資産価格の１％を超える希薄化の調整を一時的に適用することを決定することができますが、これはその時点の市況を表わすものであり、受益者にとって最善の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とします。この希薄化の調整は、取締役会によって決定された方法に従って計算されます。受益者は、一時的措置が導入された時点およびその一時的措置が終了した時点に通常用いられている連絡経路を通じて通知を受けます。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は別々に計算されます。しかし、希薄化の調整は、各クラスの純資産価額にパーセント単位で同程度の影響を与えます。希薄化の調整は、サブ・ファンドのレベルで行われ、資本取引に関係しますが、個々の投資者取引の特殊な状況には関係しません。

2025年10月31日現在、スイング・プライシングの技法は実施されませんでした。

ｃ）割引短期金融商品および有価証券

割引短期金融商品および有価証券の未実現評価損益は、運用計算書において「利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益」として開示されています。これらの評価益は、満期日に「利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益」へ移されます。

ｄ）有価証券の売却にかかる実現純（損）益

有価証券の売却にかかる実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。

ｅ）外貨換算

各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで保有される銀行預金、その他の純資産額および投資有価証券の評価額は、評価日における最終直物相場の仲値で換算されます。各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日における最終直物相場の仲値で換算されます。外国為替にかかる損益は、運用計算書に含まれます。

各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日における最終直物相場の仲値で換算されます。

ｆ）投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日に計上されます。

ｇ）連結財務書類

連結財務書類は、米ドルで表示されています。ファンドの2025年10月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および純資産変動計算書の各種項目は、以下の為替レートで米ドルに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の合計金額に等しくなっています。

以下の為替レートが、2025年10月31日現在の連結財務書類の換算に使用されました。

為替レート：			
１米ドル	＝	1.527534	オーストラリア・ドル
１米ドル	＝	0.802750	スイス・フラン
１米ドル	＝	0.866401	ユーロ
１米ドル	＝	0.761122	英ポンド

ｈ）有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」という項目は、外貨建取引からの未収金を含むことがあります。「有価証券購入未払金」という項目は、外貨建取引からの未払金を含むことがあります。

ｉ）現金および定期預金

現金は評価日に計上され、定期預金は取引日に計上されます。

注２　報酬

ファンドは、各サブ・ファンドおよび各クラス受益証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて下表のとおりに計算される月次上限報酬を支払います。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	上限報酬	名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬
名称に「Ｐ」が付くクラス受益証券	0.500%	0.550%
名称に「Ｋ－１」が付くクラス受益証券	0.240%	0.270%
名称に「Ｋ－Ｂ」が付くクラス受益証券	0.035%	0.035%
名称に「Ｋ－Ｘ」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%
名称に「Ｆ」が付くクラス受益証券	0.100%	0.130%
名称に「Ｑ」が付くクラス受益証券	0.240%	0.290%
名称に「ＱＬ」が付くクラス受益証券	0.100%	0.150%
名称に「ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ」が付くクラス受益証券	0.180%	0.210%
名称に「ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ」が付くクラス受益証券	0.140%	0.170%
名称に「ＰＲＥＭＩＥＲ」が付くクラス受益証券	0.100%	0.130%
名称に「Ｉ－Ｂ」が付くクラス受益証券	0.035%	0.035%
名称に「Ｉ－Ｘ」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%
名称に「Ｕ－Ｘ」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%

下記クラス受益証券に適用される報酬は以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	2025年10月31日
オーストラリア・ドル　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%
オーストラリア・ドル　Ｐ－ａｃｃ	0.500%
オーストラリア・ドル　Ｑ－ａｃｃ	0.240%
オーストラリア・ドル　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%
スイス・フラン　Ｆ－ａｃｃ	0.080%
スイス・フラン　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.080%
スイス・フラン　Ｐ－ａｃｃ	0.080%
スイス・フラン　Ｑ－ａｃｃ	0.080%
スイス・フラン　ＱＬ－ａｃｃ	0.080%
ユーロ　Ｆ－ａｃｃ	0.100%
ユーロ　Ｆ－ｄｉｓｔ	0.100%
ユーロ　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.035%
ユーロ　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.180%

ユーロ　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%
ユーロ　Ｐ－ａｃｃ	0.500%
ユーロ　ＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ	0.100%
ユーロ　Ｐ－ｄｉｓｔ	0.500%
ユーロ　Ｑ－ａｃｃ	0.240%
ユーロ　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%
英ポンド　Ｆ－ａｃｃ	0.100%
英ポンド　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%
英ポンド　Ｐ－ａｃｃ	0.500%
英ポンド　Ｑ－ａｃｃ	0.240%
英ポンド　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%
米ドル　Ｆ－ａｃｃ	0.100%
米ドル　Ｆ－ｄｉｓｔ	0.100%
米ドル　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.035%
米ドル　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.180%
米ドル　（カナダ・ドル・ヘッジ）ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.210%
米ドル　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	0.270%
米ドル　（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	該当なし
米ドル　Ｐ－ａｃｃ	0.500%
米ドル　ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ	0.140%
米ドル　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%
米ドル　（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%
米ドル　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%
米ドル　Ｑ－ａｃｃ	0.240%
米ドル　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.290%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	該当なし
米ドル　（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	該当なし
米ドル　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.290%
米ドル　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.150%
米ドル　（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.150%
米ドル　（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.150%

上記の報酬は以下のように使用されます。

１．管理会社は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の処理ならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬を受領します。当該報酬は、純資産価額の計算毎に期間按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われます（上限報酬）。名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬は、通貨リスクをヘッジするための手数料を含むこと

があります。対応するクラス受益証券が設定されるまでは、関連する上限報酬は請求されません。上限報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドの投資対象および投資方針」に記載されています。

当該報酬は、運用計算書の「報酬」に表示されています。

２．上限報酬には、ファンドに請求される以下の報酬および追加の費用は含まれません。

ａ）資産の売買のためのファンド資産の管理に関する一切の追加の費用（市場に基づく買呼値および売呼値のスプレッド、市場に基づく仲介手数料、報酬、手数料等）。かかる費用は、原則として各資産の売買時点で計算されます。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関連して行われる資産の売買により生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシング原理の適用によりカバーされます。
ｂ）ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への手数料ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払われる一切の手数料。
ｃ）ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関連して監査人が提供するサービスに対して法律により許可される範囲で支払われるその他一切の報酬。
ｄ）ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明示的に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
ｅ）ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含みます。）。
ｆ）ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（ＫＩＤ）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
ｇ）外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合、当該外国監督官庁に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含みます。）。
ｈ）ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により生じる費用（外部顧問報酬を含みます。）。
ｉ）ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの用益権に関連するコストおよび手数料。
ｊ）管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
ｋ）管理会社が投資者の利益のために集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関連して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができます。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストについて、当該コストが証明可能であり、かつ開示され、ならびにファンドの総費用率（ＴＥＲ）の開示において考慮される場合には、これを請求することができます。

これらの手数料および報酬は、運用計算書の「その他の手数料および報酬」に表示されています。

３．管理会社は、ファンドの販売に関連して販売手数料を支払うことができます。

ファンドの収益および資産に課されるすべての税金（特に年次税）も、ファンドが負担します。

上限報酬を採用していない各ファンドの運用会社の報酬規定との一般的な比較可能性を確保するため、「上限管理報酬」という用語は上限報酬の80%と定められています。

受益証券クラス「Ｉ－Ｂ」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、ＵＣＩ管理事務代行会社および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求されます。資産運用および販売に関する費用は、投資者とＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンド外で請求されます。

受益証券クラス「Ｉ－Ｘ」「Ｋ－Ｘ」および「Ｕ－Ｘ」に係る資産運用、ファンド管理事務（管理会社、ＵＣＩ管理事務代行会社および保管受託銀行の費用からなる）および販売に関する業務に係る費用は、投資者との個別契約に基づきＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る権利を有する報酬によって賄われます。

受益証券クラス「Ｋ－Ｂ」に提供された資産運用業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売会社が受け取る権利を有する報酬によって賄われます。

個々のサブ・ファンドに割り当てられるすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求されます。

クラス受益証券に割り当てられる費用は、当該クラス受益証券に請求されます。複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関する費用は、それぞれの純資産価額に比例して当該サブ・ファンド／クラス受益証券がその純資産価額に比例して請求されます。

各サブ・ファンドの投資方針に基づき他の既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができるサブ・ファンドについては、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除く）の上限は、販売手数料を考慮した上で３％です。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、対象ファンドのサブ・ファンドの持分に対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがあります。

ファンドの現行の費用（または現行の手数料）の詳細は、ＫＩＤｓに記載されています。

注３　年次税

ファンドはルクセンブルグ法の適用対象です。ルクセンブルグ大公国の現行法令に従い、ファンドはルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税を課せられません。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額に対して、ルクセンブルグ大公国に支払われる年率0.01%に減額された年次税が各四半期末日に課せられます。この税は、各サブ・ファンドの各四半期末日における純資産総額に基づいて計算されます。

注４　分配

約款第10条に従い、管理会社は、年次決算の終了後に、各サブ・ファンドにより支払われる分配金の額を決定します。

分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が2010年法に定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはなりません。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から４か月以内に行われます。

管理会社は、中間分配金を支払うか否か、および分配金の支払いを停止するか否かを決定する権限を有しています。

収入調整金は、分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算されます。

注５　ソフト・コミッション契約

2024年11月１日から2025年10月31日までの会計年度中にＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドのために締結された「ソフト・コミッション契約」はなく、したがって、「ソフト・コミッション契約」の金額も計上されていません。

注６　総費用率（ＴＥＲ）

この比率は、スイス・ファンド・アンド・アセット・マネジメント協会（ＳＦＡＭＡ）によって公布された「ＴＥＲおよびＰＴＲの計算および開示のガイドライン」現行版に準拠して計算されており、純資産に対して継続的に課されるすべての費用および手数料（運営費用）を過去に遡って合計したものの純資産に対する比率で表されます。

過去12か月のＴＥＲは以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	総費用率（ＴＥＲ）
オーストラリア・ドル　Ｋ－１－ａｃｃ	0.26%
オーストラリア・ドル　Ｐ－ａｃｃ	0.52%
オーストラリア・ドル　Ｑ－ａｃｃ	0.27%
オーストラリア・ドル　ＱＬ－ａｃｃ	0.12%
スイス・フラン　Ｆ－ａｃｃ	0.10%
スイス・フラン　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.11%
スイス・フラン　Ｐ－ａｃｃ	0.14%
スイス・フラン　Ｑ－ａｃｃ	0.11%
スイス・フラン　ＱＬ－ａｃｃ	0.10%
スイス・フラン　Ｕ－Ｘ－ａｃｃ	0.01%
ユーロ　Ｆ－ａｃｃ	0.11%
ユーロ　Ｆ－ｄｉｓｔ	0.11%
ユーロ　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.05%
ユーロ　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.19%
ユーロ　Ｋ－１－ａｃｃ	0.25%
ユーロ　Ｐ－ａｃｃ	0.51%
ユーロ　ＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ	0.11%
ユーロ　Ｐ－ｄｉｓｔ	0.51%
ユーロ　Ｑ－ａｃｃ	0.25%
ユーロ　ＱＬ－ａｃｃ	0.11%
ユーロ　Ｕ－Ｘ－ａｃｃ	0.01%
英ポンド　Ｆ－ａｃｃ	0.12%
英ポンド　Ｋ－１－ａｃｃ	0.27%
英ポンド　Ｐ－ａｃｃ	0.53%
英ポンド　Ｑ－ａｃｃ	0.27%
英ポンド　ＱＬ－ａｃｃ	0.13%
米ドル　Ｆ－ａｃｃ	0.11%
米ドル　Ｆ－ｄｉｓｔ	0.11%
米ドル　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.05%
米ドル　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.19%
米ドル　（カナダ・ドル・ヘッジ）ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.22%

米ドル　Ｉ－Ｘ－ａｃｃ	0.01%
米ドル　Ｋ－１－ａｃｃ	0.25%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	0.28%
米ドル　Ｐ－ａｃｃ	0.51%
米ドル　ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ	0.15%
米ドル　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.56%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.56%
米ドル　（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.56%
米ドル　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.56%
米ドル　Ｑ－ａｃｃ	0.25%
米ドル　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.30%
米ドル　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.30%
米ドル　ＱＬ－ａｃｃ	0.11%
米ドル　（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.16%
米ドル　（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.17%
米ドル　（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.16%
米ドル　Ｕ－Ｘ－ａｃｃ	0.01%

本報告期間中に、適用される報酬は変動する場合があります（注記２を参照ください。）。

稼動期間が12か月未満のクラス受益証券のＴＥＲは、年率換算されています。

取引費用、利息費用、貸付証券費用および通貨ヘッジに関して発生したその他の費用は、ＴＥＲに含まれません。

注７　ポートフォリオ回転率（ＰＴＲ）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算されます。

$$\frac{\text{（購入合計＋売却合計）－（発行合計＋買戻合計）}}{\text{参照期間中の平均純資産}}$$

参照期間中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	ポートフォリオ回転率（ＰＴＲ）
オーストラリア・ドル	225.51%
スイス・フラン	-35.23%
ユーロ	-11.42%
英ポンド	90.35%
米ドル	-92.00%

注８　取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含みます。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれます。

2025年10月31日に終了した会計期間において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却ならびに類似の取引に関連する取引費用は、以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	取引費用
オーストラリア・ドル	－ オーストラリア・ドル
スイス・フラン	－ スイス・フラン
ユーロ	－ ユーロ
英ポンド	－ 英ポンド
米ドル	－ 米ドル

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではありません。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれます。当該取引費用は、個別に識別することができませんが、各ファンドのパフォーマンスに反映されます。

注９　デフォルト証券

債券がデフォルト状態（英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに保持されます。さらに、相場価格が存在せず、最終的な支払いが見込まれない過去にデフォルトした債券も存在します。これらの債券はファンドによって全額償却されています。これらの債券から生じる可能性のあるリターンをサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されています。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注記において別個に表示されます。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン

債券	通貨	想定元本
GSAMP TRUST 7% 2006-1.10.2036 SER 2006-S6 CL M6	米ドル	1,000,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.1.2037 SER 2006 - 5 CL B1	米ドル	2,000,000.00

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ

債券	通貨	想定元本
8% NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.01.2036 NAA-S1 B4	米ドル	3,539,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	米ドル	3,710,000.00
6.9% GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL B1	米ドル	2,059,000.00
GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL M7	米ドル	3,000,000.00
MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS TR 2006-25.05.2036 SER 2006-SL2 CL M8	米ドル	4,370,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	米ドル	1,000,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B2	米ドル	1,306,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B3	米ドル	1,000,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B2	米ドル	3,681,000.00

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル

債券	通貨	想定元本
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.01.2037 SER 2006-5 CL B1	米ドル	1,600,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	米ドル	250,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	米ドル	250,000.00

NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25-07.2036 SER 2006-S3 CL B2	米ドル	350,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006 SER 2006-S3 CL B3	米ドル	300,000.00
SACO I TRUST 2005-WM1 2005-25.04.35 SER 2005-WM1 B4	米ドル	3,700,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B3	米ドル	2,043,000.00
GSAMP TRUST 2005-S1 2005-25.12.2034 2005-S1 B2	米ドル	3,642,000.00

注10　後発事象

期末以降、財務書類の修正または開示を必要とする事象はありませんでした。

注11　準拠法、業務地および公式言語

ルクセンブルグ地方裁判所が、受益者、管理会社および保管受託銀行の間に生じるすべての紛争の裁判管轄地であり、ルクセンブルグ法が適用されます。ただし、その他の国の投資家からの請求に関しては、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンドの受益証券が売買された国における裁判管轄に服し、またファンドを服させることを選択できます。

本財務書類については、英語版が公式の文書であり、英語版のみが監査人によって監査されました。しかし、受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して受益証券が売却される場合、管理会社および保管受託銀行は、自らのおよびファンドの義務として当該国の言語への承認された翻訳（即ち、管理会社および保管受託銀行により承認されたもの）を認めることができます。

注12　ＯＴＣ派生商品

ファンドがＯＴＣ（店頭）取引を締結する場合、ＯＴＣ相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性があります。ファンドが、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でＯＴＣ相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被ります。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できます。ファンドが、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされます。ＯＴＣ相手方、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークが関与する破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連するファンドの権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性があります。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、ＯＴＣ取引の枠組みにおいて、ファンドがその債務の履行を強いられることがあります。

ＯＴＣ派生商品*

以下のサブ・ファンドの保有する担保が設定されていないＯＴＣ派生商品は、代わりにマージン勘定を有しています。

サブ・ファンド

取引相手方	時価	担保
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル		
カナディアン・インペリアル・バンク	-1 167 500.90米ドル	0.00米ドル
モルガン・スタンレー	22.97米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-15 333.34米ドル	0.00米ドル

***公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれません。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負います。**

③【投資有価証券明細表等】

「②　損益計算書」の「2025年10月31日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表」を参照のこと。

次へ

UBS (Lux) Money Market Fund

Combined Statement of Net Assets

		USD
Assets		31.10.2025
Investments in securities, cost	8 615 136 384.12	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	59 306 019.84	
Total investments in securities (Note 1)		8 674 442 403.96
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		98 975 243.50
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		1 229 325 013.32
Receivable on subscriptions		23 804 673.57
Interest receivable on securities		5 563 156.82
Interest receivable on liquid assets		410 059.89
Other assets		82 827.26
TOTAL Assets		10 032 603 378.32
Liabilities		
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)		-1 182 811.27
Bank overdraft		-43.08
Interest payable on bank overdraft		-0.27
Payable on securities purchases (Note 1)		-355 267 322.47
Payable on redemptions		-37 399 490.35
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 430 929.07	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-96 469.75	
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-169 465.89	
Total provisions		-2 696 864.71
TOTAL Liabilities		-396 546 532.15
Net assets at the end of the financial year		9 636 056 846.17

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Combined Statement of Operations

USD

Income	1.11.2024-31.10.2025
Interest on liquid assets	33 897 041.62
Interest on securities	16 091 680.31
Dividends	11 416 629.07
TOTAL income	61 405 351.00
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-24 956 319.61
Taxe d'abonnement (Note 3)	-910 582.63
Other commissions and fees (Note 2)	-230 678.49
Interest on cash and bank overdraft	-238 624.15
TOTAL expenses	-26 336 204.88
Net income (loss) on investments	35 069 146.12
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	1 438 281.20
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	251 978 517.06
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-6 922 563.90
Realized gain (loss) on foreign exchange	1 145 677.14
TOTAL realized gain (loss)	247 639 911.50
Net realized gain (loss) of the financial year	282 709 057.62
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-395 106.73
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-9 784 923.98
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-496 990.87
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-10 677 021.58
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	272 032 036.04

Combined Statement of Changes in Net Assets

USD

		1.11.2024-31.10.2025
Net assets at the beginning of the financial year		8 995 884 327.49*
Subscriptions	13 568 987 622.47	
Redemptions	-13 198 096 670.61	
Total net subscriptions (redemptions)		370 890 951.86
Dividend paid (Note 4)		-2 750 469.22
Net income (loss) on investments	35 069 146.12	
Total realized gain (loss)	247 639 911.50	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-10 677 021.58	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		272 032 036.04
Net assets at the end of the financial year		9 636 056 846.17

* Calculated using 31 October 2025 exchange rates. Using 31 October 2024 exchange rates, the combined net assets at the beginning of the year was USD 8 695 841 327.13.

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF

Three-year comparison

Date	ISIN	31.10.2025	31.10.2024	31.10.2023
Net assets in CHF		502 749 366.75	814 606 686.15	580 710 097.56
Class F-acc	LU0454362921			
Units outstanding		506 650.2660	3 244 274.7280	2 229 391.7110
Net asset value per unit in CHF		96.01	95.82	94.56
Class INSTITUTIONAL-acc[1]	LU2736384749			
Units outstanding		11 491.5820	11 425.9550	—
Net asset value per unit in CHF		1 010.38	1 008.55	—
Class P-acc	LU0033502740			
Units outstanding		193 658.6600	224 464.6630	239 425.9960
Net asset value per unit in CHF		1 116.90	1 115.18	1 104.99
Class Q-acc	LU0395198954			
Units outstanding		369 703.3990	491 850.7040	662 483.4630
Net asset value per unit in CHF		96.28	96.10	94.97
Class QL-acc	LU2630463748			
Units outstanding		197 349.6940	220 998.9280	75 706.9380
Net asset value per unit in CHF		102.10	101.90	100.57
Class U-X-acc	LU0395200107			
Units outstanding		17 541.0030	17 762.0030	3 641.7960
Net asset value per unit in CHF		9 717.48	9 690.00	9 553.57

[1] First NAV: 12.2.2024

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class F-acc	CHF	0.2%	1.3%	0.9%
Class INSTITUTIONAL-acc	CHF	0.2%	—	—
Class P-acc	CHF	0.2%	0.9%	0.7%
Class Q-acc	CHF	0.2%	1.2%	0.8%
Class QL-acc	CHF	0.2%	1.3%	—
Class U-X-acc	CHF	0.3%	1.4%	1.0%
Benchmark:[1]				
FTSE CHF 3M Eurodeposits	CHF	0.2%	1.4%	1.1%

[1] The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units. The performance data were not audited.

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
Switzerland	19.51
The Netherlands	8.49
Germany	8.22
Australia	8.05
France	7.77
Canada	7.06
Finland	6.01
Supranationals	5.00
United Kingdom	4.47
Sweden	3.94
Luxembourg	2.98
South Korea	1.73
Singapore	1.63
Denmark	1.59
Norway	1.00
TOTAL	87.45

Economic Breakdown as a % of net assets	
Banks & credit institutions	65.78
Countries & central governments	5.97
Supranational organisations	5.00
Public, non-profit institutions	4.00
Real Estate	3.26
Mortgage & funding institutions	2.60
Finance & holding companies	0.84
TOTAL	87.45

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Statement of Net Assets

CHF

Assets		31.10.2025
Investments in securities, cost	440 426 285.45	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-792 362.12	
Total investments in securities (Note 1)		439 633 923.33
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		42 989 655.86
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		30 000 000.00
Receivable on subscriptions		145 710.06
Interest receivable on securities		1 393 787.74
Interest receivable on liquid assets		375.00
TOTAL Assets		514 163 451.99

Liabilities		
Payable on securities purchases (Note 1)		-10 000 630.00
Payable on redemptions		-1 242 833.30
Provisions for flat fee (Note 2)	-29 103.82	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 479.38	
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-136 038.74	
Total provisions		-170 621.94
TOTAL Liabilities		-11 414 085.24

Net assets at the end of the financial year	502 749 366.75

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Operations

	CHF
Income	1.11.2024-31.10.2025
Interest on liquid assets	112 797.16
Interest on securities	2 360 652.53
TOTAL income	2 473 449.69
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-553 265.88
Taxe d'abonnement (Note 3)	-60 138.52
Other commissions and fees (Note 2)	-37 437.90
Interest on cash and bank overdraft	-40 402.55
TOTAL expenses	-691 244.85
Net income (loss) on investments	1 782 204.84
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-477 948.35
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	2 114 096.77
Realized gain (loss) on foreign exchange	1 768.73
TOTAL realized gain (loss)	1 637 917.15
Net realized gain (loss) of the financial year	3 420 121.99
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-1 001 951.41
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-877 909.88
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-1 879 861.29
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	1 540 260.70

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Changes in Net Assets

CHF

		1.11.2024-31.10.2025
Net assets at the beginning of the financial year		814 606 686.15
Subscriptions	1 031 203 818.05	
Redemptions	-1 344 601 398.15	
Total net subscriptions (redemptions)		-313 397 580.10
Net income (loss) on investments	1 782 204.84	
Total realized gain (loss)	1 637 917.15	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-1 879 861.29	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		1 540 260.70
Net assets at the end of the financial year		502 749 366.75

Development of the outstanding units

	1.11.2024-31.10.2025
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	3 244 274.7280
Number of units issued	3 753 548.9520
Number of units redeemed	-6 491 173.4140
Number of units outstanding at the end of the financial year	506 650.2660
Class	INSTITUTIONAL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	11 425.9550
Number of units issued	415.0000
Number of units redeemed	-349.3730
Number of units outstanding at the end of the financial year	11 491.5820
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	224 464.6630
Number of units issued	79 590.9980
Number of units redeemed	-110 397.0010
Number of units outstanding at the end of the financial year	193 658.6600
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	491 850.7040
Number of units issued	115 131.8790
Number of units redeemed	-237 279.1840
Number of units outstanding at the end of the financial year	369 703.3990
Class	QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	220 998.9280
Number of units issued	252 247.7930
Number of units redeemed	-275 897.0270
Number of units outstanding at the end of the financial year	197 349.6940
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	17 762.0030
Number of units issued	56 079.0000
Number of units redeemed	-56 300.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	17 541.0030

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in CHF Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
CHF			
CHF MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 1.60000% 23-04.08.26	3 000 000.00	3 032 400.00	0.60
TOTAL CHF		3 032 400.00	0.60
Total Notes, fixed rate		3 032 400.00	0.60
Notes, zero coupon			
CHF			
CHF PFANDBRIEFBK SCHWEIZERISCHER HYPO-REG-S 0.00000% 19-30.03.26	4 850 000.00	4 848 060.00	0.97
TOTAL CHF		4 848 060.00	0.97
Total Notes, zero coupon		4 848 060.00	0.97
Medium term notes, fixed rate			
CHF			
CHF AKADEMISKA HUS AB-REG-S 0.25000% 15-17.11.25	16 370 000.00	16 370 000.00	3.26
CHF BANK OF NOVA SCOTIA-REG-S 0.20000% 18-19.11.25	11 750 000.00	11 748 825.00	2.34
CHF BANK OF NOVA SCOTIA/THE-REG-S 2.04250% 23-04.05.26	5 280 000.00	5 325 408.00	1.06
CHF BANQUE FEDER DU CREDIT MUTUEL-REG-S 0.20000% 19-12.06.26	5 100 000.00	5 094 390.00	1.01
CHF BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT-REG-S 0.40000% 17-19.12.25	1 000 000.00	999 800.00	0.20
CHF CAISSE D'AMORTIS DE LA DETE SOCLE-REG-S 2.50000% 11-09.12.25	13 425 000.00	13 450 507.50	2.67
CHF CANADIAN IMPERIAL BK OF COMMERCE-REG-S 0.05000% 19-15.10.26	7 500 000.00	7 482 750.00	1.49
CHF COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 0.40000% 17-25.09.26	9 450 000.00	9 479 295.00	1.88
CHF CORPORACION ANDINA DE FOMENTO-REG-S 0.50000% 15-26.02.26	2 800 000.00	2 800 840.00	0.56
CHF CORPORACION ANDINA DE FOMENTO 0.51000% 16-16.09.26	1 495 000.00	1 497 392.00	0.30
CHF CREDIT AGRICOLE HOME LOAN SFH SA-REG-S 0.25000% 15-18.06.26	5 300 000.00	5 301 590.00	1.05
CHF KOREA DEVELOPMENT BANK/THE 2.22250% 23-24.07.26	2 000 000.00	2 028 200.00	0.40
CHF LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG-REG-S 0.96750% 22-04.08.26	6 500 000.00	6 533 150.00	1.30
CHF LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG 2.12500% 23-27.02.26	6 535 000.00	6 570 289.00	1.31
CHF LANSFORSAKRINGAR HYPOTEK AB-REG-S 0.20000% 18-17.04.26	3 435 000.00	3 432 252.00	0.68
CHF MUENCHENER HYPOTHEKENBANK EG-REG-S 0.10000% 20-17.12.25	3 200 000.00	3 199 680.00	0.64
CHF MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 2.37500% 11-30.03.26	12 210 000.00	12 319 890.00	2.45
CHF NORDEA BANK ABP-REG-S 0.12500% 20-02.06.26	14 870 000.00	14 864 052.00	2.96
CHF ROYAL BANK OF CANADA-REG-S 0.40000% 22-05.10.26	7 140 000.00	7 154 280.00	1.42
CHF ROYAL BANK OF CANADA-REG-S 1.47500% 23-30.01.26	1 000 000.00	1 002 700.00	0.20
CHF SANTANDER UK PLC-REG-S 2.01000% 23-12.09.26	4 100 000.00	4 168 060.00	0.83
CHF TORONTO-DOMINION BANK-REG-S 1.97000% 23-18.09.26	2 720 000.00	2 763 248.00	0.55
CHF TOTALENERGIES CAPITAL INTL SA-REG-S 0.28800% 18-13.07.26	4 200 000.00	4 202 520.00	0.84
CHF WESTPAC BANKING CORP-REG-S 0.30000% 17-28.11.25	14 250 000.00	14 248 575.00	2.83
TOTAL CHF		162 037 693.50	32.23
Total Medium term notes, fixed rate		162 037 693.50	32.23

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in CHF Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Bonds, fixed rate				
CHF				
CHF	COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 3.12500% 06-15.09.26	7 500 000.00	7 698 000.00	1.53
CHF	DBS BANK LTD-REG-S 1.51500% 22-12.12.25	8 200 000.00	8 209 020.00	1.63
CHF	EUROFMA EUROPEAN RALRADMAT FIN CO-REG-S 3.00000% 06-15.05.26	4 500 000.00	4 570 200.00	0.91
CHF	EUROPEAN INVESTMNT BANK-REG-S 1.62500% 12-02.04.26	16 150 000.00	16 251 745.00	3.23
CHF	KOREA HOUSING FINANCE CORP 1.81500% 23-10.02.26	6 650 000.00	6 671 280.00	1.33
CHF	NATIONWIDE BUILDING SOCIETY REG-S 0.91940% 22-17.12.25	6 800 000.00	6 803 400.00	1.35
CHF	NATIONWIDE BUILDING SOCIETY-REG-S 1.75750% 23-23.01.26	1 500 000.00	1 504 500.00	0.30
CHF	PFANDBRIEFBK SCHWEIZERISCHER HYPO-REG-S 0.37500% 15-26.01.26	1 550 000.00	1 550 775.00	0.31
CHF	PFANDBRIEFZENTR SCHWEIZ KANTON-REG-S 0.12500% 15-25.02.26	5 000 000.00	4 999 500.00	0.99
CHF	PFANDBRIEFZENTR SCHWEIZ KANTON-REG-S 0.25000% 17-12.05.26	1 700 000.00	1 701 020.00	0.34
CHF	WESTPAC BANKING CORP-REG-S 1.48000% 22-21.09.26	3 700 000.00	3 742 550.00	0.75
TOTAL CHF			63 701 990.00	12.67
Total Bonds, fixed rate			63 701 990.00	12.67
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			233 620 143.50	46.47

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Euro Certificates of Deposit, zero coupon

CHF				
CHF	ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 12.09.25-12.03.26	10 000 000.00	10 002 860.00	1.99
CHF	BASLER KANTONALBANK ECD 0.00000% 04.09.25-08.06.26	5 000 000.00	4 999 226.05	0.99
CHF	BASLER KANTONALBANK ECD 0.00000% 07.10.25-07.01.26	10 000 000.00	10 002 657.00	1.99
CHF	GOLDMAN SACHS INTL ECD 0.00000% 26.03.25-08.12.25	10 000 000.00	10 001 681.00	1.99
TOTAL CHF			35 006 424.05	6.96
Total Euro Certificates of Deposit, zero coupon			35 006 424.05	6.96

Euro Commercial Papers, zero coupon

CHF				
CHF	BANQUE FEDERATIVE DU-REG-S ECP 0.00000% 27.02.25-05.01.26	10 000 000.00	10 002 512.00	1.99
CHF	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 28.02.25-28.11.25	15 000 000.00	15 001 866.00	2.98
CHF	COMMERZBANK AG ECP 0.00000% 19.06.25-19.03.26	10 000 000.00	10 000 700.00	1.99
CHF	COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA ECP 0.00000% 26.02.25-26.11.25	10 000 000.00	10 002 167.00	1.99
CHF	COOPERATVE RABOBANK UA-REG-S ECP 0.00000% 05.08.25-05.05.26	10 000 000.00	10 001 343.00	1.99
CHF	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 11.03.25-11.12.25	5 000 000.00	5 001 976.50	1.00
CHF	DZ PRIVATBANK SA-REG-S ECP 0.00000% 02.05.25-03.11.25	15 000 000.00	15 000 225.00	2.98
CHF	ING BANK NV ECP 0.00000% 30.09.25-30.06.26	15 000 000.00	15 000 150.00	2.98
CHF	JYSKE BANK ECP 0.00000% 10.09.25-10.06.26	8 000 000.00	7 998 707.68	1.59
CHF	WESTPAC BANKING CORP ECP 0.00000% 08.08.25-07.08.26	3 000 000.00	2 999 520.00	0.60
TOTAL CHF			101 009 167.18	20.09
Total Euro Commercial Papers, zero coupon			101 009 167.18	20.09

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in CHF Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Treasury bills, zero coupon				
CHF				
CHF	SWISS NATIONAL BANK BILL-REG-S TB 0.00000% 27.10.25-24.11.25	20 000 000.00	19 999 780.80	3.98
CHF	SWISS NATIONAL BANK BILL-REG-S TB 0.00000% 03.11.25-01.12.25	10 000 000.00	9 999 889.00	1.99
CHF	SWISS NATIONAL BANK-REG-S TB 0.00000% 13.10.25-10.11.25	10 000 000.00	9 999 968.80	1.99
CHF	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 25.09.25-26.03.26	10 000 000.00	9 999 100.00	1.99
CHF	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 09.10.25-08.01.26	5 000 000.00	4 999 900.00	1.00
CHF	SWITZERLAND-REG-S TB 0.00000% 30.10.25-29.01.26	15 000 000.00	14 999 550.00	2.98
TOTAL CHF			69 998 188.60	13.93
Total Treasury bills, zero coupon			69 998 188.60	13.93
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			206 013 779.83	40.98
Total investments in securities			439 633 923.33	87.45
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			42 989 655.86	8.55
Time deposits and fiduciary deposits			30 000 000.00	5.97
Other assets and liabilities			-9 874 212.44	-1.97
Total net assets			502 749 366.75	100.00

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR

Three-year comparison

Date	ISIN	31.10.2025	31.10.2024	31.10.2023
Net assets in EUR		3 505 448 696.81	3 271 406 787.94	2 512 376 535.20
Class F-acc	LU0454363739			
Units outstanding		1 280 656.0560	1 023 841.5890	1 060 971.5520
Net asset value per unit in EUR		885.46	864.46	831.95
Class F-dist[1]	LU2779842538			
Units outstanding		1 055 540.5230	886 129.1700	-
Net asset value per unit in EUR		102.47	102.34	-
Class I-B-acc	LU0395206641			
Units outstanding		103 206.9600	9 171.8970	6 060.0000
Net asset value per unit in EUR		536.42	523.35	503.33
Class INSTITUTIONAL-acc	LU0395206054			
Units outstanding		151 447.9630	171 937.9090	88 081.0100
Net asset value per unit in EUR		528.26	516.15	497.14
Class I-X-acc[2]	LU0395206724			
Units outstanding		-	-	33 989.0000
Net asset value per unit in EUR		-	-	501.21
Class K-1-acc[3]	LU0395205759			
Units outstanding		25.7050	21.0590	2.3370
Net asset value per unit in EUR		3 213 953.20	3 142 104.41	3 028 220.26
Class P-acc	LU0006344922			
Units outstanding		1 398 892.8840	1 676 706.4520	1 445 956.8570
Net asset value per unit in EUR		875.87	858.51	829.54
Class PREMIER-acc	LU0395206484			
Units outstanding		73 379.7970	120 978.0020	44 402.7000
Net asset value per unit in EUR		542.46	529.59	509.68
Class P-dist[4]	LU2856147595			
Units outstanding		29 003.0900	19 607.2250	-
Net asset value per unit in EUR		510.11	502.47	-
Class Q-acc	LU0357613495			
Units outstanding		3 215 200.3340	2 152 254.2120	1 836 241.3060
Net asset value per unit in EUR		111.02	108.54	104.60
Class QL-acc	LU2630463821			
Units outstanding		676 004.3050	404 763.1600	190 490.1660
Net asset value per unit in EUR		107.88	105.32	101.36
Class U-X-acc	LU0395216871			
Units outstanding		30 315.7640	32 072.8460	12 065.9790
Net asset value per unit in EUR		11 070.44	10 797.20	10 380.94

1 First NAV: 21.3.2024

2 The unit class I-X-acc was in circulation until 28.12.2023

3 The unit class K-1-acc was in circulation until 30.11.2022 - reactivated 26.7.2023

4 First NAV: 5.9.2024

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class F-acc	EUR	2.4%	3.9%	2.7%
Class F-dist	EUR	2.4%	—	—
Class I-B-acc	EUR	2.5%	4.0%	2.8%
Class INSTITUTIONAL-acc	EUR	2.3%	3.8%	2.6%
Class I-X-acc[1]	EUR	—	—	2.8%
Class K-1-acc	EUR	2.3%	3.8%	—
Class P-acc	EUR	2.0%	3.5%	2.4%
Class PREMIER-acc	EUR	2.4%	3.9%	2.7%
Class P-dist	EUR	2.0%	—	—
Class Q-acc	EUR	2.3%	3.8%	2.6%
Class QL-acc	EUR	2.4%	3.9%	—
Class U-X-acc	EUR	2.5%	4.0%	2.8%
Benchmark:[2]				
FTSE EUR 3M Eurodeposits	EUR	2.5%	3.9%	2.8%

1 The unit class I-X-acc was in circulation until 28.12.2023. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

2 The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units. The performance data were not audited.

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
Germany	18.29
United Kingdom	10.95
France	10.22
The Netherlands	7.26
Finland	6.93
Sweden	6.33
Belgium	5.69
Ireland	3.94
Austria	3.39
United States	3.28
Australia	2.96
Luxembourg	2.41
Canada	2.13
Denmark	1.68
Norway	1.57
Japan	0.57
Supranationals	0.57
TOTAL	88.17

Economic Breakdown as a % of net assets	
Banks & credit institutions	72.07
Investment funds	3.93
Insurance	3.83
Miscellaneous consumer goods	3.28
Healthcare & social services	2.05
Supranational organisations	1.19
Finance & holding companies	1.11
Public, non-profit institutions	0.71
TOTAL	88.17

Statement of Net Assets

EUR

Assets		31.10.2025
Investments in securities, cost	3 078 109 488.07	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	12 666 778.81	
Total investments in securities (Note 1)		3 090 776 266.88
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		10 991 585.92
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		440 000 000.00
Receivable on subscriptions		8 664 094.05
Interest receivable on securities		91 998.67
Interest receivable on liquid assets		96 185.98
Other assets		52 642.43
TOTAL Assets		3 550 672 773.93
Liabilities		
Payable on securities purchases (Note 1)		-28 949 306.55
Payable on redemptions		-15 440 804.72
Provisions for flat fee (Note 2)	-799 486.03	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-34 479.82	
Total provisions		-833 965.85
TOTAL Liabilities		-45 224 077.12
Net assets at the end of the financial year		3 505 448 696.81

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Operations

	EUR
Income	1.11.2024-31.10.2025
Interest on liquid assets	9 697 376.11
Interest on securities	948 478.53
Dividends	3 520 538.60
TOTAL income	14 166 393.24
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-9 110 925.87
Taxe d'abonnement (Note 3)	-333 252.66
Other commissions and fees (Note 2)	-48 516.17
Interest on cash and bank overdraft	-54 774.08
TOTAL expenses	-9 547 468.78
Net income (loss) on investments	4 618 924.46
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	94 800.47
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	78 122 796.73
TOTAL realized gain (loss)	78 217 597.20
Net realized gain (loss) of the financial year	82 836 521.66
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	1 513.91
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-8 033 435.49
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-8 031 921.58
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	74 804 600.08

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Changes in Net Assets

EUR

		1.11.2024-31.10.2025
Net assets at the beginning of the financial year		3 271 406 787.94
Subscriptions	4 254 306 889.07	
Redemptions	-4 092 907 813.24	
Total net subscriptions (redemptions)		161 399 075.83
Dividend paid (Note 4)		-2 161 767.04
Net income (loss) on investments	4 618 924.46	
Total realized gain (loss)	78 217 597.20	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-8 031 921.58	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		74 804 600.08
Net assets at the end of the financial year		3 505 448 696.81

Development of the outstanding units

	1.11.2024-31.10.2025
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 023 841.5890
Number of units issued	2 283 808.7720
Number of units redeemed	-2 026 994.3050
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 280 656.0560
Class	F-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	886 129.1700
Number of units issued	636 485.1970
Number of units redeemed	-467 073.8440
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 055 540.5230
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	9 171.8970
Number of units issued	157 926.9600
Number of units redeemed	-63 891.8970
Number of units outstanding at the end of the financial year	103 206.9600
Class	INSTITUTIONAL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	171 937.9090
Number of units issued	130 096.3530
Number of units redeemed	-150 586.2990
Number of units outstanding at the end of the financial year	151 447.9630
Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	21.0590
Number of units issued	43.4890
Number of units redeemed	-38.8430
Number of units outstanding at the end of the financial year	25.7050
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 676 706.4520
Number of units issued	1 217 140.3530
Number of units redeemed	-1 494 953.9210
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 398 892.8840

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Class	PREMIER-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	120 978.0020
Number of units issued	78 416.1010
Number of units redeemed	-126 014.3060
Number of units outstanding at the end of the financial year	73 379.7970
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	19 607.2250
Number of units issued	14 884.9470
Number of units redeemed	-5 489.0820
Number of units outstanding at the end of the financial year	29 003.0900
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 152 254.2120
Number of units issued	3 484 235.7430
Number of units redeemed	-2 421 289.6210
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 215 200.3340
Class	QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	404 763.1600
Number of units issued	854 014.9550
Number of units redeemed	-582 773.8100
Number of units outstanding at the end of the financial year	676 004.3050
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	32 072.8460
Number of units issued	29 105.6030
Number of units redeemed	-30 862.6850
Number of units outstanding at the end of the financial year	30 315.7640

Annual Distribution[1]

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
F-dist	3.1.2025	8.1.2025	EUR	2.3118
P-dist	3.1.2025	8.1.2025	EUR	2.4775

[1] See note 4

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR ROYAL BANK OF CANADA/LONDO-REG-S OVRNT ESTR+27BP 25-20.03.26	25 000 000.00	24 997 936.75	0.71
EUR ROYAL BANK OF CANADA-REG-S OVRNT ESTR+28BP 25-09.04.26	15 000 000.00	15 000 000.00	0.43
TOTAL EUR		39 997 936.75	1.14
Total Medium term notes, floating rate		39 997 936.75	1.14
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		39 997 936.75	1.14

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Euro Certificates of Deposit, zero coupon			
EUR			
EUR ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 06.10.25-07.04.26	20 000 000.00	19 817 315.60	0.57
EUR CREDIT AGRICOLE SA ECD 0.00000% 09.06.25-09.12.25	7 000 000.00	6 984 337.64	0.20
EUR KBC BANK SA ECD 0.00000% 31.07.25-01.12.25	70 000 000.00	69 879 391.40	1.99
EUR KBC BANK SA ECD 0.00000% 03.09.25-05.01.26	30 000 000.00	29 895 000.00	0.85
EUR MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 07.10.25-06.01.26	65 000 000.00	64 754 370.20	1.85
EUR MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 29.10.25-29.01.26	20 000 000.00	19 897 280.20	0.57
EUR MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 08.07.25-10.11.25	93 000 000.00	92 946 298.08	2.65
EUR MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 13.08.25-13.11.25	10 000 000.00	9 992 494.50	0.29
EUR MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 08.09.25-08.12.25	4 000 000.00	3 991 237.00	0.11
EUR MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 20.10.25-20.01.26	13 000 000.00	12 938 834.87	0.37
EUR NATIONAL AUSTRALIA BNK/LONDON ECD 0.00000% 10.10.25-10.04.26	35 000 000.00	34 689 166.05	0.99
EUR NESTLE FINANCE INTERNATIONAL ECD 0.00000% 17.06.25-30.01.26	23 000 000.00	22 879 505.99	0.65
EUR NORDEA BANK AB ECD 0.00000% 04.06.25-04.12.25	14 000 000.00	13 972 551.74	0.40
EUR NORDEA BANK AB ECD 0.00000% 14.10.25-14.05.26	20 000 000.00	19 773 152.60	0.56
EUR ROYAL BANK OF CANADA/LONDON ECD 0.00000% 14.10.25-14.05.26	30 000 000.00	29 666 004.00	0.85
EUR SUMITOMO MITSUI TRUST BANK LT ECD 0.00000% 04.09.25-05.01.26	46 000 000.00	45 823 360.00	1.31
EUR SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 15.10.25-16.01.26	19 500 000.00	19 414 878.02	0.55
TOTAL EUR		517 315 177.89	14.76
Total Euro Certificates of Deposit, zero coupon		517 315 177.89	14.76
Euro Certificates of Deposit, floating rate			
EUR			
EUR DNB BANK ASA ECD VAR 16.04.25-16.01.26	23 000 000.00	23 003 493.70	0.66
TOTAL EUR		23 003 493.70	0.66
Total Euro Certificates of Deposit, floating rate		23 003 493.70	0.66
Euro Commercial Papers, zero coupon			
EUR			
EUR ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 08.05.25-10.11.25	20 000 000.00	19 988 506.60	0.57
EUR ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 11.07.25-11.11.25	13 000 000.00	12 991 782.70	0.37
EUR ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 05.09.26-05.03.26	68 000 000.00	67 513 613.00	1.93

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR	AGENCE CENTRALE ORGANIS-REG-S ECP 0.00000% 29.08.25-28.11.25	25 000 000.00	24 961 656.00	0.71
EUR	AGENCE CENTRALE ORGANIS-REG-S ECP 0.00000% 24.10.25-01.12.25	47 000 000.00	46 920 060.52	1.34
EUR	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 16.06.25-17.11.25	39 000 000.00	38 961 547.17	1.11
EUR	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 22.09.25-23.03.26	19 000 000.00	18 843 561.79	0.54
EUR	ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 25.09.25-25.03.26	77 000 000.00	76 357 220.94	2.18
EUR	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 08.10.25-21.04.26	70 000 000.00	69 315 310.40	1.98
EUR	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 17.10.25-01.07.26	35 000 000.00	34 508 903.10	0.98
EUR	BANQUE FED DU CREDIT-REG-S ECP 0.00000% 29.07.25-16.06.26	72 000 000.00	71 036 853.84	2.03
EUR	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 11.09.25-11.03.26	25 000 000.00	24 813 005.75	0.71
EUR	BAYERISCHE LANDESBANK ECP 0.00000% 02.06.25-02.12.25	49 000 000.00	48 914 721.87	1.39
EUR	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 06.08.25-06.05.26	50 000 000.00	49 454 615.50	1.41
EUR	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 18.09.25-18.03.26	15 000 000.00	14 881 459.20	0.42
EUR	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 03.06.25-08.12.25	42 000 000.00	41 911 490.88	1.20
EUR	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 28.08.25-02.03.26	37 000 000.00	36 742 211.75	1.05
EUR	CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 25.08.25-25.11.25	25 000 000.00	24 963 767.75	0.71
EUR	CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 29.09.25-28.11.25	15 000 000.00	14 975 656.20	0.43
EUR	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 19.05.25-19.11.25	29 000 000.00	28 967 283.07	0.83
EUR	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 22.05.25-23.02.26	38 000 000.00	37 743 288.72	1.08
EUR	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 25.08.25-25.05.26	28 000 000.00	27 667 121.72	0.79
EUR	COOPERATIEVE RABBK UA-REG-S ECP 0.00000% 23.09.25-23.03.26	24 000 000.00	23 799 930.96	0.68
EUR	CREDIT AGRICOLE SA ECP 0.00000% 30.05.25-28.11.25	80 000 000.00	79 871 407.20	2.28
EUR	CREDIT AGRICOLE SA ECP 0.00000% 30.07.25-01.12.25	20 000 000.00	19 964 413.40	0.57
EUR	CREDIT AGRICOLE SAECP 0.00000% 20.08.25-20.02.26	5 000 000.00	4 968 084.90	0.14
EUR	DEKABANK DEUTSCHE GIROZENTRA ECP 0.00000% 07.05.25-07.11.25	18 000 000.00	17 992 992.24	0.51
EUR	DEUTSCHE BANK AG ECP 0.00000% 01.10.25-05.01.26	15 000 000.00	14 944 709.55	0.43
EUR	DEUTSCHE BANK AG ECP 0.00000% 21.10.25-21.04.26	45 000 000.00	44 541 214.20	1.27
EUR	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 18.07.25-18.11.25	32 000 000.00	31 969 309.44	0.91
EUR	DZ BANK AG DEUTSCHE ZTR-REG-S ECP 0.00000% 05.08.25-05.01.26	12 000 000.00	11 956 243.68	0.34
EUR	DZ BANK AG DEUTSCHE ZTR-REG-S ECP 0.00000% 29.08.25-27.02.26	30 000 000.00	29 798 536.50	0.85
EUR	EUROPEAN INVESTMENT BK-REG-S ECP 0.00000% 11.09.25-11.02.26	20 000 000.00	19 886 995.00	0.57
EUR	EUROPEAN INVESTMENT BK-REG-S ECP 0.00000% 02.10.25-02.12.25	6 000 000.00	5 989 724.28	0.17
EUR	EUROPEAN INVESTMENT BK-REG-S ECP 0.00000% 03.10.25-07.04.26	16 000 000.00	15 859 949.60	0.45
EUR	JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 28.05.25-02.12.25	56 000 000.00	55 901 656.16	1.59
EUR	JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 11.09.25-12.01.26	3 000 000.00	2 987 743.68	0.08
EUR	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFB ECP 0.00000% 15.07.25-15.12.25	61 000 000.00	60 859 718.30	1.74
EUR	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 12.08.25-12.02.26	30 000 000.00	29 825 081.10	0.85
EUR	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 15.09.25-16.02.26	35 000 000.00	34 787 766.65	0.99
EUR	LANDESKREDITBK B-WUERT-REG-S ECP 0.00000% 18.09.25-18.03.26	9 000 000.00	8 932 496.85	0.25
EUR	LANDESKREDITBK B-WUERT-REG-S ECP 0.00000% 29.09.25-29.01.26	9 000 000.00	8 956 337.85	0.25
EUR	MUNICIPALITY FINANC PLC ECP 0.00000% 03.11.25-05.12.25	29 000 000.00	28 944 563.02	0.83
EUR	NATIONAL BANK OF CANADA ECP 0.00000% 11.08.25-11.02.26	35 000 000.00	34 792 089.15	0.99
EUR	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 14.08.25-13.08.26	68 000 000.00	66 836 520.00	1.91
EUR	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 25.09.25-27.04.26	15 000 000.00	14 845 172.55	0.42
EUR	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 29.09.25-30.03.26	17 000 000.00	16 852 540.30	0.48

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 01.08.25-04.11.25	75 000 000.00	74 985 086.25	2.14
EUR	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 26.09.25-26.03.26	13 500 000.00	13 395 440.61	0.38
EUR	NRW BANK-REG-S ECP 0.00000% 26.09.25-02.04.26	18 000 000.00	17 853 255.18	0.51
EUR	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 29.07.25-28.11.25	49 500 000.00	49 424 078.88	1.41
EUR	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 04.09.25-04.02.26	25 000 000.00	24 859 949.00	0.71
EUR	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 10.09.25-10.02.26	45 000 000.00	44 731 918.80	1.28
EUR	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 09.05.25-09.12.25	8 000 000.00	7 982 013.84	0.23
EUR	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 12.05.25-12.12.25	30 000 000.00	29 927 376.30	0.85
EUR	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 19.06.25-19.02.26	20 000 000.00	19 872 124.60	0.57
EUR	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 20.06.25-20.02.26	18 000 000.00	17 883 863.46	0.51
EUR	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 02.09.25-02.06.26	6 000 000.00	5 925 044.82	0.17
EUR	PROCTER & GAMBLE CO ECP 0.00000% 01.10.25-05.01.26	52 000 000.00	51 821 767.92	1.48
EUR	PROCTER & GAMBLE CO ECP 0.00000% 09.10.25-12.01.26	58 500 000.00	58 276 105.29	1.66
EUR	PROCTER & GAMBLE CO ECP 0.00000% 10.10.25-13.01.26	5 000 000.00	4 980 575.40	0.14
EUR	SUMITOMO MITSUI BANKING-REG-S ECP 0.00000% 22.07.25-24.11.25	100 000 000.00	99 867 509.00	2.85
EUR	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 12.03.25-11.03.26	17 000 000.00	16 872 330.00	0.48
EUR	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 16.05.25-15.05.26	53 000 000.00	52 393 851.19	1.49
EUR	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 04.06.25-03.06.26	32 000 000.00	31 597 456.32	0.90
EUR	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 05.05.25-05.03.26	50 000 000.00	49 642 362.50	1.42
EUR	SVENSKA HANDELSBANKEN AB ECP 0.00000% 14.07.25-15.06.26	17 000 000.00	16 773 828.60	0.48
EUR	SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 07.05.25-07.11.25	35 000 000.00	34 986 734.30	1.00
EUR	SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 30.10.25-30.04.26	20 000 000.00	19 791 499.20	0.56
EUR	TORONTO-DOMINION BANK/LONDON ECP 0.00000% 12.09.25-12.03.26	70 000 000.00	69 473 208.00	1.98
EUR	TOYOTA MOTOR FINANCE BV ECP 0.00000% 24.07.25-22.01.26	16 000 000.00	15 923 868.80	0.45
EUR	UNEDIC ASSEO ECP 0.00000% 01.08.25-24.04.26	25 000 000.00	24 752 075.25	0.71
TOTAL EUR			2 372 492 158.54	67.67
Total Euro Commercial Papers, zero coupon			2 372 492 158.54	67.67
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			2 912 810 830.13	83.09

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Ireland

EUR	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	13 796.75	137 967 500.00	3.94
TOTAL Ireland			137 967 500.00	3.94
Total Investment funds, open end			137 967 500.00	3.94
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			137 967 500.00	3.94
Total investments in securities			3 090 776 266.88	88.17
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			10 991 585.92	0.31
Time deposits and fiduciary deposits			440 000 000.00	12.55
Other assets and liabilities			-36 319 155.99	-1.03
Total net assets			3 505 448 696.81	100.00

The notes are an integral part of the nancial statements.

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP

Three-year comparison

Date	ISIN	31.10.2025	31.10.2024	31.10.2023
Net assets in GBP		153 454 120.16	111 760 301.07	117 927 457.75
Class F-acc	LU0454364034			
Units outstanding		61 744.1720	68 729.3380	56 971.8810
Net asset value per unit in GBP		123.16	117.87	111.95
Class K-1-acc	LU0395207458			
Units outstanding		2.1300	2.2000	2.2000
Net asset value per unit in GBP		2 987 763.32	2 863 562.56	2 723 393.74
Class P-acc	LU0006277635			
Units outstanding		110 340.0300	89 672.4470	83 970.9030
Net asset value per unit in GBP		947.42	910.40	868.10
Class Q-acc	LU0395207615			
Units outstanding		257 318.2930	109 291.5730	147 477.6230
Net asset value per unit in GBP		117.39	112.52	107.01
Class QL-acc	LU2630464043			
Units outstanding		42 236.4020	31 875.0320	165 483.8870
Net asset value per unit in GBP		112.23	107.42	102.02

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class F-acc	GBP	4.5%	5.3%	4.3%
Class K-1-acc	GBP	4.3%	5.1%	4.1%
Class P-acc	GBP	4.1%	4.9%	3.9%
Class Q-acc	GBP	4.3%	5.1%	4.1%
Class QL-acc	GBP	4.5%	5.3%	-
Benchmark:[1]				
FTSE GBP 3M Eurodeposits	GBP	4.5%	5.3%	4.5%

[1] The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units. The performance data were not audited.

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United Kingdom	27.71
Finland	7.15
The Netherlands	6.48
Belgium	6.48
Denmark	5.18
Sweden	5.15
Luxembourg	4.52
Australia	4.52
Germany	3.90
Austria	3.26
France	3.24
Ireland	2.92
Norway	2.59
Japan	2.26
Canada	2.23
United States	1.95
Supranationals	1.30
TOTAL	90.84

Economic Breakdown as a % of net assets	
Banks & credit institutions	74.32
Finance & holding companies	7.77
Investment funds	2.93
Food & soft drinks	1.95
Public, non-profit institutions	1.30
Supranational organisations	1.30
Lodging, catering & leisure	1.27
TOTAL	90.84

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Statement of Net Assets

GBP

Assets		31.10.2025
Investments in securities, cost	138 051 346.47	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	1 346 561.16	
Total investments in securities (Note 1)		139 397 907.63
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		2 554 238.25
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		14 000 000.00
Receivable on subscriptions		8 661.26
Interest receivable on securities		585 212.66
Interest receivable on liquid assets		13 683.61
Other assets		2 766.50
TOTAL Assets		156 562 469.91

Liabilities		
Payable on securities purchases (Note 1)		-2 969 497.97
Payable on redemptions		-79 218.23
Provisions for flat fee (Note 2)	-58 039.95	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-1 593.60	
Total provisions		-59 633.55
TOTAL Liabilities		-3 108 349.75

Net assets at the end of the financial year	153 454 120.16

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Operations

	GBP
Income	1.11.2024-31.10.2025
Interest on liquid assets	756 979.44
Interest on securities	1 002 361.82
Dividends	202 224.91
TOTAL income	1 961 566.17
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-558 922.98
Taxe d'abonnement (Note 3)	-14 297.11
Other commissions and fees (Note 2)	-28 043.85
Interest on cash and bank overdraft	-7 311.73
TOTAL expenses	-608 575.67
Net income (loss) on investments	1 352 990.50
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	468 235.76
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	3 802 436.63
Realized gain (loss) on foreign exchange	307.36
TOTAL realized gain (loss)	4 270 979.75
Net realized gain (loss) of the financial year	5 623 970.25
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	74 004.73
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	183 824.32
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	257 829.05
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	5 881 799.30

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Changes in Net Assets

GBP

		1.11.2024-31.10.2025
Net assets at the beginning of the financial year		111 760 301.07
Subscriptions	154 002 121.36	
Redemptions	-118 190 101.57	
Total net subscriptions (redemptions)		35 812 019.79
Net income (loss) on investments	1 352 990.50	
Total realized gain (loss)	4 270 979.75	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	257 829.05	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		5 881 799.30
Net assets at the end of the financial year		153 454 120.16

Development of the outstanding units

	1.11.2024-31.10.2025
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	68 729.3380
Number of units issued	609 222.6310
Number of units redeemed	-616 207.7970
Number of units outstanding at the end of the financial year	61 744.1720
Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2.2000
Number of units issued	1.7270
Number of units redeemed	-1.7970
Number of units outstanding at the end of the financial year	2.1300
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	89 672.4470
Number of units issued	47 917.6850
Number of units redeemed	-27 250.1020
Number of units outstanding at the end of the financial year	110 340.0300
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	109 291.5730
Number of units issued	216 640.0610
Number of units redeemed	-68 613.3410
Number of units outstanding at the end of the financial year	257 318.2930
Class	QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	31 875.0320
Number of units issued	51 367.9850
Number of units redeemed	-41 006.6150
Number of units outstanding at the end of the financial year	42 236.4020

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in GBP Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Medium term notes, fixed rate			
GBP			
GBP BANK OF NOVA SCOTIA-REG-S 1.25000% 21-17.12.25	2 000 000.00	1 992 133.64	1.30
GBP KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 1.37500% 19-15.12.25	2 000 000.00	1 993 967.44	1.30
GBP MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 5.00000% 23-02.01.26	5 000 000.00	5 007 234.00	3.26
GBP NESTLE HOLDINGS INC-REG-S 0.62500% 21-18.12.25	3 000 000.00	2 987 205.48	1.95
GBP OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG-REG-S 4.25000% 23-17.03.26	5 000 000.00	5 004 296.00	3.26
GBP OP CORPORATE BANK PLC-REG-S 3.37500% 22-14.01.26	2 000 000.00	1 996 957.30	1.30
GBP SVENSK EXPORTKREDIT AB-REG-S 4.50000% 23-11.03.26	2 000 000.00	2 002 964.80	1.30
TOTAL GBP		20 984 758.66	13.67
Total Medium term notes, fixed rate		20 984 758.66	13.67
Medium term notes, floating rate			
GBP			
GBP AUSTRALIA & NEW ZEAL-REG-S OVR NT SONION+34BP 25-26.06.26	2 000 000.00	1 999 144.26	1.30
GBP COMMONWEALTH BANK OF AUSTRLIA OVR NT SONION+30BP 25-15.04.26	2 000 000.00	1 999 609.62	1.31
GBP ROYAL BANK OF CANADA-REG-S OVR NT SONION+30BP 25-04.02.26	1 430 000.00	1 430 100.10	0.93
TOTAL GBP		5 428 853.98	3.54
Total Medium term notes, floating rate		5 428 853.98	3.54
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		26 413 612.64	17.21

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market

Medium term notes, fixed rate			
GBP			
GBP CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 0.25000% 21-25.02.26	1 000 000.00	988 368.70	0.65
TOTAL GBP		988 368.70	0.65
Total Medium term notes, fixed rate		988 368.70	0.65
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		988 368.70	0.65

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Euro Certificates of Deposit, fixed rate			
GBP			
GBP ROYAL BANK OF CANADA ECD 4.44000% 28.02.25-27.02.26	1 000 000.00	1 000 810.00	0.65
TOTAL GBP		1 000 810.00	0.65
Total Euro Certificates of Deposit, fixed rate		1 000 810.00	0.65

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in GBP Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Euro Certificates of Deposit, zero coupon				
GBP				
GBP	BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 03.10.25-07.04.26	3 000 000.00	2 948 562.54	1.92
GBP	CITIBANK NA/LONDON ECD 0.00000% 29.09.25-30.03.26	4 000 000.00	3 933 910.32	2.56
GBP	COMMONWEALTH BK OF AUST LDN ECD 0.00000% 13.03.25-13.03.26	1 000 000.00	985 810.72	0.64
GBP	CREDIT AGRICOLE SA LONDON ECD 0.00000% 11.08.25-11.11.25	2 000 000.00	1 997 537.82	1.30
GBP	DNB BANK ASA ECD 0.00000% 15.07.25-15.04.26	2 000 000.00	1 999 954.62	1.30
GBP	EUROCLEAR BANK SA ECD 0.00000% 04.08.25-02.02.26	3 000 000.00	2 969 246.49	1.94
GBP	HSBC UK BANK PLC ECD 0.00000% 12.09.25-08.01.26	2 000 000.00	1 984 766.78	1.29
GBP	JYSKE BANK A/S ECD 0.00000% 30.05.25-28.11.25	2 000 000.00	1 993 881.78	1.30
GBP	JYSKE BANK A/S ECD 0.00000% 04.06.25-04.12.25	2 000 000.00	1 992 555.88	1.30
GBP	KBC BANK SA ECD 0.00000% 04.08.25-05.01.26	4 000 000.00	3 970 135.88	2.59
GBP	LLOYDS BANK PLC-144A-REG-S ECD 0.00000% 24.09.25-24.04.26	2 000 000.00	1 962 154.82	1.28
GBP	MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 13.08.25-13.11.25	5 000 000.00	4 992 744.80	3.25
GBP	NATIONAL AUSTRALIA BK LTD/LDN ECD 0.00000% 31.07.25-30.04.26	2 000 000.00	1 960 481.68	1.28
GBP	NATIONAL BANK OF CANADA/LONDO ECD 0.00000% 11.08.25-11.02.26	2 000 000.00	1 977 110.42	1.29
GBP	NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC ECD 0.00000% 03.10.25-09.04.26	3 000 000.00	2 947 500.00	1.92
GBP	NORDEA BANK LONDON PLC ECD 0.00000% 26.02.25-25.02.26	3 000 000.00	2 961 724.08	1.93
GBP	SOCIETE GENERALE SA-REG-S ECD 0.00000% 01.08.25-03.11.25	2 000 000.00	1 999 326.26	1.30
GBP	SOCIETE GENERALE/LONDON ECD 0.00000% 04.06.25-04.03.26	2 000 000.00	1 972 708.90	1.29
GBP	SUMITOMO MITSUI BANKING/BRU ECD 0.00000% 06.05.25-06.11.25	3 000 000.00	2 998 022.28	1.96
GBP	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 01.09.25-02.02.26	2 000 000.00	1 978 600.00	1.29
GBP	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 08.09.25-07.01.26	1 500 000.00	1 488 360.00	0.97
TOTAL GBP			52 015 096.07	33.90
Total Euro Certificates of Deposit, zero coupon			52 015 096.07	33.90
Euro Commercial Papers, zero coupon				
GBP				
GBP	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 06.05.25-06.11.25	2 000 000.00	1 998 681.52	1.30
GBP	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 09.05.25-10.11.25	1 000 000.00	998 901.76	0.65
GBP	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 05.09.25-05.12.25	3 000 000.00	2 988 662.73	1.95
GBP	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 27.05.25-27.11.25	1 000 000.00	997 082.92	0.65
GBP	BELFIUS FINANCING CO ECP 0.00000% 06.06.25-08.12.25	3 000 000.00	2 987 540.70	1.95
GBP	BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 08.08.25-09.02.26	4 000 000.00	3 954 692.20	2.58
GBP	BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 07.07.25-07.01.26	1 000 000.00	992 387.99	0.65
GBP	CORP ANDINA DE FOMENTO-REG-S ECP 0.00000% 08.08.25-12.11.25	2 000 000.00	1 997 300.00	1.30
GBP	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 19.09.25-19.03.26	2 000 000.00	1 969 951.96	1.28
GBP	ING BANK NV-REG-S ECP 0.00000% 09.10.25-09.02.26	2 000 000.00	1 977 971.28	1.29
GBP	KOMMUNINVEST I SVERIGE AB ECP 0.00000% 11.03.25-10.03.26	2 000 000.00	1 972 472.74	1.29
GBP	KOREA DEVELOPMENT BANK LONDON ECP 0.00000% 19.08.25-20.11.25	3 000 000.00	2 993 177.19	1.95
GBP	LA BANQUE POSTALE SA ECP 0.00000% 16.09.25-17.11.25	1 000 000.00	998 140.45	0.65
GBP	LLOYDS TSB BANK PLC ECP 0.00000% 31.07.25-02.02.26	2 000 000.00	1 979 265.60	1.29
GBP	NORDEA BANK ABP-REG-S ECP 0.00000% 09.01.25-10.11.25	1 000 000.00	998 924.45	0.65
GBP	NYKREDIT BANK A/S ECP 0.00000% 08.10.25-08.01.26	2 000 000.00	1 985 113.12	1.29
GBP	NYKREDIT BANK A/S-REG-S ECP 0.00000% 16.09.25-16.01.26	2 000 000.00	1 983 401.42	1.29
GBP	SANTANDER UK PLC-REG-S ECP 0.00000% 10.09.25-10.02.26	3 000 000.00	2 966 990.61	1.93

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in GBP Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
GBP	SKANDINAVISKA ENSKILDA-REG-S ECP 0.00000% 04.04.25-02.04.26	2 000 000.00	1 966 708.22	1.28
GBP	SWEDBANK AB ECP 0.00000% 03.04.25-02.04.26	2 000 000.00	1 966 708.22	1.28
GBP	TORONTO DOMINION BANK/LONDON ECP 0.00000% 01.10.25-01.04.26	3 000 000.00	2 950 888.08	1.92
GBP	TOYOTA MOTOR FINANCE ECP 0.00000% 15.07.25-02.01.26	5 000 000.00	4 964 778.30	3.24
GBP	TRANSPORT FOR LONDON-REG-S ECP 0.00000% 31.07.25-03.11.25	2 000 000.00	1 999 332.82	1.30
GBP	WESTPAC BANKING CORP ECP 0.00000% 27.05.25-26.05.26	2 000 000.00	1 955 151.88	1.28
TOTAL GBP			52 544 226.16	34.24
Total Euro Commercial Papers, zero coupon			52 544 226.16	34.24
Domestic Certificates of Deposits, zero coupon				
GBP				
GBP	CORAL GROUP LTD CD 0.00000% 22.09.25-22.06.26	2 000 000.00	1 950 314.06	1.27
TOTAL GBP			1 950 314.06	1.27
Total Domestic Certificates of Deposits, zero coupon			1 950 314.06	1.27
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			107 510 446.29	70.06
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010				
Investment funds, open end				
Ireland				
GBP	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-GBP-S-DIST	448.55	4 485 480.00	2.92
TOTAL Ireland			4 485 480.00	2.92
Total Investment funds, open end			4 485 480.00	2.92
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			4 485 480.00	2.92
Total investments in securities			139 397 907.63	90.84
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			2 554 238.25	1.66
Time deposits and fiduciary deposits			14 000 000.00	9.12
Other assets and liabilities			-2 498 025.72	-1.62
Total net assets			153 454 120.16	100.00

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

UBS (Lux) Money Market Fund - USD

Three-year comparison

Date	ISIN	31.10.2025	31.10.2024	31.10.2023
Net assets in USD		4 561 694 058.79	3 938 020 710.81	3 454 235 935.54
Class F-acc	LU0454364208			
Units outstanding		711 014.7910	564 875.1350	502 310.2410
Net asset value per unit in USD		2 186.11	2 091.20	1 979.93
Class F-dist[1]	LU0454364117			
Units outstanding		149 650.2380	71 303.7190	—
Net asset value per unit in USD		104.57	103.35	—
Class I-B-acc	LU0395210163			
Units outstanding		23 715.0600	3 000.0000	13 009.4320
Net asset value per unit in USD		1 179.51	1 127.59	1 066.83
Class INSTITUTIONAL-acc	LU0395209405			
Units outstanding		6 208.4850	8 253.9670	36 611.3940
Net asset value per unit in USD		1 289.31	1 234.12	1 169.35
Class (CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc	LU2645238184			
Units outstanding		57 578.0390	51 378.0390	51 378.0390
Net asset value per unit in CAD		1 093.56	1 064.04	1 015.00
Class I-X-acc	LU0395210247			
Units outstanding		25 446.0170	43 724.9030	44 494.2080
Net asset value per unit in USD		1 306.10	1 248.14	1 180.56
Class K-1-acc	LU0395209157			
Units outstanding		29.1920	22.8880	24.0610
Net asset value per unit in USD		6 406 218.36	6 136 672.30	5 818 327.47
Class (HKD hedged) K-1-acc	LU2617975342			
Units outstanding		26.7000	4.4250	0.0790
Net asset value per unit in HKD		43 775 215.99	42 573 824.91	40 775 833.80
Class (RMB hedged) K-1-acc[2]	LU2837250575			
Units outstanding		—	1.5510	—
Net asset value per unit in CNH		—	35 212 684.95	—
Class (SGD hedged) K-1-acc[3]	LU2617975771			
Units outstanding		—	—	0.0900
Net asset value per unit in SGD		—	—	5 083 793.67
Class P-acc	LU0006277684			
Units outstanding		895 533.7420	813 495.7250	756 518.1360
Net asset value per unit in USD		2 099.62	2 016.50	1 916.87
Class PREFERRED-acc	LU2498540348			
Units outstanding		84 051.5270	271 776.2280	297 644.1230
Net asset value per unit in USD		1 166.72	1 116.48	1 057.51
Class (CAD hedged) P-acc	LU1397021822			
Units outstanding		77 521.6510	70 184.6810	54 458.3700
Net asset value per unit in CAD		1 155.00	1 127.64	1 079.81
Class (HKD hedged) P-acc	LU2617975268			
Units outstanding		22 827.6240	16 007.4180	7 113.3610
Net asset value per unit in HKD		10 868.12	10 599.39	10 179.95
Class (RMB hedged) P-acc[4]	LU2837250658			
Units outstanding		1 940.5890	91.9530	—
Net asset value per unit in CNH		10 207.04	10 052.20	—
Class (SGD hedged) P-acc	LU2617975698			
Units outstanding		3 339.4420	4 711.6210	2 578.3270
Net asset value per unit in SGD		1 068.52	1 048.94	1 015.46

Date	ISIN	31.10.2025	31.10.2024	31.10.2023
Class Q-acc	LU0357617645			
Units outstanding		1 461 598.7690	1 930 749.3100	2 209 883.2760
Net asset value per unit in USD		124.50	119.26	113.08
Class (CAD hedged) Q-acc	LU1397022127			
Units outstanding		38 743.5310	23 244.9960	60 295.6390
Net asset value per unit in CAD		117.89	114.80	109.64
Class (HKD hedged) Q-acc[5]	LU2617975185			
Units outstanding		—	16 027.1910	54 781.5420
Net asset value per unit in HKD		—	1 063.76	1 019.03
Class (RMB hedged) Q-acc[6]	LU2837250732			
Units outstanding		—	73.0000	—
Net asset value per unit in CNH		—	1 006.13	—
Class (SGD hedged) Q-acc	LU2617975425			
Units outstanding		35 185.5360	46 574.8730	47 799.1380
Net asset value per unit in SGD		107.54	105.30	101.67
Class QL-acc	LU2630463664			
Units outstanding		1 119 715.8600	1 098 145.2870	363 971.1070
Net asset value per unit in USD		112.72	107.83	102.09
Class (HKD hedged) QL-acc	LU2654104483			
Units outstanding		167 778.7380	169 863.0470	14 471.5400
Net asset value per unit in HKD		1 087.80	1 056.68	1 010.83
Class (RMB hedged) QL-acc[4]	LU2837250815			
Units outstanding		9 197.2730	73.0000	—
Net asset value per unit in CNH		1 026.22	1 006.58	—
Class (SGD hedged) QL-acc	LU2654104566			
Units outstanding		198 808.4530	96 435.3190	71 243.6890
Net asset value per unit in SGD		107.09	104.70	100.96
Class U-X-acc	LU0395210593			
Units outstanding		7 957.1340	4 453.6340	3 701.6340
Net asset value per unit in USD		13 187.86	12 602.63	11 920.34

[1] First NAV: 21.3.2024

[2] The unit class (RMB hedged) K-1-acc was in circulation until 4.9.2025

[3] For the period from 23.5.2023 to 26.3.2024 the unit class (SGD hedged) K-1-acc was in circulation

[4] First NAV: 16.7.2024

[5] The unit class (HKD hedged) Q-acc was in circulation until 17.7.2025

[6] For the period from 16.7.2024 to 6.2.2025 the unit class (RMB hedged) Q-acc was in circulation

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class F-acc	USD	4.5%	5.6%	5.0%
Class F-dist	USD	4.5%	—	—
Class I-B-acc	USD	4.6%	5.7%	5.1%
Class INSTITUTIONAL-acc	USD	4.5%	5.5%	5.0%
Class (CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc	CAD	2.8%	4.8%	—
Class I-X-acc	USD	4.6%	5.7%	5.1%
Class K-1-acc	USD	4.4%	5.5%	4.9%
Class (HKD hedged) K-1-acc	HKD	2.8%	4.4%	—
Class (RMB hedged) K-1-acc[1]	CNH	—	—	—
Class (SGD hedged) K-1-acc[2]	SGD	—	—	—
Class P-acc	USD	4.1%	5.2%	4.6%

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class PREFERRED-acc	USD	4.5%	5.6%	5.0%
Class (CAD hedged) P-acc	CAD	2.4%	4.4%	4.1%
Class (HKD hedged) P-acc	HKD	2.5%	4.1%	—
Class (RMB hedged) P-acc	CNH	1.5%	—	—
Class (SGD hedged) P-acc	SGD	1.9%	3.3%	—
Class Q-acc	USD	4.4%	5.5%	4.9%
Class (CAD hedged) Q-acc	CAD	2.7%	4.7%	4.4%
Class (HKD hedged) Q-acc[3]	HKD	—	4.4%	—
Class (RMB hedged) Q-acc[4]	CNH	—	—	—
Class (SGD hedged) Q-acc	SGD	2.1%	3.6%	—
Class QL-acc	USD	4.5%	5.6%	—
Class (HKD hedged) QL-acc	HKD	2.9%	4.5%	—
Class (RMB hedged) QL-acc	CNH	2.0%	—	—
Class (SGD hedged) QL-acc	SGD	2.3%	3.7%	—
Class U-X-acc	USD	4.6%	5.7%	5.1%
Benchmark:[5]				
FTSE USD 3M Eurodeposits	USD	4.5%	5.5%	5.1%

[1] The unit class (RMB hedged) K-1-acc was in circulation until 4.9.2025. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

[2] For the period from 23.5.2023 to 26.3.2024 the unit class (SGD hedged) K-1-acc was in circulation. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

[3] The unit class (HKD hedged) Q-acc was in circulation until 17.7.2025. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

[4] For the period from 16.7.2024 to 6.2.2025 the unit class (RMB hedged) Q-acc was in circulation. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

[5] The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units. The performance data were not audited.

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

United Kingdom	21.06
France	10.99
Germany	10.96
Australia	10.03
Belgium	5.32
Ireland	4.50
Sweden	4.40
The Netherlands	4.24
Canada	4.13
Austria	3.17
Finland	2.84
Japan	2.76
Luxembourg	2.60
Norway	2.34
United States	1.63
Supranationals	0.54
South Korea	0.43
TOTAL	91.94

Economic Breakdown as a % of net assets

Banks & credit institutions	79.70
Investment funds	3.41
Healthcare & social services	2.13
Public, non-profit institutions	1.85
Miscellaneous unclassified companies	1.63
Countries & central governments	1.59
Finance & holding companies	1.09
Supranational organisations	0.54
TOTAL	91.94

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Statement of Net Assets

USD

Assets		31.10.2025
Investments in securities, cost	4 150 736 736.33	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	43 277 969.55	
Total investments in securities (Note 1)		4 194 014 705.88
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		27 805 360.48
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		650 000 000.00
Receivable on subscriptions		13 551 184.24
Interest receivable on securities		1 968 989.56
Interest receivable on liquid assets		270 471.85
Other assets		11 005.61
TOTAL Assets		4 887 621 717.62

Liabilities		
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)		-1 182 811.27
Bank overdraft		-43.08
Interest payable on bank overdraft		-0.27
Payable on securities purchases (Note 1)		-305 494 596.38
Payable on redemptions		-17 882 687.89
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 321 820.55	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-45 699.39	
Total provisions		-1 367 519.94
TOTAL Liabilities		-325 927 658.83

Net assets at the end of the financial year	4 561 694 058.79

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2024-31.10.2025
Interest on liquid assets	20 813 517.35
Interest on securities	7 542 894.77
Dividends	7 087 530.40
TOTAL income	35 443 942.52
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-12 348 285.95
Taxe d'abonnement (Note 3)	-413 819.51
Other commissions and fees (Note 2)	-65 092.39
Interest on cash and bank overdraft	-98 743.62
TOTAL expenses	-12 925 941.47
Net income (loss) on investments	22 518 001.05
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	395 950.11
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	152 201 758.91
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-6 922 563.90
Realized gain (loss) on foreign exchange	1 142 362.10
TOTAL realized gain (loss)	146 817 507.22
Net realized gain (loss) of the financial year	169 335 508.27
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	976 924.96
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	126 589.66
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-496 990.87
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	606 523.75
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	169 942 032.02

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Changes in Net Assets

		USD
		1.11.2024-31.10.2025
Net assets at the beginning of the financial year		3 938 020 710.81
Subscriptions	6 937 355 379.23	
Redemptions	-6 483 368 705.49	
Total net subscriptions (redemptions)		453 986 673.74
Dividend paid (Note 4)		-255 357.78
Net income (loss) on investments	22 518 001.05	
Total realized gain (loss)	146 817 507.22	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	606 523.75	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		169 942 032.02
Net assets at the end of the financial year		4 561 694 058.79

Development of the outstanding units

	1.11.2024-31.10.2025
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	564 875.1350
Number of units issued	1 967 873.4490
Number of units redeemed	-1 821 733.7930
Number of units outstanding at the end of the financial year	711 014.7910
Class	F-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	71 303.7190
Number of units issued	205 116.6180
Number of units redeemed	-126 770.0990
Number of units outstanding at the end of the financial year	149 650.2380
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	3 000.0000
Number of units issued	24 265.0600
Number of units redeemed	-3 550.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	23 715.0600
Class	INSTITUTIONAL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	8 253.9670
Number of units issued	38 392.6760
Number of units redeemed	-40 438.1580
Number of units outstanding at the end of the financial year	6 208.4850
Class	(CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	51 378.0390
Number of units issued	6 200.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	57 578.0390
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	43 724.9030
Number of units issued	3 754.1140
Number of units redeemed	-22 033.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	25 446.0170

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	22.8880
Number of units issued	20.0850
Number of units redeemed	-13.7810
Number of units outstanding at the end of the financial year	29.1920
Class	(HKD hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4.4250
Number of units issued	48.9710
Number of units redeemed	-26.6960
Number of units outstanding at the end of the financial year	26.7000
Class	(RMB hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1.5510
Number of units issued	0.0190
Number of units redeemed	-1.5700
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	813 495.7250
Number of units issued	761 007.9330
Number of units redeemed	-678 969.9160
Number of units outstanding at the end of the financial year	895 533.7420
Class	PREFERRED-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	271 776.2280
Number of units issued	65 272.6720
Number of units redeemed	-252 997.3730
Number of units outstanding at the end of the financial year	84 051.5270
Class	(CAD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	70 184.6810
Number of units issued	25 494.8550
Number of units redeemed	-18 157.8850
Number of units outstanding at the end of the financial year	77 521.6510
Class	(HKD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	16 007.4180
Number of units issued	59 970.3770
Number of units redeemed	-53 150.1710
Number of units outstanding at the end of the financial year	22 827.6240
Class	(RMB hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	91.9530
Number of units issued	2 125.9950
Number of units redeemed	-277.3590
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 940.5890
Class	(SGD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 711.6210
Number of units issued	4 570.2830
Number of units redeemed	-5 942.4620
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 339.4420
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 930 749.3100
Number of units issued	580 625.5400
Number of units redeemed	-1 049 776.0810
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 461 598.7690

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Class	(CAD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	23 244.9960
Number of units issued	49 849.8680
Number of units redeemed	-34 351.3330
Number of units outstanding at the end of the financial year	38 743.5310
Class	(HKD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	16 027.1910
Number of units issued	2 480.7320
Number of units redeemed	-18 507.9230
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(RMB hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	73.0000
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-73.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(SGD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	46 574.8730
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-11 389.3370
Number of units outstanding at the end of the financial year	35 185.5360
Class	QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 098 145.2870
Number of units issued	1 567 103.8730
Number of units redeemed	-1 545 533.3000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 119 715.8600
Class	(HKD hedged) QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	169 863.0470
Number of units issued	511 247.9020
Number of units redeemed	-513 332.2110
Number of units outstanding at the end of the financial year	167 778.7380
Class	(RMB hedged) QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	73.0000
Number of units issued	22 614.4670
Number of units redeemed	-13 490.1940
Number of units outstanding at the end of the financial year	9 197.2730
Class	(SGD hedged) QL-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	96 435.3190
Number of units issued	218 656.4060
Number of units redeemed	-116 283.2720
Number of units outstanding at the end of the financial year	198 808.4530
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 453.6340
Number of units issued	9 914.0000
Number of units redeemed	-6 410.5000
Number of units outstanding at the end of the financial year	7 957.1340

Annual Distribution[1]

UBS (Lux) Money Market Fund - USD	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
F-dist	3.1.2025	8.1.2025	USD	3.3456

[1] See note 4

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate				
USD				
USD	CAISSE D'AMORTISSEMENT DE LA-REG-S 0.62500% 21-18.02.26	25 500 000.00	25 242 183.27	0.55
USD	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG 4.62500% 22-03.11.25	23 000 000.00	23 000 000.00	0.51
TOTAL USD			48 242 183.27	1.06
Total Notes, fixed rate			48 242 183.27	1.06
Medium term notes, fixed rate				
USD				
USD	CAISSE D'AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 4.00000% 23-25.01.26	21 249 000.00	21 239 713.34	0.47
USD	LANDESKREDITBANK B-WUERTT FOER BK-REG-S 0.50000% 20-08.12.25	60 000 000.00	59 788 617.60	1.31
USD	NORDIC INVESTMENT BANK 0.50000% 21-21.01.26	25 000 000.00	24 810 058.75	0.54
TOTAL USD			105 838 389.69	2.32
Total Medium term notes, fixed rate			105 838 389.69	2.32
Medium term notes, floating rate				
USD				
USD	LANDESKREDITBANK BADEN-REG-S SOFRIX+100BP 24-08.05.26	40 000 000.00	40 160 800.00	0.88
TOTAL USD			40 160 800.00	0.88
Total Medium term notes, floating rate			40 160 800.00	0.88
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			194 241 372.96	4.26

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Euro Certificates of Deposit, fixed rate				
USD				
USD	ROYAL BANK OF CANADA/LONDON ECD 4.00500% 16.09.25-20.03.26	60 000 000.00	59 994 008.40	1.32
TOTAL USD			59 994 008.40	1.32
Total Euro Certificates of Deposit, fixed rate			59 994 008.40	1.32
Euro Certificates of Deposit, zero coupon				
USD				
USD	BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 03.07.25-05.01.26	60 000 000.00	59 558 433.60	1.31
USD	BANK OF MONTREAL/LONDON ECD 0.00000% 07.08.25-09.02.26	40 000 000.00	39 554 984.40	0.87
USD	BANK OF NOVA SCOTIA ECD 0.00000% 29.09.25-30.03.26	55 000 000.00	54 134 524.40	1.19
USD	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COM ECD 0.00000% 13.06.25-13.03.26	85 000 000.00	83 758 725.45	1.84
USD	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALI ECD 0.00000% 04.12.24-04.12.25	40 000 000.00	39 844 209.20	0.87
USD	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALI ECD 0.00000% 01.07.25-07.01.26	70 000 000.00	69 456 847.60	1.52
USD	CREDIT AGRICOLE SA/LONDON ECD 0.00000% 06.01.25-06.11.25	75 000 000.00	74 949 034.50	1.64
USD	CREDIT AGRICOLE SA/LONDON ECD 0.00000% 26.08.25-26.02.26	50 000 000.00	49 346 308.00	1.08

The notes are an integral part of the nancial statements.

	Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD	KBC BANK SA ECD 0.00000% 02.10.25-02.02.26	25 000 000.00	24 743 394.00	0.54
USD	KBC BANK SA ECD 0.00000% 03.11.25-03.02.26	90 000 000.00	89 066 420.10	1.95
USD	KOREA DEVELOPMENT BANK ECD 0.00000% 07.07.25-20.01.26	20 000 000.00	19 821 163.60	0.44
USD	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANK ECD 0.00000% 29.09.25-27.02.26	20 000 000.00	19 736 158.40	0.43
USD	MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 22.09.25-22.01.26	25 000 000.00	24 769 250.00	0.54
USD	MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 17.10.25-17.02.26	92 000 000.00	90 887 754.96	1.99
USD	MIZUHO BANK LTD/SYDNEY ECD 0.00000% 21.10.25-23.02.26	33 000 000.00	32 579 628.51	0.71
USD	MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 24.07.25-14.11.25	75 000 000.00	74 881 188.75	1.64
USD	MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 04.08.25-04.02.26	50 000 000.00	49 462 820.50	1.09
USD	NATIONAL AUSTRALIA BK LONDON ECD 0.00000% 14.05.25-17.02.26	25 500 000.00	25 193 694.00	0.55
USD	NORDEA BANK ABP LDN ECD 0.00000% 08.01.25-10.11.25	60 000 000.00	59 936 400.60	1.31
USD	ROYAL BANK OF CANADA/LONDON ECD 0.00000% 04.08.25-03.08.26	20 000 000.00	19 411 009.20	0.43
USD	SUMITOMO MITSUI BANK CORP ECD 0.00000% 07.07.25-05.01.26	45 000 000.00	44 667 638.55	0.98
USD	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 10.10.25-10.03.26	70 000 000.00	69 001 484.30	1.51
USD	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 14.10.25-22.01.26	10 000 000.00	9 907 384.00	0.22
USD	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK ECD 0.00000% 14.10.25-14.04.26	65 000 000.00	63 839 412.65	1.40
TOTAL USD			1 188 507 869.27	26.05
Total Euro Certificates of Deposit, zero coupon			1 188 507 869.27	26.05

Euro Commercial Papers, zero coupon

USD				
USD	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 04.09.25-04.02.26	25 000 000.00	24 733 132.75	0.54
USD	ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 10.09.25-10.03.26	50 000 000.00	49 286 774.50	1.08
USD	AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 17.10.25-02.02.26	56 000 000.00	55 406 180.48	1.21
USD	AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 20.10.25-02.02.26	24 000 000.00	23 745 505.92	0.52
USD	AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 24.08.25-01.12.25	18 000 000.00	17 938 018.80	0.39
USD	ANZ GROUP HOLDINGS LTD ECP 0.00000% 14.07.25-16.03.26	90 000 000.00	88 643 376.90	1.94
USD	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BK ECP 0.00000% 17.07.25-17.02.26	35 000 000.00	34 574 870.75	0.76
USD	AUSTRIA, REPUBLIC OF ECP 0.00000% 16.10.25-16.01.26	10 000 000.00	9 916 761.50	0.22
USD	AUSTRIA, REPUBLIC OF ECP 0.00000% 27.10.25-28.11.25	63 000 000.00	62 804 121.03	1.38
USD	BANQUE FED DU CRE MUTU-REG-S ECP 0.00000% 08.05.25-12.11.25	40 000 000.00	39 946 152.40	0.88
USD	BANQUE FED DU CRE MUTU-REG-S ECP 0.00000% 21.08.25-25.03.26	45 000 000.00	44 286 507.00	0.97
USD	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 07.02.25-07.11.25	35 000 000.00	34 973 206.80	0.77
USD	BAYERISCHE LANDESBANK-REG-S ECP 0.00000% 18.02.25-18.11.25	60 000 000.00	59 882 032.20	1.31
USD	BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 04.11.25-04.03.26	120 000 000.00	118 413 240.00	2.60
USD	BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 04.08.25-04.11.25	60 000 000.00	59 973 711.60	1.31
USD	BRED BANQUE POPULAIRE ECP 0.00000% 05.06.25-05.11.25	25 000 000.00	24 985 841.25	0.55
USD	CAISSE DES DEPOTS ET CONSNATECP 0.00000% 02.10.25-02.01.26	20 000 000.00	19 862 906.20	0.43
USD	COLLATERALIZED COMMER-REG-S ECP 0.00000% 06.08.25-06.02.26	75 000 000.00	74 182 914.00	1.63
USD	COMMERZBANK AG ECP 0.00000% 09.09.25-09.06.26	70 000 000.00	68 332 761.70	1.50
USD	COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 02.12.24-01.12.25	40 000 000.00	39 861 326.80	0.87
USD	COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 27.01.25-26.01.26	50 000 000.00	49 516 553.50	1.09
USD	COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 08.05.25-10.11.25	30 000 000.00	29 966 371.20	0.66
USD	DEUTSCHE BANK AG LONDON ECP 0.00000% 07.08.25-07.11.25	20 000 000.00	19 984 223.60	0.44
USD	DEUTSCHE BANK AG LONDON ECP 0.00000% 03.11.25-04.05.26	100 000 000.00	98 009 000.00	2.15
USD	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 23.10.25-23.02.26	100 000 000.00	98 753 658.00	2.16
USD	DNB BANK ASA ECP 0.00000% 24.10.25-24.02.26	8 000 000.00	7 899 425.60	0.17

USD	DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 10.02.25-10.11.25	5 000 000.00	4 994 395.20	0.11
USD	DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 27.05.25-27.02.26	40 000 000.00	39 479 309.60	0.87
USD	DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK REG-S ECP 0.00000% 04.06.25-04.02.26	70 000 000.00	69 263 334.00	1.52
USD	DZ BK AG DEUT ZEN-GENBK-REG-S ECP 0.00000% 31.10.25-27.02.26	35 000 000.00	34 550 272.40	0.76
USD	FEDERATION DES CAISSES ECP 0.00000% 07.08.25-04.11.25	90 000 000.00	89 960 837.40	1.97
USD	HSBC CONTINENTAL EUROPE SA ECP 0.00000% 30.07.25-30.01.26	40 000 000.00	39 602 497.20	0.87
USD	HSBC CONTINENTAL EUROPE SA ECP 0.00000% 28.08.25-03.03.26	60 000 000.00	59 184 393.00	1.30

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD	ING BANK NV/SYDNEY-REG-S ECP 0.00000% 09.07.25-08.01.26	110 000 000.00	109 156 854.40	2.39
USD	KOREA DEVELOPMENT BANK LONDON ECP 0.00000% 30.07.25-27.03.26	50 000 000.00	49 200 688.00	1.08
USD	LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG ECP 0.00000% 15.09.25-18.03.26	90 000 000.00	88 638 498.00	1.94
USD	LLOYDS BANK PLC ECP 0.00000% 18.07.25-18.11.25	117 000 000.00	116 764 718.85	2.56
USD	NATIONAL BANK OF CANAD/LONDON ECP 0.00000% 18.09.25-18.06.26	35 000 000.00	34 132 167.65	0.75
USD	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK ECP 0.00000% 28.10.25-28.11.25	49 000 000.00	48 846 361.97	1.07
USD	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 13.03.25-13.01.26	70 000 000.00	69 409 798.50	1.52
USD	SKANDINAVISKA ENS BANK-REG-S ECP 0.00000% 08.05.25-10.12.25	70 000 000.00	69 690 008.50	1.53
USD	SOCIETE GENERALE SA-REG-S ECP 0.00000% 10.07.25-14.11.25	70 000 000.00	69 888 295.40	1.53
USD	SUMITOMO MITSUI BANKING-REG-S ECP 0.00000% 29.10.25-29.01.26	85 000 000.00	84 147 376.90	1.84
USD	SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 14.10.25-15.04.26	40 000 000.00	39 278 298.80	0.86
USD	SWEDBANK AB-REG-S ECP 0.00000% 22.10.25-23.02.26	93 000 000.00	91 834 480.29	2.01
USD	TORONTO-DOMINION BANK/THE ECP 0.00000% 03.10.25-01.04.26	45 000 000.00	44 252 867.25	0.97
USD	TRANSPORT FOR LONDON-REG-S ECP 0.00000% 02.10.25-05.01.26	38 000 000.00	37 717 732.96	0.83
USD	ZURICH FINANCE IRELAND DESIGN ECP 0.00000% 03.10.25-08.12.25	50 000 000.00	49 781 404.50	1.09
TOTAL USD			2 595 653 165.25	56.90
Total Euro Commercial Papers, zero coupon			2 595 653 165.25	56.90
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			3 844 155 042.92	84.27

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Ireland				
USD	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	15 561.83	155 618 290.00	3.41
TOTAL Ireland			155 618 290.00	3.41
Total Investment funds, open end			155 618 290.00	3.41
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			155 618 290.00	3.41
Total investments in securities			4 194 014 705.88	91.94

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Description	Quantity/ Nominal				Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts						
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date						
HKD	1 589 349 900.00	USD	204 674 870.40	28.11.2025	-76 168.33	0.00
CNH	28 940 100.00	USD	4 086 234.21	28.11.2025	-15 333.34	0.00
CAD	155 567 100.00	USD	112 120 755.66	28.11.2025	-944 971.65	-0.02
SGD	28 482 500.00	USD	22 076 000.50	28.11.2025	-146 360.92	-0.01
USD	101 514.54	HKD	788 400.00	28.11.2025	22.97	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts					-1 182 811.27	-0.03
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					27 805 360.48	0.61
Time deposits and fiduciary deposits					650 000 000.00	14.25
Bank overdraft and other short-term liabilities					-43.08	0.00
Other assets and liabilities					-308 943 153.22	-6.77
Total net assets					4 561 694 058.79	100.00

UBS (Lux) Money Market Fund - USD Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The notes are an integral part of the nancial statements.

Notes to the Financial Statements

Note 1 - Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value
The net asset value and the issue, redemption and conver-sion price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currencies of the respective subfund or unit class, and are calculated each business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of outstanding units in this unit class of the subfund. The net asset value is published on each business day in the public section of the website for each subfund.
However, the net asset value of a unit may also be calculated on days where no units are issued or redeemed, as described in the following section. The net asset value calculated on days when no units are issued may be published in the public section of the website for each subfund, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A “business day” is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 2 January, 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg and Switzerland; and/ or customary holidays in countries with stock exchanges and markets used to value over half of the subfund’s net assets.

“Non-statutory days of rest” are days on which banks and financial institutions are closed.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units issued in each class in relation to the total number of subfund units issued, taking into account the fees charged to that unit class.

b) Valuation principles
－Derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply.
In the case of derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these derivatives and other investments based on these prices. Derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
－ Assets not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices. These principles shall always be in line with the MMFs Regulation.
－Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources.
If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company based on the market value of that derivative’s underlying. This valuation is determined by decision of the Management Company on the basis of valuations made by the valuation experts of the Manage-ment Company with support from the valuation experts of the UBS Global Valuation Committee. The principles used in this process shall always be in line with the MMFs Regulation.
－ Units of other money market funds are valued based on the most recent net asset value. Certain units or shares of other money market funds may be valued based on estimates of their value from reliable service providers that are independent from the target fund portfolio manager or investment adviser (value estimation).

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpo-lated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
  Interest income earned by a subfund between a given order date and the corresponding settlement date is accounted for when that subfund's assets are valued. The asset value per unit on a given valuation date therefore includes projected interest income.
- Money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's reference currency, and not hedged by for-eign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made avail-able by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the instru-ment in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other gen-erally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to cal-culate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place
in a subfund or class of a subfund on a particular valua-tion day, the unadjusted net asset value per unit is applied.
The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made.
The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

(a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
(b) a subfund records a considerable volume of net subscrip-tions relative to its size;
(c) a subfund shows a net subscription or net redemption posi-tion on a particular valuation day; or
(d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemp-tion position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 1% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Direc- tors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 1% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

As of 31 October 2025 the Swing Pricing methodology was not implemented.

c) Discounted Money Market Instruments and Securities
The unrealized appreciations/depreciations of discounted money market instruments and securities are disclosed in the Statement of Operations in the position "Unrealized apprecia-tion (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments". At maturity these appreciations will be transferred to the position "Realized gain (loss) on yield-evalu-ated securities and money market instruments".

d) Net realized gain (loss) on sales of securities
The realized gains or losses on the sales of securities are cal-culated on the basis of the average cost of the securities sold.

e) Conversion of foreign currencies
Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

f) Accounting of securities' portfolio transactions
The securities' portfolio transactions are accounted for at trade dates.

g) Combined financial statements
The combined financial statements are expressed in USD. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets at 31 October 2025 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into USD at the following exchange rates.

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 October 2025:

Exchange rates		
USD 1 =	AUD	1.527534
USD 1 =	CHF	0.802750
USD 1 =	EUR	0.866401
USD 1 =	GBP	0.761122

h)Receivable on securities sales, Payable on securities purchases
The position “Receivable on securities sales” can also include receivables from foreign currency transactions. The position “Payable on securities purchases” can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

i) Cash and time deposits
The cash is entered on the value date and the time deposits are entered on the trade date.

Note 2 - Flat fee

The Fund pays a maximum monthly flat fee for each of the subfunds and unit classes, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Money Market Fund - AUD
UBS (Lux) Money Market Fund - CHF
UBS (Lux) Money Market Fund - EUR
UBS (Lux) Money Market Fund - GBP
UBS (Lux) Money Market Fund - USD

UBS (Lux) Money Market Fund	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with “K-1” in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with “K-B” in their name	0.035%	0.035%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.100%	0.130%
Unit classes with “Q” in their name	0.240%	0.290%
Unit classes with “QL” in their name	0.100%	0.150%
Unit classes with “INSTITUTIONAL” in their name	0.180%	0.210%
Unit classes with “PREFERRED” in their name	0.140%	0.170%
Unit classes with “PREMIER” in their name	0.100%	0.130%
Unit classes with “I-B” in their name	0.035%	0.035%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

For the following unit classes the effective flat fee is the following:

UBS (Lux) Money Market Fund	31.10.2025
- AUD K-1-acc	0.240%
- AUD P-acc	0.500%
- AUD Q-acc	0.240%
- AUD QL-acc	0.100%
- CHF F-acc	0.080%
- CHF INSTITUTIONAL-acc	0.080%
- CHF P-acc	0.080%
- CHF Q-acc	0.080%
- CHF QL-acc	0.080%
- EUR F-acc	0.100%
- EUR F-dist	0.100%
- EUR I-B-acc	0.035%
- EUR INSTITUTIONAL-acc	0.180%
- EUR K-1-acc	0.240%
- EUR P-acc	0.500%
- EUR PREMIER-acc	0.100%
- EUR P-dist	0.500%
- EUR Q-acc	0.240%
- EUR QL-acc	0.100%
- GBP F-acc	0.100%
- GBP K-1-acc	0.240%
- GBP P-acc	0.500%
- GBP Q-acc	0.240%
- GBP QL-acc	0.100%
- USD F-acc	0.100%
- USD F-dist	0.100%
- USD I-B-acc	0.035%
- USD INSTITUTIONAL-acc	0.180%
- USD (CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc	0.210%
- USD K-1-acc	0.240%
- USD (HKD hedged) K-1-acc	0.270%
- USD (RMB hedged) K-1-acc	N/A
- USD P-acc	0.500%
- USD PREFERRED-acc	0.140%
- USD (CAD hedged) P-acc	0.550%
- USD (HKD hedged) P-acc	0.550%
- USD (RMB hedged) P-acc	0.550%
- USD (SGD hedged) P-acc	0.550%
- USD Q-acc	0.240%
- USD (CAD hedged) Q-acc	0.290%
- USD (HKD hedged) Q-acc	N/A
- USD (RMB hedged) Q-acc	N/A
- USD (SGD hedged) Q-acc	0.290%
- USD QL-acc	0.100%
- USD (HKD hedged) QL-acc	0.150%
- USD (RMB hedged) QL-acc	0.150%
- USD (SGD hedged) QL-acc	0.150%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" section of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be found under the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:

a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. By derogation here from, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section of the sales prospectus titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price".
b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisa-tions in connection with creations, alterations, liquida-tions and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in rela-tion to the administration of the Fund and as permitted by law;
d) Fees for legal consultants, tax consultants and nota-ries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIDs, annual and semi-annual reports, and other docu-ments legally required in the countries of domiciliation and distribution);
g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
j) All expenses arising in connection with any extraordi-nary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
k) If the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and depositary costs) to the Fund's assets. Fur-thermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

All taxes on the Fund's income and assets, particularly the *taxe d'abonnement*, shall also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of differ-ent fund providers that do not have a flat fee, the term "maxi-mum management fee" is set at 80% of the flat fee.

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

For unit class “I-B”, a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Com-pany, the UCI Administrator and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary) and distribution are cov-ered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the asset management services to be pro-vided for unit classes “K-B” are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distributors is entitled under a separate agreement with the investor.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/ unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other existing money market funds under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company
through common management or control or through a substan-tial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details of the Fund’s ongoing costs (or ongoing charges) can be found in the KIDs.

Note 3 - Taxe d’abonnement

The Fund is subject to Luxembourg law. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Fund is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital gains or wealth taxes. From the total net assets of each subfund, however, a reduced tax of 0.01% p.a. (“taxe d’abonnement”) payable to the Grand Duchy of Luxembourg is due at the end of every quarter. This tax is calculated on the total net assets of each subfund at the end of every quarter.

Note 4 - Distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regula-tions, the Management Company will decide the amount of distributions to be paid out by each subfund after closure of the annual accounts.

The payment of distributions must not result in the net assets of the Fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by the Law of 2010. If distributions are made, pay-ment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is entitled to decide whether interim dividends will be paid and whether distribution pay-ments will be suspended.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 5 - Soft commission arrangements

During the financial year from 1 November 2024 until
31 October 2025, no ”soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Money Market Fund and
“soft commission arrangements“ amount to nil.

Note 6 - Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Money Market Fund	Total Expense Ratio (TER)
— AUD K-1-acc	0.26%
— AUD P-acc	0.52%
— AUD Q-acc	0.27%
— AUD QL-acc	0.12%
— CHF F-acc	0.10%
— CHF INSTITUTIONAL-acc	0.11%
— CHF P-acc	0.14%
— CHF Q-acc	0.11%
— CHF QL-acc	0.10%
— CHF U-X-acc	0.01%
— EUR F-acc	0.11%
— EUR F-dist	0.11%
— EUR I-B-acc	0.05%
— EUR INSTITUTIONAL-acc	0.19%
— EUR K-1-acc	0.25%
— EUR P-acc	0.51%
— EUR PREMIER-acc	0.11%
— EUR P-dist	0.51%
— EUR Q-acc	0.25%
— EUR QL-acc	0.11%
— EUR U-X-acc	0.01%
— GBP F-acc	0.12%
— GBP K-1-acc	0.27%
— GBP P-acc	0.53%
— GBP Q-acc	0.27%
— GBP QL-acc	0.13%
— USD F-acc	0.11%
— USD F-dist	0.11%
— USD I-B-acc	0.05%
— USD INSTITUTIONAL-acc	0.19%
— USD (CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc	0.22%
— USD I-X-acc	0.01%
— USD K-1-acc	0.25%
— USD (HKD hedged) K-1-acc	0.28%
— USD P-acc	0.51%
— USD PREFERRED-acc	0.15%
— USD (CAD hedged) P-acc	0.56%
— USD (HKD hedged) P-acc	0.56%
— USD (RMB hedged) P-acc	0.56%
— USD (SGD hedged) P-acc	0.56%
— USD Q-acc	0.25%
— USD (CAD hedged) Q-acc	0.30%
— USD (SGD hedged) Q-acc	0.30%
— USD QL-acc	0.11%
— USD (HKD hedged) QL-acc	0.16%
— USD (RMB hedged) QL-acc	0.17%
— USD (SGD hedged) QL-acc	0.16%
— USD U-X-acc	0.01%

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

The effective flat fee may change during the reporting period (see note 2).

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 7 - Portfolio Turnover (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{\text{(Total purchases + total sales) - (total subscriptions + total redemptions)}}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Money Market Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
— AUD	225.51%
— CHF	-35.23%
— EUR	-11.42%
— GBP	90.35%
— USD	-92.00%

Note 8 - Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2025, the Fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of invest-ments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Money Market Fund	Transaction costs
— AUD	— AUD
— CHF	— CHF
— EUR	— EUR
— GBP	— GBP
— USD	— USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 9 - Defaulted securities

In the event a securities is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the securities would therefore be kept in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF

Share	Currency	Nominal
GSAMP TRUST 7% 2006-1.10.2036 SER 2006-S6 CL M6	USD	1 000 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.1.2037 SER 2006 - 5 CL B1	USD	2 000 000.00

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR

Share	Currency	Nominal
8% NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.01.2036 NAA-S1 B4	USD	3 539 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	USD	3 710 000.00
6.9% GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL B1	USD	2 059 000.00
GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL M7	USD	3 000 000.00
MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS TR 2006-25.05.2036 SER 2006-SL2 CL M8	USD	4 370 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	USD	1 000 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B2	USD	1 306 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B3	USD	1 000 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B2	USD	3 681 000.00

UBS (Lux) Money Market Fund - USD

Share	Currency	Nominal
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.01.2037 SER 2006-5 CL B1	USD	1 600 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	USD	250 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	USD	250 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25-07.2036 SER 2006-S3 CL B2	USD	350 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006 SER 2006-S3 CL B3	USD	300 000.00
SACO I TRUST 2005-WM1 2005-25.04.35 SER 2005-WM1 B4	USD	3 700 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B3	USD	2 043 000.00
GSAMP TRUST 2005-S1 2005-25.12.2034 2005-S1 B2	USD	3 642 000.00

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2025

Note 10 - Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjust-ment to or disclosure in the financial statements.

Note 11 - Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. How-ever, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authori-tative version and only this version was audited by the audi-tor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recog-nize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 12 - OTC-Derivatives

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepositary /correspondent bank network may result in the rights or recogni-tion of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Money Market Fund - USD		
Citibank	-1 167 500.90 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	22.97 USD	0.00 USD
UBS AG	-15 333.34 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparties default the clearing house assumes the risk of loss.

（２）【2024年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド

2024年10月31日現在の年次報告書

連結純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2024年10月31日	
投資有価証券、取得原価	7,744,566,199.58	1,190,030,042
投資有価証券、未実現評価損益	67,939,740.46	10,439,621
投資有価証券合計（注１）	7,812,505,940.04	1,200,469,663
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	33,971,407.90	5,220,047
定期預金および信託預金（注１）	901,628,246.63	138,544,196
受益証券発行未収金	26,705,765.37	4,103,608
有価証券にかかる未収利息	4,764,073.24	732,047
流動資産にかかる未収利息	187,100.65	28,750
その他の資産	306.14	47
資産合計	8,779,762,839.97	1,349,098,358
負債		
先渡為替契約にかかる未実現損失（注１）	(685,820.40)	(105,383)
当座借越	(18.48)	(3)
有価証券購入未払金（注１）	(56,999,183.06)	(8,758,494)
受益証券買戻未払金	(23,193,320.08)	(3,563,886)
報酬引当金（注２）	(2,363,545.03)	(363,182)
年次税引当金（注３）	(92,623.77)	(14,233)
その他の手数料および報酬にかかる引当金（注２）	(587,002.02)	(90,199)
引当金合計	(3,043,170.82)	(467,614)
負債合計	(83,921,512.84)	(12,895,380)
期末現在純資産	8,695,841,327.13	1,336,202,978

注記は、財務書類と不可分なものです。

②【損益計算書】

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド

2024年10月31日現在の年次報告書

連結運用計算書

	米ドル	千円
収益	自2023年11月１日　至2024年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	35,808,617.70	5,502,352
有価証券にかかる受取利息	12,829,695.21	1,971,411
分配金	12,711,611.18	1,953,266
その他の収益	23,291.83	3,579
収益合計	61,373,215.92	9,430,608
費用		
報酬（注２）	(21,811,577.26)	(3,351,567)
年次税（注３）	(741,276.52)	(113,905)
その他の手数料および報酬（注２）	(1,345,670.96)	(206,776)
現金および当座借越にかかる利息	(225,939.93)	(34,718)
その他の費用	(1,295.56)	(199)
費用合計	(24,125,760.23)	(3,707,164)
投資純損益	37,247,455.69	5,723,444
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	2,644,847.66	406,407
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	256,050,899.17	39,344,781
先渡為替契約にかかる実現損益	(714,061.62)	(109,723)
外国為替にかかる実現損益	634,907.34	97,560
実現損益合計	258,616,592.55	39,739,026
当期実現純損益	295,864,048.24	45,462,470
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	134,663.66	20,692
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	9,655,336.62	1,483,639
先渡為替契約にかかる未実現評価損益	(503,654.40)	(77,392)
未実現評価損益の変動合計	9,286,345.88	1,426,940
運用の結果生じた純資産の純増減	305,150,394.12	46,889,410

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン*

2024年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	スイス・フラン	千円
資産	2024年10月31日	
投資有価証券、取得原価	670,784,662.89	134,364,876
投資有価証券、未実現評価損益	1,087,499.17	217,837
投資有価証券合計（注１）	671,872,162.06	134,582,713
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	6,714,310.75	1,344,944
定期預金および信託預金（注１）	135,000,000.00	27,041,850
受益証券発行未収金	1,342,632.47	268,943
有価証券にかかる未収利息	1,645,311.00	329,572
流動資産にかかる未収利息	5,165.54	1,035
資産合計	816,579,581.82	163,569,056
負債		
受益証券買戻未払金	(1,640,555.41)	(328,620)
報酬引当金（注２）	(156,980.87)	(31,445)
年次税引当金（注３）	(8,724.63)	(1,748)
その他の手数料および報酬にかかる引当金（注２）	(166,634.76)	(33,379)
引当金合計	(332,340.26)	(66,571)
負債合計	(1,972,895.67)	(395,191)
期末現在純資産	814,606,686.15	163,173,865

運用計算書

	スイス・フラン	千円
収益	自2023年11月１日　至2024年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	854,629.14	171,191
有価証券にかかる受取利息	2,131,295.43	426,920
その他の収益	1,971.93	395
収益合計	2,987,896.50	598,506
費用		
報酬（注２）	(1,667,219.31)	(333,961)
年次税（注３）	(73,460.17)	(14,715)
その他の手数料および報酬（注２）	(246,171.40)	(49,311)
現金および当座借越にかかる利息	(9,161.52)	(1,835)
費用合計	(1,996,012.40)	(399,821)
投資純損益	991,884.10	198,684
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	1,255,471.28	251,483
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	6,209,464.15	1,243,818
外国為替にかかる実現損益	394.29	79
実現損益合計	7,465,329.72	1,495,380
当期実現純損益	8,457,213.82	1,694,065
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	(201,034.78)	(40,269)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	(56,027.94)	(11,223)
未実現評価損益の変動合計	(257,062.72)	(51,492)
運用の結果生じた純資産の純増減	8,200,151.10	1,642,572

* 旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ*

2024年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	ユーロ	千円
資産	2024年10月31日	
投資有価証券、取得原価	2,932,939,373.10	537,783,763
投資有価証券、未実現評価損益	20,698,700.39	3,795,314
投資有価証券合計（注１）	2,953,638,073.49	541,579,077
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	8,024,864.35	1,471,439
定期預金および信託預金（注１）	340,000,000.00	62,342,400
受益証券発行未収金	11,111,114.97	2,037,334
有価証券にかかる未収利息	38,890.47	7,131
流動資産にかかる未収利息	54,774.08	10,043
資産合計	3,312,867,717.36	607,447,425
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(26,613,090.03)	(4,879,776)
受益証券買戻未払金	(13,791,519.47)	(2,528,813)
報酬引当金（注２）	(860,961.35)	(157,866)
年次税引当金（注３）	(36,162.92)	(6,631)
その他の手数料および報酬にかかる引当金（注２）	(159,195.65)	(29,190)
引当金合計	(1,056,319.92)	(193,687)
負債合計	(41,460,929.42)	(7,602,276)
期末現在純資産	3,271,406,787.94	599,845,149

運用計算書

	ユーロ	千円
収益	自2023年11月１日　至2024年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	12,472,305.15	2,286,922
有価証券にかかる受取利息	53,917.26	9,886
分配金	4,877,570.59	894,351
その他の収益	15,847.40	2,906
収益合計	17,419,640.40	3,194,065
費用		
報酬（注２）	(7,827,200.92)	(1,435,196)
年次税（注３）	(272,468.27)	(49,960)
その他の手数料および報酬（注２）	(455,535.32)	(83,527)
現金および当座借越にかかる利息	(85,072.32)	(15,599)
その他の費用	(1,185.40)	(217)
費用合計	(8,641,462.23)	(1,584,499)
投資純損益	8,778,178.17	1,609,567
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	(8,782.92)	(1,610)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	83,348,040.54	15,282,697
先渡為替契約にかかる実現損益	(323.16)	(59)
実現損益合計	83,338,934.46	15,281,027
当期実現純損益	92,117,112.63	16,890,594
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	115,154.28	21,115
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	4,137,969.77	758,738
未実現評価損益の変動合計	4,253,124.05	779,853
運用の結果生じた純資産の純増減	96,370,236.68	17,670,447

* 旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド*

2024年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	英ポンド	千円
資産	2024年10月31日	
投資有価証券、取得原価	100,879,393.29	21,360,203
投資有価証券、未実現評価損益	1,088,732.11	230,528
投資有価証券合計（注１）	101,968,125.40	21,590,731
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	1,232,952.19	261,065
定期預金および信託預金（注１）	9,500,000.00	2,011,530
受益証券発行未収金	136,271.38	28,854
有価証券にかかる未収利息	440,241.04	93,217
流動資産にかかる未収利息	7,311.73	1,548
その他の資産	238.12	50
資産合計	113,285,139.86	23,986,996
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(1,450,318.06)	(307,090)
受益証券買戻未払金	(28,945.82)	(6,129)
報酬引当金（注２）	(44,367.03)	(9,394)
年次税引当金（注３）	(1,207.88)	(256)
引当金合計	(45,574.91)	(9,650)
負債合計	(1,524,838.79)	(322,869)
期末現在純資産	111,760,301.07	23,664,126

運用計算書

	英ポンド	千円
収益	自2023年11月１日　至2024年10月31日	
流動資産にかかる受取利息	686,851.54	145,434
有価証券にかかる受取利息	952,738.20	201,733
分配金	256,823.09	54,380
収益合計	1,896,412.83	401,546
費用		
報酬（注２）	(464,204.52)	(98,291)
年次税（注３）	(11,873.84)	(2,514)
その他の手数料および報酬（注２）	(34,108.21)	(7,222)
現金および当座借越にかかる利息	(13,564.58)	(2,872)
費用合計	(523,751.15)	(110,899)
投資純損益	1,372,661.68	290,647
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	313,046.18	66,284
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	4,368,984.79	925,089
外国為替にかかる実現損益	(266.40)	(56)
実現損益合計	4,681,764.57	991,317
当期実現純損益	6,054,426.25	1,281,964
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	12,752.91	2,700
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	(96,263.43)	(20,383)
未実現評価損益の変動合計	(83,510.52)	(17,683)
運用の結果生じた純資産の純増減	5,970,915.73	1,264,282

* 旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル*

2024年10月31日現在の年次報告書

純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2024年10月31日	
投資有価証券、取得原価	3,541,951,556.81	544,256,276
投資有価証券、未実現評価損益	42,174,454.93	6,480,527
投資有価証券合計（注１）	3,584,126,011.74	550,736,803
現金預金、要求払預金および預託金勘定（注１）	14,509,232.69	2,229,489
定期預金および信託預金（注１）	355,000,000.00	54,549,300
受益証券発行未収金	12,538,712.70	1,926,699
有価証券にかかる未収利息	1,651,440.90	253,760
流動資産にかかる未収利息	95,528.50	14,679
資産合計	3,967,920,926.53	609,710,730
負債		
先渡為替契約にかかる未実現損失（注１）	(685,820.40)	(105,383)
当座借越	(18.48)	(3)
有価証券購入未払金（注１）	(21,660,863.09)	(3,328,408)
受益証券買戻未払金	(6,149,197.79)	(944,886)
報酬引当金（注２）	(1,142,619.19)	(175,575)
年次税引当金（注３）	(40,427.21)	(6,212)
その他の手数料および報酬にかかる引当金（注２）	(221,269.56)	(34,000)
引当金合計	(1,404,315.96)	(215,787)
負債合計	(29,900,215.72)	(4,594,467)
期末現在純資産	3,938,020,710.81	605,116,262

* 旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

注記は、財務書類と不可分なものです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル*

2024年10月31日現在の年次報告書

運用計算書

	米ドル	千円
収益	自2023年11月１日	至2024年10月31日
流動資産にかかる受取利息	19,785,935.09	3,040,307
有価証券にかかる受取利息	6,357,693.48	976,923
分配金	7,086,091.22	1,088,849
その他の収益	3,806.62	585
収益合計	33,233,526.41	5,106,664
費用		
報酬（注２）	(10,312,763.65)	(1,584,659)
年次税（注３）	(333,220.34)	(51,203)
その他の手数料および報酬（注２）	(490,728.73)	(75,405)
現金および当座借越にかかる利息	(89,152.23)	(13,699)
その他の費用	(8.63)	(1)
費用合計	(11,225,873.58)	(1,724,968)
投資純損益	22,007,652.83	3,381,696
実現損益（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	216,448.76	33,260
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	151,779,648.42	23,322,461
先渡為替契約にかかる実現損益	(714,061.62)	(109,723)
外国為替にかかる実現損益	635,332.84	97,625
実現損益合計	151,917,368.40	23,343,623
当期実現純損益	173,925,021.23	26,725,319
未実現評価損益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	(111,568.82)	(17,144)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	5,213,235.23	801,066
先渡為替契約にかかる未実現評価損益	(503,654.40)	(77,392)
未実現評価損益の変動合計	4,598,012.01	706,531
運用の結果生じた純資産の純増減	178,523,033.24	27,431,849

財務書類に対する注記
2024年10月31日現在

注１　重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されています。重要な会計方針は、以下のとおりに要約されます。

ａ）純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券１口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、毎営業日に各クラス受益証券に帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を各サブ・ファンドの各クラス受益証券の発行済受益証券の口数で除することにより計算されます。純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて、各営業日に公表されます。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがあります。受益証券が発行されなかった日に計算された純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて公表されることがありますが、運用実績、統計数値または報酬を算出する目的のためのみに利用することができます。いかなる状況においても購入申込みまたは買戻請求のための根拠として利用されることはありません。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいいます。ただし、１月２日、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日ならびに／またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日です。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、受益証券が発行または買い戻されるたびに変動します。この割合は、各クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数に対する各クラス受益証券の発行済受益証券口数の比率により決定されます。

ｂ）評価原則

－証券取引所に上場されているデリバティブおよびその他の資産は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。これらのデリバティブまたはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主たる市場である証券取引所の入手可能な直近の価格が適用されます。
証券取引所における取引が通常行われない、また、証券ディーラー間に流通市場が存在し、市場と同水準のプライシングがなされている場合、管理会社は、かかるデリバティブおよびその他の投資対象証券をかかる価格で評価することができるものとします。証券取引所に上場されていないが公認かつ公開で定期的に運営されているその他の規制ある市場において取引されているデリバティブおよびその他の投資対象証券は、同市場における入手可能な直近の価格で評価されます。

－証券取引所には上場されておらず、その他の規制ある市場においても取引されておらず、また、その適正価格を取得することができない資産は、管理会社により、類似の販売価格を基準とし誠実に選定されるその他の原則に従い評価されます。この基準は、常にMMＦ規則に一致するものとします。

－証券取引所に上場されていないデリバティブ（店頭デリバティブ）は、独立した価格情報源に基づき評価されます。デリバティブに関して一つの価格情報源しか存在しない場合、取得した評価の信頼性は、デリバティブの由来する裏付商品の市場価値に基づき、管理会社およびファンドの監査人が認める計算方法を用いて検証されます。

この評価は、ＵＢＳグローバル評価委員会の専門家のサポートを受けた管理会社の評価専門家による評価に基づいて、管理会社の決定により確定されます。このプロセスで用いられる基準は、常にＭＭＦ規則に一致するものとします。

－その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります（評価額の見積もり）。

－証券取引所または公開されているその他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連する利回り曲線に基づき評価されます。利回り曲線に基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出されます。このプロセスには以下の原則が適用されます。各短期商品について、満期までの残余期間に最も近い金利が補完されます。このように計算された金利は、対象となる借り手を反映する信用スプレッドを加算することによって市場価格に換算されます。この信用スプレッドは、借主の信用格付に重大な変更があった場合に調整されます。

注文日から決済日までの間のサブ・ファンドの受取利息は、関連するサブ・ファンドの資産評価に含まれます。従って、当該評価日における受益証券１口当たりの資産価格は、見積り利子収益を含むものとします。

－該当する各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建てで、かつ為替取引によりヘッジされていない短期金融商品、デリバティブおよびその他の投資対象証券は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）または入手できない場合には、当該通貨の代表市場における仲値で評価されます。

－定期預金および信託資産は、額面価格に経過累積利息を加算した額で評価されます。

－スワップの評価額は、外部のサービス・プロバイダーによって計算され、さらに二つめの第三者による評価額は、その他の外部サービス・プロバイダーから提供されます。当該計算は、イン・フローおよびアウト・フローを含むすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいて行われます。ある特定の場合に限り、（ブルームバーグから入手されたモデルおよび市場データに基づく）内部計算および／またはブローカーによって提示された評価額が使用されることがあります。評価手法は、それぞれの投資対象証券に応じて決定され、また適用されるＵＢＳの評価方針に従って決定されます。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められかつ監査可能な評価基準を適用する権限を付与されます。

異常事態においては、当該日に追加的評価ができます。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて公式なものです。

報酬および手数料ならびに投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買にかかる実際の費用は、直近で取得可能な価格または該当する場合には受益証券１口当たり純資産価格の計算に使用される純資産価額と異なる場合があります。これらの費用は、サブ・ファンドの価額にマイナスの影響を与え、「希薄化」と呼ばれます。取締役会は、希薄化の影響を軽減するため、自らの裁量により、受益証券１口当たり純資産価格に対して希薄化の調整を行うことができます（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一価格すなわち受益証券１口当たり純資産価格に基づき発行され、買い戻されます。それにもかかわらず、希薄化の影響を軽減するために、受益証券１口当たり純資産価格は、以下に述べる通り、評価日に調整されます。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味発行または正味買戻ポジションにあるかどうかにかかわらず行われます。特定の評価日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスで取引が行われていない場合、未調整の受益証券１口当たり純資産価格が適用されます。取締役会は、そのような状況で希薄化の調整を行うべきかどうかを決定する裁量権を有しています。希薄化の調整を行うための要件は、一般的に、関連するサブ・ファンドの受益証券の発行または

買戻しの規模に依拠します。取締役会は、その見解において、既存の受益者（発行の場合）または残りの受益者（買戻しの場合）が、希薄化の調整をしなければ不利になる可能性がある場合、希薄化の調整を適用する可能性があります。希薄化の調整は、以下の場合に行われる可能性があります。

（ａ）サブ・ファンドが、一定して下落（すなわち、買戻しによる純流出）を記録する場合
（ｂ）サブ・ファンドが、その規模に比して相当量の正味発行を記録する場合
（ｃ）サブ・ファンドが、特定の評価日における正味発行ポジションまたは正味買戻ポジションを示す場合
（ｄ）取締役会が受益者の利益のために希薄化の調整が必要であると考えるその他すべての場合

評価の調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味発行ポジションまたは正味買戻ポジションにあるかどうかに応じて、受益証券１口当たり純資産価格は増額または減額されます。評価の調整の範囲は、取締役会の意見により、報酬および手数料ならびに売買スプレッドを適切にカバーするものとします。特に、それぞれのサブ・ファンドの純資産価格は、（ｉ）見積税金費用を反映した金額、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性のある取引費用、および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の見積買値・売値スプレッドを反映した金額が（上方または下方に）調整されます。株式市場および国によっては、買い手側と売り手側に異なる報酬体系を示すことがあり、純流入と純流出の調整が異なる可能性があります。調整は、通常、その時点での受益証券１口当たりの純資産価格の１％を上限とします。例外的な状況（例：市場のボラティリティーが高い場合および／または流動性が低い場合、異常な市況、市場の混乱など）の下では、取締役会は、いずれかのサブ・ファンドおよび／または評価日に関して、その時点での受益証券１口当たりの純資産価格の１％を超える希薄化の調整を一時的に適用することを決定することができますが、これはその時点の市況を表わすものであり、受益者にとって最善の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とします。この希薄化の調整は、取締役会によって決定された方法に従って計算されます。受益者は、一時的措置が導入された時点およびその一時的措置が終了した時点に通常用いられている連絡経路を通じて通知を受けます。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は別々に計算されます。しかし、希薄化の調整は、各クラスの純資産価額にパーセント単位で同程度の影響を与えます。希薄化の調整は、サブ・ファンドのレベルで行われ、資本取引に関係しますが、個々の投資者取引の特殊な状況には関係しません。

2024年10月31日現在、スイング・プライシングの技法は実施されませんでした。

ｃ）割引短期金融商品および有価証券

割引短期金融商品および有価証券の未実現評価損益は、運用計算書において「利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益」として開示されています。これらの評価益は、満期日に「利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益」へ移されます。

ｄ）有価証券の売却にかかる実現純（損）益

有価証券の売却にかかる実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。

ｅ）外貨換算

各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで保有される銀行預金、その他の純資産額および投資有価証券の評価額は、評価日における最終直物相場の仲値で換算されます。各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日における最終直物相場の仲値で換算されます。外国為替にかかる損益は、運用計算書に含まれます。

各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日における最終直物相場の仲値で換算されます。

ｆ）投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日に計上されます。

ｇ）連結財務書類

連結財務書類は、米ドルで表示されています。ファンドの2024年10月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および純資産変動計算書の各種項目は、以下の為替レートで米ドルに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の合計金額に等しくなっています。

以下の為替レートが、2024年10月31日現在の連結財務書類の換算に使用されました。

為替レート：			
１米ドル	＝	1.526718	オーストラリア・ドル
１米ドル	＝	0.864700	スイス・フラン
１米ドル	＝	0.921107	ユーロ
１米ドル	＝	0.777817	英ポンド

ｈ）有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」という項目は、外貨建取引からの未収金を含むことがあります。「有価証券購入未払金」という項目は、外貨建取引からの未払金を含むことがあります。

ｉ）現金および定期預金

現金は評価日に計上され、定期預金は取引日に計上されます。

注２　報酬

ファンドは、受益証券クラスＰ、受益証券クラスＫ－１、受益証券クラスＦ、受益証券クラスＱ、受益証券クラスＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ、受益証券クラスＰＲＥＦＥＲＲＥＤおよび受益証券クラスＰＲＥＭＩＥＲに関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて下表のとおりに計算される、月次上限報酬を支払います。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル[1]

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン[2]

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ[3]

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド[4]

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル[5]

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	上限報酬	名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬
名称に「Ｐ」が付くクラス受益証券	0.500%	0.550%
名称に「Ｋ－１」が付くクラス受益証券	0.240%	0.270%
名称に「Ｋ－Ｂ」が付くクラス受益証券	0.035%	0.035%
名称に「Ｋ－Ｘ」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%
名称に「Ｆ」が付くクラス受益証券	0.100%	0.130%
名称に「Ｑ」が付くクラス受益証券	0.240%	0.290%
名称に「ＱＬ」が付くクラス受益証券	0.100%	0.150%
名称に「ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ」が付くクラス受益証券	0.180%	0.210%
名称に「ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ」が付くクラス受益証券	0.140%	0.170%
名称に「ＰＲＥＭＩＥＲ」が付くクラス受益証券	0.100%	0.130%
名称に「Ｉ－Ｂ」が付くクラス受益証券	0.035%	0.035%
名称に「Ｉ－Ｘ」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%
名称に「Ｕ－Ｘ」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル・サステナブル
2　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル
3　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル
4　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル
5　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

下記クラス受益証券に適用される報酬は以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	2023年10月31日	2024年10月31日
オーストラリア・ドル[1]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%	0.240%
オーストラリア・ドル[1]　Ｐ－ａｃｃ	0.500%	0.500%
オーストラリア・ドル[1]　Ｑ－ａｃｃ	0.240%	0.240%
オーストラリア・ドル[1]　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
スイス・フラン[2]　Ｆ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
スイス・フラン[2]　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	－	0.180%
スイス・フラン[2]　Ｐ－ａｃｃ	0.500%	0.500%
スイス・フラン[2]　Ｑ－ａｃｃ	0.240%	0.240%
スイス・フラン[2]　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
ユーロ[3]　Ｆ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
ユーロ[3]　Ｆ－ｄｉｓｔ	－	0.100%
ユーロ[3]　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.035%	0.035%
ユーロ[3]　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.180%	0.180%
ユーロ[3]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%	0.240%
ユーロ[3]　Ｐ－ａｃｃ	0.500%	0.500%
ユーロ[3]　ＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
ユーロ[3]　Ｐ－ｄｉｓｔ	－	0.500%
ユーロ[3]　Ｑ－ａｃｃ	0.240%	0.240%
ユーロ[3]　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
英ポンド[4]　Ｆ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
英ポンド[4]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%	0.240%
英ポンド[4]　Ｐ－ａｃｃ	0.500%	0.500%
英ポンド[4]　Ｑ－ａｃｃ	0.240%	0.240%
英ポンド[4]　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
米ドル[5]　Ｆ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
米ドル[5]　Ｆ－ｄｉｓｔ	－	0.100%
米ドル[5]　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.035%	0.035%
米ドル[5]　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.180%	0.180%
米ドル[5]　（カナダ・ドル・ヘッジ）ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.210%	0.210%
米ドル[5]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.240%	0.240%

米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	0.270%	0.270%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	－	0.270%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	0.270%	該当なし
米ドル[5]　Ｐ－ａｃｃ	0.500%	0.500%
米ドル[5]　ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ	0.140%	0.140%
米ドル[5]　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%	0.550%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%	0.550%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	－	0.550%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.550%	0.550%
米ドル[5]　Ｑ－ａｃｃ	0.240%	0.240%
米ドル[5]　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.290%	0.290%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.290%	0.290%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	－	0.290%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.290%	0.290%
米ドル[5]　ＱＬ－ａｃｃ	0.100%	0.100%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.150%	0.150%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	－	0.150%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.150%	0.150%

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル・サステナブル
2　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル
3　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル
4　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル
5　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

上記の報酬は以下のように使用されます。

１．管理会社は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬を受領します。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われます（上限報酬）。名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬は、通貨リスクをヘッジするための手数料を含むことがあります。対応する各クラス受益証券が設定されるまでは、関連する上限報酬は支払われません。上限報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドの投資対象および投資方針」に記載されています。

当該報酬は、運用計算書の「報酬」に表示されています。

２．上限報酬には、ファンドに請求される以下の報酬および追加の費用は含まれません。

ａ）資産の売買のためのファンド資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算されます。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされます。

ｂ）ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。

ｃ）ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。

ｄ）ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。

ｅ）ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含みます。）。

ｆ）ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（ＫＩＤ）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。

ｇ）外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含みます。）。

ｈ）ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含みます。）。

ｉ）ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。

ｊ）管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。

ｋ）管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができます。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができます。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（ＴＥＲ）の開示において考慮されます。

これらの手数料および報酬は、運用計算書の「その他の手数料および報酬」に表示されています。

３．管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができます。

ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金（特に年次税）も、ファンドが負担します。

上限報酬を採用していない各ファンドの運用会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」という用語を用いています。上限管理報酬は、上限報酬の80%と定められています。

受益証券クラス「Ｉ－Ｂ」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求されます。資産運用および販売に関する費用は、投資者とＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンド外で請求されます。

受益証券クラス「Ｉ－Ｘ」「Ｋ－Ｘ」および「Ｕ－Ｘ」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る権利を有する報酬によって賄われます。

受益証券クラス「Ｋ－Ｂ」に提供された資産運用業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売会社が受け取る権利を有する報酬によって賄われます。

個々のサブ・ファンドに割り当てられるすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求されます。クラス受益証券に割り当てられる費用は、当該クラス受益証券に請求されます。複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関する費用は、これらの費用について当該サブ・ファンド／クラス受益証券がその純資産価額に比例して請求されます。

各サブ・ファンドの投資方針の条項に基づき他の既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し３％です。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、対象ファンドのサブ・ファンドの持分に対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがあります。

管理会社の現行の費用（または現行の手数料）の詳細は、ＫＩＤｓに記載されています。

注３　年次税

ファンドはルクセンブルグの法令の適用対象です。ルクセンブルグ大公国の現行法令に従い、ファンドはルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税を課せられません。しかしながら、各サブ・ファンドは、各四半期末日において、純資産総額に対し年率0.01％に減額された、ルクセンブルグ大公国の年次税を課せられます。この税は、各サブ・ファンドの各四半期末日における純資産総額に基づいて計算されます。

注４　収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドおよびクラス受益証券毎に分配金の支払を行うべきか否かおよび分配の程度を決定します。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはなりません。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から４か月以内に行われます。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有しています。

収入調整金は、分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算されます。

注５　ソフト・コミッション契約

2023年11月１日から2024年10月31日までの会計年度中にＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドのために締結された「ソフト・コミッション契約」はなく、したがって、「ソフト・コミッション契約」の金額も計上されていません。

注６　総費用率（ＴＥＲ）

この比率は、スイス・ファンド・アンド・アセット・マネジメント協会（ＳＦＡＭＡ）によって公布された「ＴＥＲおよびＰＴＲの計算および開示のガイドライン」現行版に準拠して計算されており、純資産に対して継続的に課されるすべての費用および手数料（運営費用）を過去に遡って合計したものの純資産に対する比率で表されます。

過去12か月のＴＥＲは以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	総費用率（ＴＥＲ）
オーストラリア・ドル[1]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.27%
オーストラリア・ドル[1]　Ｐ－ａｃｃ	0.54%
オーストラリア・ドル[1]　Ｑ－ａｃｃ	0.27%
オーストラリア・ドル[1]　ＱＬ－ａｃｃ	0.14%
スイス・フラン[2]　Ｆ－ａｃｃ	0.14%
スイス・フラン[2]　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.23%
スイス・フラン[2]　Ｐ－ａｃｃ	0.54%
スイス・フラン[2]　Ｑ－ａｃｃ	0.28%
スイス・フラン[2]　ＱＬ－ａｃｃ	0.15%
スイス・フラン[2]　Ｕ－Ｘ－ａｃｃ	0.05%
ユーロ[3]　Ｆ－ａｃｃ	0.12%
ユーロ[3]　Ｆ－ｄｉｓｔ	0.13%
ユーロ[3]　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.06%
ユーロ[3]　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.21%
ユーロ[3]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.27%
ユーロ[3]　Ｐ－ａｃｃ	0.53%
ユーロ[3]　ＰＲＥＭＩＥＲ－ａｃｃ	0.13%
ユーロ[3]　Ｐ－ｄｉｓｔ	0.58%
ユーロ[3]　Ｑ－ａｃｃ	0.27%
ユーロ[3]　ＱＬ－ａｃｃ	0.13%
ユーロ[3]　Ｕ－Ｘ－ａｃｃ	0.04%
英ポンド[4]　Ｆ－ａｃｃ	0.14%
英ポンド[4]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.28%
英ポンド[4]　Ｐ－ａｃｃ	0.54%
英ポンド[4]　Ｑ－ａｃｃ	0.28%
英ポンド[4]　ＱＬ－ａｃｃ	0.13%
米ドル[5]　Ｆ－ａｃｃ	0.13%

米ドル[5]　Ｆ－ｄｉｓｔ	0.13%
米ドル[5]　Ｉ－Ｂ－ａｃｃ	0.06%
米ドル[5]　ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.20%
米ドル[5]　（カナダ・ドル・ヘッジ）ＩＮＳＴＩＴＵＴＩＯＮＡＬ－ａｃｃ	0.19%
米ドル[5]　Ｉ－Ｘ－ａｃｃ	0.02%
米ドル[5]　Ｋ－１－ａｃｃ	0.26%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	0.31%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）Ｋ－１－ａｃｃ	0.32%
米ドル[5]　Ｐ－ａｃｃ	0.52%
米ドル[5]　ＰＲＥＦＥＲＲＥＤ－ａｃｃ	0.16%
米ドル[5]　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.57%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.58%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.61%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ	0.57%
米ドル[5]　Ｑ－ａｃｃ	0.26%
米ドル[5]　（カナダ・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.31%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.31%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.32%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）Ｑ－ａｃｃ	0.31%
米ドル[5]　ＱＬ－ａｃｃ	0.12%
米ドル[5]　（香港ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.18%
米ドル[5]　（人民元ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.18%
米ドル[5]　（シンガポール・ドル・ヘッジ）ＱＬ－ａｃｃ	0.17%
米ドル[5]　Ｕ－Ｘ－ａｃｃ	0.02%

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル・サステナブル
2　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル
3　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル
4　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル
5　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

本報告期間中に、適用される報酬は変動する場合があります（注記２を参照ください。）。

稼動期間が12か月未満のクラス受益証券のＴＥＲは、年率換算されています。

取引費用、利息費用、貸付証券費用および通貨ヘッジに関して発生したその他の費用は、ＴＥＲに含まれません。

注７　ポートフォリオ回転率（ＰＴＲ）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算されます。

$$\frac{\text{（購入合計＋売却合計）－（発行合計＋買戻合計）}}{\text{参照期間中の平均純資産}}$$

参照期間中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	ポートフォリオ回転率（ＰＴＲ）
オーストラリア・ドル[1]	247.31%
スイス・フラン[2]	16.06%
ユーロ[3]	-59.65%
英ポンド[4]	121.59%
米ドル[5]	-30.80%

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル・サステナブル
2　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル
3　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル
4　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル
5　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

注８　取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含みます。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれます。

2024年10月31日に終了した会計期間において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却ならびに類似の取引に関連する取引費用は、以下のとおりです。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	取引費用
オーストラリア・ドル[1]	－ オーストラリア・ドル
スイス・フラン[2]	－ スイス・フラン
ユーロ[3]	－ ユーロ
英ポンド[4]	－ 英ポンド
米ドル[5]	－ 米ドル

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル・サステナブル
2　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル
3　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル
4　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル
5　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではありません。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれます。当該取引費用は、個別に識別することができませんが、各ファンドのパフォーマンスに反映されます。

注９　デフォルト証券

債券がデフォルト状態（英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに保

持されます。さらに、相場価格が存在せず、最終的な支払いが見込まれない過去にデフォルトした債券も存在します。これらの債券はファンドによって全額償却されています。これらの債券から生じる可能性のあるリターンをサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されています。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注記において別個に表示されます。

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン[1]

債券	通貨	想定元本
GSAMP TRUST 7% 2006-1.10.2036 SER 2006-S6 CL M6	米ドル	1,000,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.1.2037 SER 2006 - 5 CL B1	米ドル	2,000,000.00

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ[2]

債券	通貨	想定元本
8% NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.01.2036 NAA-S1 B4	米ドル	3,539,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	米ドル	3,710,000.00
6.9% GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL B1	米ドル	2,059,000.00
GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL M7	米ドル	3,000,000.00
MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS TR 2006-25.05.2036 SER 2006-SL2 CL M8	米ドル	4,370,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	米ドル	1,000,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B2	米ドル	1,306,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B3	米ドル	1,000,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B2	米ドル	3,681,000.00

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル[3]

債券	通貨	想定元本
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.01.2037 SER 2006-5 CL B1	米ドル	1,600,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	米ドル	250,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	米ドル	250,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25-07.2036 SER 2006-S3 CL B2	米ドル	350,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006 SER 2006-S3 CL B3	米ドル	300,000.00
SACO I TRUST 2005-WM1 2005-25.04.35 SER 2005-WM1 B4	米ドル	3,700,000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B3	米ドル	2,043,000.00
GSAMP TRUST 2005-S1 2005-25.12.2034 2005-S1 B2	米ドル	3,642,000.00

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル
2　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル
3　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

注10　名称変更

以下の名称変更が生じました。

旧名称	新名称	日付
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル・サステナブル	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－オーストラリア・ドル	2023年12月15日
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン・サステナブル	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－スイス・フラン	2023年12月15日
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ・サステナブル	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ	2023年12月15日
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド・サステナブル	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－英ポンド	2023年12月15日
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル	ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル	2023年12月15日

注11　後発事象

期末以降、財務書類の修正または開示を必要とする事象はありませんでした。

注12　準拠法、業務地および公式言語

ルクセンブルグ地方裁判所が、受益者、管理会社および保管受託銀行の間に生じるすべての紛争の裁判管轄地であり、ルクセンブルグ法が適用されます。ただし、その他の国の投資家からの請求に関しては、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンドの受益証券が売買された国における裁判管轄に服し、またファンドを服させることを選択できます。

本財務書類については、英語版が公式の文書であり、英語版の年次報告書のみが監査人によって監査されました。しかし、受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して受益証券が売却される場合、管理会社および保管受託銀行は、自らのおよびファンドの義務として当該国の言語への承認された翻訳（即ち、管理会社および保管受託銀行により承認されたもの）を認めることができます。

注13　ＯＴＣ派生商品

ファンドがＯＴＣ（店頭）取引を締結する場合、ＯＴＣ相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性があります。ファンドが、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でＯＴＣ相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被ります。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できます。ファンドが、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされます。ＯＴＣ相手方、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークが関与する破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連するファンドの権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性があります。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、ＯＴＣ取引の枠組みにおいて、ファンドがその債務の履行を強いられることがあります。

ＯＴＣ派生商品*

以下のサブ・ファンドの保有する担保が設定されていないＯＴＣ派生商品は、代わりにマージン勘定を有しています。

サブ・ファンド

取引相手方	時価	担保
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル[1]		
カナディアン・インペリアル・バンク	－1 605.74米ドル	0.00米ドル
シティバンク	－459 546.80米ドル	0.00米ドル
ゴールドマン・サックス	－856.55米ドル	0.00米ドル
ＨＳＢＣ	－18 884.60米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	－221 665.46米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	16 738.75米ドル	0.00米ドル

1　旧名称はＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル・サステナブル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれません。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負います。

次へ

UBS (Lux) Money Market Fund

Combined Statement of Net Assets

		USD
Assets		31.10.2024
Investments in securities, cost	7 744 566 199.58	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	67 939 740.46	
Total investments in securities (Note 1)		7 812 505 940.04
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		33 971 407.90
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		901 628 246.63
Receivable on subscriptions		26 705 765.37
Interest receivable on securities		4 764 073.24
Interest receivable on liquid assets		187 100.65
Other assets		306.14
TOTAL Assets		8 779 762 839.97
Liabilities		
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)		-685 820.40
Bank overdraft		-18.48
Payable on securities purchases (Note 1)		-56 999 183.06
Payable on redemptions		-23 193 320.08
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 363 545.03	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-92 623.77	
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-587 002.02	
Total provisions		-3 043 170.82
TOTAL Liabilities		-83 921 512.84
Net assets at the end of the financial year		8 695 841 327.13

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Combined Statement of Operations

	USD
Income	**1.11.2023-31.10.2024**
Interest on liquid assets	35 808 617.70
Interest on securities	12 829 695.21
Dividends	12 711 611.18
Other income	23 291.83
TOTAL income	61 373 215.92
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-21 811 577.26
Taxe d'abonnement (Note 3)	-741 276.52
Other commissions and fees (Note 2)	-1 345 670.96
Interest on cash and bank overdraft	-225 939.93
Other expenses	-1 295.56
TOTAL expenses	-24 125 760.23
Net income (loss) on investments	37 247 455.69
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	2 644 847.66
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	256 050 899.17
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-714 061.62
Realized gain (loss) on foreign exchange	634 907.34
TOTAL realized gain (loss)	258 616 592.55
Net realized gain (loss) of the financial year	295 864 048.24
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	134 663.66
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	9 655 336.62
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-503 654.40
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	9 286 345.88
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	305 150 394.12

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets

CHF

Assets		31.10.2024
Investments in securities, cost	670 784 662.89	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	1 087 499.17	
Total investments in securities (Note 1)		671 872 162.06
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		6 714 310.75
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		135 000 000.00
Receivable on subscriptions		1 342 632.47
Interest receivable on securities		1 645 311.00
Interest receivable on liquid assets		5 165.54
TOTAL Assets		816 579 581.82

Liabilities		
Payable on redemptions		-1 640 555.41
Provisions for flat fee (Note 2)	-156 980.87	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-8 724.63	
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-166 634.76	
Total provisions		-332 340.26
TOTAL Liabilities		-1 972 895.67

Net assets at the end of the financial year	814 606 686.15

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations

	CHF
Income	1.11.2023-31.10.2024
Interest on liquid assets	854 629.14
Interest on securities	2 131 295.43
Other income	1 971.93
TOTAL income	2 987 896.50
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 667 219.31
Taxe d'abonnement (Note 3)	-73 460.17
Other commissions and fees (Note 2)	-246 171.40
Interest on cash and bank overdraft	-9 161.52
TOTAL expenses	-1 996 012.40
Net income (loss) on investments	991 884.10
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	1 255 471.28
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	6 209 464.15
Realized gain (loss) on foreign exchange	394.29
TOTAL realized gain (loss)	7 465 329.72
Net realized gain (loss) of the financial year	8 457 213.82
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-201 034.78
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-56 027.94
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-257 062.72
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	8 200 151.10

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets

EUR

Assets		31.10.2024
Investments in securities, cost	2 932 939 373.10	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	20 698 700.39	
Total investments in securities (Note 1)		2 953 638 073.49
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		8 024 864.35
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		340 000 000.00
Receivable on subscriptions		11 111 114.97
Interest receivable on securities		38 890.47
Interest receivable on liquid assets		54 774.08
TOTAL Assets		3 312 867 717.36

Liabilities		
Payable on securities purchases (Note 1)		-26 613 090.03
Payable on redemptions		-13 791 519.47
Provisions for flat fee (Note 2)	-860 961.35	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-36 162.92	
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-159 195.65	
Total provisions		-1 056 319.92
TOTAL Liabilities		-41 460 929.42

Net assets at the end of the financial year	3 271 406 787.94

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations

	EUR
Income	1.11.2023-31.10.2024
Interest on liquid assets	12 472 305.15
Interest on securities	53 917.26
Dividends	4 877 570.59
Other income	15 847.40
TOTAL income	17 419 640.40
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-7 827 200.92
Taxe d'abonnement (Note 3)	-272 468.27
Other commissions and fees (Note 2)	-455 535.32
Interest on cash and bank overdraft	-85 072.32
Other expenses	-1 185.40
TOTAL expenses	-8 641 462.23
Net income (loss) on investments	8 778 178.17
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-8 782.92
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	83 348 040.54
Realized gain (loss) on foreign exchange	-323.16
TOTAL realized gain (loss)	83 338 934.46
Net realized gain (loss) of the financial year	92 117 112.63
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	115 154.28
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	4 137 969.77
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	4 253 124.05
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	96 370 236.68

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets

		GBP
Assets		31.10.2024
Investments in securities, cost	100 879 393.29	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	1 088 732.11	
Total investments in securities (Note 1)		101 968 125.40
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		1 232 952.19
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		9 500 000.00
Receivable on subscriptions		136 271.38
Interest receivable on securities		440 241.04
Interest receivable on liquid assets		7 311.73
Other assets		238.12
TOTAL Assets		113 285 139.86
Liabilities		
Payable on securities purchases (Note 1)		-1 450 318.06
Payable on redemptions		-28 945.82
Provisions for flat fee (Note 2)	-44 367.03	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-1 207.88	
Total provisions		-45 574.91
TOTAL Liabilities		-1 524 838.79
Net assets at the end of the financial year		111 760 301.07

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations

	GBP
Income	1.11.2023-31.10.2024
Interest on liquid assets	686 851.54
Interest on securities	952 738.20
Dividends	256 823.09
TOTAL income	1 896 412.83
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-464 204.52
Taxe d'abonnement (Note 3)	-11 873.84
Other commissions and fees (Note 2)	-34 108.21
Interest on cash and bank overdraft	-13 564.58
TOTAL expenses	-523 751.15
Net income (loss) on investments	1 372 661.68
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	313 046.18
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	4 368 984.79
Realized gain (loss) on foreign exchange	-266.40
TOTAL realized gain (loss)	4 681 764.57
Net realized gain (loss) of the financial year	6 054 426.25
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	12 752.91
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-96 263.43
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-83 510.52
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	5 970 915.73

UBS (Lux) Money Market Fund - GBP*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets

USD

Assets		31.10.2024
Investments in securities, cost	3 541 951 556.81	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	42 174 454.93	
Total investments in securities (Note 1)		3 584 126 011.74
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts (Note 1)		14 509 232.69
Time deposits and fiduciary deposits (Note 1)		355 000 000.00
Receivable on subscriptions		12 538 712.70
Interest receivable on securities		1 651 440.90
Interest receivable on liquid assets		95 528.50
TOTAL Assets		3 967 920 926.53

Liabilities		
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)		-685 820.40
Bank overdraft		-18.48
Payable on securities purchases (Note 1)		-21 660 863.09
Payable on redemptions		-6 149 197.79
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 142 619.19	
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-40 427.21	
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-221 269.56	
Total provisions		-1 404 315.96
TOTAL Liabilities		-29 900 215.72

Net assets at the end of the financial year	3 938 020 710.81

UBS (Lux) Money Market Fund - USD*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2023-31.10.2024
Interest on liquid assets	19 785 935.09
Interest on securities	6 357 693.48
Dividends	7 086 091.22
Other income	3 806.62
TOTAL income	33 233 526.41
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-10 312 763.65
Taxe d'abonnement (Note 3)	-333 220.34
Other commissions and fees (Note 2)	-490 728.73
Interest on cash and bank overdraft	-89 152.23
Other expenses	-8.63
TOTAL expenses	-11 225 873.58
Net income (loss) on investments	22 007 652.83
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	216 448.76
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	151 779 648.42
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-714 061.62
Realized gain (loss) on foreign exchange	635 332.84
TOTAL realized gain (loss)	151 917 368.40
Net realized gain (loss) of the financial year	173 925 021.23
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-111 568.82
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	5 213 235.23
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-503 654.40
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	4 598 012.01
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	178 523 033.24

UBS (Lux) Money Market Fund - USD*

* formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The notes are an integral part of the financial statements.

Notes to the Financial Statements

Note 1 - Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value
The net asset value and the issue, redemption and conver- sion price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currencies of the respective subfund or unit class, and are calculated each business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of outstanding units in this unit class of the subfund. The net asset value is published on each business day in the public section of the website for each subfund.
However, the net asset value of a unit may also be calculated on days where no units are issued or redeemed, as described in the following section. The net asset value calculated on days when no units are issued may be published in the public section of the website for each subfund, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 2 January, 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg and Switzerland; and/ or customary holidays in countries with stock exchanges and markets used to value over half of the subfund's net assets.

"Non-statutory days of rest" are days on which banks and financial institutions are closed.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units issued in each class in relation to the total number of subfund units issued, taking into account the fees charged to that unit class.

b) Valuation principles
- Derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset will apply.
  In the case of derivatives and other investments not com- monly traded on a stock exchange and for which a second- ary market among securities traders exists with pricing
in line with the market, the Management Company may value these derivatives and other investments based on these prices. Derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated mar- ket which operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the last available price on this market.
- Assets not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices. These principles shall always be in line with the MMFs Regulation.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources.
  If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation methods that are recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
  This valuation is determined by decision of the Manage- ment Company on the basis of valuations made by the valuation experts of the Management Company with support from the valuation experts of the UBS Valuation Committee. The principles used in this process shall always be in line with the MMFs Regulation.
- Units of other money market funds are valued based on the most recent net asset value. Certain units or shares of other money market funds may be valued based on estimates of their value from reliable service providers that are independent from the target fund portfolio manager or investment adviser (value estimation).

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates near- est the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying bor- rower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
  Interest income earned by a subfund between a given order date and the corresponding settlement date is accounted for when that subfund's assets are valued. The asset value per unit on a given valuation date therefore includes projected interest income.
- Money-market instruments, derivatives and other invest- ments denominated in a currency other than the relevant subfund 's reference currency and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valua- tion methods depends on the instrument in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemp- tions of units.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to cal- culate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valua- tion day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made.
The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

(a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
(b) a subfund records a considerable volume of net subscrip- tions relative to its size;
(c) a subfund shows a net subscription or net redemption posi- tion on a particular valuation day; or
(d) In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemp- tion position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 1% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Direc- tors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 1% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

As of 31 October 2024 the Swing Pricing methodology was not implemented.

c) Discounted Money Market Instruments and Securities
The unrealized appreciations/depreciations of discounted money market instruments and securities are disclosed in the Statement of Operations in the position "Unrealized apprecia- tion (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments". At maturity these appreciations will be transferred to the position "Realized gain (loss) on yield-evalu- ated securities and money market instruments".

d) Net realized gain (loss) on sales of securities
The realized gains or losses on the sales of securities are cal- culated on the basis of the average cost of the securities sold.

e) Conversion of foreign currencies
Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

f) Accounting of securities' portfolio transactions
The securities' portfolio transactions are accounted for at trade dates.

g) Combined financial statements
The combined financial statements are expressed in USD. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets at 31 October 2024 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into USD at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 October 2024:

Exchange rates		
USD 1 =	AUD	1.526718
USD 1 =	CHF	0.864700
USD 1 =	EUR	0.921107
USD 1 =	GBP	0.777817

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

h) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases
The position “Receivable on securities sales” can also include receivables from foreign currency transactions. The position “Payable on securities purchases” can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

i) Cash and time deposits
The cash is entered on the value date and the time deposits are entered on the trade date.

Note 2 - Flat fee

The Fund pays a maximum monthly flat fee for unit classes “P”, “K-1”, “F”, “Q”, “QL”, “INSTITUTIONAL”, “PRE- FERRED” and “PREMIER” calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Money Market Fund - AUD[1]
UBS (Lux) Money Market Fund - CHF[2]
UBS (Lux) Money Market Fund - EUR[3]
UBS (Lux) Money Market Fund - GBP[4]
UBS (Lux) Money Market Fund - USD[5]

UBS (Lux) Money Market Fund	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	0.500%	0.550%
Unit classes with “K-1” in their name	0.240%	0.270%
Unit classes with “K-B” in their name	0.035%	0.035%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.100%	0.130%
Unit classes with “Q” in their name	0.240%	0.290%
Unit classes with “QL” in their name	0.100%	0.150%
Unit classes with “INSTITUTIONAL” in their name	0.180%	0.210%
Unit classes with “PREFERRED” in their name	0.140%	0.170%

1 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - AUD Sustainable
2 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable
3 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable
4 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable
5 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

UBS (Lux) Money Market Fund	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "PREMIER" in their name	0.100%	0.130%
Unit classes with "I-B" in their name	0.035%	0.035%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

For the following unit classes the effective flat fee is the following:

UBS (Lux) Money Market Fund	31.10.2023	31.10.2024
- AUD[1] K-1-acc	0.240%	0.240%
- AUD[1] P-acc	0.500%	0.500%
- AUD[1] Q-acc	0.240%	0.240%
- AUD[1] QL-acc	0.100%	0.100%
- CHF[2] F-acc	0.100%	0.100%
- CHF[2] INSTITUTIONAL-acc	-	0.180%
- CHF[2] P-acc	0.500%	0.500%
- CHF[2] Q-acc	0.240%	0.240%
- CHF[2] QL-acc	0.100%	0.100%
- EUR[3] F-acc	0.100%	0.100%
- EUR[3] F-dist	-	0.100%
- EUR[3] I-B-acc	0.035%	0.035%
- EUR[3] INSTITUTIONAL-acc	0.180%	0.180%
- EUR[3] K-1-acc	0.240%	0.240%
- EUR[3] P-acc	0.500%	0.500%
- EUR[3] PREMIER-acc	0.100%	0.100%
- EUR[3] P-dist	-	0.500%
- EUR[3] Q-acc	0.240%	0.240%
- EUR[3] QL-acc	0.100%	0.100%
- GBP[4] F-acc	0.100%	0.100%
- GBP[4] K-1-acc	0.240%	0.240%
- GBP[4] P-acc	0.500%	0.500%
- GBP[4] Q-acc	0.240%	0.240%
- GBP[4] QL-acc	0.100%	0.100%
- USD[5] F-acc	0.100%	0.100%
- USD[5] F-dist	-	0.100%
- USD[5] I-B-acc	0.035%	0.035%
- USD[5] INSTITUTIONAL-acc	0.180%	0.180%
- USD[5] (CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc	0.210%	0.210%
- USD[5] K-1-acc	0.240%	0.240%
- USD[5] (HKD hedged) K-1-acc	0.270%	0.270%
- USD[5] (RMB hedged) K-1-acc	-	0.270%
- USD[5] (SGD hedged) K-1-acc	0.270%	N/A
- USD[5] P-acc	0.500%	0.500%
- USD[5] PREFERRED-acc	0.140%	0.140%

- USD[5] (CAD hedged) P-acc	0.550%	0.550%
- USD5 (HKD hedged) P-acc	0.550%	0.550%

[1] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - AUD Sustainable

[2] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

[3] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

[4] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable

[5] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

UBS (Lux) Money Market Fund	31.10.2023	31.10.2024
- USD[5] (RMB hedged) P-acc	-	0.550%
- USD[5] (SGD hedged) P-acc	0.550%	0.550%
- USD[5] Q-acc	0.240%	0.240%
- USD[5] (CAD hedged) Q-acc	0.290%	0.290%
- USD[5] (HKD hedged) Q-acc	0.290%	0.290%
- USD[5] (RMB hedged) Q-acc	-	0.290%
- USD[5] (SGD hedged) Q-acc	0.290%	0.290%
- USD[5] QL-acc	0.100%	0.100%
- USD[5] (HKD hedged) QL-acc	0.150%	0.150%
- USD[5] (RMB hedged) QL-acc	-	0.150%
- USD[5] (SGD hedged) QL-acc	0.150%	0.150%

[5] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the han- dling of payment transactions and all other tasks listed in the section entitled "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund. This fee is charged to the Fund's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk.
   The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in the section entitled "Investment objective and investment policy of the subfunds" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:

a) all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/ offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the Swing Pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conver- sion price" of the sales prospectus;
b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as per- missible by law;
d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safe- guarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domicilia- tion and distribution);
g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
i) costs and fees related to any intellectual property regis- tered in the Fund's name or usufructuary rights of the Fund;
j) all expenses arising in connection with any extra- ordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;

k) if the Management Company participates in class- action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connec- tion with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Fund.

All taxes levied on the income and assets of the Fund, particu- larly the taxe d'abonnement, will also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of differ- ent fund providers that do not have a flat fee, the term "maxi- mum management fee" is set at 80% of the flat fee.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Com- pany, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Manage- ment Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the asset management services to be pro- vided for unit classes "K-B" are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distributors is entitled under a separate agreement with the investor.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to unit classes will be charged to these unit classes. If costs pertain to several or all subfunds/unit classes, however, these costs will be charged to the subfunds/unit classes concerned in proportion to their relative net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other existing money market funds under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substan- tial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details of the Company's ongoing costs (or ongoing charges) can be found in the KIDs.

Note 3 - Taxe d'abonnement

The Fund is subject to Luxembourg legislation. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Fund is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital-gains or wealth taxes. However, each subfund is subject to the Grand Duchy of Luxembourg's "taxe d'abonnement" at a reduced rate of 0.01% p.a. on total net assets, which is payable at the end of every quarter. This tax is calculated on the total net assets of each subfund at the end of every quarter.

Note 4 - Income Distribution

In accordance with article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Com- pany will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and class of unit. Distributions may not be so large as to cause the net assets of the Fund to fall below the minimum fund assets laid down by the provisions of the law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim divi- dends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 5 - Soft commission arrangements

During the financial year from 1 November 2023 until
31 October 2024, no "soft commission arrangements" were entered into on behalf of UBS (Lux) Money Market Fund and "soft commission arrangements" amount to nil.

Note 6 - Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Man- agement Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Money Market Fund	Total Expense Ratio (TER)
— AUD[1] K-1-acc	0.27%
— AUD[1] P-acc	0.54%
— AUD[1] Q-acc	0.27%
— AUD[1] QL-acc	0.14%
— CHF[2] F-acc	0.14%
— CHF[2] INSTITUTIONAL-acc	0.23%
— CHF[2] P-acc	0.54%
— CHF[2] Q-acc	0.28%
— CHF[2] QL-acc	0.15%
— CHF[2] U-X-acc	0.05%
— EUR[3] F-acc	0.12%
— EUR[3] F-dist	0.13%
— EUR[3] I-B-acc	0.06%
— EUR[3] INSTITUTIONAL-acc	0.21%
— EUR[3] K-1-acc	0.27%
— EUR[3] P-acc	0.53%
— EUR[3] PREMIER-acc	0.13%
— EUR[3] P-dist	0.58%
— EUR[3] Q-acc	0.27%
— EUR[3] QL-acc	0.13%
— EUR[3] U-X-acc	0.04%
— GBP[4] F-acc	0.14%
— GBP[4] K-1-acc	0.28%
— GBP[4] P-acc	0.54%
— GBP[4] Q-acc	0.28%

– GBP[4] QL-acc	0.13%
– USD[5] F-acc	0.13%
– USD[5] F-dist	0.13%

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

[1] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - AUD Sustainable

[2] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

[3] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

[4] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable

[5] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

UBS (Lux) Money Market Fund	Total Expense Ratio (TER)
— USD[5] I-B-acc	0.06%
— USD[5] INSTITUTIONAL-acc	0.20%
— USD[5] (CAD hedged) INSTITUTIONAL-acc	0.19%
— USD[5] I-X-acc	0.02%
— USD[5] K-1-acc	0.26%
— USD[5] (HKD hedged) K-1-acc	0.31%
— USD[5] (RMB hedged) K-1-acc	0.32%
— USD[5] P-acc	0.52%
— USD[5] PREFERRED-acc	0.16%
— USD[5] (CAD hedged) P-acc	0.57%
— USD[5] (HKD hedged) P-acc	0.58%
— USD[5] (RMB hedged) P-acc	0.61%
— USD[5] (SGD hedged) P-acc	0.57%
— USD[5] Q-acc	0.26%
— USD[5] (CAD hedged) Q-acc	0.31%
— USD[5] (HKD hedged) Q-acc	0.31%
— USD[5] (RMB hedged) Q-acc	0.32%
— USD[5] (SGD hedged) Q-acc	0.31%
— USD[5] QL-acc	0.12%
— USD[5] (HKD hedged) QL-acc	0.18%
— USD[5] (RMB hedged) QL-acc	0.18%
— USD[5] (SGD hedged) QL-acc	0.17%
— USD[5] U-X-acc	0.02%

[5] formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

The effective flat fee may change during the reporting period (see note 2).

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 7 - Portfolio Turnover (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{\text{(Total purchases + total sales) - (total subscriptions + total redemptions)}}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

UBS (Lux) Money Market Fund - Annual report and audited financial statements as of 31 October 2024

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Money Market Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
— AUD[1]	247.31%
— CHF[2]	16.06%
— EUR[3]	-59.65%
— GBP[4]	121.59%
— USD[5]	-30.80%

1 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - AUD Sustainable

2 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

3 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

4 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable

5 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

Note 8 - Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2024, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of invest- ments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Money Market Fund	Transaction costs
— AUD[1]	— AUD
— CHF[2]	— CHF
— EUR[3]	— EUR
— GBP[4]	— GBP
— USD[5]	— USD

1 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - AUD Sustainable

2 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

3 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

4 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable

5 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 9 - Defaulted securities

In the event a securities is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the securities would therefore be kept in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note

UBS (Lux) Money Market Fund - CHF[1]

Share	Currency	Nominal
GSAMP TRUST 7% 2006-1.10.2036 SER 2006-S6 CL M6	USD	1 000 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.1.2037 SER 2006 - 5 CL B1	USD	2 000 000.00

UBS (Lux) Money Market Fund - EUR[2]

Share	Currency	Nominal
8% NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.01.2036 NAA-S1 B4	USD	3 539 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	USD	3 710 000.00

1 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable

2 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable

Share		Nominal
6.9% GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL B1	USD	2 059 000.00
GSAMP TRUST 2006-S4 2006-25.05.2036 SER 2006-S4 CL M7	USD	3 000 000.00
MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS TR 2006-25.05.2036 SER 2006-SL2 CL M8	USD	4 370 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	USD	1 000 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B2	USD	1 306 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006-S3 CL B3	USD	1 000 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B2	USD	3 681 000.00

UBS (Lux) Money Market Fund - USD[3]

Share	Currency	Nominal
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.01.2037 SER 2006-5 CL B1	USD	1 600 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B1	USD	250 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST 2006-25.11.2036 SER 2006-4 CL B2	USD	250 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25-07.2036 SER 2006-S3 CL B2	USD	350 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORPORATION 2006-25.07.2036 SER 2006 SER 2006-S3 CL B3	USD	300 000.00
SACO I TRUST 2005-WM1 2005-25.04.35 SER 2005-WM1 B4	USD	3 700 000.00
NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP 2006-25.08.2036 SER 2006-S4 CL B3	USD	2 043 000.00
GSAMP TRUST 2005-S1 2005-25.12.2034 2005-S1 B2	USD	3 642 000.00

3 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

Note 10 - Name change

The following name changes occurred:

Old name	New name	Date
UBS (Lux) Money Market Fund - AUD Sustainable	UBS (Lux) Money Market Fund - AUD	15.12.2023
UBS (Lux) Money Market Fund - CHF Sustainable	UBS (Lux) Money Market Fund - CHF	15.12.2023
UBS (Lux) Money Market Fund - EUR Sustainable	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	15.12.2023
UBS (Lux) Money Market Fund - GBP Sustainable	UBS (Lux) Money Market Fund - GBP	15.12.2023
UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	15.12.2023

Note 11 - Subsequent event

There were no events after the year-end that require adjust- ment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 12 - Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. How- ever, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version of the annual report was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Com- pany and the Depositary may recognize approved transla- tions (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 13 - OTC-Derivatives

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepositary /correspondent bank network may result in the rights or recogni- tion of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Money Market Fund - USD[1]		
Canadian Imperial Bank	-1 605.74 USD	0.00 USD
Citibank	-459 546.80 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-856.55 USD	0.00 USD
HSBC	-18 884.60 USD	0.00 USD
State Street	-221 665.46 USD	0.00 USD
UBS AG	16 738.75 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparties default the clearing house assumes the risk of loss.

1 formerly UBS (Lux) Money Market Fund - USD Sustainable

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（スイス・フラン）　（2026年１月末日現在）

Ⅰ　資産総額	538,080,373.93スイス・フラン	107,782,880千円
Ⅱ　負債総額	2,929,774.77スイス・フラン	586,863千円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	535,150,599.16スイス・フラン	107,196,017千円
Ⅳ　発行済口数 クラスＰ－ａｃｃ受益証券	194,794.110口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格 クラスＰ－ａｃｃ受益証券	1,116.71スイス・フラン	223,688円

（ユーロ）　（2026年１月末日現在）

Ⅰ　資産総額	3,747,999,510.83ユーロ	687,233,190千円
Ⅱ　負債総額	32,337,040.92ユーロ	5,929,320千円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,715,662,469.91ユーロ	681,303,870千円
Ⅳ　発行済口数 クラスＰ－ａｃｃ受益証券	1,341,351.579口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格 クラスＰ－ａｃｃ受益証券	879.30ユーロ	161,228円

（英ポンド）　（2026年１月末日現在）

Ⅰ　資産総額	157,600,948.89英ポンド	33,370,425千円
Ⅱ　負債総額	2,408,701.87英ポンド	510,019千円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	155,192,247.02英ポンド	32,860,406千円
Ⅳ　発行済口数 クラスＰ－ａｃｃ受益証券	110,577.544口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格 クラスＰ－ａｃｃ受益証券	955.57英ポンド	202,332円

（米ドル）　　（2026年１月末日現在）

Ⅰ　資産総額	5,009,068,248.35米ドル	769,693,427千円
Ⅱ　負債総額	202,334,968.78米ドル	31,090,791千円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,806,733,279.57米ドル	738,602,636千円
Ⅳ　発行済口数		
クラスＰ－ａｃｃ受益証券	852,451.771口	
クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券	75,256.739口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスＰ－ａｃｃ受益証券	2,117.93米ドル	325,441円
クラス（カナダドル・ヘッジ）Ｐ－ａｃｃ受益証券	1,159.39カナダドル	131,799円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関　　ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ

取扱場所　　ルクセンブルグ大公国、ルードランジュＬ－3364、シャトー・ド通り10番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（２）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

ファンド証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができません。

ファンド証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われません。米国人とは以下の者です。

（ｉ）1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(ａ)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人

（ii）1933年米国証券取引法レギュレーションＳに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(ｋ)条）

（iii）米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(ａ)(１)(iv)条）

（iv）1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(ａ)(30)－1に規定する米国にいる者

（ｖ）米国人がファンドに投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額

株式資本の13,746千ユーロ（約25億2,047万円）は、１株2,000ユーロ（約366,720円）の株式6,873株によって表象されます。2026年２月末日現在、全ての株式は全額払込済みです。

最近５年間における資本金の額の増減は以下のとおりです。

2021年２月末日	13,000,000ユーロ
2022年２月末日	13,000,000ユーロ
2023年２月末日	13,000,000ユーロ
2024年２月末日	13,738,000ユーロ
2025年２月末日	13,742,000ユーロ
2026年２月末日	13,746,000ユーロ

（２）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される３名以上の取締役（株主であるか否かを問いません。）から成る取締役会により運営されます。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができます。

取締役会は、互選により会長１名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとします。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとします。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとします。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および２名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとします。取締役会は、会長が議長を務め、または、会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとします。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとします。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとします。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとします。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができます。取締役は、一または複数の構成員を代理することができます。

取締役会の全構成員により合意された全ての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとします。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とします。

取締役会は、法律、定款または運用するＵＣＩまたはＡＩＦの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有します。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、投資信託に関する2010年法の意味の範囲内における投資信託（ＵＣＩ）またはオルタナティブ

投資信託運用者に関する2013年７月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（ＡＩＦ）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該ＵＣＩまたはＡＩＦの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することです。

管理会社は、投資信託に関する2010年法第15条に規定する制限の範囲内において、直接または間接的に、当該目的に関連する取引を行うことができます。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理・運用業務を行います。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥに委託しています。

管理会社は、2026年１月末日現在、以下のとおり、452本の投資信託／投資法人等のサブ・ファンドの管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人等	448	554,950,465.27オーストラリア・ドル
			3,084,978,895.54カナダ・ドル
			19,015,104,691.41スイス・フラン
			3,381,023,905.23中国元
			4,786,835,192.64デンマーク・クローネ
			80,825,465,549.95ユーロ
			4,121,291,675.13英ポンド
			2,678,822,600.95香港ドル
			1,442,253,662,944.64日本円
			52,050,393.77シンガポール・ドル
			145,332,973,391.27米ドル
フランス		2	144,806,790.12ユーロ
イタリア		2	849,922,142.12ユーロ

３【管理会社の経理状況】

ａ．　管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則および法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものです。

ｂ．　管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

ｃ．　管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、2026年１月30現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝183.36円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

ｄ．　管理会社は、2024年10月１日付で「ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に名称が変更されました。

（１）【貸借対照表】

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
（2024年９月30日までの旧名称：ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ）
貸借対照表
2024年12月31日および2023年12月31日現在

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A．未払込資本		0.00	0	0.00	0
B．創業費		0.00	0	0.00	0
C．固定資産		20,031,006.76	3,672,885	22,494,861.26	4,124,658
Ⅰ．無形資産		20,008,968.09	3,668,844	22,459,045.89	4,118,091
１．開発費		0.00	0	0.00	0
２．譲許、特許、認可、登録商標ならびに類似する権利および資産、以下に該当する場合：		0.00	0	0.00	0
ａ）有価約因として取得し、かつ、C．Ⅰ．３により表示が不要な場合		0.00	0	0.00	0
ｂ）関連会社自身による創出		0.00	0	0.00	0
３．有価約因として取得された範囲内ののれん	3	20,008,968.09	3,668,844	22,459,045.89	4,118,091
Ⅱ．有形資産	4	9,290.77	1,704	23,067.47	4,230
１．土地および建物		0.00	0	0.00	0
２．工場および機械		0.00	0	0.00	0
３．その他の什器・備品、器具および機器		9,290.77	1,704	23,067.47	4,230
Ⅲ．金融資産	5	12,747.90	2,337	12,747.90	2,337
１．関連会社持分		0.00	0	0.00	0
２．関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
３．参加持分		0.00	0	0.00	0
４．参加持分に連動する関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
５．固定資産として保有の投資		0.00	0	0.00	0
６．その他の債権		12,747.90	2,337	12,747.90	2,337
D．流動資産		387,228,673.92	71,002,250	158,597,265.39	29,080,395
Ⅰ．棚卸資産		0.00	0	0.00	0
Ⅱ．債権		249,175,773.24	45,688,870	108,336,736.32	19,864,624
１．売掛金	6	103,242,532.50	18,930,551	74,278,091.26	13,619,631
ａ）１年以内に期限到来		103,242,532.50	18,930,551	74,278,091.26	13,619,631
ｂ）１年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
２．関連会社に対する債権	7 ,22	82,887,284.95	15,198,213	10,911,071.05	2,000,654
ａ）１年以内に期限到来		82,887,284.95	15,198,213	10,911,071.05	2,000,654
ｂ）１年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
３．参加持分に連動する関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
４．その他の債権		63,045,955.79	11,560,106	23,147,574.01	4,244,339
ａ）１年以内に期限到来		210,906.74	38,672	16,173.48	2,966
ｂ）１年を超えて期限到来	13	62,835,049.05	11,521,435	23,131,400.53	4,241,374
Ⅲ．投資	8	166,879.80	30,599	151,653.36	27,807
１．関連会社持分		0.00	0	0.00	0
２．自己株式		0.00	0	0.00	0
３．その他の投資		166,879.80	30,599	151,653.36	27,807
Ⅳ．銀行預金および手元現金	9	137,886,020.88	25,282,781	50,108,875.71	9,187,963

E．前払金	**6,127,826.34**	**1,123,598**	**1,441,644.37**	**264,340**
資産合計	**413,387,507.02**	**75,798,733**	**182,533,771.02**	**33,469,392**

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A．資本金および準備金		138,548,803.37	25,404,309	69,079,437.44	12,666,406
Ⅰ．払込資本金	10	13,742,000.00	2,519,733	13,738,000.00	2,519,000
Ⅱ．資本剰余金	11	92,553,616.17	16,970,631	22,636,000.00	4,150,537
Ⅲ．再評価積立金		0.00	0	0.00	0
Ⅳ．準備金	12	8,491,175.00	1,556,942	8,668,625.00	1,589,479
１．法定準備金		1,373,800.00	251,900	1,300,000.00	238,368
２．自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
３．定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
４．公正価値準備金を含むその他の準備金		7,117,375.00	1,305,042	7,368,625.00	1,351,111
ａ）その他の分配可能準備金		150,000.00	27,504	150,000.00	27,504
ｂ）その他の分配不能準備金		6,967,375.00	1,277,538	7,218,625.00	1,323,607
Ⅴ．繰越損益		214,262.44	39,287	24,133.30	4,425
Ⅵ．当期損益		23,547,749.76	4,317,715	24,012,679.14	4,402,965
Ⅶ．中間配当金		0.00	0	0.00	0
Ⅷ．資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B．引当金		43,124,292.43	7,907,270	21,183,815.51	3,884,264
１．年金および類似の債務に対する引当金		0.00	0	0.00	0
２．納税引当金	13	40,723,896.54	7,467,134	21,183,815.51	3,884,264
３．その他の引当金	14	2,400,395.89	440,137	0.00	0
C．債務		231,714,411.22	42,487,154	92,270,518.07	16,918,722
１．社債		0.00	0	0.00	0
２．金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
３．支払額		0.00	0	0.00	0
４．買掛金		0.00	0	0.00	0
５．未払為替手形		0.00	0	0.00	0
６．関連会社に対する債務	15,22	189,184,091.74	34,688,795	69,684,494.73	12,777,349
ａ）１年以内に期限到来		189,184,091.74	34,688,795	69,684,494.73	12,777,349
ｂ）１年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
８．その他の債務	16	42,530,319.48	7,798,359	22,586,023.34	4,141,373
ａ）税金債務		2,403,273.85	440,664	1,415,943.20	259,627
ｂ）社会保障債務		984,563.45	180,530	591,480.08	108,454
ｃ）その他の債務		39,142,482.18	7,177,166	20,578,600.06	3,773,292
ｉ）１年以内に期限到来		39,142,482.18	7,177,166	20,578,600.06	3,773,292
ｉｉ）１年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
D．繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		413,387,507.02	75,798,733	182,533,771.02	33,469,392

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
（2024年９月30日までの旧名称：ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ）
損益計算書
2024年12月31日および2023年12月31日に終了した年度

	注記	2024年１月１日から 2024年12月31日まで		2023年１月１日から 2023年12月31日まで	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
１．純取引高	17	815,396,455.95	149,511,094	786,338,511.80	144,183,030
４．その他の営業収益	18,22	22,415,125.62	4,110,037	8,658,578.57	1,587,637
５．原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	19	744,343,056.30	136,482,743	720,501,724.99	132,111,196
ａ）原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
ｂ）その他の外部費用		744,343,056.30	136,482,743	720,501,724.99	132,111,196
６．人件費	20	23,119,728.13	4,239,233	17,496,587.50	3,208,174
ａ）賃金および給与		19,588,891.81	3,591,819	14,985,495.20	2,747,740
ｂ）社会保障費		2,847,954.33	522,201	2,240,347.58	410,790
ⅰ）年金に関連するもの		1,987,164.09	364,366	1,545,672.85	283,415
ⅱ）その他の社会保障費		860,790.24	157,834	694,674.73	127,376
ｃ）その他の人件費		682,881.99	125,213	270,744.72	49,644
７．評価額調整	３，４	2,463,854.50	451,772	2,070,898.85	379,720
ａ）創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの		2,463,854.50	451,772	2,070,898.85	379,720
ｂ）流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
８．その他の営業費用	18,22	37,769,267.85	6,925,373	25,118,851.15	4,605,793
11．受取利息および類似収益		1,749,243.73	320,741	1,565,365.16	287,025
ａ）関連会社に関連するもの		1,174,744.82	215,401	1,175,599.77	215,558
ｂ）その他の受取利息および類似収益		574,498.91	105,340	389,765.39	71,467
14．支払利息および類似費用		23,877.87	4,378	2,466.51	452
ａ）関連会社に関連するもの		0.00	0	0.01	0
ｂ）その他の支払利息および類似費用		23,877.87	4,378	2,466.50	452
15．損益にかかる税金	13	8,293,290.89	1,520,658	7,359,247.39	1,349,392
16．税引後損益		23,547,749.76	4,317,715	24,012,679.14	4,402,965
17．上記科目に含まれないその他の税金		0.00	0	0.00	0
18．当期損益		23,547,749.76	4,317,715	24,012,679.14	4,402,965

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記－2024年12月31日

注１－概要

ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「ＵＢＳ ＦＭＬ」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年７月１日に設立されました。ＵＢＳ ＦＭＬは、ルクセンブルグで登記され、2010年８月１日に営業を開始しました。ＵＢＳ ＦＭＬは当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

ＵＢＳ ＦＭＬの登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ　Ｌ－1855、Ｊ．Ｆ．ケネディ通り33Ａ番です。

ＵＢＳ ＦＭＬの目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、ＵＢＳ ＦＭＬの目的は、2013年７月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第２章第５条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、ＵＢＳ ＦＭＬはまた、ポートフォリオ一任運用業務の認可を受けています。2022年10月26日以降、ＵＢＳ ＦＭＬの認可は、ＭｉＦＩＤ投資助言／ＲＴＯ業務に拡張されています。

ＵＢＳ ＦＭＬは、2016年４月28日以降、ＵＢＳアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、ＵＢＳグループの連結勘定に組み込まれています。ＵＢＳグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ　ＣＨ－8098、ＵＢＳグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

ＵＢＳ ＦＭＬは、オーストリア支店（2021年７月１日）、オランダ支店（2023年３月１日）、スウェーデン支店（2024年７月１日）およびスペイン支店（2024年８月１日）を設立しました。ＵＢＳ ＦＭＬの年次財務書類には、オーストリア支店、オランダ支店、スウェーデン支店およびスペイン支店の営業が含まれています。これらの支店の営業をルクセンブルグで適用される会計原則に適合させるために必要な調整が行われました。

2024年10月１日、ＵＢＳ ＦＭＬおよびクレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エス・エイ（以下「ＣＳＦＭ」といいます。）の臨時株主総会は、両者間で合意された共通の合併条件案をそれぞれ承認しました。これにより、同日付でＣＳＦＭがＵＢＳ ＦＭＬに吸収合併されました。同日、ＵＢＳ ＦＭＬの唯一の株主は、ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）への名称変更を決定しました。

合併日において、ＣＳＦＭの資産および負債は、当社の新規株式２株および株式プレミアム（注11）として計上される6,990万ユーロの合併プレミアムで現物出資されました。

注２－重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（ＥＵＲ）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これにしたがって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注３－無形資産

無形資産は、10年間にわたって償却されます。

	2024年12月31日 ユーロ	2023年12月31日 ユーロ
購入費用		
期首残高	24,500,777.39	0.00
追加	0.00	24,500,777.39
減損	0.00	0.00
期末残高	24,500,777.39	24,500,777.39
減価償却累計額		
期首残高	(2,041,731.50)	0.00
減価償却費	(2,450,077.80)	(2,041,731.50)
期末残高	(4,491,809.30)	(2,041,731.50)
簿価純額	20,008,968.09	22,459,045.89

注４－有形資産

	什器および その他の 有形資産 ユーロ	ＩＴ機器 ユーロ	合計 ユーロ
購入費用			
2024年１月１日現在	0.00	0.00	0.00
追加	5,803.15	46,431.67	52,234.82
売却	0.00	0.00	0.00
2024年12月31日現在	5,803.15	46,431.67	52,234.82
減価償却累計額			
2024年１月１日現在	5,803.15	23,364.20	29,167.35
追加	0.00	13,776.70	13,776.70
売却	0.00	0.00	0.00

2024年12月31日現在	5,803.15	37,140.90	42,944.05

2024年12月31日現在簿価純額	0.00	9,290.77	9,290.77
2023年12月31日現在簿価純額	0.00	23,067.47	23,067.47

有形資産は、28か月間または36か月間の経済的耐用年数にわたって償却されます。

注５－金融資産

その他の債権は、ウィーンの事務所に対するオーストリア支店の賃料保証金を表示しています。

注６－売掛金

103,242,532.50ユーロ（2023年：74,278,091.26ユーロ）の売掛金は、合併日である10月１日に組み入れられた旧ＣＳＦＭファンドを含む、ＵＢＳが出資するルクセンブルグ籍の投資信託からの未収運用報酬およびその他の未払手数料です。

注７－関連会社に対する債権

2024年12月31日現在、関連会社に対する債権82,887,284.95ユーロ（2023年：10,911,071.05ユーロ）は、その他のＵＢＳの事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。この残高には主に、2024年10月１日付でＣＳＦＭから加入したサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する債権71,855,513.47ユーロが含まれています（注22に詳述されています。）。

注８－投資

2024年12月31日および2023年12月31日現在、その他の投資残高は、運用目的の投資信託のために管理されＵＢＳが出資する事業体が保有する金融資産の評価を表しています。

注９－銀行預金および手元現金

137,886,020.88ユーロの手元現金には、ＵＢＳグループに帰属する事業体に預託された99,454,844.94ユーロ（2023年：33,226,735.33ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2024年12月31日	2023年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	7,269,639.07	3,652,986.98
ＵＢＳヨーロッパＳＥ	143,437.26	0.00
ＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店	92,041,768.61	29,573,748.35
その他の銀行	38,431,175.94	16,882,140.38
残高	137,886,020.88	50,108,875.71

注10－発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、１株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2023年３月１日現在、臨時株主総会は、１株当たり2,000.00ユーロの株式369株の発行による738,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2024年10月１日現在、臨時株主総会は、１株当たり2,000.00ユーロの株式２株の発行による4,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2024年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,742,000.00ユーロであり、１株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式6,871株に表章されています。

注11－株式プレミアム

2024年12月31日現在、当社の株式プレミアムの金額は、92,553,616.17ユーロ（2023年：22,636,000.00ユーロでした。

2024年10月１日、ＣＳＦＭの資産および負債は、当社の新規株式２株および株式プレミアムとして計上される69.9百万ユーロの合併プレミアムで現物出資されました。

注12－準備金

損益の配分は、2024年４月24日現在の唯一の株主の決定に基づいています：

ユーロ	発行済資本金	株式プレミアム	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2023年12月31日現在	13,738,000.00	22,636,000.00	13,000,000.00	7,368,625.00	24,133.30	24,012,679.14	69,079,437.44
2023年の利益配分				(1,300,000.00)	190,129.14	(12,679.14)	(1,122,550.00)
			73,800.00	1,048,750.00			1,122,550.00
配当分配金						(24,000,000.00)	(24,000,000.00)
株式プレミアム		69,917,616.17					69,917,616.17
資本注入	4,000.00						4,000.00
当期利益						23,547,749.76	23,547,749.76
2024年12月31日現在	13,742,000.00	92,553,616.17	1,373,800.00	7,117,375.00	214,262.44	23,547,749.76	138,548,803.37

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年８月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも５％を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10％に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の５倍の金額に相当する分類不能な特別準備金が５年間にわたって設定されていることを条件に、富裕税を減額することを規定しています。当該準備金は、「その他の準備金」に含められます。2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降の富裕税の減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることにしました。

株主は、2024年４月24日の総会において、2023年の収益から1,048,750.00ユーロを当該特別準備金に割り当てることを決定しました。2024年12月31日現在、特別準備金の総額は、2019年度の1,300,000.00ユーロの解除を考慮に入れた上で、6,967,375.00ユーロとなります。

富裕税準備金	ユーロ
2020年度の特別準備金	1,103,000.00
2021年度の特別準備金	1,456,000.00
2022年度の特別準備金	1,964,625.00
2023年度の特別準備金	1,395,000.00
2024年度の特別準備金	1,048,750.00
合計	6,967,375.00

注13－課税

当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

2024年10月１日、当社は、2022年度、2023年度および2024年１月１日から2024年９月30日までの会計期間にかかるＣＳＦＭの前払税金および納税引当金を吸収しました。

2024年12月31日現在、62,835,049.05ユーロのその他の債権（Ｄ.４.ｂ）には、2023年および2024年のＣＩＴ／ＭＢＴに関する前払税金が反映されています（2023年：2022年および2023年のＣＩＴ／ＭＢＴに関する23,131,400.53ユーロ）。

同日において、40,723,896.54ユーロの納税引当金（Ｂ.２）には、2023年および2024年のＣＩＴ／ＭＢＴに関する未決済の引当金が反映されています（2023年：2022年および2023年のＣＩＴ／ＭＢＴに関する21,183,815.51ユーロ）。

ユーロ	ＣＩＴ／ＭＢＴ	ＮＷＴ	合計
2023年12月31日現在の納税引当金	21,183,815.51	－	21,183,815.51
前年の課税評価額の支払い	(13,495,308.79)	－	(13,495,308.79)
2024年の税金費用	8,293,290.89	－	8,293,290.89
ＣＳＦＭの出資	24,339,153.92	402,945.00	24,742,098.92
2024年12月31日現在の納税引当金	40,320,951.54	402,945.00	40,723,896.54

ユーロ	ＣＩＴ／ＭＢＴ	ＮＷＴ	合計
2023年12月31日現在の納税引当金	23,131,400.53	－	23,131,400.53
ＣＳＦＭの出資	46,723,599.66	－	46,723,599.66
前年の課税評価額の支払い	(13,261,218.76)	－	(13,261,218.76)
2024年前払金	6,241,267.62	－	6,241,267.62
2024年12月31日現在の前払税金	62,835,049.05	－	62,835,049.05

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

2023年12月22日付で、ルクセンブルクは、経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」といいます。）の税源浸食および利益移転（以下「ＢＥＰＳ」といいます。）に関する第２の柱モデルルール（以下「第２の柱ルール」といいます。）に準拠した、新たなグローバル最低税率ルールを制定しました。この法律は、2024年12月20日付でさらに改正され、所得合算ルール（以下「ＩＩＲ」といいます。）、軽課税所得ルール（以下「ＵＴＰＲ」といいます。）および適格国内ミニマムトップアップ税（以下「ＱＤＭＴＴ」といいます。）の導入が含まれます。これらのルールは、ＯＥＣＤの第２の柱モデルルールに基づき、当グループが事業を展開する各法域に適用される最低15%の実効税率を課しています。

2024年12月31日に終了した会計年度において、当社は、ＩＩＲおよびＱＤＭＴＴの適用範囲に該当します。当グループが実施した分析に基づき、当社はグループの構成事業体としての資格を有し、グループ内の低税率の構成事業体に対する課税権を有しません。

ルクセンブルクは、2026年12月31日以前に開始する会計年度に適用される、国別セーフハーバー（以下「ＴＳＨ」といいます。）移行ガイダンスも採用しています。ＴＳＨは、一定の基準が満たされた場合、管轄区域内で適用されるグローバル最低税率ルールを制限します。

当グループは、2024年12月31日に終了した年度についてＴＳＨ分析を実施しており、ルクセンブルクおよび支店の管轄区域においてＴＳＨの要件を満たしているため、ＱＤＭＴＴは発生しません。その前提に基づき、2024年12月31日に終了した年度において第２の柱に関連する当期税金費用は、当社に発生していません。

注14－その他の引当金

その他の引当金には、退職金引当金が含まれています。

注15－関連会社に対する債務

2024年12月31日現在、189,184,091.74ユーロの関連会社に対する債務には、ＵＳＢファンドの未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬ならびに総額71,791,010.61ユーロのサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する費用（注22に詳述されています。）が含まれています。

注16－その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2024年	2023年
給与にかかる源泉徴収税	483,563.32	136,932.83
付加価値税	1,919,710.53	1,279,010.37
税金合計	2,403,273.85	1,415,943.20
社会保障費	984,563.45	591,480.08
給与およびボーナス引当金	7,389,030.77	3,015,990.51
専門家報酬	2,152,829.52	614,294.10
キャップ費用＊	3,040,558.97	841,493.68
集団訴訟	864,659.05	3,577,064.26
委託された役割からの業務	23,149,649.08	10,407,915.96
その他＊＊	2,545,754.79	2,121,841.55
その他合計	39,142,482.18	20,578,600.06
その他の債務合計	42,530,319.48	22,586,023.34

＊特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

＊＊「その他」には、ファンド・プラットフォームの未決済報酬に関する追加の見越額が反映されています。

注17－純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記19「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2024年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、815,396,455.95ユーロ（2023年：786,338,511.80ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	ＡＩＦ
Ａｌｐｉｎｕｍ ＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ	x
ＡＰＰＩＡグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオA S.C.S.,ＳＩＣＡＶ－ＦＩＳ	x
ＡＰＰＩＡグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオS.C.A.,ＳＩＣＡＶ－ＦＩＳ	x
ＡＰＰＩＡ Ⅱグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーＳＣＡ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
ＡＰＰＩＡ Ⅱグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオＳＣＳｐ	x
ＡＰＰＩＡ Ⅲグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーＳＣＡ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
ＡＰＰＩＡ Ⅲグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオＳＣＳｐ	x
ＡＰＰＩＡインフラストラクチャー・コインベスト ＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
ＡＰＰＩＡ Ⅳグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーＳＣＡ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
ＡＰＰＩＡ Ⅳグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
Ａｒｃｈｍｏｒｅインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム, ＳＣＡ－ＳＩＣＡＶ ＳＩＦ	x
Ａｒｃｈｍｏｒｅインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドⅢ－ファンドＢ（USD）ＳＣＳｐ	x
Ａｒｃｈｍｏｒｅインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドⅢ－ファンドＣ（EUR）ＳＣＳｐ	x
Ａｒｃｈｍｏｒｅ ＳＣＳｐ, ＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ	x
アトラス・グローバル・マクロＲＡＩＦ	x
ＢＣＢ&パートナーズ・ファンドＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ	x
ＢＣＣインベストメント・パートナーズＳＩＣＡＶ	
ＢＯＳインターナショナル・ファンド	
ＢＰＥＲインターナショナルＳＩＣＡＶ	
クローバー・プライベート・クレジット・オポチュニティーズ（Lux）Ⅲ ＳＣＳＰ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
クレディ・スイス・インデックス・ファンド（Lux）	
クレディ・スイス・ロジスティクス・プロパティ・パートナーズ	x
クレディ・スイス・ノヴァ（Lux）	x
クレディ・スイス・ヴィルトゥオーソＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ	x
ＣＳアドバンテージ（Lux）	x

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	ＡＩＦ
ＣＳ ＩＬＳ ＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ	x
ＣＳインベストメント・ファンズ1	
ＣＳインベストメント・ファンズ2	
ＣＳインベストメント・ファンズ3	
ＣＳインベストメント・ファンズ4	
ＣＳリアル・エステートＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ Ｉ	x
エコ・トランスポート（Lux）ファンドＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
ヨーロピアン・インフラストラクチャー・パラレル・ファンド ＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
ヨーロピアン・ライフ・サイエンシーズ・プロパティ ＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
フォーカストＳｉｃａｖ	
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	
グローバル・プライベート・エクイティ・グロースⅣ ＳＣＳｐ－ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
エスペランジュ・ファンドＳＣＳｐ, ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
ＨＨＰＥファンドＳＣＡ, ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
インベストメント・アクセスＩ ＳＩＣＡＶ ＳＩＦ	x
インベストメント・アクセスⅡ ＳＩＣＡＶ ＲＡＩＦ	x
ユスケＳＩＣＡＶ	
Ｋｅｒｓｉｏ Ｌｕｘ	
ラグナ・ダイレクト・レンディング・ファンドＩ（Lux）ＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	x
メディオバンカ／ＵＢＳ（Lux）グローバル・リアル・エステート・コインベストメント・オポチュニティーズ ＳＣＡ ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x/*
ミグロス・バンク（Lux）Ｆｏｎｄｓ	
マルチ・マネージャー・アクセス	
マルチ・マネージャー・アクセスⅡ	
ニュー・スタイルＳ.à ｒ.ｌ., ＳＩＣＡＶ－ＲＡＩＦ	x
ＯｎＣａｐｉｔａｌ ＳＩＣＡＶ	
プライベート・エクイティ（Lux）エバーグリーン・セカンダリー・ファンド	x
ＳＤＧアウトカムズ・ファンドＳＣＳｐ, ＳＩＣＡＶ－ＳＩＦ	x
ＳＦ（Lux）ＳＩＣＡＶ２	
ＳＦ（Lux）ＳＩＣＡＶ３	x

Ｓｔｅｌｉ（Lux）Ｓｉｃａｖ	
ＵＢＳ（Lux）Ａｒｃｈｍｏｒｅインフラストラクチャー・デット・プラットフォームS.C.A.,ＳＩＣＡＶ−ＲＡＩＦ	x/*
ＵＢＳ（Lux）ボンドＳｉｃａｖ	
ＵＢＳ（Lux）エクイティＳｉｃａｖ	
ＵＢＳ（Lux）ファンド・ソリューションズ	
ＵＢＳ（Lux）グローバル・リビング・ファンド・エス・エイＳＩＣＡＶ−ＲＡＩＦ	x
ＵＢＳ（Lux）インスティテューショナルＳＩＣＡＶ	
ＵＢＳ（Lux）インベストメントＳｉｃａｖ	
ＵＢＳ（Lux）キー・セレクションＳｉｃａｖ	
ＵＢＳ（Lux）プライベート・エクイティ・グロウスVＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ−ＲＡＩＦ	x

ＵＢＳ（Lux）プライベート・マーケッツ	x
ＵＢＳ（Lux）リアル・エステート・ファンズ・セレクション	x
ＵＢＳ（Lux）Ｓｉｃａｖ１	
ＵＢＳ（Lux）ストラテジーＳｉｃａｖ	
ＵＢＳ（Lux）ストラテジー・エクストラＳｉｃａｖ	x
ＵＢＳグローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIIIフィーダーＳＣＡ，ＳＩＣＡＶ−ＳＩＦ	x
ＵＢＳグローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIIIＳＬＰ−ＳＩＦ	x
ＶＡＬＯＲＩ ＳＩＣＡＶ	

契約ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	ＡＩＦ
A&Q（Lux）セレクトＦＣＰ ＲＡＩＦ	x
ＡｅＫ Ｗｉｅｎ ＳＩＦ	x
ボンド・ストラテジーＦＣＰ−ＲＡＩＦ	x
コンスタンス・ロング・ターム・ボンド	x
ＣＳインベストメント・ファンズ13	
ＣＳインベストメント・ファンズ14	
フォーカスト・ファンド	
ルクセンブルグ・プレイスメント・ファンド	
ルクセンブルグ・セレクション・ファンド	
ＵＢＳ（Lux）ボンド・ファンド	
ＵＢＳ（Lux）エマージング・エコノミーズ・ファンド	
ＵＢＳ（Lux）エクイティ・ファンド	
ＵＢＳ（Lux）インフラストラクチャー・コインベストＳＣＳｐ ＳＩＣＡＶ−ＳＩＦ	x/*
ＵＢＳ（Lux）インスティテューショナル・ファンド	
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド	
ＵＢＳ（Lux）ストラテジー・ファンド	
ヴィクトリアIIファンド	x
Ｚｉｌｕｘ ＦＣＰ−ＳＩＦ	x

契約ストラクチャー（フランス籍）	ＡＩＦ
Ａｒｃｈｍｏｒｅインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム−ハイ・イールド・クレジット	x
インフラストラクチャー・デット・プラットフォームIIフォンドゥ・プロフェッショネル・スペシャリゼ	x

「x」はＡＩＦを表します
「*」はまだ設定されていないＡＩＦ／ＵＣＩＴＳまたは資産なしで設定されたものを表します

注18－その他の営業収益および費用

22,415,125.62ユーロのその他の営業収益には、主に他のＵＢＳ事業体に提供されたサービスに対するグループ間相互手数料が反映されており、これにはサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する按分された再請求の金額としての11,713,395.79ユーロが含まれています（注22に詳述されています。）。

11,679,108.41ユーロの営業費用は、サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する按分された再請求の金額を表しています（注22に詳述されています。）。

グループ費用には、主に、他のＵＢＳ事業体から運用およびインフラ整備のために受領したサービスに対するグループ間相互手数料の増加が反映されています。

関連する付加価値税は、その他の営業費用－その他に計上されます。

ユーロ	2024年度	2023年度
サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド	11,679,108.41	0.00
グループ費用	18,114,210.16	18,099,092.08
専門家報酬	2,570,265.76	2,177,788.48
その他の営業費用－その他	5,405,683.52	4,841,970.59
その他の営業費用合計	37,769,267.85	25,118,851.15

注19－原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

744,343,056.30ユーロ（2023年：720,501,724.99ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務または販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表しています。

注20－人件費

当社は、当事業年度中に平均109名（2023年：100名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2024年末現在、129名の従業員が雇用されており、そのうち女性が54名および男性が75名（2023年12月31日：女性43名／男性57名）、ルクセンブルグ大公国民が６名および他国民が123名（2023年12月31日：ルクセンブルグ国民５名／他国民95名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は860,790.24ユーロ（2023年：694,674.73ユーロ）です。

注21－取締役会および理事会に関する情報

2024年12月31日現在、理事会は11名の構成員から成り立ちます（2023年：10名）。

ＵＢＳ関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役には、報酬が支払われました。

2024年度中、理事会、支店長および社外取締役は、職務への報酬として4,267,196.50ユーロ（2023年：2,614,221.17ユーロ）を受領しました。

注22－サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド

2024年10月１日現在、当社は、清算中の３つのサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド（以下「ＳＣＦＦ」といいます。）を含むＣＳＦＭファンド・ストラクチャーを組み入れました。清算にあたり、当社を含むＵＢＳ ＡＧの子会社は、提供済および進行中のサービスにかかる費用をＳＣＦＦに代わって負担しました。これらの費用はＳＣＦＦへの再請求に関連するものであり、主に、事業再編および回復活動のための助言費用、調査費用、プロジェクト管理費用ならびにＳＣＦＦが現在も保有する資産を支えるプラットフォームを維持するための運営費用に関連しています。

2024年10月１日現在、ＳＣＦＦへの按分された再請求の金額は、11,713,395.79ユーロが「その他の営業収益」（注18）に計上されています。2024年12月31日現在、「関連会社に対する債権」（注７）の一部として計上された71,855,513.47ユーロの金額は、未発行の請求書48,094,431.36ユーロおよび未収金23,761,082.12ユーロを表しています。

2024年10月１日現在、当社によって按分された費用は、11,679,108.41ユーロの金額が「その他の営業費用」（注18）に計上されています。2024年12月31日現在、「関連会社に対する債務」（注15）の一部として計上された71,791,010.61ユーロの金額は、ＵＢＳ ＡＧの子会社によって再請求されると見込まれる費用48,058,241.36ユーロおよび未払金23,761,082.12ユーロを表しています。

注23－後発事象

ミヒャエル・ケールは、当社の取締役および会長としての彼の権限を、2025年１月31日付で終了させます。

次へ

UBS

Balance Sheet – Assets

	Notes	31.12.2024	31.12.2023
A. Subscribed capital unpaid		**0.00**	**0.00**
B. Formation expenses		**0.00**	**0.00**
C. Fixed assets		**20,031,006.76**	**22,494,861.26**
I. Intangible assets		20,008,968.09	22,459,045.89
1. Costs of development		0.00	0.00
2. Concessions, patents, licences, trade marks and similar rights and assets, if they were		0.00	0.00
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		0.00	0.00
b) created by the undertaking itself		0.00	0.00
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3	20,008,968.09	22,459,045.89
II. Tangible assets	4	9,290.77	23,067.47
1. Land and buildings		0.00	0.00
2. Plant and machinery		0.00	0.00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		9,290.77	23,067.47
III. Financial assets	5	12,747.90	12,747.90
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Loans to affiliated undertakings		0.00	0.00
3. Participating interests		0.00	0.00
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
5. Investments held as fixed assets		0.00	0.00
6. Other loans		12,747.90	12,747.90
D. Current assets		**387,228,673.92**	**158,597,265.39**
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		249,175,773.24	108,336,736.32
1. Trade debtors	6	103,242,532.50	74,278,091.26
a) becoming due and payable within one year		103,242,532.50	74,278,091.26
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	7, 22	82,887,284.95	10,911,071.05
a) becoming due and payable within one year		82,887,284.95	10,911,071.05
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
4. Other debtors		63,045,955.79	23,147,574.01
a) becoming due and payable within one year		210,906.74	16,173.48
b) becoming due and payable after more than one year	13	62,835,049.05	23,131,400.53
III. Investments	8	166,879.80	151,653.36
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		166,879.80	151,653.36
IV. Cash at bank and in hand	9	137,886,020.88	50,108,875.71
E. Prepayments		**6,127,826.34**	**1,441,644.37**
TOTAL ASSETS		**413,387,507.02**	**182,533,771.02**

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.

UBS

Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2024	31.12.2023
A. Capital and reserves		**138,548,803.37**	**69,079,437.44**
I. Subscribed capital	10	13,742,000.00	13,738,000.00
II. Share premium account	11	92,553,616.17	22,636,000.00
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	12	8,491,175.00	8,668,625.00
1. Legal reserve		1,373,800.00	1,300,000.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		7,117,375.00	7,368,625.00
a) other available reserves		150,000.00	150,000.00
b) other non available reserves		6,967,375.00	7,218,625.00
V. Profit or loss brought forward		214,262.44	24,133.30
VI. Profit or loss for the financial year		23,547,749.76	24,012,679.14
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		**43,124,292.43**	**21,183,815.51**
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	13	40,723,896.54	21,183,815.51
3. Other provisions	14	2,400,395.89	0.00
C. Creditors		**231,714,411.22**	**92,270,518.07**
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings	15, 22	189,184,091.74	69,684,494.73
a) becoming due and payable within one year		189,184,091.74	69,684,494.73
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
8. Other creditors	16	42,530,319.48	22,586,023.34
a) Tax authorities		2,403,273.85	1,415,943.20
b) Social security authorities		984,563.45	591,480.08
c) Other creditors		39,142,482.18	20,578,600.06
i) becoming due and payable within one year		39,142,482.18	20,578,600.06
ii) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
D. Deferred income		**0.00**	**0.00**
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		**413,387,507.02**	**182,533,771.02**

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.

UBS

Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2024 -31.12.2024	1.1.2023 -31.12.2023
1. Net turnover	17	**815,396,455.95**	**786,338,511.80**
4. Other operating income	18, 22	**22,415,125.62**	**8,658,578.57**
5. Raw materials and consumables and other external expenses	19	**744,343,056.30**	**720,501,724.99**
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		744,343,056.30	720,501,724.99
6. Staff costs	20	**23,119,728.13**	**17,496,587.50**
a) Wages and salaries		19,588,891.81	14,985,495.20
b) Social security costs		2,847,954.33	2,240,347.58
i) relating to pensions		1,987,164.09	1,545,672.85
ii) other social security costs		860,790.24	694,674.73
c) Other staff costs		682,881.99	270,744.72
7. Value adjustments	3,4	**2,463,854.50**	**2,070,898.85**
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		2,463,854.50	2,070,898.85
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	18, 22	**37,769,267.85**	**25,118,851.15**
11. Other interest receivable and similar income		**1,749,243.73**	**1,565,365.16**
a) derived from affiliated undertakings		1,174,744.82	1,175,599.77
b) other interest and similar income		574,498.91	389,765.39
14. Interest payable and similar expenses		**23,877.87**	**2,466.51**
a) concerning affiliated undertakings		0.00	0.01
b) other interest and similar expenses		23,877.87	2,466.50
15. Tax on profit or loss	13	**8,293,290.89**	**7,359,247.39**
16. Profit or loss after taxation		**23,547,749.76**	**24,012,679.14**
17. Other taxes not shown under above items		**0.00**	**0.00**
18. Profit or loss for the financial year		**23,547,749.76**	**24,012,679.14**

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.

UBS

Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as" UBS FML", was created on 1 July 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. Registered in Luxembourg, UBS FML began operating on 1 August 2010. UBS FML was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered Office of USB FML is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of UBS FML is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated 17 December 2010, relating to undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010").

Since 30 October 2013, the purpose of UBS FML is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated 12 July 2013, relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since 19 December 2018, UBS FML is also licensed for discretionary portfolio mandates. Since 26 October 2022, UBS FML's license has been extended to MiFID Investment Advisor/RTO services.

Since 28 April 2016, UBS FML is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group's consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

UBS FML established a Branch in Austria (1 July 2021), a Branch in the Netherlands (1 March 2023), a Branch in Sweden (1 July 2024), a Branch in Spain (1 August 2024). UBS FML's financial statements include the operations of Austria, Netherlands, Sweden, Spain Branches. The necessary adjustments have been made to adapt the Branches operations into the accounting principles applicable in Luxembourg.

On 1 October 2024, an extraordinary general meeting of shareholders of UBS FML and Credit Suisse Fund Management S.A. ("CSFM"), respectively, approved the draft common terms of merger agreed between the two entities. This resulted in the merger by absorption of CSFM into UBS FML with effect on that date. On the same day the sole shareholder of UBS FML decided to change the name into UBS Asset Management (Europe) S.A., hereinafter referred to as the" Company.

At the merger date, assets and liabilities of CSFM were contributed in kind with the issuance of (2) two new shares of the Company and a merger premium of EUR 69.9 million recorded as share premium (Note 11).

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.

UBS

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.

The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivables are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.

UBS

Note 3 – Intangible assets

Intangible assets are being depreciated over 10 years.

	31/12/2024	31/12/2023
Purchase cost		
Opening balance	24,500,777.39	0.00
Additions	0.00	24,500,777.39
Impairment	0.00	0.00
Closing balance	24,500,777.39	24,500,777.39
Accumulated depreciation		
Opening balance	-2,041,731.50	0.00
Depreciation	-2,450,077.80	-2,041,731.50
Closing balance	-4,491,809.30	-2,041,731.50
Net book value	**20,008,968.09**	**22,459,045.89**

Note 4 – Tangible assets

	Furniture and other tangible assets	IT Equipment	Total
Purchase cost			
At 01.01.2024	0.00	0.00	0.00
Additions	5,803.15	46,431.67	52,234.82
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2024	5,803.15	46,431.67	52,234.82
Accumulated depreciation			
At 01.01.2024	5,803.15	23,364.20	29,167.35
Additions	0.00	13,776.70	13,776.70
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2024	5,803.15	37,140.90	42,944.05
Net book value at 31.12.2024	**0.00**	**9,290.77**	**9,290.77**
Net book value at 31.12.2023	**0.00**	**23,067.47**	**23,067.47**

Tangible assets are depreciated over their useful economic lives, either 28 or 36 months.

Note 5 – Financial assets

The other loans represent the Austrian branch rent guarantee deposit for the offices in Vienna.

UBS

Note 6 – Trade debtors

Trade debtors amounting to EUR 103,242,532.50 (2023: EUR 74,278,091.26) represent accrued management fee and other commission receivables from the UBS sponsored Luxembourg based funds, including former CSFM funds onboarded at merger date 01 October 2024.

Note 7 – Amounts owed by affiliated undertakings

As of 31 December 2024, amounts owed by affiliated undertakings amounting to EUR 82,887,284.95 (2023: EUR 10,911,071.05) represent the recoverable of costs for services provided to other UBS entities. The balance mainly includes accrued receivable of EUR 71,855,513.47 in relation to the Supply Chain Finance Funds onboarded as of 1 October 2024 from CSFM (Note 22 for further details).

Note 8 – Investments

As of 31 December 2024 and 2023, the other investments balance represents the valuation of financial assets held in managed and UBS sponsored undertakings for collective investments for operational purposes.

Note 9 – Cash at bank and in hand

Cash reserves of EUR 137,886,020.88 include an amount of EUR 99,454,844.94 (2023: EUR 33,226,735.33) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	31.12.2024	31.12.2023
UBS AG	7,269,639.07	3,652,986.98
UBS Europe SE	143,437.26	0.00
UBS Europe SE, Luxembourg branch	92,041,768.61	29,573,748.35
Other banks	38,431,175.94	16,882,140.38
Balance	**137,886,020.88**	**50,108,875.71**

Note 10 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid-up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

On 30 October 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00.

On 1 March 2023, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 738,000.00 through the issuance of 369 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

On 1 October 2024, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 4,000.00 through the issuance of 2 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

UBS

As of 31 December 2024, the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,742,000.00 divided into 6,871 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

Note 11 – Share premium

As of 31 December 2024, the share premium of the Company amounts to EUR 92,553,616.17 (2023: EUR 22,636,000.00).

On 1 October 2024, assets and liabilities of CSFM were contributed in kind with the issuance of (2) two new shares of the Company and a merger premium of EUR 69.9 million recorded as share premium.

Note 12 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the sole shareholder as of 24 April 2024:

EUR	Subscribed capital	Share premium	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward	Profit for the financial year	Total equity
31.12.2023	**13,738,000.00**	**22,636,000.00**	**1,300,000.00**	**7,368,625.00**	**24,133.30**	**24,012,679.14**	**69,079,437.44**
Allocation of 2023 profit			73,800.00	-1,300,000.00 1,048,750.00	190,129.14	-12,679.14	-1,122,550.00 1,122,550.00
Dividend paid						-24,000,000.00	-24,000,000.00
Share premium		69,917,616.17					69,917,616.17
Capital injection	4,000.00						4,000.00
Profit of the financial year						23,547,749.76	23,547,749.76
31.12.2024	**13,742,000.00**	**92,553,616.17**	**1,373,800.00**	**7,117,375.00**	**214,262.44**	**23,547,749.76**	**138,548,803.37**

Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the net worth tax on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. This reserve is included under "Other reserves". On 19 November 2015, the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the Net Wealth Tax is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).

The shareholder decided on the General Assembly of 24 April 2024, to allocate EUR 1,048,750.00 to this special reserve out of the 2023 profit. Considering the release for 2019 EUR 1,300,000.00, the special reserve amounts to EUR 6,967,375.00 as of 31 December 2024.

Net Wealth Tax Reserve	EUR
Special reserve 2020	1,103,000.00
Special reserve 2021	1,456,000.00
Special reserve 2022	1,964,625.00
Special reserve 2023	1,395,000.00
Special reserve 2024	1,048,750.00
Total	**6,967,375.00**

Note 13 – Taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.

On 1 October 2024, the Company absorbed tax advances and tax provisions of CSFM for the years 2022, 2023 and the financial period 1 January 2024 until 30 September 2024.

As of 31 December 2024, Other debtors (D.4.b) amounting to EUR 62,835,049.05 reflects tax advances for CIT/MBT 2023 and 2024 (2023: EUR 23,131,400.53 for CIT/MBT 2022 and 2023).

On the same date, Provision for taxation (B.2) amounting to EUR 40,723,896.54 reflects open provisions for CIT/MBT 2023 and 2024 (2023: EUR 21,183,815.51 for CIT/MBT 2022 and 2023).

	CIT/MBT	NWT	TOTAL
TAX Provision as of 31.12.2023	21,183,815.52	-	21,183,815.52
Tax assessment previous year	-13,495,308.79	-	-13,495,308.79
Tax Expenses 2024	8,293,290.89	-	8,293,290.89
CSFM Contribution	24,339,153.92	402,945.00	24,742,098.92
Tax Provision as of 31.12.2024	**40,320,951.54**	**402,945.00**	**40,723,896.54**

Tax Advances as of 31.12.2023	23,131,400.53	-	23,131,400.53
CSFM Contribution	46,723,599.66	-	46,723,599.66
Tax assessment previous year	-13,261,218.76	-	-13,261,218.76
Advance payments 2024	6,241,267.62	-	6,241,267.62
Tax Advance as of 31.12.2024	**62,835,049.05**	**-**	**62,835,049.05**

UBS

All branches of the Company are considered as permanent establishments for tax purposes in their local countries and follow the tax regulation and tax rates enacted in their respective regulatory territory.

On 22 December 2023, Luxembourg enacted new global minimum tax rules to align with the Organization for Economic Co-operation and Development ("OECD") Base Erosion and Profit Shifting ("BEPS") Pillar 2 model rules ("Pillar 2 rules"). The Law, as further amended on 20 December 2024, includes the implementation of an income inclusion rule ("IIR"), undertaxed profits rules ("UTPR") and qualified domestic minimum top-up tax ("QDMTT"). The rules impose a minimum 15% effective tax rate, based on the OECD's Pillar Two Model Rules, applicable in each jurisdiction in which the Group operates.

For the fiscal year ended 31 December 2024, the Company falls within the scope of the IIR and QDMTT. Based on the analysis performed by the Group, the Company qualifies as a Constituent Entity of the Group, without taxing rights towards any low-taxed Constituent Entities of the Group.

Luxembourg has also adopted the Transitional Country-by-Country Safe Harbor ("TSH") guidance applicable for the fiscal years beginning on or before 31 December 2026. The TSH limit the applicable of the global minimum tax rules within a jurisdiction should certain criteria be met.

The Group has performed the TSH analysis for year ended 31 December 2024 and the Group qualifies for the TSH in Luxembourg and the jurisdictions of the Branches, so that no QDMTT should be incurred. On that basis, no current tax expense related to Pillar 2 is incurred by the Company in year ended 31 December 2024.

Note 14 – Other provision

Other provision includes accruals for severance.

Note 15 – Amounts owed to affiliated undertakings

As of 31 December 2024, amounts due to affiliated undertakings amounting to EUR 189,184,091.74 include accruals for the portfolio management and distributions fees for UBS funds as well as total expenses of EUR 71,791,010.61 in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22 for further details).

UBS

Note 16 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

	2024	2023
Withholding tax on salaries	483,563.32	136,932.83
VAT	1,919,710.53	1,279,010.37
Total Tax authorities	**2,403,273.85**	**1,415,943.20**
Social Security authorities	**984,563.45**	**591,480.08**
Salary and bonus provisions	7,389,030.77	3,015,990.51
Professional services	2,152,829.52	614,294.10
Capping fees*	3,040,558.97	841,493.68
Class action	864,659.05	3,577,064.26
Services from delegated functions	23,149,649.08	10,407,915.96
Others **	2,545,754.79	2,121,841.55
Total Other creditors	**39,142,482.18**	**20,578,600.06**
Total Other creditors	**42,530,319.48**	**22,586,023.34**

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.

**Others reflect additional accruals for outstanding fees due to fund platforms.

UBS

Note 17 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 19, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending 31 December 2024, the Company earned gross revenues of EUR 815,396,455.95 (2023: EUR 786,338,511.80) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures - Luxembourg based	AIF
Alpinum SICAV-SIF	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio A S.C.S., SICAF-RIS	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A., SICAV-RIS	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio SCSp	x
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x
APPIA III Global Infrastructure Portfolio SCSp	x
APPIA Infrastructure Co-Invest SCSp SICAV-RAIF	x*
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x*
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio SCSp SICAV-RAIF	x*
Archmore Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV SIF	x
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund B (USD) SCSp	x
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund C (EUR) SCSp	x
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x
Atlas Global Macro RAIF	x
BCB & Partners Fund SICAV-SIF	x
BCC Investment Partners SICAV	
BOS International Fund	
BPER International SICAV	
Clover Private Credit Opportunities (Lux) III SCSP SICAV-RAIF	x*
Credit Suisse Index Fund (Lux)	
Credit Suisse Logistics Property Partners	x
Credit Suisse Nova (Lux)	x
Credit Suisse Virtuoso SICAV-SIF	x
CS Advantage (Lux)	x
CS ILS SICAV-SIF	x
CS Investment Funds 1	
CS Investment Funds 2	
CS Investment Funds 3	
CS Investment Funds 4	
CS Real Estate SICAV - SIF I	x
Eco Transport (Lux) Fund SCSp SICAV-RAIF	x*
European Infrastructure Parallel Fund SCSp SICAV-RAIF	x
European Life Sciences Property SCSp SICAV-RAIF	x*
Focused Sicav	
Global Opportunities Access	
Global Private Equity Growth IV SCSp SICAV-SIF	x

Corporate Structures - Luxembourg based *Continued*	AIF
HESPERANGE FUND SCSp, SICAV-RAIF	x
HHPE Fund SCA, SICAV-RAIF	x
Investment Access I SICAV SIF	x
Investment Access II SICAV RAIF	x
Jyske SICAV	
Kensio Lux	
Laguna Direct Lending Fund I (Lux) SCSp SICAV - RAIF	x
Manager Opportunities Access	x
Mediobanca /UBS (Lux) Global Real Estate Co-investment Opportunities SCA SICAV-RAIF	x*
Migros Bank (Lux) Fonds	
Multi Manager Access	
Multi Manager Access II	
New Style S.à r.l., SICAV-RAIF	x
OnCapital SICAV	
Private Equity (Lux) Evergreen Secondary Fund	x
SDG Outcomes Fund SCSp, SICAV-RAIF	x
SF (Lux) SICAV 2	
SF (Lux) SICAV 3	x
Steli (Lux) Sicav	
UBS (Lux) Archmore Infrastructure Debt Platform S.C.A., SICAV-RAIF	x*
UBS (Lux) Bond Sicav	
UBS (Lux) Equity Sicav	
UBS (Lux) Fund Solutions	
UBS (Lux) Global Living Fund S.A. SICAV-RAIF	x
UBS (Lux) Institutional SICAV	
UBS (Lux) Investment Sicav	
UBS (Lux) Key Selection Sicav	
UBS (Lux) Private Equity Growth V SCSp SICAV-SIF	x
UBS (Lux) Private Markets	x
UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x
UBS (Lux) Sicav I	
UBS (Lux) Strategy Sicav	
UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav	x
UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x
UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x
VALORI SICAV	

Contractual Structures - Luxembourg based	AIF
ABQ (Lux) Select FCP RAIF	x
AeK Wien SIF	x
Bond Strategy FCP-RAIF	x
Constance Long Term Fund	x
CS Investment Funds 13	
CS Investment Funds 14	
Focused Fund	
Luxembourg Placement Fund	
Luxembourg Selection Fund	

Contractual Structures - Luxembourg *Continued*	AIF
UBS (Lux) Bond Fund	
UBS (Lux) Emerging Economies Fund	
UBS (Lux) Equity Fund	
UBS (Lux) Infrastructure Co-Invest SCSp SICAV-SIF	x*
UBS (Lux) Institutional Fund	
UBS (Lux) Money Market Fund	
UBS (Lux) Strategy Fund	
Victoria II Fund	x
Zilux FCP-SIF	x

Contractual Structures - France based	AIF
Archmore Infrastructure Debt Platform - High Yield Credit	x
Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x

x stands for AIFs

** stands for not yet launched AIFs / UCITS or launched without Assets*

UBS

Note 18 – Other operating income and expenses

Other operating income amounting to EUR 22,415,125.62 reflects mainly intergroup cross charges for services provided to other UBS entities, including EUR EUR 11,713,395.79 as pro-rated recharges in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22 for further details).

Operating expenses amounting to EUR 11,679,108.41 represent pro-rated costs in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22 for further details).

Group charges reflect mainly the increase in intergroup cross charges for services received from other UBS entities for management and infrastructure.

Related VAT is recorded under Other operating expenses - Other.

EUR	FY 2024	FY 2023
Supply Chain Finance Funds	11,679,108.41	0.00
Group charges	18,114,210.16	18,099,092.08
Professional fees	2,570,265.76	2,177,788.48
Other operating expenses - Other	5,405,683.52	4,841,970.59
Total other operating expenses	**37,769,267.85**	**25,118,851.15**

Note 19 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 744,343,056.30 (2023: EUR 720,501,724.99) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration, or distribution.

Note 20 – Staff costs

The Company employed an average of 109 (2023: 100) staff during the business year. As at end of 2024, 129 staff were employed, whereof 54 women and 75 men (31.12.2023: 43 women / 57 men); 6 are citizens of G.D. of Luxembourg, 123 are from abroad (31.12.2023: 5 Luxembourg / 95 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 860,790.24 (2023: EUR 694,674.73).

Note 21 – Information concerning the Board of Directors and the Executive Management

The Board of Directors and the Executive Management consisted as at 31 December 2024 of 11 members (2023: 10 members)

No specific remuneration was paid to the members of the Board of Directors employed by UBS entities in respect of their duties. The independent director is remunerated.

The Executive Management, branch managers and the independent director received in 2024 a remuneration amounting to EUR 4,267,196.50 (2023: EUR 2,614,221.17) in respect of their duties.

UBS

Note 22 – Supply chain finance funds

As of 1 October 2024, the Company onboarded CSFM fund structures, including three supply chain finance funds ("SCFF") in liquidation. In the context of the liquidation, subsidiaries of UBS AG including the Company have incurred costs on behalf of the SCFF covering services performed and still in progress as of 31 December 2024. These costs are related reinvoicing to the SCFF are mainly linked to advisory fees for restructuring and recovery activities, investigations, project management and operating expenses to maintain the platform support the assets still held by the SCFF.

As of 1 October 2024, pro-rated recharges to the SCFF are recognized in "other operating income" (Note 18) amounting to EUR 11,713,395.79. As of 31 December 2024, an amount of EUR 71,855,513.47 recorded as part of "amounts owed by affiliated undertakings" (note 7), represents invoices to be drawn up of EUR 48,094,431.36 and accruals receivable of EUR 23,761,082.12.

Pro-rated costs incurred by the Company as of 1 October 2024 are recorded in "other operating expenses" (Note 18) amounting to EUR 11,679,108.41. As of 31 December 2024, an amount of EUR 71,791,010.61 recorded as part of the "amounts owed to affiliated undertakings" (Note 15), represents expenses expected to be recharged by subsidiaries of UBS AG of EUR 48,058,241.36 and accruals payable of EUR 23,761,082.12.

Note 23 – Subsequent events

Michael Kehl terminates his mandate as Director and Chairman of the Company as of 31 January 2025.

次へ

中間財務書類

ａ．　管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定に準拠して作成されています。

ｂ．　管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

ｃ．　管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、2026年１月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝183.36円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）資産及び負債の状況

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
貸借対照表
2025年６月30日現在

	2025年６月30日		2024年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
A．未払込資本	0.00	0	0.00	0
B．創業費	0.00	0	0.00	0
C．固定資産	18,799,347.13	3,447,048	20,031,006.76	3,672,885
Ⅰ．無形資産	18,783,929.19	3,444,221	20,008,968.09	3,668,844
１．開発費	0.00	0	0.00	0
２．譲許、特許、認可、登録商標ならびに類似する権利および資産、以下に該当する場合：	0.00	0	0.00	0
ａ）有価約因として取得し、かつ、Ｃ．Ⅰ．３により表示が不要な場合	0.00	0	0.00	0
ｂ）関連会社自身による創出	0.00	0	0.00	0
３．有価約因として取得された範囲内ののれん	18,783,929.19	3,444,221	20,008,968.09	3,668,844
Ⅱ．有形資産	2,402.44	441	9,290.77	1,704
１．土地および建物	0.00	0	0.00	0
２．工場および機械	0.00	0	0.00	0
３．その他の什器・備品、器具および機器	2,402.44	441	9,290.77	1,704
Ⅲ．金融資産	13,015.50	2,387	12,747.90	2,337
１．関連会社持分	0.00	0	0.00	0
２．関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
３．参加持分	0.00	0	0.00	0
４．参加持分に連動する関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
５．固定資産として保有の投資	0.00	0	0.00	0
６．その他の債権	13,015.50	2,387	12,747.90	2,337
D．流動資産	331,726,408.41	60,825,354	387,228,673.92	71,002,250
Ⅰ．棚卸資産	0.00	0	0.00	0
Ⅱ．債権	226,814,461.66	41,588,700	249,175,773.24	45,688,870
１．売掛金	89,618,073.61	16,432,370	103,242,532.50	18,930,551
ａ）１年以内に期限到来	89,618,073.61	16,432,370	103,242,532.50	18,930,551
ｂ）１年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
２．関連会社に対する債権	78,580,898.64	14,408,594	82,887,284.95	15,198,213
ａ）１年以内に期限到来	78,580,898.64	14,408,594	82,887,284.95	15,198,213
ｂ）１年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
３．参加持分に連動する関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
４．その他の債権	58,615,489.41	10,747,736	63,045,955.79	11,560,106
ａ）１年以内に期限到来	128,847.22	23,625	210,906.74	38,672
ｂ）１年を超えて期限到来	58,486,642.19	10,724,111	62,835,049.05	11,521,435
Ⅲ．投資	174,244.46	31,949	166,879.80	30,599
１．関連会社持分	0.00	0	0.00	0
２．自己株式	0.00	0	0.00	0
３．その他の投資	174,244.46	31,949	166,879.80	30,599
Ⅳ．銀行預金および手元現金	104,737,702.29	19,204,705	137,886,020.88	25,282,781
E．前払金	7,049,273.92	1,292,555	6,127,826.34	1,123,598

資産合計	**357,575,029.46**	**65,564,957**	**413,387,507.02**	**75,798,733**

	2025年６月30日		2024年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
A．資本金および準備金	135,361,901.61	24,819,958	138,548,803.37	25,404,309
Ⅰ．払込資本金	13,742,000.00	2,519,733	13,742,000.00	2,519,733
Ⅱ．資本剰余金	92,553,616.17	16,970,631	92,553,616.17	16,970,631
Ⅲ．再評価積立金	0.00	0	0.00	0
Ⅳ．準備金	11,292,775.00	2,070,643	8,491,175.00	1,556,942
１．法定準備金	1,374,200.00	251,973	1,373,800.00	251,900
２．自己株式に対する準備金	0.00	0	0.00	0
３．定款に規定された準備金	0.00	0	0.00	0
４．公正価値準備金を含むその他の準備金	9,918,575.00	1,818,670	7,117,375.00	1,305,042
ａ）その他の分配可能準備金	150,000.00	27,504	150,000.00	27,504
ｂ）その他の分配不能準備金	9,768,575.00	1,791,166	6,967,375.00	1,277,538
Ⅴ．繰越損益	39,508.13	7,244	214,262.44	39,287
Ⅵ．当期損益	17,734,002.31	3,251,707	23,547,749.76	4,317,715
Ⅶ．中間配当金	0.00	0	0.00	0
Ⅷ．資本投資助成金	0.00	0	0.00	0
B．引当金	40,893,475.98	7,498,228	43,124,292.43	7,907,270
１．年金および類似の債務に対する引当金	0.00	0	0.00	0
２．納税引当金	39,203,149.49	7,188,289	40,723,896.54	7,467,134
３．その他の引当金	1,690,326.49	309,938	2,400,395.89	440,137
C．債務	181,319,651.87	33,246,771	231,714,411.22	42,487,154
１．社債	0.00	0	0.00	0
２．金融機関に対する債務	0.00	0	0.00	0
３．支払額	0.00	0	0.00	0
４．買掛金	0.00	0	0.00	0
５．未払為替手形	0.00	0	0.00	0
６．関連会社に対する債務	149,282,891.14	27,372,511	189,184,091.74	34,688,795
ａ）１年以内に期限到来	149,282,891.14	27,372,511	189,184,091.74	34,688,795
ｂ）１年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
８．その他の債務	32,036,760.73	5,874,260	42,530,319.48	7,798,359
ａ）税金債務	2,115,343.33	387,869	1,905,759.20	349,440
ｂ）社会保障債務	715,946.69	131,276	784,938.10	143,926
ｃ）その他の債務	29,205,470.71	5,355,115	39,839,622.18	7,304,993
ⅰ）１年以内に期限到来	29,202,125.73	5,354,502	39,839,622.18	7,304,993
ⅱ）１年を超えて期限到来	3,344.98	613	0.00	0
D．繰延収益	0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計	357,575,029.46	65,564,957	413,387,507.02	75,798,733

（２）損益の状況

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
損益計算書
2025年６月30日に終了した期間および2024年12月31日に終了した年度

	2025年１月１日から 2025年６月30日まで		2024年１月１日から 2024年12月31日まで	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
１．純取引高	433,464,580.87	79,480,066	815,396,455.95	149,511,094
４．その他の営業収益	33,544,050.11	6,150,637	22,415,125.62	4,110,037
５．原材料および消耗品ならびにその他の外部費用	403,472,735.55	73,980,761	744,343,056.30	136,482,743
ａ）原材料および消耗品	0.00	0	0.00	0
ｂ）その他の外部費用	403,472,735.55	73,980,761	744,343,056.30	136,482,743
６．人件費	12,586,483.24	2,307,858	23,119,728.13	4,239,233
ａ）賃金および給与	10,438,664.90	1,914,034	19,588,891.81	3,591,819
ｂ）社会保障費	1,508,372.36	276,575	2,847,954.33	522,201
ｉ）年金に関連するもの	1,053,213.88	193,117	1,987,164.09	364,366
ｉｉ）その他の社会保障費	455,158.48	83,458	860,790.24	157,834
ｃ）その他の人件費	639,445.98	117,249	682,881.99	125,213
７．評価額調整	1,231,927.23	225,886	2,463,854.50	451,772
ａ）創業費ならびに有形固定資産および無形固定資産に関連するもの	1,231,927.23	225,886	2,463,854.50	451,772
ｂ）流動資産に関連するもの	0.00	0	0.00	0
８．その他の営業費用	27,099,183.71	4,968,906	37,769,267.85	6,925,373
11．受取利息および類似収益	1,053,775.86	193,220	1,749,243.73	320,741
ａ）関連会社に関連するもの	896,960.60	164,467	1,174,744.82	215,401
ｂ）その他の受取利息および類似収益	156,815.26	28,754	574,498.91	105,340
14．支払利息および類似費用	8,772.33	1,608	23,877.87	4,378
ａ）関連会社に関連するもの	780.85	143	0.00	0
ｂ）その他の支払利息および類似費用	7,991.48	1,465	23,877.87	4,378
15．損益にかかる税金	5,929,302.47	1,087,197	8,293,290.89	1,520,658
16．税引後損益	17,734,002.31	3,251,707	23,547,749.76	4,317,715
17．上記科目に含まれないその他の税金	0.00	0	0.00	0
18．当期損益	17,734,002.31	3,251,707	23,547,749.76	4,317,715

４【利害関係人との取引制限】

管理会社は、各サブ・ファンドのために、管理会社、その関係法人、管理会社もしくはその関係法人の取締役、またはそれらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々の、（ｉ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または（ii）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

管理会社は、ファンドの管理に関連して発生する可能性のある利益相反がファンドおよびその投資家の利益に悪影響を与えることを防止することを目的として、かかる利益相反を特定するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとし、また、利益相反を特定、回避、管理および監視するためのあらゆる合理的な措置を講じるために、効果的な組織および管理措置を導入し、維持するものとします。

利益相反を適切に特定し、かつ、管理する目的で、管理会社は、以下を含む利益相反を処理するための方策を定めます。

－　潜在的利益相反を特定する方法

－　組織的な防止措置、適切な規制および利益相反の開示に関する規定

管理会社は、既存のまたは潜在的な利益相反の可能性について詳細に記録し、かつ、かかる記録を定期的に更新するものとします。

管理会社は、利益相反が投資家の利益を損なうことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとします。管理会社は、利益相反が投資家の利益に悪影響を与える可能性を排除することができない場合、以下のウェブサイトにその原因を開示しなければなりません。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

利益相反

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他のファンドのサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、受益者、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性があります。

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合にファンドの投資家が公正に扱われるよう、利益相反のための方針を採用し、実施しており、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じています。

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび主たる販売会社は、ＵＢＳグループの一員です（以下「関係者」といいます。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもあります。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性があります。

関係者（その子会社および支店を含みます。）は、ファンドが締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができます。保管受託銀行はファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性があります。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動とファンドまたはその受益者との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することです。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めています。か

かる目的において、関係者は、ファンドまたはその受益者の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施しています。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／またはファンドの方針の追加情報を無料で取得することができます。

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもってファンドまたはその受益者の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがあります。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告されます。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能です。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければなりません。したがって、両者は（ｉ）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入しています。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示します。

保管受託銀行により委託された保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供されます。

https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年８月１日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年４月27日付規則（ＥＵ）2016／679（以下「データ保護法」といいます。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理します。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含みます。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」といいます。）が含まれます。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができます。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有します。

投資者の個人データは、ファンドとの関係を結んだ際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理されます。個人データは、特に、（ｉ）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（ＦＡＴＣＡおよびＣＲＳに関する法令を含みます。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理されます。受益者から提供されたデータは、（ｖ）ファンドの受益者名簿の管理のために処理されます。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で使用することができます。

上記の正当な利益には、以下が含まれます。

－　このデータ保護セクションの前項（ii）号および（vi）号に記載されたデータ処理の目的

－　ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
－　適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」といいます。）に移転することができます。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社または外部会社である場合があります。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査役および法律顧問が含まれます。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」といいます。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができます。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（ＥＥＡ）内外の国に所在することができます。

適切なデータ保護基準を持たないＥＥＡ外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができます。投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有します。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（ＥＥＡ外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含みます。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられます。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができます。ファンドはまた、ＥＥＡ内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができます。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができます。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、以下に対する権利を有します。

・　個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となります。）

・　個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）

・　個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）

・　マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求

を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止します。）

・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）

・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、Ｌ－4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り１の国家データ保護委員会に対して、または他の欧州連合加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有します。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されません。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとします。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年８月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要です。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

（３）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に開始し、同年12月31日に終了するものとします。

管理会社の存続期間は無期限です。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）
（UBS Asset Management Switzerland AG,Zurich）（「投資運用会社」および「元引受会社」）

（イ）資本金の額

2026年２月末日現在、500,000スイス・フラン（約10,016万円）

（ロ）事業の内容

ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供しています。ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システマティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート ・マーケッツに及びます。

（２）ＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）
（「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」）

（イ）資本金の額（ＵＢＳヨーロッパＳＥ）

2026年２月末日現在、446,001,086ユーロ（約818億円）

（ロ）事業の内容

ＵＢＳは1973年からルクセンブルグに存在しています。

ＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店は、ＵＢＳ（ルクセンブルグ）エス・エイがＵＢＳドイチェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、ＵＢＳヨーロッパＳＥの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立されました。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供します。

（３）ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ
（Northern Trust Global Services SE）（「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2026年２月末日現在、393,067,791ユーロ（約721億円）

（ロ）事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥは、欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年８月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月８日欧州理事会規則（ＥＣ）2157／2001、金融セクターに関する1993年４月５日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠します。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含みます。）に従事することです。

（４）UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2026年１月末日現在、5,165百万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っています。

（５）株式会社三井住友銀行（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2025年９月末日現在、17,710億円

（ロ）事業の内容

銀行法に基づき銀行免許を受けた商業銀行で、1998年12月１日より金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律に基づき、証券投資信託の取扱いが認められています。

（６）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2025年３月末日現在、405億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っています。

２【関係業務の概要】

（１）ＵＢＳアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）
（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「投資運用会社」および「元引受会社」）

ファンド資産の投資運用業務を行います。

ファンド証券について元引受会社として、ファンド証券の販売に必要な業務を行います。

（２）ＵＢＳヨーロッパＳＥ ルクセンブルグ支店（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）
（「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」）

ルクセンブルグにおいてファンド資産の保管業務および分配金支払等の支払事務代行業務を行います。

（３）ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ
（Northern Trust Global Services SE）（「管理事務代行会社」）

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負います。かかる管理事務業務には、主に１口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれます。

（４）UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行います。

（５）株式会社三井住友銀行（「日本における販売会社」）

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－米ドル受益証券の日本における買戻し業務を行います。

（６）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」）

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド－ユーロ受益証券の日本における買戻し業務を行います。

３【資本関係】

ＵＢＳヨーロッパＳＥは、ユービーエス・エイ・ジーに100%所有されています。ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ユービーエス・エイ・ジーが100%所有するＵＢＳアセット・マネジメント・エイ・ジーに、100%所有されています。投資運用会社は、最終的にはユービーエス・エイ・ジーに100%所有されています。

第３【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要
（2025年３月付）

定　義

1993年法	金融セクターに関する1993年４月５日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年２月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年８月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年７月12日法
ＡＩＦ	指令2011／61／ＥＵ第４条第１項（ａ号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （ａ）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （ｂ）指令2009／65／ＥＣ第５条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第１条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
ＡＩＦＭ	その通常の事業活動として一または複数のＡＩＦを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
ＣＳＳＦ	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
ＥＣ	欧州共同体
ＥＥＣ	欧州経済共同体（現在はＥＣが継承）
ＥＳＭＡ	欧州証券市場監督局
ＥＵ	欧州連合（とりわけ、ＥＣにより構成）
ＦＣＰ	契約型投資信託
加盟国	ＥＵ加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルＡ
パートⅠファンド	2010年法パートⅠに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（指令2009／65／ＥＣをルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「ＵＣＩＴＳ」と称する。
パートⅡファンド	2010年法パートⅡに基づく投資信託
ＲＣＳ	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
ＲＥＳＡ	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
ＳＩＣＡＦ	固定資本を有する投資法人
ＳＩＣＡＶ	変動資本を有する投資法人
ＵＣＩ	投資信託
ＵＣＩＴＳ	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

Ⅰ．ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2025年１月31日現在で契約型の規制ＵＣＩ[1]の数は1,124、その純資産総額は１兆318億4,400万ユーロ（168兆7,787億円）に達している[2]。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクテッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2025年１月31日現在で、ＳＩＣＡＶ（変動資本を有する投資法人）型およびＳＩＣＡＲ（リスク資本に投資する投資法人）型の規制ＵＣＩの数はそれぞれ1,785および178で、その純資産総額は、それぞれ４兆7,767億1,800万ユーロ（781兆3,278億円）および835億4,900万ユーロ（13兆6,661億円）に達している[3]。

2025年１月31日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、５兆9,293億1,700万ユーロ（969兆8,584億円）に達している[4]。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年５月30日における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝163.57円）による。

1 この数字は、ＵＣＩＴＳ、ＵＣＩパートⅡ、ＳＩＦおよびＳＩＣＡＲを含む。
2 最新の統計は、ＣＳＳＦのウェブサイト（https://www.cssf.lu/en/2025/02/net-assets-of-ucis/）を参照のこと。
3 同上。
4 同上。

Ⅱ．ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年６月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年５月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「ＩＭＬ」という。）に付託され（ＩＭＬは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、ＩＭＬは1998年４月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年１月１日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（ＣＳＳＦ）によって行使されている。ＣＳＳＦは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

III．ルクセンブルクの投資信託の形態

１．前書き

1.1　一般[5]

1988年４月１日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年８月25日法、商事会社に関する1915年８月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

[5] ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2　ＵＣＩＴＳ／ＵＣＩ

1983年８月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年３月30日法（以下「1988年３月30日法」という。）が制定された。1988年３月30日法は、指令85／611／ＥＥＣ（以下「ＵＣＩＴＳ指令」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、ＵＣＩＴＳ指令を改正する指令2001／107／ＥＣおよび指令2001／108／ＥＣを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年１月１日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年３月30日法に代わるものではなく、1988年３月30日法は2004年２月13日まで全体として効力を有し、ＵＣＩＴＳに適用される経過規定として2007年２月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年７月13日付指令2009／65／ＥＣ（以下「ＵＣＩＴＳ ＩＶ指令」という。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年１月１日から施行されたが、2012年７月１日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートⅡファンドは、2011年１月１日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年７月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年７月12日法（以下「2013年法」という。）により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年７月23日付欧州議会および理事会指令2014／91／ＥＵ（以下「ＵＣＩＴＳ Ⅴ指令」という。）をルクセンブルク法に導入した2016年５月10日法（2016年５月12日にメモリアルに公告され、2016年６月１日に施行された。）により改正された。

2010年法はさらに、2021年７月26日付メモリアルＡ561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令（ＥＵ）2019／1160を置き換えた2021年７月21日法、および、2021年12月９日付メモリアルＡ845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月８日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（ＵＣＩＴＳ）の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009／65／ＥＣを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令（ＥＵ）2021／2261を置き換える2022年メモリアルＡ82号に公告された2022年２月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2024年12月24日付メモリアルＡ2024第589号に公告された2010年法の直近の改正は、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して2024年12月20日法により導入された。[6]

[6] 2024年12月20日法はフランス語で公表されている。2010年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3　専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年７月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制ＵＣＩを導入した。

専門投資信託に関する2007年２月13日法（以下、この法律の統合版を「2007年法」という。）（2007年２月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「ＳＩＦ」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年７月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年４月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年４月８日法によって改正された。2023年７月24日付メモリアルA2023第442号に公告された2007年法の直近の改正は、2023年７月21日法（以下「2023年法」という。）により導入された。[7]

ＳＩＦは、かかるビークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。ＳＩＦは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってＵＣＩに区分されている。ＳＩＦは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけＣＳＳＦに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4　リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年７月23日法（随時改正および補足済）（以下「ＲＡＩＦ法」という。）は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のＡＩＦであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「ＲＡＩＦ」という。）を導入した。ＲＡＩＦは、ＡＩＦMDの範囲内で認可されたＡＩＦMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、ＲＡＩＦは、ＣＳＳＦによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。ＲＡＩＦは、ＣＳＳＦの監督に服することなく、ＳＩＦ制度およびＳＩＣＡＲ制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、ＲＡＩＦ法は、2019年７月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（European Venture Capital fund、以下「ＥｕＶＥＣＡ」）規則、欧州社会起業家ファンド（European Social Entrepreneurship Funds、以下「ＥｕＳＥＦ」）規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド（European long-term investment fund、以下「ＥＬＴＩＦ」）規則および証券化ＳＴＳ規則の適切な適用のための規則を策定する2019年７月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

---

[7] 2023年７月21日法はフランス語で公表されている。2007年法および2016年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

２．投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、５つのパートから構成されている。

パートⅠ　ＵＣＩＴＳ（以下「パートⅠ」という。）
パートⅡ　その他のＵＣＩ（以下「パートⅡ」という。）
パートⅢ　外国のＵＣＩ（以下「パートⅢ」という。）
パートⅣ　管理会社（以下「パートⅣ」という。）
パートⅤ　ＵＣＩＴＳおよびその他のＵＣＩに適用される一般規定（以下「パートⅤ」という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「ＵＣＩＴＳ」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「ＵＣＩ」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡファンドは2013年法に定義されるＡＩＦとしての資格を有しているのに対し、ＵＣＩＴＳは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合（以下「ＥＵ」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド（以下「パートⅠファンド」という。）は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第２条第２項は、同法第３条に従い、パートⅠファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

－ 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第１項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
－ その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのＵＣＩＴＳの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第３条は、同法第２条第２項のＵＣＩＴＳの定義に該当するが、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

ａ）クローズド・エンド型のＵＣＩＴＳ
ｂ）ＥＵまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するＵＣＩＴＳ
ｃ）約款または設立文書に基づき、ＥＵ加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるＵＣＩＴＳ
ｄ）2010年法第５章によりパートⅠファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとＣＳＳＦが判断する種類のＵＣＩＴＳ

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にＵＣＩＴＳの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートⅠファンドおよびパートⅡファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

（ａ）契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), common fund）
（ｂ）投資法人（investment companies）、これは
－ 変動資本を有する投資法人（以下「ＳＩＣＡＶ」という。）である場合と、
－ 固定資本を有する投資法人（以下「ＳＩＣＡＦ」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第９条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125－１条は、特定の特性を規定し、または、ＣＳＳＦ規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、この点においてＣＳＳＦ規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託（「fonds commun de placement」）

契約型の投資信託は、ＦＣＰそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

ＦＣＰは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第１項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。ＦＣＰは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、ＦＣＰに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、ＦＣＰの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、ＦＣＰの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

－ ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。

－ 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

－ 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第２項および第３項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

－ ＦＣＰの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はＦＣＰとしての許可が得られてから６か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、ＣＳＳＦ規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

－ 管理会社は、ＦＣＰの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。

－ 発行価格および買戻価格は、パートⅠファンドの場合、少なくとも１か月に２度計算されなければならず、パートⅡが適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも１か月に１度計算されなければならない。ただし、ＣＳＳＦは、ＵＣＩＴＳについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に１回に減らすことを許可することができ、パートⅡが適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。

－ 約款には以下の事項が記載される。

（ａ）ＦＣＰの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称

（ｂ）提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準

（ｃ）分配方針

（ｄ）管理会社がＦＣＰから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

（ｅ）公告に関する規定

（ｆ）ＦＣＰの会計期間

（ｇ）法令に基づく場合以外のＦＣＰの解散事由

（ｈ）約款変更手続

（ｉ）受益証券発行手続

（ｊ）受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）2010年法パートＩに基づくＦＣＰに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、ＦＣＰの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、ＣＳＳＦはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

ＦＣＰに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パートＩファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のＵＣＩに適用される制限とを明確に区別している。

Ａ）パートＩファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

（１）ＵＣＩＴＳは、証券取引所に上場されていないまたは定期的に取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10％まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がＥＵ加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるＵＣＩＴＳの設立文書に規定されていなければならない。

（２）ＵＣＩＴＳは、ＵＣＩＴＳ ＩＶ指令に従い認可されたＵＣＩＴＳまたは同指令第１条第２項第１号および／または第２号に規定する範囲のその他のＵＣＩの受益証券に（設立国がＥＵ加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

－ かかるその他のＵＣＩは、ＣＳＳＦがＥＵ法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。

－ かかるその他のＵＣＩの受益者に対する保護水準はＵＣＩＴＳの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がＵＣＩＴＳ ＩＶ指令の要件と同等であること。

－ かかるＵＣＩの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。

－ 取得が予定されているＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩが、その設立文書に従い、その他のＵＣＩＴＳまたはＵＣＩの受益証券に、合計でその資産の10％超を投資しないこと。

その他のＵＣＩに関して、ＣＳＳＦは、2018年１月５日付ＣＳＳＦプレスリリース18／02号において公表されるとおり、ＵＣＩＴＳの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のＵＣＩは以下の基準を遵守しなければならない。

（ｉ）その他のＵＣＩは、ＵＣＩＴＳ指令第１条第（２）項（ａ）に従い、非流動性資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。

（ii）その他のＵＣＩは、ＵＣＩＴＳ指令第50条第（１）項（ｅ）（ii）に従い、ＵＣＩＴＳ指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

（iii）ファンドの規則または設立文書において、ＵＣＩＴＳ指令第50条第（１）項（ｅ）（iv）条に従い、その他のＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩの受益証券に、合計でＵＣＩの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

（３）ＵＣＩＴＳは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がＥＵ加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はＥＵ法の規定と同等とＣＳＳＦが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

（４）ＵＣＩＴＳは、上記（１）に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「ＯＴＣデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

－ ＵＣＩＴＳが投資することができる商品の裏づけとなるものは、（１）から（５）に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、ＵＣＩＴＳの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。

－ ＯＴＣデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、ＣＳＳＦが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。

－ ＯＴＣデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、ＵＣＩＴＳの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するＵＣＩＴＳに適用される条件および制限について、ＣＳＳＦは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年５月30日付ＣＳＳＦ通達11／512（ＣＳＳＦ通達18／698により改正済）を発布した。ＣＳＳＦ通達11／512（ＣＳＳＦ通達18／698により改正済）は、特に2010年７月28日および2011年４月14日付ＣＥＳＲ／ＥＳＭＡガイドラインならびに2010年12月20日付ＣＳＳＦ規則10－４（2022年７月27日付ＣＳＳＦ規則22－05により改正済）をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。ＣＳＳＦ通達11／512（ＣＳＳＦ通達18／698により改正済）は、洗練されたＵＣＩＴＳと洗練されていないＵＣＩＴＳの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略（金融デリバティブ商品の取扱いを含む。）に基づいて各ＵＣＩＴＳのリスク特性を評価するものとする。

（５）ＵＣＩＴＳは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第１条（すなわち上記（１））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

１）中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、ＥＵもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品

２）上記（１）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

３）ＥＵ法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともＥＵ法が規定するのと同程度厳格とＣＳＳＦが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品

４）ＣＳＳＦが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、１）ないし３）項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013／34／ＥＵに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

（６）ＵＣＩＴＳは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

（７）投資法人として組成されているＵＣＩＴＳは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

（８）ＵＣＩＴＳは、付随的流動資産を保有することもできる。[8]

---

[8] かかる付随的流動資産の保有は、ＵＣＩＴＳの純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

（９）（ａ）ＵＣＩＴＳは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。ＵＣＩＴＳはまた、ＯＴＣデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。ＵＣＩＴＳは、ＣＳＳＦが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、ＣＳＳＦに定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、ＵＣＩＴＳは、ＵＣＩＴＳの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

（ｂ）ＵＣＩＴＳは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をＣＳＳＦが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

（ｃ）ＵＣＩＴＳは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

ＵＣＩＴＳは、その投資方針の一部として、以下の（10）（ｅ）に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の（10）、（12）および（13）に規定する投資制限を超過してはならない。ＵＣＩＴＳが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は（10）に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

（10）（ａ）ＵＣＩＴＳは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

ＵＣＩＴＳは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。ＵＣＩＴＳの取引の相手方に対するＯＴＣデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記（３）に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は５%を超えてならない。

（ｂ）ＵＣＩＴＳがその資産の５%を超えて投資する発行体について、ＵＣＩＴＳが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのＯＴＣデリバティブ取引には適用されない。

上記（ａ）に記載される個別の制限にかかわらず、ＵＣＩＴＳは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- **譲渡性のある証券もしくは短期金融商品**
- **預金および／または**
- **その資産の20%を超える同一発行体とのＯＴＣデリバティブ取引において発生するエクスポージャー**

（ｃ）上記（ａ）の第１文に記載される制限は、ＥＵ加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

（ｄ）上記（ａ）の第１文に記載される制限は、指令2009／65／ＥＣおよび指令2014／59／ＥＵを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令（ＥＵ）2019／2162（以下「指令（ＥＵ）2019／2162」という。）の第３条（１）に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がＥＵ加盟国内にある信用機関により2022年７月８日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年７月８日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

ＵＣＩＴＳがその資産の５%超を第１項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該ＵＣＩＴＳの資産価額の80%を超過してはならない。

ＣＳＳＦは、本（10）に定める基準を遵守した債券の発行に関する本（10）（ｄ）の第１項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（ｄ）の第１項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「ＥＳＭＡ」という。）に送付するものとする。

（ｅ）上記（ｃ）および（ｄ）に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

（ａ）、（ｂ）、（ｃ）および（ｄ）に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記（ａ）、（ｂ）、（ｃ）および（ｄ）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該ＵＣＩＴＳの資産の35%を超えてはならない。

指令2013／34／ＥＵまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

ＵＣＩＴＳは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の（15）に記載される制限に反することなく、（10）に記載する制限は、ＵＣＩＴＳの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）ＣＳＳＦの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

－　指数の構成が十分多様化していること

－　指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること

－　指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) （ａ）（10）にかかわらず、ＣＳＳＦは、ＵＣＩＴＳに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、ＥＵ加盟国、その地方自治体、ＥＵ非加盟国または一もしくは複数のＥＵ加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

ＣＳＳＦは、（10）および（11）に記載する制限に適合するＵＣＩＴＳの受益者への保護と同等の保護を当該ＵＣＩＴＳの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのＵＣＩＴＳは、少なくとも６つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

（ｂ）（ａ）に記載するＵＣＩＴＳは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

（ｃ）さらに、（ａ）に記載するＵＣＩＴＳは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) （ａ）ＵＣＩＴＳは、（２）に記載するＵＣＩＴＳおよび／またはその他のＵＣＩの受益証券を取得することができるが、一つのＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するＵＣＩの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

（ｂ）ＵＣＩＴＳ以外のＵＣＩの受益証券への投資は、合計して、当該ＵＣＩＴＳの資産の30%を超えてはならない。

ＵＣＩＴＳがＵＣＩＴＳおよび／またはその他のＵＣＩの受益証券を取得した場合、ＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩのそれぞれの資産は（10）記載の制限において合計する必要はない。

（ｃ）直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のＵＣＩＴＳおよび／またはその他のＵＣＩの受益証券に、ＵＣＩＴＳが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる

その他のＵＣＩＴＳおよび／またはＵＣＩの受益証券への当該ＵＣＩＴＳの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のＵＣＩＴＳおよび／またはその他のＵＣＩにその資産の相当部分を投資するＵＣＩＴＳは、その目論見書において、当該ＵＣＩＴＳ自身ならびに投資を予定するその他のＵＣＩＴＳおよび／またはその他のＵＣＩの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならず、また、その年次報告書において、当該ＵＣＩＴＳ自身ならびに投資するＵＣＩＴＳおよび／またはその他のＵＣＩの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) （ａ）目論見書は、ＵＣＩＴＳが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

（ｂ）ＵＣＩＴＳが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記（１）ないし（８）に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または（11）に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

（ｃ）ＵＣＩＴＳの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該ＵＣＩＴＳの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

（ｄ）投資家の要請があった場合、管理会社は、ＵＣＩＴＳのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) （ａ）投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートⅠに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

（ｂ）さらに、ＵＣＩＴＳは、以下を超えるものを取得してはならない。

（ｉ）同一発行体の議決権のない株式の10%

（ii）同一発行体の債務証券の10%

（iii）同一ＵＣＩＴＳまたは2010年法第２条第２項の意味におけるその他のＵＣＩの受益証券の25%

（iv）一発行体の短期金融商品の10%

上記（ii）ないし（iv）の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

（ｃ）上記（ａ）および（ｂ）は以下については適用されない。

１）ＥＵ加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

２）ＥＵ非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

３）一または複数のＥＵ加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

４）ＥＵ非加盟国で設立された会社の資本における株式で、ＵＣＩＴＳがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がＵＣＩＴＳによる当該国の発行

体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、ＥＵ非加盟国の会社が、上記（10）、（13）ならびに（15）（ａ）および（ｂ）に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。（10）および（13）の制限を超過した場合は、（16）が準用される。

５）子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

（16）（ａ）ＵＣＩＴＳは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたＵＣＩＴＳには、認可を受けた日から６か月間は（10）、（11）、（12）および（13）は適用されない。

（ｂ）上記（ａ）の制限がＵＣＩＴＳの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、ＵＣＩＴＳは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

（ｃ）発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、（10）、（11）および（13）に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

（17）（ａ）投資法人またはＦＣＰのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、ＵＣＩＴＳは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。[9]

（ｂ）（ａ）にかかわらず、

１）ＵＣＩＴＳは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

２）投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと１）による借入れの合計は、ＵＣＩＴＳの資産の15%を超過してはならない。

[9] 本項は、2010年法第50条（17）ａ）の記載を反映したものである。2010年法（改正済）に関するＣＳＳＦのＦＡＱでは、ＣＳＳＦはローンをＵＣＩＴＳの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

(18) （ａ）上記（１）ないし（８）の適用を害することなく、投資法人またはＦＣＰのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

（ｂ）（ａ）は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、（２）、（４）および（５）に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはＦＣＰのために行為する管理会社もしくは預託機関は、（２）、（４）および（５）に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) ＵＣＩＴＳのコンパートメントは、ＵＣＩＴＳのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるＵＣＩＴＳ（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるＵＣＩＴＳ自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

－ 2010年法第41条第２項第２段落に従う補助的な流動資産
－ 2010年法第41条第１項ｇ）および第42条第２項および第３項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
－ フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するＵＣＩＴＳのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、ＵＣＩＴＳは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

ＵＣＩＴＳのコンパートメントが、別のＵＣＩＴＳのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるＵＣＩＴＳは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

(21) ＵＣＩのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のＵＣＩ（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

－ ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
－ 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
－ ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。

－　いかなる場合も、これらの証券がＵＣＩに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのＵＣＩの純資産の計算について考慮されない。

－　ターゲット・ファンドに投資しているＵＣＩのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してＵＣＩＴＳの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

－　一定の定義の明確化に関するＵＣＩＴＳ指令およびＵＣＩＴＳの投資対象としての適格資産に関する2007年３月付ＣＥＳＲガイドラインを実施する、2007年３月19日付ＥＵ指令2007／16／ＣＥ（以下「指令2007／16」という。）を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則（以下「大公規則」という。）

－　大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付ＣＳＳＦ通達08／380により改正済である、2008年２月19日に示達されたＣＳＳＦ通達08／339。

ＣＳＳＦ通達08／339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の　規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、ＵＣＩＴＳがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

－　特定の証券貸借取引においてＵＣＩＴＳ（および原則としてＵＣＩも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年６月４日に示達されＣＳＳＦ通達11／512（これ自体もＣＳＳＦ通達18／698により改正済）によって改正されたＣＳＳＦ通達08／356

ＣＳＳＦ通達08／356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、ＵＣＩＴＳ（ＵＣＩ）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってＵＣＩＴＳ（ＵＣＩ）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

－　ＣＳＳＦ通達08／380が2008年11月26日に発行され、これによりＵＣＩＴＳによる投資適格資産に関するＣＥＳＲのガイドラインが規定され、ＵＣＩＴＳによる投資適格資産に関する、ＣＳＳＦ通達08／339（ＣＳＳＦ通達08／380により改正済）を通じて委員会により公表された2007年３月付の参照番号ＣＥＳＲ／07－044のＣＥＳＲのガイドラインを取り消し置き換えた。

ＣＳＳＦ通達08／380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するＵＣＩＴＳによる投資適格資産についてのＣＥＳＲのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。ＣＳＳＦ通達08／380は、ＵＣＩＴＳ指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、ＵＣＩＴＳがレポまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はＵＣＩＴＳのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

－　2011年７月１日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年５月19日付ＣＥＳＲガイドライン10－049（改正済）

－　組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009／65／ＥＣを施行する2010年７月１日付欧州委員会指令2010／43／ＥＵを置き換える2010年12月20日付ＣＳＳＦ規則No.10－４

2010年12月20日付ＣＳＳＦ規則No.10－４は、2022年７月27日付ＣＳＳＦ規則No.22－05により改正された。

－ ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009／65／ＥＣを施行する2010年７月１日付欧州委員会指令2010／44／ＥＵを置き換える、2010年12月20日付ＣＳＳＦ規則No.10－5（改正済）

－ ＣＳＳＦ規則10－４およびＥＳＭＡによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するＣＳＳＦによるさらなる明確化ならびにＣＳＳＦに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年５月30日付ＣＳＳＦ通達11／512。

ＣＳＳＦ通達11／512は、ＣＳＳＦ通達18／698によって改正された。

－ 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年７月９日付ＣＳＳＦ通達12／540

－ オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年７月22日付ＣＳＳＦ通達14／591

－ ＥＴＦおよびその他のＵＣＩＴＳに関するＥＳＭＡガイドライン2014／937（改定済）に言及する2014年９月30日付ＣＳＳＦ通達14／592（同通達は、ＣＳＳＦ通達13／559により実施された、2012年公告の関連するＥＳＭＡガイドライン（ＥＳＭＡ／2012／832）を置き換えた。）。

ＣＳＳＦ通達14／592は、主に、インデックス・トラッキングＵＣＩＴＳ、レバレッジＵＣＩＴＳおよび逆レバレッジＵＣＩＴＳ、証券貸付、レポ契約および逆レポ契約などの担保を利用するＵＣＩＴＳに関するものである。この点に関して、ＥＵ規則2015／2365（改正済）も考慮されなければならない。

－ 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するＣＥＳＲのガイドライン（ＣＥＳＲ／10－049）のレビューに関するＥＳＭＡの意見に関する2014年12月２日付のＣＳＳＦ通達14／598

－ 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年３月27日付ＣＳＳＦ通達15／609

－ 新たなＣＳＳＦへの月次報告に関連する2015年12月３日付ＣＳＳＦ通達15／627

－ ＣＳＳＦ通達15／627は、ＣＳＳＦ通達25／871によって改正された。

－ 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付ＣＳＳＦ通達15／631

－ 投資信託に関する2010年法パートＩの適用対象となるＵＣＩＴＳの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのＵＣＩＴＳ（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付ＣＳＳＦ通達16／644。

－ ＣＳＳＦ通達16／644は、2018年８月23日付ＣＳＳＦ通達18／697によって改正された。

－ ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年８月23日付ＣＳＳＦ通達18／698

－ 証券（ＥＳＭＡ）および銀行（ＥＢＡ）セクターの苦情処理に関する2018年10月４日付ガイドラインの採択に関する2019年４月30日付ＣＳＳＦ通達19／718

－ 資産担保コマーシャル・ペーパー（ＡＢＣＰ）証券化および非ＡＢＣＰ証券化のためのＳＴＳ（簡素で、透明性が高く、標準化された）基準に関する欧州銀行監督局（ＥＢＡ）ガイドラインの施行に関する2019年５月15日付ＣＳＳＦ通達19／719
ＣＳＳＦ通達19／719は、ＣＳＳＦ通達24／868によって改正された。

－ オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の提言に関する2019年12月20日付ＣＳＳＦ通達19／733

－ ＣＯＶＩＤ－19パンデミック時の金融犯罪およびＡＭＬ／ＣＦＴの影響に関する2020年４月10日付ＣＳＳＦ通達20／740
－ 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法（改正済）およびＡＭＬ／ＣＴＦ法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年２月１日付大公規則の適用に関するＣＳＳＦ通達17／650（ＣＳＳＦ通達20／744により改正済）を補完する2020年７月３日付ＣＳＳＦ通達20／744
－ ＵＣＩＴＳの成功報酬およびＡＩＦの一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付ＣＳＳＦ通達20／764
－ ＭｉＦＩＤ Ⅱのコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局（以下「ＥＳＭＡ」という。）のガイドライン（ＥＳＭＡ35－36－1952）の採択に関する2021年７月30日付ＣＳＳＦ通達21／779
－ ＣＳＳＦ ＡＭＬ／ＣＴＦ外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付ＣＳＳＦ通達21／788
－ ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付ＣＳＳＦ通達21／789。ルクセンブルクの投資信託のréviseurs d'entreprises agréés（承認された法定監査人）の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則
－ ＣＳＳＦ通達21／789は、2023年７月26日付ＣＳＳＦ通達23／839によって改正された。
－ 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則（ＥＵ）345／2013、（ＥＵ）346／2013および（ＥＵ）1286／2014の変更に関する2019年６月20日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2010／1156（以下「ＣＢＤＦ規則」という。）に基づくマーケティングコミュニケーションにおけるＥＳＭＡのガイドライン（ＥＳＭＡ34－45－1272）の適用に関する2022年１月31日付ＣＳＳＦ通達22／795
－ 外注の取決めについてのＥＢＡガイドライン（改正済）に関する2022年４月22日付ＣＳＳＦ通達22／805
－ 外注の取決めに関する2022年４月22日付ＣＳＳＦ通達22／806

本通達の主な目的は、外注の取決めについてのＥＢＡガイドライン（ＥＢＡ／ＧＬ／2019／02）の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。

－ ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年５月12日付ＣＳＳＦ通達22／810
－ ＵＣＩの管理事務代行会社に関する2022年５月16日付ＣＳＳＦ通達22／811
デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域（１）ならびにＦＡＴＦの監視が強化されている法域（２）についてのＦＡＴＦ声明に関する2022年10月27日付ＣＳＳＦ通達22／822。ＣＳＳＦ通達22／822は、デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域ならびにＦＡＴＦの監視が強化されている法域を列挙する2025年２月25日に最新版が公表された別紙により完成された。
－ ＣＳＳＦへの各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年５月16日付ＣＳＳＦ通達23／833
－ 欧州市場インフラ規制（以下「ＥＭＩＲ」という。）に基づく報告に欧州証券市場監督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月１日付ＣＳＳＦ通達23／846

－　基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびＵＣＩの段階での他の過誤に関する、2025年１月１日付でＣＳＳＦ通達02／77を置き換える2024年３月29日付ＣＳＳＦ通達24／856

－　マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのＥＳＭＡガイドラインに関する2024年４月24日付ＣＳＳＦ通達24／857

－　ＥＳＧまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンドの名称についてのガイドラインに関する2024年10月21日付ＣＳＳＦ通達24／863

（注１）上記のＣＳＳＦ通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

（注２）法律行為でなくとも、2010年法に関するＣＳＳＦのＦＡＱは考慮されなければならない。2010年法に関するＣＳＳＦのＦＡＱの直近の改正は、ＣＳＳＦ通達24／856との関連で2025年１月２日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびＳＩＣＡＶは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつＯＴＣデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年５月30日に発出されたＣＳＳＦ通達11／512（ＣＳＳＦ通達16／698により改正済）に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、ＣＳＳＦによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつＣＳＳＦに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、ＵＣＩＴＳの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

－　コミットメント・アプローチ、レラティブＶａＲまたは絶対的ＶａＲアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法

－　予想されるレバレッジ・レベル、および（ＶａＲアプローチを用いるＵＣＩＴＳについて）より高いレバレッジ・レベルの可能性

－　レラティブＶａＲアプローチを用いるＵＣＩＴＳの参照ポートフォリオに関する情報

また、ＣＳＳＦ通達14／592により実施された、ＥＴＦおよびその他のＵＣＩＴＳに関するＥＳＭＡガイドライン2014／937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングＵＣＩＴＳおよびＵＣＩＴＳ ＥＴＦに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、ＵＣＩＴＳが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

Ｂ）パートⅡファンドとしての適格性を有するＦＣＰに適用される投資制限に関して、2010年法パートⅡには、ＵＣＩの投資規則または借入規則についての規定はない。パートⅠファンドに該当しないＦＣＰに適用される制限は、2010年法第91条第１項に従い、ＣＳＳＦ規則によって決定され得る。

（注）かかるＣＳＳＦ規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートⅡに準拠するＵＣＩに適用される投資制限は、1991年１月21日付ＩＭＬ通達91／75（ＣＳＳＦ通達05／177、18／697、21／790および22／811により改正済）およびオルタナティブ投資戦略を実行するＵＣＩに関するＣＳＳＦ通達02／80において定められている。

2.2.1.2.　管理会社

パートⅠファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パートⅡファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートⅡファンドとしての適格性を有するＦＣＰの管理は、ルクセンブルクに登記上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1　2010年法第16章

同法第125－１条、第125－２条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125－１条に服する管理会社と同法第125－２条に従う管理会社とを区別している。

（１）2010年法第125－１条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、ＣＳＳＦのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、ＣＳＳＦは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にＣＳＳＦに対しなされなければならない。管理会社の設立は、ＣＳＳＦによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125－２条の適用を損なうことなく、本（１）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

（ａ）指令2011／61／ＥＵに規定するＡＩＦ以外の投資ビークルの管理を確保すること

（ｂ）指令2011／61／ＥＵに規定するＡＩＦとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第２項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88－２条第２項ａ）に従い外部ＡＩＦＭを任命しなければならない。

（ｃ）自らの資産が管理下に置かれる一または複数のＡＩＦの管理が、2013年法第３条第２項に規定される閾値の１つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

－　自らが管理するＡＩＦについてＣＳＳＦに確認すること
－　自らが管理するＡＩＦの投資戦略に関する情報を、ＣＳＳＦに提供すること
－　ＣＳＳＦが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するＡＩＦの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、ＣＳＳＦに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88－２条第２項ａ）に規定する外部ＡＩＦＭを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第２章に規定される手続に従い、30暦日以内に、ＣＳＳＦに認可を申請しなければならない。指令2011／61／ＥＵに規定するＡＩＦｓ以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記（ｂ）または（ｃ）に記載される業務を遂行することなく、上記（ａ）に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、ＵＣＩの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するＵＣＩでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

（ａ）管理会社はＣＳＳＦに対し適切な方法で通知しなければならない。

（ｂ）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、ＵＣＩが管理されることを妨げてはならない。

（ｃ）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

（ｄ）当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、ＣＳＳＦと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

（ｅ）（ｃ）または（ｄ）の条件が充足されない場合、当該委託は、ＣＳＳＦによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。

（ｆ）投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本（１）の範囲内に該当し、本（１）第４段落目（ｂ）において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部ＡＩＦM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

（ａ）ＣＳＳＦは、適切な方法で通知を受けなければならない。

（ｂ）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

ＣＳＳＦは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

（ａ）申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、ＣＳＳＦ規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは（該当する場合は）ＣＳＳＦ規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、ＣＳＳＦは、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

（ｂ）上記（ａ）記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならず、また、投機的ポジションを含んではならない。

（ｃ）管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

－　公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（会社を実質的に経営する者と異なる場合）

－　その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

（ｄ）管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がＣＳＳＦに提供されなければならない。ＣＳＳＦは株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する／適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

（ｅ）申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、ＣＳＳＦが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてＣＳＳＦに通知を行う義務を負うこととなる。

ＣＳＳＦは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

（ａ）管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。

（ｂ）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

（ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

（ｄ）2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

（ｅ）2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するＵＣＩの資産を使用してはならない。

管理するＵＣＩの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

（２）2010年法第125－２条に服する管理会社

2010年法第88－２条第２項ａ）に規定する外部ＡＩＦＭを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011／61／ＥＵに規定する一または複数のＡＩＦを管理し、2010年法第125－２条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第３条第２項に規定される閾値の１つを上回った場合、2013年法第２章に基づくＡＩＦのＡＩＦＭとして、ＣＳＳＦによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第５条第４項に記載される付随的業務および同法別紙Ｉに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するＡＩＦに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にＣＳＳＦの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2　2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

Ａ．業務を行うための条件

（１）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、ＣＳＳＦの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、ＣＳＳＦのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、ＣＳＳＦは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にＣＳＳＦに対しなされなければならない。管理会社の設立は、ＣＳＳＦによる認可の通知後にのみ実行可能である。

（２）管理会社は、指令2009／65／ＥＣに従い認可されるＵＣＩＴＳの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のＵＣＩの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009／65／ＥＣの下でその他の加盟国において販売することはできない。

ＵＣＩＴＳの管理のための活動は、2010年法別表Ⅱに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

（３）上記（２）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（ａ）ポートフォリオが金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）の附属書Ⅱのセクション Ｂに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む。）

（ｂ）付随的業務としての、金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）の附属書Ⅱのセクション Ｂに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにＵＣＩの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（ａ）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

（４）上記（２）からの一部修正として、指令2011／61／ＥＵに規定するＡＩＦのＡＩＦＭとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第２章に基づくＡＩＦのＡＩＦＭとして、ＣＳＳＦによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項（７）に基づき認可を申請するに際し、自らがＣＳＳＦに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Ⅰに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するＵＣＩＴＳの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するＡＩＦの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第５条第４項に規定する付随的業務を行うこ

ともできる。本（４）に規定するＡＩＦのＡＩＦＭとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

（５）金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第１－１条、第37－１条および第37－３条は、管理会社による上記（３）の業務提供に準用される。

上記（３）（ａ）で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するＥＵ規則575／2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年６月26日付欧州議会および理事会指令2013／36／ＥＵを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

（６）管理会社が支払不能となった場合、上記（２）（３）の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

（７）ＣＳＳＦは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

（ａ）管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

－ 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

－ 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

（ｉ）管理会社が運用するＦＣＰ（管理会社が運用機能を委託したかかるＦＣＰのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

（ii）管理会社が指定管理会社とされた投資法人

（iii）管理会社が運用するＵＣＩ（管理会社が運用機能を委託したかかるＵＣＩのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

－ これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、ＥＵ規則575／2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、ＥＵ加盟国またはＣＳＳＦがＥＵ法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

（ｂ）（ａ）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではならない。

（ｃ）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するＵＣＩＴＳに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、ＣＳＳＦに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

（ｄ）認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

（ｅ）中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。

（ｆ）管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

（ｉ）公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（（ｃ）に記載の者と異なる場合）

（ii）その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

（８）さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、ＣＳＳＦは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

ＣＳＳＦは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

ＣＳＳＦは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

（９）記入済みの申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

（10）管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記（７）（ｆ）に記載の管理会社の経営陣は、ＣＳＳＦが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてＣＳＳＦに通知を行う義務を負うこととなる。

（11）ＣＳＳＦは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

（ａ）12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月以上活動を停止する場合。

（ｂ）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

（ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

（ｄ）認可が上記（３）（ａ）に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013／36／ＥＵの施行の結果である金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）に適合しない場合。

（ｅ）2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

（ｆ）2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

（12）管理会社が、（2010年法第116条に従い）集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、ＣＳＳＦは、管理会社の認可を撤回する前に、ＵＣＩＴＳ所在加盟国の監督当局と協議する。

（13）ＣＳＳＦは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。

ＣＳＳＦは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。

（ａ）他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社

（ｂ）他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または

（ｃ）他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社

（14）管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

（15）承認された法定監査人の変更は、事前にＣＳＳＦの承認を得なければならない。

（16）1915年法および同法第1100条－15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。

（17）ＣＳＳＦは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

（18）承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはＵＣＩに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、ＣＳＳＦに対し速やかに報告しなければならない。

－　2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合

－　管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合

－　会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、（16）に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、（16）に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をＣＳＳＦに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはＣＳＳＦに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにＣＳＳＦに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、ＣＳＳＦに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのＣＳＳＦが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がＣＳＳＦに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

ＣＳＳＦは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

Ｂ．ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

（１）管理会社は、常に上記（１）ないし（８）に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は（７）（ａ）に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、ＣＳＳＦは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第１条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、ＣＳＳＦの責任とする。ただ

し、ＵＣＩＴＳ指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年４月５日法（改正済）第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

（２）管理会社が管理するＵＣＩＴＳの性格に関し、またＵＣＩＴＳの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、ＵＣＩＴＳ ＩＶ指令に従い、以下を義務づけられる。

（ａ）健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（規則（ＥＣ）1060／2009、（ＥＵ）648／2012、（ＥＵ）600／2014、(ＥＵ)909／2014および（ＥＵ）2016／1011を改正する、金融業界のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2022／2554に従って設定および運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、ＵＣＩＴＳに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するＵＣＩＴＳの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

（ｂ）管理会社と顧客、顧客間、顧客とＵＣＩＴＳまたはＵＣＩＴＳ間の利益の相反により害されるＵＣＩＴＳまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

（３）2.2.1.2.2のＡ.（３）（ａ）に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、

（ｉ）顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するＵＣＩＴＳの受益証券に投資してはならない。

（ii）（３）の業務に関し、金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97／９／ＥＣを施行する2000年７月27日法の規定に服する。

（４）管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。

（ａ）管理会社は、ＣＳＳＦに上記を適切に報告しなければならず、ＣＳＳＦは、ＵＣＩＴＳ所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

（ｂ）当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、ＵＣＩＴＳがそのように管理されることを妨げてはならない。

（ｃ）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

（ｄ）当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、ＣＳＳＦおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

（ｅ）投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

（ｆ）管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

（ｇ）当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

（ｈ）委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

（ｉ）ＵＣＩＴＳの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

（５）事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

（ａ）事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するＵＣＩＴＳの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

（ｂ）管理会社が管理するＵＣＩＴＳの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

（ｃ）事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

（ｄ）利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するＵＣＩＴＳが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。

（ｅ）その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。

－ ＵＣＩＴＳの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの

－ 関連するＵＣＩＴＳに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの

－ ＵＣＩＴＳの最善の利益のために行動するＵＣＩＴＳ管理会社の義務の遵守を妨げないもの

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。

（６）管理会社は、上記（５）に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

（ａ）報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。

（ｂ）報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するＵＣＩＴＳの、および当該ＵＣＩＴＳの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

（ｃ）報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年１回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

（ｄ）報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年１回の割合で、中央的かつ独立した形での社内レビューの対象とされる。

（ｅ）内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

（ｆ）リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。

（ｇ）報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはＵＣＩＴＳの各業績評価と、ＵＣＩＴＳのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

（ｈ）業績評価は、評価プロセスがＵＣＩＴＳのより長い期間の業績およびＵＣＩＴＳへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するＵＣＩＴＳの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

（ｉ）保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の１年に限定してなされる。

（ｊ）報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

（ｋ）満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

（ｌ）変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

（ｍ）ＵＣＩＴＳの法制およびＵＣＩＴＳのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するＵＣＩＴＳの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、ＵＣＩＴＳの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するＵＣＩＴＳおよび当該ＵＣＩＴＳの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下（ｎ）に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

（ｎ）変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、ＵＣＩＴＳの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該ＵＣＩＴＳのリスク特性に正確に合致するよう調整

される。本項で言及される期間は、少なくとも３年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

（ｏ）変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、ＵＣＩＴＳおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するＵＣＩＴＳが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

（ｐ）年金方針は、管理会社および管理会社が管理するＵＣＩＴＳの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後５年間は、上記（ｍ）項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく５年間の留保期間後に上記（ｍ）項に定める証券の形式で支払われるものとする。

（ｑ）役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

（ｒ）変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするビークルや方式を通じては支払われない。

上記第６項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてＵＣＩＴＳ自体が直接支払う金額、およびＵＣＩＴＳの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するＵＣＩＴＳの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009／65／ＥＣ第14ａ条第（４）項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するＵＣＩＴＳのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

（７）管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたＵＣＩＴＳを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、ＵＣＩＴＳ所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

（８）管理会社は、金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第１条第１項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第37－８条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37－８条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

Ｃ．設立の権利および業務提供の自由

（１）ＵＣＩＴＳ Ⅳ指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたＵＣＩＴＳは、ＵＣＩＴＳ Ⅳ指令第16条第３項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

（２）2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のＥＵ加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年８月23日付ＣＳＳＦ通達18／698によりさらに処理される。ＣＳＳＦ通達18／698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、ＣＳＳＦ通達18／698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「ＩＦＭ」という。）（すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125－１条または第125－２条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うＩＦＭのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人（ＳＩＡＧ）、2013年法第２章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第４条第１項（ｂ）に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド（ＦＩＡＡＧ））の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付ＣＳＳＦ通達12／546（改正済）を置き換えることをその目的とする。ＣＳＳＦ通達18／698は、ＩＦＭがルクセンブルクおよび／または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。ＣＳＳＦ通達18／698は、認可に係る特定の要件（特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

ＣＳＳＦが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびＦＣＰのために行為する管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がＦＣＰの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託

契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、ＦＣＰの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

－　ＦＣＰのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還よび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。

－　受益証券の価格が法律または約款（ＵＣＩＴＳのみ）に従って計算されるようにすること。

－　法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。

－　ＦＣＰの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

－　ＦＣＰの収益が約款に従って使用されるようにすること。

ＵＣＩＴＳ Ｖ指令（以下に定義される。）に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、ＦＣＰおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりＦＣＰおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。ＵＣＩＴＳの場合（後者の場合）、その登録事務所は他のＥＵ加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法（改正済）に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するＵＣＩＴＳに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はＣＳＳＦに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、ＦＣＰが2010年法を遵守しているかをＣＳＳＦがモニタリングするために必要なすべての情報を、ＣＳＳＦに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するＵＣＩＴＳに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009／65／ＥＣを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、ＣＳＳＦは、ＵＣＩＴＳの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたＣＳＳＦ通達14／587を2014年７月11日に公表した（以下「通達14／587」という。）[10]。ＣＳＳＦは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、ＵＣＩＴＳの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14／587の結果、ＩＭＬ通達91／75（ＣＳＳＦ通達05／177、18／697、21／790および22／811により改正済）の第Ｅ章はもはやＵＣＩＴＳには適用されなくなったが、ＡＩＦＭＤの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在ＵＣＩＴＳの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、ＣＳＳＦの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなければならなかった。

10　ＣＳＳＦ通達14／587は、以下に詳述されるとおりＣＳＳＦ通達16／644によって置き換えられた。

2014年７月23日、欧州理事会は、2016年３月18日までに加盟国が実施しなければならないＵＣＩＴＳ Ⅴ指令の最終文を正式に採択した。ＵＣＩＴＳ Ⅴ指令は、ＵＣＩＴＳの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにＵＣＩＴＳの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

ＵＣＩＴＳ Ⅴのレベル２の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年５月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、ＵＣＩＴＳ指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、ＣＳＳＦは、ＵＣＩＴＳの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのＵＣＩＴＳおよびＵＣＩＴＳのために活動する管理会社に宛ててＣＳＳＦ通達16／644を公表した。本ＣＳＳＦ通達16／644は、ＵＣＩＴＳ Ⅴレベル２の措置と矛盾する通達14／587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびＵＣＩＴＳ Ⅴレベル２の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況（ＵＣＩＴＳがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年８月23日に、ＣＳＳＦは、2010年法パートⅠの適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ（該当する場合）に適用される組織的取決めに関するＣＳＳＦ通達18／697を発布した。ＣＳＳＦ通達18／697は、投資信託に関連する2010年法パートⅠに従いＵＣＩＴＳの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に関するＣＳＳＦ通達16／644および投資信託に関する1998年３月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に関するＩＭＬ通達91／75（ＣＳＳＦ通達05／177により改正済）を改定する。

（Ａ）預託機関は、ＦＣＰのパートⅠファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

－ ＦＣＰのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
－ 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
－ 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
－ ＦＣＰの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
－ ＦＣＰの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、ＦＣＰの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の２ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、ＦＣＰのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、ＦＣＰおよびＦＣＰの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第４項ａ）に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ＦＣＰのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、ＦＣＰおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりＦＣＰおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

ＵＣＩＴＳ Ⅴ指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（ｉ）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デュー・ディリジェンス、（iv）支払不能保証および（ｖ）独立性に関係するものである。また、ＳＩＣＡＶは、客観性のある所定の基準に基づき、ＳＩＣＡＶおよびＳＩＣＡＶの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パートⅠファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のＥＵ加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するＵＣＩＴＳに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はＣＳＳＦに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、ＦＣＰが2010年法を遵守しているかをＣＳＳＦがモニタリングするために必要なすべての情報を、ＣＳＳＦに対し提供しなければならない。

ＣＳＳＦは、2016年10月11日に、ＵＣＩＴＳの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたＣＳＳＦ通達16／644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、ＣＳＳＦは、ＵＣＩＴＳの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

ＣＳＳＦ通達16／644は、上記でさらに記載されるとおり、ＣＳＳＦ通達18／697により改定された。

（Ｂ）預託機関は、パートⅡファンドとしての適格性を有するＦＣＰについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第２章に基づき認可されるＡＩＦＭが管理するＦＣＰと、2013年法第３条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するＡＩＦＭが管理するＦＣＰとを区別している。

ＦＣＰ（パートⅡファンド）に関しては、ＦＣＰの資産は、2010年法第88－３条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

ＵＣＩＴＳの保管受託体制は、パートⅡファンドの預託機関に適用される。2018年３月１日にメモリアルにおいて公表され、2018年３月５日に発効した2018年２月27日付法律が採択されたことにより、ＵＣＩＴＳの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパートⅡファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパートⅡファンドの預託機関にはＡＩＦＭの保管受託体制が適用される（2016年５月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（ｉ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、ＦＣＰの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のＢ（４）に従う。

（ii）販売会社および販売代理人

管理会社は、ＦＣＰの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のＦＣＰの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（「sociétés anonymes」）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- **この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または１人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において１株につき１票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。**
- **会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授権資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授権の枠内で取締役会の決定に従い、１度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授権資本の公告後５年以内に発行されなかった授権資本部分については、株主総会による再授権が必要となる。株主は、株主総会が上記再授権毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。**

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（ＳＩＣＡＶ）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（「société d'investissement à capital variable」または「ＳＩＣＡＶ」）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

ＳＩＣＡＶは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

ＳＩＣＡＶは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

ＳＩＣＡＶの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、ＳＩＣＡＶの株主総会の議事録を記録した公正証書またはＳＩＣＡＶに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

ＳＩＣＡＶは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボートが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の５日前（以下「基準日」という。）の午前０時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

ＳＩＣＡＶは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にＳＩＣＡＶによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まれなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- **管理会社を指定しないＳＩＣＡＶの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したＳＩＣＡＶを含めすべてのＳＩＣＡＶの資本金は、認可後６か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。ＣＳＳＦ規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるＣＳＳＦ規則は発行されていない。）。**
- **取締役および監査人ならびにそれらの変更はＣＳＳＦに届け出ることを要し、ＣＳＳＦの異議のないことを条件とすること。**
- **定款中にこれに反する規定がない場合、ＳＩＣＡＶはいつでも株式を発行することができること。**
- **定款に定める範囲で、ＳＩＣＡＶは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。**
- **株式は、ＳＩＣＡＶの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はＣＳＳＦ規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いＣＳＳＦが決定する。）。**

－　通常の期間内にＳＩＣＡＶの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りＳＩＣＡＶの株式を発行しないこと。
－　定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、ＳＩＣＡＶの資産評価の原則および方法を特定すること。
－　定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、（ｉ）ＳＩＣＡＶに預託がない間、または（ii）預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手続の対象となった場合は禁止されること。
－　定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パートⅠファンドについては最低１か月に２回、またはＣＳＳＦが許可する場合は１か月に１回とし、パートⅠ以外のファンドについては最低１か月に１回とする。）。
－　定款中にＳＩＣＡＶが負担する費用の性質を規定すること。
－　ＳＩＣＡＶの株式は、全額払込済でなければならず、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2.　オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、１株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後１か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも３か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに１か月以内にＲＣＳに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）ＳＩＣＡＶは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3.　投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4.　預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

－　ＳＩＣＡＶの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびＳＩＣＡＶの定款に従って執行されるようにすること。
－　ＳＩＣＡＶの株式の価額が法律およびＳＩＣＡＶの定款に従って計算されるようにすること。

－　法律およびＳＩＣＡＶの定款に反しない限りにおいて、ＳＩＣＡＶまたはＳＩＣＡＶに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
－　ＳＩＣＡＶ資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
－　ＳＩＣＡＶの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

ＳＩＣＡＶが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、ＳＩＣＡＶの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第１項、第２項および第３項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、ＳＩＣＡＶのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のＳＩＣＡＶの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、ＳＩＣＡＶおよびＳＩＣＡＶの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第３項ａ）に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ＳＩＣＡＶのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、ＳＩＣＡＶおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりＳＩＣＡＶおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

ＵＣＩＴＳ Ｖ指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（ｉ）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デュー・ディリジェンス、（iv）支払不能保証および（ｖ）独立性に関係するものである。また、ＳＩＣＡＶは、客観性のある所定の基準に基づき、ＳＩＣＡＶおよびＳＩＣＡＶの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第２章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるＡＩＦＭが管理するＳＩＣＡＶには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5.　関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6　パートⅠファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にＳＩＣＡＶに関し定められているが、パートⅠファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

（1）ＳＩＣＡＶが、ＵＣＩＴＳ ＩＶ指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

－　認可の申請は、ＳＩＣＡＶの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

－　ＳＩＣＡＶの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該ＳＩＣＡＶが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がＣＳＳＦに直ちに報告されなければならない。ＳＩＣＡＶの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも２名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきＳＩＣＡＶを代理するか、またはＳＩＣＡＶの方針を実質的に決定する者をいう。

－　さらに、ＳＩＣＡＶと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、ＣＳＳＦは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

ＣＳＳＦは、また、ＳＩＣＡＶが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

ＳＩＣＡＶは、ＣＳＳＦに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

ＳＩＣＡＶは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、ＳＩＣＡＶの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、ＣＳＳＦが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてＣＳＳＦに通知を行う義務を負うこととなる。

ＣＳＳＦは、ＳＩＣＡＶが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該ＳＩＣＡＶに付与した認可を取り消すことができる。

（ａ）12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または６か月以上活動を停止する場合。

（ｂ）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

（ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

（ｄ）2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

（ｅ）2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

（２）上記2.2.1.2.2.の（21）および（22）に定める規定は、指令2009／65／ＥＣに従い認可された管理会社を指定していないＳＩＣＡＶに適用される。ただし、「管理会社」を「ＳＩＣＡＶ」と読み替える。

ＳＩＣＡＶは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

（３）指令2009／65／ＥＣに従い認可された管理会社を指定していないＳＩＣＡＶは、2018年８月23日付ＣＳＳＦ通達18／698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、ＣＳＳＦは、ＳＩＣＡＶの性格にも配慮し、当該ＳＩＣＡＶが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該ＳＩＣＡＶの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該ＳＩＣＡＶに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するＳＩＣＡＶの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年８月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年３月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年１月１日に施行され、2007年２月13日に1988年３月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年１月１日から施行されたが、2012年７月１日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（ＦＣＰおよび／または非セルフ・マネージドＳＩＣＡＶ）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）ＳＩＣＡＶの形態をとるか公開有限責任会社（「société anonyme」）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、ＳＩＣＡＶにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420の１条）

最低１名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ｉ）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

（ii）会社の形態および名称

（iii）登録事務所の所在地

（iv）会社の目的

（ｖ）発行済資本および授権資本（もしあれば）の額

（vi）当初払込済の発行済資本の額

（vii）発行済資本および授権資本を構成する株式の種類の記載

（viii）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ix）現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

（ｘ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（ｘｉ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

（ｘii）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（ｘiii）会社の存続期間

（ｘiv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（ｉ）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをＲＣＳに公告すること

（ii）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から３か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4.　発起人および取締役の責任（1915年法第420の19（２）条および第420の23（２）条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2.　2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1.　設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2.　定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3.　ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（ｉ）次の投資信託はルクセンブルクのＣＳＳＦから正式な認可を受けることを要する。

－　ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第２条および第87条に準拠すること。

－　ＥＵ加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のＥＵ加盟国で設立・設定されたＵＣＩＴＳでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条（５）の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法ＡＩＦの受益証券または株式の販売は、2013年法第６章および第７章の規定に従ってルクセンブルクで設立されたＡＩＦMにより行われる場合、または2011／61／ＥＵ指令の第ＶＩ章および第ＶＩＩ章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたＡＩＦMにより行われる場合、除外される。

（ii）認可を受けたＵＣＩは、ＣＳＳＦによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第２条および第87条に言及されるＵＣＩについては、設立から１か月以内にかかるリストへの記入の申請書をＣＳＳＦに提出しなければならない。

（iii）ルクセンブルク法、規則およびＣＳＳＦの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。ＣＳＳＦのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から１か月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはＣＳＳＦの要請に基づき、該当するルクセンブルクのＵＣＩの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1.　1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（「fonds d'investissement」）の定義は、1991年１月21日付ＩＭＬ通達91／75（ＣＳＳＦ通達05／177、18／697、21／790および22／811により改正済）の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法

人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第５条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年５月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（ＩＭＬ）によりとってかわられた。ＩＭＬは、1998年４月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、ＣＳＳＦに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するＣＳＳＦの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、ＦＣＰの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（ＦＣＰの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ４か月および２か月以内に公表されなければならない。）。パートⅡファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が４か月から６か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が３か月に延長される（2010年法第150条第２項）。

パートⅠファンドに関しては、投資法人／管理会社（ＦＣＰの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「ＫＩＩ」という。）を作成するものとする（2010年法の第159条を参照のこと）。

ＫＩＩは、該当するＵＣＩＴＳの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

ＫＩＩは、該当するＵＣＩＴＳについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

（ａ）ＵＣＩＴＳの識別情報
（ｂ）投資目的および投資方針の簡単な説明
（ｃ）過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
（ｄ）原価および関連手数料
（ｅ）関連するＵＣＩＴＳへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

ＫＩＩは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

ＫＩＩは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（ＰＲＩＩＰ）の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）第1286／2014号（以下「規則（ＥＵ）1286／2014」という。）に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、ＣＳＳＦは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条

ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす（2010年法第163－１条を参照のこと。）。

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則（ＥＵ）1286／2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、ＣＳＳＦは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

ＫＩＩは、当該ＵＣＩＴＳが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

－ ＵＣＩはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をＣＳＳＦに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ４か月以内および２か月以内にＣＳＳＦに送付されるものとする。

－ 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。

－ 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

－ 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびＵＣＩＴＳに関するＫＩＩに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（ｉ）公募または販売の承認

2010年法第129条第１項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはＣＳＳＦの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第２項は、ＣＳＳＦが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第３条に規定される一部修正に従い、パートⅡファンドは、2010年法第88－２条第２項ａ）に従い任命を受ける外部ＡＩＦＭが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パートⅡファンドに服する、同法第88－２条第２項ｂ）に規定する内部的に管理されるＵＣＩは、同法第129条第１項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第３条に規定される一部修正に従い、2010年法第88－２条第２項ｂ）に従い認可を受けなければならない。

（iii）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてＣＳＳＦに提出された場合の事前の意見確認

ＣＳＳＦの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、ＣＳＳＦに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年４月６日付ＣＳＳＦ通達05／177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をＣＳＳＦに提出する必要はない。ただし、ＣＳＳＦの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（iv）目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールＡに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（ｖ）誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

（vi）財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をＲＥＳＡに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、ＵＣＩの報告書またはその他の書類に投資家またはＣＳＳＦ向けに提供された情報が当該ＵＣＩの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにＣＳＳＦに報告する義務を負う。監査人は、ＣＳＳＦに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてＣＳＳＦが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各ＵＣＩについて毎年、前会計年度中のＵＣＩの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めていたＣＳＳＦ通達02／81は、ＣＳＳＦ通達21／790により置き換えられた。ＣＳＳＦ通達21／790は一方で、ＵＣＩにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各ＵＣＩの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にＵＣＩからＣＳＳＦに送付される情報の詳細を記載した。同通達は他方で、ＵＣＩの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各ＵＣＩの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。ＣＳＳＦが承認された法定監査人に対して、ＵＣＩの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

（vii）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をＣＳＳＦに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

ＩＭＬ通達97／136（ＣＳＳＦ通達08／348により改正済）およびＣＳＳＦ通達15／627（ＣＳＳＦ通達25／871により改正済）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をＣＳＳＦに提出しなければならない。

（viii）違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託（「fonds d'investissement」）の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する１人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたＵＣＩＴＳは、吸収される側のＵＣＩＴＳとしてもまたは吸収する側のＵＣＩＴＳとしても、ＵＣＩＴＳまたはＵＣＩＴＳのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には３種類ある。

- **ＵＣＩＴＳ（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のＵＣＩＴＳ」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のＵＣＩＴＳ（以下「吸収する側のＵＣＩＴＳ」という。）に移転する場合**
- **２つ以上のＵＣＩＴＳ（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなＵＣＩＴＳに移転する場合**
- **負債が消滅するまで存続する一または複数のＵＣＩＴＳ（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のＵＣＩＴＳの別のコンパートメントまたは別のＵＣＩＴＳ（またはコンパートメント）に資産を移転する場合**

吸収される側のＵＣＩＴＳ（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はＣＳＳＦから事前の承認を受ける。

吸収する側のＵＣＩＴＳがルクセンブルクで設立された場合、ＣＳＳＦの役割は、吸収される側のＵＣＩＴＳの所在国規制機関と緊密に共同して、当該ＵＣＩＴＳの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のＵＣＩＴＳおよび吸収する側のＵＣＩＴＳ双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がＵＣＩＴＳ文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のＵＣＩＴＳがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、ＣＳＳＦは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- **ａ）吸収される側のＵＣＩＴＳおよび吸収する側のＵＣＩＴＳにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト**
- **ｂ）目論見書および吸収する側のＵＣＩＴＳが別の加盟国で設立された場合、指令2009／65／ＥＣ第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報**
- **ｃ）2010年法第70条に従い、2010年法第69条第１項ａ）、ｆ）およびｇ）に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのＵＣＩＴＳの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のＵＣＩＴＳおよび吸収する側のＵＣＩＴＳの各預託機関による声明書。吸収する側のＵＣＩＴＳが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のＵＣＩＴＳの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009／65／ＥＣ第41条に従い、2010年法第69条第１項ａ）、ｆ）およびｇ）に記載された詳細が、指令2009／65／ＥＣおよびＵＣＩＴＳの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。**
- **ｄ）吸収される側のＵＣＩＴＳおよび吸収する側のＵＣＩＴＳがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報**

ファイルの記入が完了すると、ＣＳＳＦは吸収する側のＵＣＩＴＳの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のＵＣＩＴＳおよび吸収する側のＵＣＩＴＳがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第４項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にするため、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第１項によれば、吸収される側のＵＣＩＴＳおよび／または吸収する側のＵＣＩＴＳがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにＵＣＩＴＳにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場

合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のＵＣＩＴＳの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のＵＣＩＴＳの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のＵＣＩＴＳの受益者および吸収する側のＵＣＩＴＳの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第１項で言及されている交換率を計算する日付の５就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたＵＣＩＴＳの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のＵＣＩＴＳとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたＦＣＰの法的形態を有するＵＣＩＴＳについては、これらのＵＣＩＴＳの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のＵＣＩＴＳとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のＵＣＩＴＳの管理会社により、および法人形態の吸収される側のＵＣＩＴＳの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のＵＣＩＴＳが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のＵＣＩＴＳの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するＵＣＩＴＳが消滅するＦＣＰである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該ＵＣＩＴＳの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならず、かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりＲＥＳＡに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該ＵＣＩＴＳの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

ＦＣＰまたはＳＩＣＡＶの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきＦＣＰが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 ＦＣＰの強制的・自動的解散

ａ．約款で定められていた期間が満了した場合。

ｂ．管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後２か月以内にそれらが代替されない場合。

ｃ．管理会社が破産宣告を受けた場合。

ｄ．連続して６か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の４分の１を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の３分の２を下回っても自動的には清算されないが、ＣＳＳＦは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. ＳＩＣＡＶについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

ａ．資本金が、法律で規定される資本の最低額の３分の２を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

ｂ．資本金が、上記最低額の４分の１を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の４分の１をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の３分の２または４分の１（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、ＣＳＳＦによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

ａ）ＦＣＰ

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

ｂ）会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、ＣＳＳＦがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第１項）。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- **ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書（1915年法第1100－14条）、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書**
- **清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書（清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。）、清算期間の延長要請（清算期間が９か月を超える見込みの場合）、清算後の情報（Caisse de Consignation[11]への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等）などの非財務報告書その他場合に応じて必要な文書**

清算人がその就任を拒否し、またはＣＳＳＦが提案された清算人の選任を承認しない場合は、ＣＳＳＦを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

---

11 ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、ＣＳＳＦの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いＣＳＳＦの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務

は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税（droit d'apport）

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パートＩのＵＣＩＴＳまたはパートⅡのＵＣＩのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第１項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各暦年の四半期末に支払う。

2010年法第174条第２項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

－ マネー・マーケット・ファンドに関する2017年６月14日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2017／1131（以下「規則（ＥＵ）2017／1131」という。）に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個別のコンパートメント（2010年法第175条（ｂ）の利益を損なわない）

－ 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個別のコンパートメントおよびＵＣＩ内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年４月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（ＣＤ）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に１回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第３項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年６月18日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2020／852（規則（ＥＵ）2019／2088を改正する。）（以下「規則（ＥＵ）2020／852」という。）第３条に定義される持続可能な経済活動に投資されるＵＣＩまたは複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またＵＣＩまたは複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメントの純資産総額に対する当該投資割合に応じて、0.04%から0.01%の範囲における軽減税率が適用される。

2010年法第174条第３項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、ＵＣＩの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合（規則（ＥＵ）2020／852に従い開示される。）は、監査業に関する2016年７月23日法第62条第（ｂ）項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第１項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により証明されなければならない。かかる割合およびＵＣＩまたは複数のコン

パートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、その年次税の定期申告において個別に開示されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税（taxe d'abonnement）の初回申告のために、ルクセンブルクのＶＡＴ当局（Administration de l' Enregistrement et des Domaines et de la TVA）に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのＶＡＴ当局への証明書の提出後の４四半期に関して、規則（ＥＵ）2020／852第３条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合（当該規則に従い開示される。）に適用される税率を決定する基準となる。

上記第２および第３段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各ＵＣＩは、当該ＵＣＩがルクセンブルクのＶＡＴ当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

（ａ）他のＵＣＩにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはＲＡＩＦ法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のＵＣＩにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するＵＣＩは、ＶＡＴ当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

（ｂ）以下のＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

（ｉ）その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

（ii）規制（ＥＵ）2017／1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

（iii）公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

ＵＣＩまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

（ｃ）その証券が、（ｉ）従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび（ii）従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および（iii）汎欧州個人年金商品（ＰＥＰＰ）に関する2019年６月20日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2019／1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品（ＰＥＰＰ）に関する貯蓄者のために留保されるＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント。

ＵＣＩまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本（ｃ）の（ｉ）、（ii）および（iii）で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

（ｄ）主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

（ｅ）以下のＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

（ｉ）その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

（ii）一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

ＵＣＩまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、（ｉ）の条件を満たすクラスにのみ適用される。

（ｆ）欧州長期投資ファンド（European long-term investment funds ）に関する2015年４月29日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）2015／760（以下「規則2015／760」という。）に定めるＥＬＴＩＦとして認可されるＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各ＵＣＩは、ＶＡＴ当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

（ｇ）その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するＵＣＩＴＳおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩＴＳの個々のコンパートメント。

ＵＣＩＴＳまたはコンパートメント内に複数の受益証券または株式クラスが存在する場合、当該免除は、本書に言及される受益証券または株式クラスにのみ適用されるものとする。

2024年12月30日、ＡＥＤは、ルクセンブルクの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する課税の枠組みの改善およびアクティブ運用されるＵＣＩＴＳ ＥＴＦの年次税の免除に関する通達824を発行した。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

現在のルクセンブルク税法では、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していた場合、その株式または受益証券は、相続税の目的において当該受益者の課税対象に含まれる。反対に、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していなかった場合、当該受益者の死亡に際して行われる株式または受益証券の譲渡には相続税が課せられない。

株式または受益証券の贈与または寄付について、当該贈与がルクセンブルクの公正証書に記録されまたはその他ルクセンブルクにおいて登録されている場合は、贈与税を課せられることがある。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託（パートⅠファンドまたはパートⅡファンド）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託（パートⅠファンドまたはパートⅡファンド）を通じて、ルクセンブルク籍企業（ＳＩＣＡＲ、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10％を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、（ｉ）当該会社の株式が取得後６か月以内に処分される場合、または（ii）当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前５年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

ルクセンブルクの居住者である受益者およびルクセンブルクに株式または受益証券が帰属する恒久的施設または常駐者を有する非居住者である受益者は、かかる株式または受益証券に対してルクセンブルクの富裕税を課せられる。ただし、当該受益者が（ｉ）個人、（ii）2004年３月22日法（改正済）に服する証券化のためのビークル、（iii）2004年６月15日法（改正済）に服するベンチャー・キャピタル会社、（iv）2005年７月13日法（改正済）に服する専門年金機関、（ｖ）2007年２月13日法（改正済）に服する専門投資信託、（vi）2007年５月11日法（改正済）に服するファミリー・ウェ

ルス・マネジメント会社、（vii）2010年12月17日法（改正済）に服するＵＣＩ、または（viii）2016年７月23日法（改正済）に服するリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ただし、（ｉ）2004年３月22日法（改正済）に服する証券化会社、（ii）2004年６月15日付法（改正済）に服する税務上不透明なベンチャー・キャピタル会社、（iii）2005年７月13日法（改正済）に服する専門年金機関、および（iv）ルクセンブルクの税務上の目的においてベンチャー・キャピタル・ビークルとして扱われる、2016年７月23日法（改正済）に服する税務上不透明なリザーブド・オルタナティブ投資ファンドは、引き続きルクセンブルクの最低富裕税の課税対象となる。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.3. 付加価値税

通達723および723bisに従い、ルクセンブルク付加価値税法（以下「ＬＶＬ」という。）第44条第１項ｄ）に記載される投資信託（以下「投資信託」という。）で、その運用がＬＶＬ第44条第１項ｄ）に基づき付加価値税を免除されるものは、ルクセンブルクにおいて仕入れに係る付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者として適格であるものとする。

現在のルクセンブルクの法制は、法人型の投資信託（すなわち、ＳＩＣＡＶ、ＳＩＣＡＦ、ＳＩＣＡＲ）および契約型の投資信託（すなわち、ＦＣＰ）の双方を含む、第44条第１項ｄ）に基づくすべてのＡＩＦに対して区別することなく適用されることに留意すべきである。

その課税対象者としての適格性により、ルクセンブルク以外のサービス提供者（ＥＵおよび非ＥＵの双方を含む。）から受けるサービスは、原則として、一般的な「企業間取引」の供給地ルールに基づき、付加価値税の目的においてルクセンブルクに所在し、またその付加価値税の取扱いは、ルクセンブルク付加価値税法の規定の適用を受ける。

ルクセンブルクでは、投資信託の運用は、ＬＶＬ第44条第１項ｄ）に基づき付加価値税を免除される。付加価値税の免除は、特に（ｉ）ファンド管理（ファンド会計サービス、顧客対応、評価および価格設定、規制コンプライアンスの監視、受益者名簿の維持、収益の分配、受益証券の発行および買戻し、契約決済（証書の送付を含む。）または記録保持など）、（ii）ポートフォリオ運用、（iii）リスク管理、および（iv）ファンド関連の投資助言に適用される。

運用サービスの一部が再委託される場合、ＣＪＥＵは、ファンドの管理運用に関して第三者管理者が履行するサービスについて、当該サービスが、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものである場合は、「特別投資信託の運用」の概念の範囲内におけるものであると決定している。かかる文脈において、かつ、ＣＪＥＵ判例法に基づき、本免除は、第三者に委託される投資顧問サービスにも適用されるべきである。

結果として、ジェネラル・パートナー、ＡＩＦMおよびポートフォリオ・マネジャーに委託されたポートフォリオ運用機能により当該投資信託に提供されるファンド運用サービスは、付加価値税を免除される。

ファンド運用における付加価値税の免除の範囲は、ＣＪＥＵ判例法に照らして継続的に変化することにも留意すべきである。ＣＪＥＵは、近年、税務コンプライアンスまたはソフトウェア・サービスなどの業務について（その全部が外注されていない場合でも）、一定の状況において、当該サービスがＣＪＥＵの設定する基準（当該サービスは、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものでなければならない。）を充足する範囲で、付加価値税の免除対象とみなされる可能性があると決定した。

当該投資信託（またはＦＣＰの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービス（設立費用、法律／弁護士サービス、外部監査サービス、ＩＴ/技術サービス、翻訳および印刷の費用など）は、付

加価値税の免除の適用について適格ではなく、そのため、いかなる場合においても引き続きルクセンブルクの付加価値税（通常は、17%の標準税率）を課せられる。

投資信託／その管理会社は、支払うべきルクセンブルク付加価値税を自己申告する責任を負う外国供給業者からの課税対象費用を受領する場合においてのみ、付加価値税の目的において（付加価値税の簡易年次申告の提出を伴う）簡易課税制度に基づく登録を義務付けられる。現地で発生しまたはリバース・チャージ方式に基づき自己申告された仕入れに係る付加価値税は回収不能であり、そのため、投資信託／その管理会社の最終的な費用を構成する。外国の付加価値税の適用（即ち、二重課税）を回避するために、付加価値税の登録は、外国から課税対象サービスに対する請求書を受領する前に行われる必要がある。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてＶＡＴ債務は発生しない。

従前の制度（ルクセンブルクＶＡＴ当局により発行された2016年９月30日付通達781）では、取締役の報酬は、一般に、付加価値税の課税対象とみなされていた。投資信託に関しては、取締役の報酬は付加価値税を免除されていた。ジェネラル・パートナーおよび管理会社の取締役の報酬については、一般に、付加価値税の課税対象部分（会社運用自体）と付加価値税の免除対象部分（ファンド運用）に分割されていた。

2024年11月22日、地方裁判所は、ルクセンブルクの会社の取締役が受領する報酬（*tantième*）に関するルクセンブルクの付加価値税の取扱いについて決定を下し、当該決定により、取締役は特にその独立性の欠如から付加価値税の課税対象者として適格でないとする2023年12月21日付のＣＪＥＵの予備判決を適用し、承認した。

また、取締役の報酬に対して付加価値税を適用すべきでないこと認めた2024年11月22日付通達781－2により、本事項はさらに明確となった。同通達において、取締役が上記判決に定める条件の観点から自身の状況を評価すべきである旨の記載はないが、一定の取締役が付加価値税の範囲内または範囲外のいずれに該当するかを判断するための上記の条件または検証に関する具体的な分析もなされていない。代わりに、現時点では、すべての取締役報酬は、一般に（特定の場合を除いて）付加価値税の範囲外であるとみなすアプローチが取られている。したがって、現在、独立取締役が提供する取締役サービスは、付加価値税の対象外であると考えられている（即ち、独立性および経済リスク要件は付加価値税の目的において充足されていないが、個々のケースに応じた具体的な分析はなされていない。）。本通達は、付加価値税の免除を、公開有限責任会社（sociétés anonymes）の取締役のほかに、その他の法的形態の会社（例：SàrlおよびＳＣＡ）の取締役／管理者まで拡張するものである。

また、かかる決定は、自然人または法人である取締役に適用する。ただし、通達において明示的に取り扱われていないが、通達では当該取締役サービスについて個人的に報酬を受領する取締役に言及しているため、本ＶＡＴ制度の利益は、従業員が取締役を務める会社には拡張されるべきでないと考えられる。

過去に適用された付加価値税の正規化を促進するために、ＶＡＴ当局は、2024年12月16日から利用可能な専用ツールをMyGuichet.luに設置している。正規化のプロセスは、取締役がルクセンブルクに設立されているか否かによって異なる。ＶＡＴ当局は、2025年７月１日までに請求が行われることを条件に、2018年および2019年について時効を放棄していることに留意すべきである。

2.6.4. 共通報告基準（以下「ＣＲＳ」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるＣＲＳ法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014／107／ＥＵを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「ＣＲＳ法」という。）に定められる共通報告基準（以下「ＣＲＳ」という。）の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年１

月１日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するＯＥＣＤの多国間の権限ある当局間の契約に加えＥＵ加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

ＣＲＳ法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

ＣＲＳ法の条件に基づき、ファンドは毎年、ＬＴＡに対し、（ｉ）ＣＲＳ法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および（ii）ＣＲＳ法の意味における受動的非金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、ＴＩＮ、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報（以下「本情報」という。）には、ＣＲＳ法別紙Ｉに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局（administration des contributions directes）（以下「ＬＴＡ」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがＣＲＳ法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、ＣＲＳ法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的非金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者（該当する場合）に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はＬＴＡに伝達されたデータにアクセスし、当該データを（必要な場合に）修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、ＣＲＳ法に定められる目的のために毎年ＬＴＡに開示される。ＬＴＡは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてＬＴＡに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、ＣＲＳ法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがＣＲＳ法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

投資家は、ＣＲＳ法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.5. ＦＡＴＣＡ

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、ＦＡＴＣＡ法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるＦＡＴＣＡ規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、ＦＡＴＣＡを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。ＦＡＴＣＡの実施プロセスの一環として、米国政府

は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されＦＡＴＣＡの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

ＦＡＴＣＡの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年７月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「ＦＡＴＣＡ法」という。）により実施されたモデル１政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をＬＴＡに報告することを義務付けている。

ＦＡＴＣＡ法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的非金融機関外国事業体（以下「受動ＮＦＦＥ」という。）の場合、当該ＮＦＦＥのコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

ＦＡＴＣＡ法は、ＦＡＴＣＡ法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をＬＴＡに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、ＬＴＡにより米国内国歳入庁に報告される。

受動ＮＦＦＥとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はＬＴＡに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、ＦＡＴＣＡの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。ＦＡＴＣＡ制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをＬＴＡに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

３．ルクセンブルクの専門投資信託（「ＳＩＦ」）

2007年２月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年７月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年２月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するＳＩＦになった。

3.1. 範囲

ＳＩＦ制度は、（ｉ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるＵＣＩおよび（ii）その設立文書によりＳＩＦ制度に服するＵＣＩに特別に適用される。

さらに、ＳＩＦは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりＵＣＩとしての適格性も有している。かかる地位は、特にＥＵ規則2017／1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」。）等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

ＳＩＦは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002／92／ＥＣおよび指令2011／61／ＥＵを改正する、2014年５月15日付欧州議会および理事会指令2014／65／ＥＵの別紙Ⅱ（以下「指令2014／65／ＥＵ」という。）に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、ＳＩＦに100,000ユーロ以上の投資を行うか、またはＳＩＦへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則（ＥＵ）648／2012を改正する、2013年６月26日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）575／2013に定める金融機関、指令2014／65／ＥＵに定める投資会社、ＵＣＩＴＳに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年７月13日付欧州議会および理事会指令2009／65／ＥＣに定める管理会社、もしくはオルタナティブ投資ファンド運用者に関する、指令2003／41／ＥＣおよび同2009／65／ＥＣならびに規則（ＥＣ）1060／2009ならびに同（ＥＵ）1095／2010を改正する、2011年６月８日付欧州議会および理事会指令2011／61／ＥＵに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がＳＩＦへの投資を認められることを意味する。

ＳＩＦ制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもＳＩＦ制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構成および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「ＦＣＰ」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「ＳＩＣＡＶ」という。）について言及しているが、ＳＩＦが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくＳＩＦの設立も可能である。

- *契約型投資信託*

  特性の要約については、ＦＣＰの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

  ＦＣＰへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- *投資法人（ＳＩＣＡＶまたはＳＩＣＡＦ）*

  特性の要約については、ＳＩＣＡＶの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

  2007年法に基づき、ＳＩＣＡＶは、2010年法に準拠するＳＩＣＡＶの場合のように有限責任会社である必要はない。ＳＩＣＡＶの形態で創設されるＳＩＦは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、ＳＩＦについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2　複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するＳＩＦ（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、ＳＩＦ内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたＳＩＦのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3.　資本構造

2007年法の規定により、ＳＩＦの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、ＳＩＦの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、ＵＣＩＴＳについては６か月以内、パートⅡファンドについては12か月以内である。ＦＣＰに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

ＳＩＦは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に１株につき最低５％までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するＳＩＦを設立することができる。さらに、ＳＩＦは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2　証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するＵＣＩに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するＳＩＣＡＶまたはＦＣＰの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、ＳＩＦは、（例えば、ＳＩＦが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型ＳＩＦの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

ＳＩＦは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3.　投資規制

ＥＵ圏外の統一ＵＣＩについて定める2010年法パートⅡと同様に、2007年法は、ＳＩＦが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、ＣＳＳＦの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

ＳＩＦはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、ＣＳＳＦは特に、ＣＳＳＦ通達07／309を、ＳＩＦにおけるリスク分散に関して発行し、そこでＳＩＦがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型ＳＩＦのコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一ＳＩＦ（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

－　対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
－　対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
－　いずれの場合も、ＳＩＦがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるＳＩＦの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4　規制上の側面

3.4.1　健全性レジーム

ＳＩＦは、ＣＳＳＦによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要のあるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、ＳＩＦは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うＵＣＩの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うＵＣＩについて、ＣＳＳＦは、ＳＩＦの設立文書、ＳＩＦの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。ＳＩＦの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、ＣＳＳＦの承認を必要とする。

2007年法の規定により、ＳＩＦは、ＣＳＳＦによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うＳＩＦは、2013年法が適用される範囲のＡＩＦの資格を自動的に得るわけではない。ＳＩＦは、ＡＩＦの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第２章に基づき認可されるＡＩＦＭが管理するＳＩＦに対しては、2007年法パートⅡの特定の規定が適用される。

3.4.2　預託機関

ＳＩＦは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登記上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法（改正済）の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第３項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から５年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびＳＩＣＡＶのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第８項ａ）号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）第26－１条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にＳＩＦの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3　監査人

ＳＩＦの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4　機能の委託

ＳＩＦは、事業のより効率的な遂行のため、ＳＩＦを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

ａ）ＣＳＳＦは、上記につき適切に報告を受けなければならない。

ｂ）当該権限付与がＳＩＦに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、ＳＩＦが投資家の最善の利益のために活動し、またはＳＩＦがそのように管理されることを妨げてはならない。

ｃ）当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、ＣＳＳＦおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

ｄ）上記（ｃ）の条件を充足しない場合、委託は、ＣＳＳＦが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該ＳＩＦのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。

ｅ）ＳＩＦの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。

ｆ）ＳＩＦの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。

ｇ）当該権限付与は、ＳＩＦの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

ｈ）投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。

ｉ）ＳＩＦの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5　リスクの管理

ＡＩＦとして適格でないＳＩＦは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6　利益相反

ＡＩＦとして適格でないＳＩＦは、更に、必要に応じて、ＳＩＦとＳＩＦの事業活動に寄与している者、またはＳＩＦに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、ＳＩＦは、投資家の利益の保護を確保する。ＳＩＦは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7　投資家に提供するべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

ＳＩＦは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から６か月以内に公表しなければならない。

ＳＩＦは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年１月１日以降、ＳＩＦは、ＥＵ規則1286／2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（ＰＲＩＩＰＳ　ＫＩＤ）を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014／65／ＥＵの別紙Ⅱに定める専門投資家にのみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でＣＳＳＦに提出されなければならない。）およびＳＩＦが2018年１月１日までにＵＣＩＴＳ－ＫＩＩに類似する文書の発行を選択済みであった場合（その場合、当該ＳＩＦは2019年１月31日までＰＲＩＩＰＳ　ＫＩＤを発行する義務を免除される。）はこの限りでない。

3.5　ＳＩＦの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

ＳＩＦは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のＵＣＩについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

（ａ）他のＵＣＩが保有する受益証券／投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がＲＡＩＦに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはＲＡＩＦ法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のＵＣＩにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するＵＣＩは、登録税、不動産、ＶＡＴ当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

（ｂ）以下のＳＩＦおよび複数のコンパートメントを有するＳＩＦの個別のコンパートメント

（ｉ）マネー・マーケット・ファンドに関する2017年６月14日付欧州議会および理事会規制（ＥＵ）2017／1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

（ⅱ）公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

（ｃ）その証券またはパートナーシップ持分が、（ｉ）従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび（ⅱ）従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるＳＩＦ。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するＳＩＦの個別のコンパートメントおよびＳＩＦ内または複数のコンパートメントを有するＳＩＦのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

（ｄ）主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるＳＩＦおよび複数のコンパートメントを有するＳＩＦの個別のコンパートメント

（ｅ）ＥＬＴＩＦに関する規則2015／760に定めるＥＬＴＩＦとして認可される、ＳＩＦおよび複数のコンパートメントを有するＳＩＦの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、ＳＩＦは、ＶＡＴ当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

ＳＩＦが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

４．リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年７月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のＡＩＦであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「ＲＡＩＦ」という。）を導入した。ＲＡＩＦは、ＡＩＦＭＤの範囲内で認可されたＡＩＦＭにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。ＲＡＩＦは、ＣＳＳＦによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

ＲＡＩＦ制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

－　法的構造の柔軟性：　ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。ＲＡＩＦは変動資本構造を選択することもできる。さらに、ＲＡＩＦは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、ＲＡＩＦが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、ＳＩＦに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。ＲＡＩＦは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いか

なる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。

- **適格投資家：　ＲＡＩＦは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014／65／ＥＵの別紙Ⅱに定めるプロフェッショナル投資家および最低金額（100,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。**
- **ＲＡＩＦは、ＣＳＳＦの監督対象とならない。ＳＩＦまたはＳＩＣＡＲと異なり、ＲＡＩＦは、ＣＳＳＦによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。ＲＡＩＦは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。**
- **承認されたＡＩＦＭを任命しなければならないこと：　ＲＡＩＦは自動的にＡＩＦの資格を取得し、ルクセンブルク、他のＥＵ加盟国または場合によっては第三国（ただしＡＩＦＭＤ運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立されたＡＩＦＭを任命しなければならない。**
- **税制：ＲＡＩＦは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはＳＩＣＡＲに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。ＡＩＦ運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。**
- **転換：既存のＳＩＦ、ＳＩＣＡＲおよび規制されないＡＩＦは、投資家および（該当する場合）ＣＳＳＦから適切な承認を得ることを条件に、ＲＡＩＦ制度を選択することができる。**

第４【その他】

外国投資信託受益証券の様式

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

１．表面

ａ．ファンドの名称

ｂ．表象される口数

ｃ．署名（管理会社および保管受託銀行）

ｄ．管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示

ｅ．約款のメモリアルへの掲載に関する情報

２．裏面

記載はありません。

その他

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①　使用開始日を記載することがあります。

②　次の事項を記載することがあります。

・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

③　管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

④　図案を採用することがあります。

（２）投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載

・「投資信託は預貯金と異なります。」との記載

（３）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（４）請求目論見書の末尾にファンド約款全文を掲載します。

別紙－SFDR関連情報

規則（ＥＵ）2019／2088 第８条第１項、第２項および第２ａ項ならびに
規則（ＥＵ）2020／852 第６条第１項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドースイス・フラン／
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドーユーロ／
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドー英ポンド／
ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドー米ドル
法人識別番号：549300887HKEFGJ02957/549300JBJK3DRP34Z565/
549300BCEFLDPCXBHM27/549300U2620IQ1F7CT72

環境的および／または社会的特性

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

ＥＵタクソノミーは、規則（ＥＵ）2020／852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☐ **はい**

- ☐ 以下の経済活動に対して**環境目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：__%
  - ☐ ＥＵタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
  - ☐ ＥＵタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動
- ☐ **社会目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：__%

☒ **いいえ**

- ☐ **環境的／社会的（Ｅ／Ｓ）特性を促進するものであり**、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う
  - ☐ ＥＵタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
  - ☐ ＥＵタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
  - ☐ 社会目的を有する持続可能な投資
- ☒ Ｅ／Ｓ特性を促進するものではあるが、**持続可能な投資を行わない**

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

・ 資産の少なくとも51%が、ＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアスケールの上位50%に含まれるサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に投資されること。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアを用いる。ＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアは、ＵＢＳおよび認められた２社の外部プロバイダーであるＭＳＣＩおよびサステイナリティクスからの標準ＥＳＧ評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したＥＳＧ評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。ＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、０から 10 までのＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアが割り当てられ、10 が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいてＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアの最小値はない。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

該当なし。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はＯＥＣＤ多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

該当なし。

ＥＵタクソノミーは、タクソノミー適合投資はＥＵタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なＥＵ基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するＥＵ基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するＥＵ基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「ＰＡＩ」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。ＵＢＳは、その意思決定プロセスにＰＡＩ指標を組み込んでいる。

現在、以下のＰＡＩ指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4　「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」
－　一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（ＵＢＳ　ＡＭサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10　「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）多国籍企業行動指針の違反」
－　国際連合グローバル・コンパクト（ＵＮＧＣ）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとＵＢＳ－ＡＭのスチュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14　「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」
－　ＵＢＳ－ＡＭは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。ＵＢＳ－ＡＭは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50％以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針　サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

持続可能性要因に対するＰＡＩの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

☐ 考慮しない。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ＥＳＧインテグレーション：

ＥＳＧインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なＥＳＧリスクを検討することにより行われる。ＥＳＧインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にＥＳＧに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またＥＳＧリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ＥＳＧインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・　企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するＵＢＳ内部のＥＳＧ重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ＥＳＧインテグレーションにより、企業のＥＳＧリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してＥＳＧ上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なＥＳＧリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のＥＳＧのデータ・ソースを組み合わせたＵＢＳ内部のＥＳＧリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにＥＳＧリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してＥＳＧリスクを明確に示す。

・　企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なＥＳＧ要因に関するデータを統合した定性的または定量的なＥＳＧリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ＥＳＧに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

資産の少なくとも 51%が、ＵＢＳブレンデッドＥＳＧスコアスケールの上位 50%に含まれるサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に投資されること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。
- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出**（ＣａｐＥｘ）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費**（ＯｐＥｘ）

当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なＥＳＧリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のＥＳＧのデータ・ソースを組み合わせた独自のＥＳＧリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにＥＳＧリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してＥＳＧリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

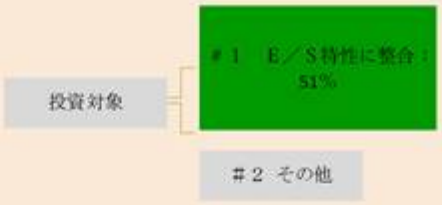

＃１　Ｅ／Ｓ特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

＃２　その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度ＥＵタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

この金融商品はＥＵタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか[1]？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。　☐ 原子力に投資する。

✖ 投資しない。

ＥＵタクソノミーを遵守するために、**化石燃料ガス**に関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

以下の２つのグラフは、ＥＵタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、１つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、２つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。

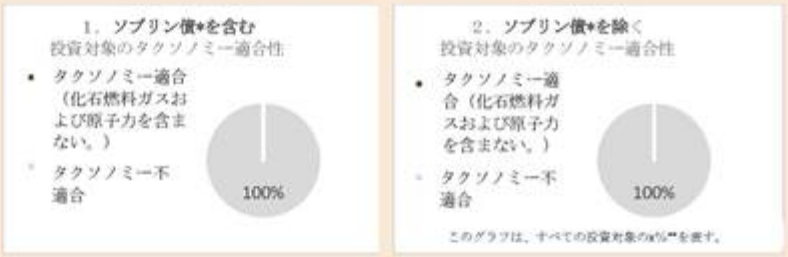

*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

****関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。***

イネーブリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

[1] 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、ＥＵタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、ＥＵタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。ＥＵタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（ＥＵ）2022/1214に定められる。

は、ＥＵタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の**基準を考慮していない**、環境的に持続可能な投資である。

ＥＵタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

どのような投資対象が「＃２　その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「＃２その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているＥＳＧ参照ベンチマークはない。

- ***参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？***

  該当なし。

- ***投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？***

  該当なし。

- ***指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？***

  該当なし。

- ***指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？***

  該当なし。

より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.ubs.com/funds）で参照することができる。

監査報告書

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドの投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド（以下、本監査報告書において「ファンド」といいます。）および各サブ・ファンドの2025年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認めます。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成されます。

- **2025年10月31日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書**
- **2025年10月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表**
- **同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書**
- **同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書**
- **重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記**

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」（以下「ＣＳＳＦ」といいます。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」といいます。）に準拠して監査を行いました。2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、国際会計士倫理基準審議会が公表しルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規程」といいます。）に従ってファンドから独立した立場にあります。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負います。その他の情報は年次報告書に記載される情報を含みますが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれません。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負います。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- **不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。**
- **ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。**
- **使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。**
- **管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。**
- **開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。**

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する倫理上の要件を遵守していることを表明し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、脅威を排除するために行われた措置または適用された予防対策についても報告します。

ルクセンブルグ、2026年２月23日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ
代表

[署名]
アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Money Market Fund

Our opinion
In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Money Market Fund (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 31 October 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited
The Fund's financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 October 2025;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 October 2025;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion
We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements
The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Luxembourg, 23 February 2026

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative
Represented by

Alain Maechling

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

次へ

独立監査人の報告書

ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ－1855、
Ｊ．Ｆ．ケネディ通り33Ａ番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2024年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、ＵＢＳアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2024年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの（金融監督委員会）（以下「ＣＳＳＦ」といいます。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行いました。2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した職業会計士の国際倫理規程（国際会計士倫理基準審議会が発行した国際独立性基準を含みます。）（以下「ＩＥＳＢＡ規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- **不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。**
- **当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。**
- **使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。**
- **取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。**
- **開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。**

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される規制の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2025年６月６日

ピエール＝マリー・ブール

Independent auditor’s report

To the Shareholders of
UBS Asset Management (Europe) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Asset Management (Europe) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d’entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d’ entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d’entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d’entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d’entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d’entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

Luxembourg, 6 June 2025

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンドの投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ＵＢＳ（Lux）マネー・マーケット・ファンド（以下、本監査報告書において「ファンド」といいます。）および各サブ・ファンドの2024年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認めます。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成されます。

- **2024年10月31日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書**
- **2024年10月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券その他の純資産明細表**
- **同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書**
- **同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書**
- **重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記**

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」（以下「ＣＳＳＦ」といいます。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」といいます。）に準拠して監査を行いました。2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、国際会計士倫理基準審議会が公表しルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規程」といいます。）に従ってファンドから独立した立場にあります。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負います。その他の情報は年次報告書に記載される情報を含みますが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれません。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負います。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- **不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。**
- **ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。**
- **使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。**
- **管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。**
- **開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。**

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

ルクセンブルグ、2025年２月18日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表

[署名]
アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Money Market Fund

Our opinion
In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Money Market Fund (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 31 October 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited
The Fund's financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 October 2024;
- the statement of investments in securities and other net assets for each of the sub-funds as at 31 October 2024;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion
We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements
The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 18 February 2025

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Alain Maechling

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。